

中華民國足球協會  
日本職業足球聯盟規章資料翻譯計畫

J 聯盟規約・規程集翻譯

2020 年 8 月

## 譯序

回顧近代東亞足球發展，當台灣足球發展在 1960 年代的港腳風光，1980 年代木蘭女足的揚威國際之後，歷經了數十年的載浮載沉，逐漸淡出在亞洲足壇的視野。但與此同時 1990 年代的日本，卻在川淵三郎先生承繼了日本足球自 1960 年代累積起來的能量，以及對於歐洲當時職業足球制度的詳細考察，經過了六年的可行性評估與規劃，於 1993 年打造了如今已是亞洲頂級職業足球聯賽的「J-League」誕生。

時光荏苒，伴隨著因 2002 日韓世界盃而開始接觸足球的新一代台灣足球人逐漸成長，在一棒接一棒的努力下，近年來我們可以看到在台灣的各個角落，幼兒足球的日趨興盛與俱樂部遍地開花，聯賽制度也在足球人的齊心協力下愈趨健全，這些改變，都不禁讓足球圈的從業人員們開始期待起了職業足球聯盟出現的可能。然而，一個職業聯賽的打造，並非只是資源的堆疊，人資、設施、賽務等典章規範，都是構成一個健全的聯賽制度，以至於打造國家運動文化的關鍵。是故，如同當年川淵三郎在日本職業足球奠基之初對於國外制度的學習，中華足協在國內足球職業化討論方興未艾之際，首先選擇了台灣近年足球發展互動最為頻繁，哲學背景最為相似之日本職業足球聯賽（J-League）之規章制度集做為翻譯標的，希望可作為國內足球職業化發展之參考。

在此，僅代表中華民國足球協會感謝體育署對於運動產業發展的遠見與對本次翻譯計畫的肯定，以及 J 聯盟對於相關規程中文化的開放態度，更要感謝參與本次翻譯計畫的所有老師與編譯夥伴。作為台灣近年來首次對於國外運動產業制度有系統性翻譯，期待這次嘗試與成果可以成為未來台灣討論足球職業化的基礎，也讓更多有志於運動產業的朋友們能有討論與集思廣益的機會。當然，中華足協也期待未來能透過更多系統性的聯賽制度翻譯，讓台灣可以在充分參考各國職業足球聯賽制度，找出屬於最適合我們的職業化發展選項。

他山之石，可以攻錯。衷心期盼在不久的將來，台灣能真正迎來足球聯賽職業化的那一天！

中華民國足球協會  
副秘書長 焦佳弘

# 目 錄

目錄.....	1
1. 公益社團法人日本職業足球聯盟章程 .....	2
2. 日本職業足球聯盟規程 2020 年版 .....	19
3. 道德規章 .....	88
4. 理事會規章 .....	90
5. 監察規章 .....	101
6. 理事會成員報酬及費用規章 .....	106
7. 特任理事規章 .....	111
8. 特定費用準備金處理規章 .....	113
9. 捐贈處理規章 .....	117
10. 執行委員會規章.....	121
11. 專項委員會規章.....	125
12. 專項委員會規章附表.....	128
13. 紀律委員會規章.....	129
14. 仲裁委員會規章.....	132
15. 日本職業足球聯盟聯賽穩定辦理融資規章.....	142
16. 聯賽穩定營運融資特別規則.....	146
17. 大規模災害時補助規章.....	150
18. J 聯盟賽事辦理安全理念 .....	152
19. 2020 明治安田生命 J1.J2.J3 聯賽實施要點 .....	153
20. 2020 日本職業足球聯盟 YBC 日本聯賽盃實施要點 .....	183
21. 2020 日本職業足球聯盟 J1 聯賽季後升降賽實施要點 .....	196
22. J 聯盟表揚規章 .....	202
23. 差差旅費規章.....	209
24. 球衣規範要點.....	214
25. J 聯盟球場標準〔2020 年度用〕 .....	222
26. 主管權責讓渡規章.....	231
27. J1 及 J2 俱樂部所組 U-23 隊參加 J3 聯盟特別規則.....	237
28. J3 俱樂部執照授予規則 .....	246
29. J 聯盟百年構想規章 .....	269
30. J 聯盟業餘球員誓約書 .....	277
31. J 聯盟業餘球員誓約書（J 俱樂部足球學校所屬球員專用） .....	279

# 1. 公益社團法人日本プロサッカーリーグ定款

日文	中文
第1章 総 則	第1章 總 則
第1条〔名称〕  この法人は、公益社團法人日本プロサッカーリーグ(略称Jリーグ)といい、英文ではJapan Professional Football League(略称J. League)と表示する。	第1條〔名 稱〕  本法人為公益社團法人日本職業足球聯盟(簡稱 J 聯盟)，英文為 Japan Professional Football League(簡稱 J. League)。
第2条〔事務所〕  (1) この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。  (2) この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。	第2條〔辦事處〕  (1) 本法人主要辦事處位於東京都文京區。  (2) 本法人依據理事會決議，得將辦事處設置在必要之處；變更或關閉時亦同。
第2章 目的および事業	第2章 目的及業務
第3条〔目的〕  この法人は、公益財團法人日本サッカー協会の傘下団体として、プロサッカー(この法人の正会員となった団体に所属するサッカーチームが業務として行うサッカーをいう。以下同じ)を通じて日本のサッカーの水準の向上及びサッカーの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興及び国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流及び親善に貢献することを目的とする。	第3條〔目 的〕  本法人為公益財團法人日本足球協會之會員團體，以透過職業足球(指由本法人之正式會員團體所屬足球隊作為業務而進行之足球活動，下同)提高日本足球水準、促進足球普及、豐富運動文化與健全國民身心發展、以及對國際社會交流與親善做出貢獻為目的。
第4条〔事業〕  この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  ① プロサッカーの試合の主催および公式記録の作成 ② プロサッカーに関する諸規約の制定	第4條〔業 務〕  為達成前條所述目的，本法人執行以下業務：  ① 舉辦職業足球比賽並製作正式記錄 ② 制定職業足球有關之各種規則 ③ 職業足球選手、教練與裁判等之培訓、資格認證與註冊

日文	中文
<p>③ プロサッカーの選手、監督および審判等の養成、資格認定および登録</p> <p>④ プロサッカーの試合の施設の検定および用具の認定</p> <p>⑤ 放送等を通じたプロサッカーの試合の広報普及</p> <p>⑥ サッカーおよびサッカーテクニックに関する調査、研究および指導</p> <p>⑦ プロサッカーの選手、監督および関係者の福利厚生事業の実施</p> <p>⑧ サッカーに関する国際的な交流および事業の実施</p> <p>⑨ サッカーをはじめとするスポーツの振興および援助</p> <p>⑩ 機関紙の発行等を通じたプロサッカーに関する広報普及</p> <p>⑪ サッカーをはじめとするスポーツの経営人材の養成および活用</p> <p>⑫ その他目的を達成するために必要な事業</p>	<p>④ 職業足球比賽設施認證及設備認證</p> <p>⑤ 透過轉播等促進職業足球比賽宣傳</p> <p>⑥ 有關足球及足球技術之調查、研究及指導</p> <p>⑦ 職業足球選手、教練與關係從業人員勞動權益與福利之保障</p> <p>⑧ 開拓與足球有關之國際交流業務</p> <p>⑨ 以足球為首振興及援助體育活動</p> <p>⑩ 以出版官方文宣形式促進職業足球</p> <p>⑪ 以足球為首促進體育經營人才之養成與活用</p> <p>⑫ 其他為達成前條目的所需執行之業務</p>
第3章 会員	第3章 会員
<p>第5条〔法人の構成員〕</p> <p>(1) この法人を構成する会員は、次のとおりとする。</p> <p>① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した法人で下記にあたるもの</p> <p>(a) J1リーグ会員（以下「J1会員」という） 競争力等において最も優位にあるものと理事会が承認したチームから構成されるプロサッカーリーグ（以下「J1リーグ」という）に属するチームを保有する法人</p> <p>(b) J2リーグ会員（以下「J2会員」という） 競争力等においてJ1リーグに次いで優位にあるものと理事会が承認したチームから構成されるプロサッカーリーグ（以下「J2リーグ」という）に属するチームを保有する法人</p>	<p>第5條〔法人組成會員〕</p> <p>(1) 本法人組成會員如下。</p> <p>① 正式會員 基於認同本法人目的而加入之法人如下：</p> <p>(a) J1聯盟會員（以下簡稱「J1會員」） 擁有經理事會認證具頂級競爭力球隊所組成之職業足球聯盟（以下簡稱「J1聯盟」）球隊之法人</p> <p>(b) J2聯盟會員（以下簡稱「J2會員」） 擁有經理事會認證具次於J1聯盟競爭力球隊所組成之職業足球聯盟（以下簡稱「J2聯盟」）球隊之法人</p> <p>(c) J3聯盟會員（以下簡稱「J3會員」） 擁有經理事會認證且不屬於J1及J2聯盟之</p>

日文	中文
<p>(c) J3 リーグ会員（以下「J3 会員」という） J1 リーグおよび J2 リーグのいずれにも属さず理事会が承認したチームから構成されるプロサッカーリーグ（以下「J3 リーグ」という）に属するチームを保有する法人であつて、J1 会員および J2 会員でないもの</p> <p>② 特別会員 第 22 条第 2 項の規定により理事長（チエアマン）に選定された者</p> <p>③ 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または法人</p> <p>④ 名譽会員 この法人に特に功労のあった者で総会の議決をもつて推薦された者</p>	<p>球隊所組成的職業足球聯盟（以下簡稱「J3 聯盟」）球隊，亦非 J1 會員或 J2 會員之法人</p> <p>② 特別會員 依本章程第 22 條第 2 項被理事長（主席）所選定者</p> <p>③ 賛助會員 贊助本法人業務之個人或法人</p> <p>④ 名譽會員 被推薦者對本法人有特殊貢獻並經會員大會決議者</p>
(2) 前項の会員のうち正会員および特別会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。	(2) 前項所稱之正式會員與特別會員應為法律上一般社團法人及一般財團法人（以下簡稱《一般社團・財團法人法》）之成員。
第 6 条〔会員の資格の取得〕  会員になろうとする者は、入会申込書を理事長（チエアマン）に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名譽会員は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもつて会員となるものとする。	第 6 條〔取得會員資格〕  會員資格之申請需向理事長（主席）提交並獲得理事會批准；惟名譽會員不需透過此程序，得其同意後即成為會員。
第 7 条〔入会金および会費〕  (1) 正会員または贊助会員になろうとする者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。 (2) 正会員または贊助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。 (3) 特別会員および名譽会員は、入会金および会費を納めることを要しない。 (4) この法人が特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て会員から臨時会費を徴収することができる。	第 7 條〔入會費與會費〕  (1) 正式會員與贊助會員須繳納由會員大會所訂之入會費。 (2) 正式會員與贊助會員須繳納由會員大會所訂之會費。 (3) 特別會員與名譽會員毋須繳納入會費及會費。 (4) 本法人於有特別費用之需求時，得經理事會決議向會員收取臨時會費。

日文	中文
第8条〔任意退会〕	第8條〔自由退會〕
(1) 正会員は、理事会において別に定める退会届（以下「退会届」という）を、9月30日までに提出することにより、翌年のシーズン終了日の翌日から翌々年のシーズン開幕の前日までの間に限り、退会することができる。なお、本項においてシーズンとは、各年において最初の公式試合（Jリーグ規約第40条第1項に定義する）が行われる日から最後の公式試合が行われる日までの期間をいう。	(1) 正式會員應於9月30日之前提交理事會另訂之退會通知書（以下簡稱「退會通知書」），始得於下賽季結束後次日起，到下下賽季開幕日前一日期間退會。本項所指之賽季為每年最初正式比賽進行日開始（J聯賽規約第40條第1項所定義）至最終正式比賽進行日為止之期間。
(2) 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、正会員は、退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。	(2) 正式會員得因不可抗力之理由，不受前項規定之限制，得隨時透過提交退會通知書進行退會。
(3) 正会員以外の会員については、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。	(3) 正式會員以外之會員，得隨時提交退會通知書退會。
第9条〔除名〕	第9條〔除名〕
(1) 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の多数による議決を経て、理事長（チエアマン）が除名することができる。  ① この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき ② この法人の会員としての義務に違反したとき ③ 会費または臨時会費を6か月以上滞納したとき	(1) 會員有下列情形之一者，得於會員大會經及全體會員表決權通過四分之三以上表決，由理事長（主席）將該會員除名。  ① 損害本法人名譽或有違反本法人目的之行為時 ② 會員違反本法人會員義務時 ③ 滯納會費或臨時會費達六個月以上時
(2) 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対して、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。	(2) 依照前項規定將會員除名之前，應於會員大會召開日前一週通知該會員，且應給予該會員於全體大會進行答辯之機會。

日文	中文
(3) 理事長（チェアマン）は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。	(3) 理事長（主席）除名會員時必須通知被開除之會員。
第 10 条〔会員資格の喪失〕  (1) 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。  ① 総社員が同意したとき ② 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、または解散したとき ③ J1 会員、J2 会員および J3 会員については、J1 リーグ、J2 リーグおよび J3 リーグのいずれにも所属しなくなったとき ④ 特別会員については、理事長（チェアマン）を辞任もしくは退任しまたは解職されたとき  (2) 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。	第 10 條〔會員資格喪失〕  (1) 除前兩條外，如發生下列任何情況，則該會員喪失其資格：  ① 經所有會員都同意 ② 當會員死亡、被宣布失蹤或解散時 ③ J1 成員、J2 成員與 J3 成員不再屬於 J1 聯盟、J2 聯盟或 J3 聯盟時 ④ 關於特別會員之資格，當理事長（主席）辭職、退休或被免職時  (2) 如會員依前項規定失去資格時，則喪失作為本法人會員之權利，並免除會員義務，惟尚未履行之義務仍須履行。
第 11 条〔会費等の不返還〕  この法人は、会員がその資格を喪失した場合であっても、会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金は、いかなる事由があっても、これを返還しない。	第 11 條〔不退還相關會費〕  本法人不須退還喪失資格會員出於任何原因之已繳納入會費、會費或其他費用。
第 4 章 総 会	第 4 章 會員大會
第 12 条〔構 成〕  総会は、すべての正会員をもって構成する。総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。	第 12 條〔構 成〕  會員大會為所有會員所組成之會議。會員大會為《一般社團・財團法人法》上之全體會員大會。
第 13 条〔權 限〕	第 13 條〔權 限〕

日文	中文
<p>総会は、次の事項について決議する。</p> <p>① 入会の基準ならびに入会金および会費の額          ② 会員の除名          ③ 名誉会員の選任          ④ 理事および監事の選任または解任          ⑤ 理事および監事の報酬等の額          ⑥ 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認          ⑦ 事業計画および收支予算に関する事項の承認          ⑧ 定款の変更          ⑨ Jリーグクラブライセンス交付規則制定および改廃          ⑩ 解散および残余財産の処分          ⑪ その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項</p>	<p>會員大會可決議以下事項：</p> <p>① 入會標準、入會費及會費的金額          ② 會員之除名          ③ 名譽會員之選舉任命          ④ 理事及監事之選任或解任          ⑤ 理事及監事酬金          ⑥ 審議資產負債表及損益表（淨資產變更表）          ⑦ 同意有關業務計畫及收支預算等項目          ⑧ 章程變更          ⑨ 建立並修訂《J聯盟俱樂部執照授予辦法》          ⑩ 解散及剩餘財產之處分          ⑪ 其他基於法令或本章程規定由會員大會決議之事項</p>
第 14 条〔開 催〕	第 14 条〔舉 辦〕
総会は、定期社員総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に隨時開催する。	會員大會除定期會員大會應於每年事業年度結束後三個月內舉辦 1 次外，如有必要得隨時舉辦。
<p>第 15 条〔招 集〕</p> <p>(1) 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長（チエアマン）が招集する。</p> <p>(2) 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長（チエアマン）に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p>	<p>第 15 条〔召開大會〕</p> <p>(1) 除法律另有規定，會員大會應由理事長（主席）依理事會決議召開。</p> <p>(2) 具全體會員表決權十分之一以上之正式會員，得向理事長（主席）說明會員大會之目的事項及召集理由，請求理事長召集會員大會。</p>
<p>第 16 条〔議 長〕</p> <p>(1) 総会の議長は理事長（チエアマン）がこれに当たる。</p> <p>(2) 理事長（チエアマン）が欠けたとき、または理事長（チエアマン）に事故がある</p>	<p>第 16 条〔主 席〕</p> <p>(1) 會員大會主席由理事長（主席）擔任。</p> <p>(2) 理事長（主席）無法出席時，或理事長（主席）發生事故時，由理事長（主席）事先</p>

日文	中文
ときは、理事長（チェアマン）が予め指名したものがこれに当たる。	指定之人員代理。
第 17 条〔議決権〕  総会における議決権は、1 社員につき 1 個とする。	第 17 条〔表決權〕  會員大會中每位會員有一表決權。
第 18 条〔決 議〕  (1) 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。  (2) 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。  ① 会員の除名 ② 監事の解任 ③ 定款の変更 ④ 解散 ⑤ その他法令で定められた事項	第 18 条〔決 議〕  (1) 會員大會之決議，應有具表決權過半數之會員出席，並由出席會員過半數表決同意方可行之。  (2) 除前項之規定外，下列事項之決議需經全體會員半數以上出席，並經具表決權三分之二以上會員同意方為通過。  ① 會員除名 ② 監事解任 ③ 章程變更 ④ 解散 ⑤ 其他法律規定事項
(3) 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第 21 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。	(3) 於理、監事任命案時，每位候選人均須以第一項表決方式進行投票。如理、監事候選人數超過本章程第二十一條第一項之法定人數，則由獲得過半數贊成之候選人中以得票數多者計算至達法定人數止之人選任之。
(4) 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長（チェアマン）に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては第 1 項および第 2 項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。	(4) 會員得向理事長（主席）提交委任狀或其他證明代理權之書面，由代理人行使表決權。此時依第一項及第二項表決時應視為已出席。
(5) 理事会において総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を	(5) 理事會得規定無法出席會員大會之會員以書面行使表決權，無法出席會員大會之會員得以「表決權行使書」行使表決權。此時其表決權數應計入依第 18 條第 1

日文	中文
行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第18条第1項および第2項の出席した社員の議決権の数に算入する。	項、第2項已出席成員之表決權數中。
第19条〔決議の省略〕  理事または社員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会決議があつたものとみなす。	第19條〔省略決議〕  如果理事或會員提出符合會員大會目的事項的提案，就該提案取得所有會員之書面或電子檔紀錄方式表示同意時，則該提案視為通過會員大會決議。
第20条〔議事録〕  (1) 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  (2) 議長および出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。	第20條〔議會紀錄〕  (1) 會員大會之議會紀錄應依法令規定製作。  (2) 應由主席與出席會議之正式會員中選出2位於前項議會紀錄上簽名。
第5章 役員および特任理事	第5章 理監事與特任理事
第21条〔役員の設置〕  (1) この法人に、次の役員を置く。  ① 理事15名以上20名以内 ② 監事2名以内  (2) 理事のうち1名を理事長(チェアマン)、1名以内を副理事長、2名以内を専務理事、2名以内を常務理事とする。  (3) 前項の理事長(チェアマン)をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事、常務理事その他理事会の決議によってこの法人の業務を執行する理事として選定された者をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。	第21條〔理監事之設立〕  (1) 本法人理事會設置以下人員：  ① 理事15至20人 ② 監事2人以内  (2) 理事中由1人擔任理事長、副理事長至多1人、専務理事至多2人、常務理事至多2人。  (3) 前項所稱之理事長為《一般社團・財團法人法》之理事代表、副理事長、專務理事、常務理事，或其他理事會所決議執行法人業務理事，為同法第91條第1項第2款稱之業務執行理事。
第21条の2〔特任理事〕  (1) この法人の運営を円滑に行うため、理事会の決議により、特任理事を5名以内で	第21條之2〔特任理事〕  (1) 為促進本法人順利運營，得經理事會決議設置至多5名之特任理事。

日文	中文
置くことができる。	
(2) 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。	(2) 特任理事得出席理事會、發表意見、回答問題；惟其無表決權。
(3) 前2項のほか、特任理事に関する事項は、理事会が制定する「特任理事規程」の定めるところによる。	(3) 除前二項規定外，特任理事之相關事項，依理事會所定之《特任理事規章》執行。
<b>第22条〔役員の選任〕</b> (1) 理事および監事は、総会の決議によって選任する。  (2) 理事長（チェアマン）、副理事長、専務理事および常務理事は理事会の決議によつて理事の中から選定する。  (3) この法人の各理事について、当該理事およびその配偶者または三親等内の親族（当該理事および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（以下「政令」という）で定める特別の関係がある者を含む）である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。  (4) この法人の監事には、この法人の理事（親族その他政令で定める特別の関係がある者を含む）、会員（親族その他政令で定める特別の関係がある者を含む）およびこの法人の使用人が含まれてはならない。また、複数の監事を置く場合、各監事は、相互に親族その他政令で定める特別の関係があつてはならない。	<b>第22條〔理事會成員選舉〕</b> (1) 理事及監事由會員大會選舉產生。  (2) 理事長、副理事長、專務理事及常務理事由理事會決議自理事中選出。  (3) 本法人之理事，就該理事或其配偶或三等親同為理事（包含該理事及公益社團法人及公益社團法認證法施行辦法「以下簡稱『政令』」所定具特別關係者）合計人數不得超過理事總數之三分之一。  (4) 本法人之監事不得為本法人之理事、會員（包含其親屬及其他『政令』所規定之特殊關係人員）及僱員。如監事不只一人，則監事間亦不得有親屬或其他『政令』所規定之特殊關係。
<b>第23条〔理事の職務および権限〕</b> (1) 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。  (2) 理事長（チェアマン）は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、	<b>第23條〔理事職責與權限〕</b> (1) 理事會由理事組成，並應依法律及本章程之規定履行職責。  (2) 理事長（主席）應依法律及本章程規定，代表本法人並執行業務。副理事長、專務理事，常務理事及其他執行業務理事，由

日文	中文
専務理事、常務理事その他の業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。	理事會另行制定就本法人之業務為分擔執行。
(3) 理事長(チエアマン)、副理事長、専務理事、常務理事その他の業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	(3) 理事長(主席)、副理事長、専務理事、常務理事及其他業務理事應每三個月向理事會報告職務履行狀況。
第24条〔監事の職務および権限〕  (1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。  (2) 監事は、いつでも、理事および使用人に對して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。	第24條〔監事職責與權限〕  (1) 監事需對理事職責履行情況進行監查，並依法製作監查報告。  (2) 監事得隨時要求理事及員工進行事業報告，並得調查法人業務及財產狀況。
第25条〔役員の任期〕  (1) 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。  (2) 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。  (3) 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。  (4) 増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。  (5) 理事または監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。	第25條〔理事任期〕  (1) 理事任期為任命日起兩年內之最後一次營業年度定期會員大會為止，得連選連任。  (2) 監事任期為任命日起兩年內之最後一次營業年度定期會員大會為止，得連選連任。  (3) 經選任之遞補理、監事之任期至前任任期屆滿為止。  (4) 增額任命之理事任期與其他理事剩餘任期同。  (5) 如理、監事人數少於本章程第21條第1項之規定，即使任期期滿或辭職，理、監事之權利與義務亦將持續至新任理、監事上任為止。
第26条〔役員の解任〕	第26條〔理監事的解任〕

日文	中文
理事および監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。	理、監事得隨時經由會員大會決議解任。
第 27 条〔役員の報酬等〕  理事および監事は、無報酬とする。ただし、業務執行理事ならびに常勤の理事および監事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。	第 27 條〔理事會薪酬〕  理、監事為無給職。惟對於執行業務理事與專職之理事、監事，得於會員大會另行制定之總額範圍內，依會員大會另訂之薪酬標準計算支付報酬。
第 28 条〔取引の制限〕  (1) 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならぬ。  ① 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引 ② 自己または第三者のためにするこの法人との取引 ③ この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引  (2) 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。	第 28 條〔交易限制〕  (1) 如果理事欲進行下列交易事項，則其須揭露有關交易之重大事實並經理事會同意：  ① 為自己或第三人進行屬於本法人業務類別之交易 ② 為自己或第三人與本法人之交易 ③ 由本法人為該理事擔保債務，或與其他理事以外之人為與本法人或該理事利益相反之交易  (2) 進行前項規範所述交易之理事，應立即向理事會報告該交易之重要事實。
第 29 条〔責任の免除または限定〕  (1) この法人は、役員の一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。  (2) この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締	第 29 條〔責任之免除或限制〕  (1) 本法人就關於理、監事依《一般社團・財團法人法》第 111 條第 1 項規定之賠償責任，如符合法律規定，並經理事會決議，得將賠償責任限額於法定最低賠償責任得扣除之限度內予以免除。  (2) 本法人得經理事會決議與非業務執行理事簽訂合約，限制前項規定之責任，惟該責任限額應為 10 萬日元以上與法律規定之最低責任限額間之較高者。

日文	中文
結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	
第 6 章 理事会	第 6 章 理事會
第 30 条〔構 成〕	第 30 條〔組 成〕
(1) この法人に理事会を設置する。	(1) 本法人設置理事會。
(2) 理事会は、すべての理事をもって構成する。	(2) 理事會由全體理事組成。
(3) 理事会に関する事項は、第 6 章に定めるほか、理事会の定める理事会規程の定めるところによる。	(3) 理事會相關事項除第 6 章規定外,依理事會訂定之《理事會規章》辦理。
第 31 条〔權 限〕	第 31 條〔權 限〕
理事会は、次の職務を行う。	理事會執行下列事項：
① この法人の業務執行の決定 ② 理事の職務の執行の監督 ③ 理事長（チェアマン）および業務執行理事の選定および解職	① 決定關於本法人應執行業務 ② 監督理事履行職責 ③ 選舉、任命、罷免理事長（主席）及業務執行理事
第 32 条〔招 集〕	第 32 條〔召 集〕
理事会は、理事長（チェアマン）が招集する。	理事會由理事長（主席）召集。
第 33 条〔議 長〕	第 33 條〔主 席〕
理事会の議長は、理事長（チェアマン）がこれに当たる。	理事會主席由理事長（主席）擔任。
第 34 条〔決 議〕	第 34 條〔決 議〕
(1) 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	(1) 理事會決議,需經扣除具利害關係之理事後過半數之理事出席,及出席理事過半數同意。
(2) 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。	(2) 惟如符合一般社團・財團法人法第 96 條要求,則不受前項規範限制,視為已經理事會決議。
第 35 条〔議事録〕	第 35 條〔會議紀錄〕
(1) 理事会の議事については、法令で定める	(1) 理事會議會紀錄應依法製作。

日文	中文
ところにより、議事録を作成する。	
(2) 出席した理事長（チエアマン）および監事は、前項の議事録に記名押印する。	(2) 出席會議之理事長（主席）及監事須於前項議會紀錄簽名。
第7章 実行委員会	第7章 執行委員會
第36条〔実行委員会〕	第36條〔執行委員會〕
(1) この法人は、その事業遂行のため、理事会の議決に基づき実行委員会を置く。	(1) 本法人為執行事業運作，依理事會決議設置執行委員會。
(2) 実行委員会の組織、権限および運営に関する規定は、理事会が定める。	(2) 執行委員會之組織、權限及運作規則由理事會訂之。
第8章 資産および会計	第8章 資產與會計
第37条〔基本財産〕	第37條〔基本財產〕
この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産はこの法人の基本財産とする。	為運行本法人之目的事業如附表所示之必要財產，為本法人之基本財產。
第38条〔事業年度〕	第38條〔營業年度〕
この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。	本法人營業年度為每年1月1日至12月31日。
第39条〔事業計画および収支予算〕	第39條〔業務計畫及預算〕
(1) この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、理事長（チエアマン）が作成し、理事会の決議を得て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。	(1) 本法人之事業計畫書、收支預算書、以及記載資金調配及設備投資預估之書類應由理事長（主席）於每營業年度開始日前一日作成，並經理事會決議、送交會員大會承認。變更時亦同。
(2) 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。	(2) 前項文件應保存於主事務所供一般大眾查閱至該營業年度結束為止。
第40条〔事業報告および決算〕	第40條〔業務報告與決算〕
(1) この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長（チエアマン）が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けな	(1) 關於本法人之業務報告與決算，應由理事長（主席）於營業年度結束後，作成下列文件，經監事監察後，送理事會審議：

日文	中文
<p>ければならない。</p> <p>① 事業報告 ② 事業報告の附属明細書 ③ 貸借対照表 ④ 損益計算書（正味財産増減計算書） ⑤ 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 ⑥ 財産目録</p> <p>(2) 前項の承認を受けた書類のうち、第1号は定時社員総会で報告し、第3号、第4号および第6号の書類については、定時社員総会で承認を受けなければならぬ。</p> <p>(3) 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>① 監査報告 ② 理事および監事の名簿 ③ 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 ④ 運営組織および事業活動の状況の概要、およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p>	<p>① 業務報告 ② 業務報告明細附件 ③ 資産負債表 ④ 損益表（淨資產變動表） ⑤ 資產負債表與損益表（淨資產變動表）明細附件 ⑥ 財產清單</p> <p>(2) 前項經承認之書類中，第1款文件須於定期會員大會上報告，第3、4、6款文件需經定期會員大會審議。</p> <p>(3) 除第1項所述文件外，下列文件應於主事務所保存5年，供一般大眾查閱；另章程亦應於主事務所存放，供一般大眾查閱。</p> <p>① 監事審查報告 ② 理、監事名單 ③ 理、監事薪酬標準等文件 ④ 組織業務活動狀態概要，並包含記載與這些活動有關之重要數據之文件</p>
第41条〔公益目的取得財産残額の算定〕  理事長（チエアマン）は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。	第41條〔公益性財產殘值計算〕  理事長應依據《公益社團法人及公益財團法人法實施條例》第48條，於每營業年度最後1日計算為以公益為目的而購置之財產殘值。
第9章 定款の変更および解散	第9章 章程變更或解散
第42条〔定款の変更〕  この定款は、総会の決議によって変更するこ	第42條〔章程變更〕  本章程變更須經會員大會決議通過。

日文	中文
とができる。	
第43条〔解散〕	第43條〔解 散〕
この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。	本法人須經會員大會決議或其他法令規定事由進行解散。
第44条〔公益認定の取消し等に伴う贈与〕	第44條〔取消公益認證等相關的贈與〕
この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。	若本法人受到取消公益認證之處分時，或本法人因合併而消滅時（本法人之權利義務由公益法人承繼者不在此限），經會員大會決議，就與公益目的取得財產之殘值相當之財產，應於取消公益認證之日或被合併日起一個月內，贈與公益社團法人及公益財團法人法第5條第17款所列之法人、國家或地方政府。
第45条〔残余財産の帰属〕	第45條〔剩餘資產歸屬〕
この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。	本法人經清算後如有剩餘財產，應經會員大會決議，贈與《公益社團法人及公益財團法人法》第5條第17款所列之法人、國家、地方政府。
第10章 公告の方法	第10章 公告方法
第46条〔公告の方法〕	第46條〔公告方法〕
(1) この法人の公告は、電子公告により行う。	(1) 本法人之公告以電子公告型式發布。
(2) 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。	(2) 如因事故或其他不可抗力因素致使無法發布前項所稱之電子公告，則應使用官方公報發布。
第11章 顧問	第11章 顧問
第47条〔顧問〕	第47條〔顧問〕
(1) この法人に、顧問を若干名置くことができる。	(1) 本法人得置顧問數名。
(2) 顧問は、この法人の理事であった者の中から総会の推薦により理事長（チェアマン）が委嘱する。	(2) 顧問由會員大會自理事中推薦，並由理事長（主席）任命之。
(3) 顧問は、重要事項について理事長（チェ	(3) 顧問應就重要事項接受理事長（主席）或

日文	中文
アマン) または理事会の諮問に応じる。	理事會諮詢。
第12章 法人の組織	第12章 法人組織
第48条〔設置等〕	第48條〔人員設置〕
(1) この法人の業務を実行するため、必要な職員を置く。	(1) 本法人為執行業務，得設置必要之職員。
(2) この法人の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。	(2) 本法人之組織、內部管理所需規範由理事會定之。
第13章 補 則	第13章 補充規定
第49条〔委 任〕	第49條〔委 任〕
この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長（チェアマン）が定める。	除本章程規定外，與本章程之實施相關之必要事項應經理事會決議後，由理事長（主席）定之。
附 則	附 則
(1) この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。	(1) 本章程自一般公益社團法人及一般財團法人法及公益財團法人認定依相關法律施行法第106條第1項規定公益法人設立登記之日起生效。
(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。	(2) 依一般公益社團法人及一般財團法人法及公益社團法人及公益財團法人認定實行法第106條第1項所定特例民法法人之解散登記及公益法人之設立登記時，排除本章程第38條之適用，以解散登記日期前一日為該營業年度最終日，並以設立登記日為營業年度之起算日。

日文	中文								
(3) この法人の最初の理事長（チェアマン）は大東和美とする。	(3) 本法人首任理事長為大東和美。								
<p>別表 基本財産（第 37 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>財産種別</th><th>場所・物量等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期預金</td><td>20,000,000 円（三菱 UFJ 銀行虎ノ門支店）</td></tr> </tbody> </table>	財産種別	場所・物量等	定期預金	20,000,000 円（三菱 UFJ 銀行虎ノ門支店）	<p>附表 基本財産（参照第 37 條關係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>財產類別</th><th>所在地、數量等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期存款</td><td>20,000,000 日幣 (三菱 UFJ 銀行虎之門分行)</td></tr> </tbody> </table>	財產類別	所在地、數量等	定期存款	20,000,000 日幣 (三菱 UFJ 銀行虎之門分行)
財産種別	場所・物量等								
定期預金	20,000,000 円（三菱 UFJ 銀行虎ノ門支店）								
財產類別	所在地、數量等								
定期存款	20,000,000 日幣 (三菱 UFJ 銀行虎之門分行)								
<p>〔改 正〕</p> <p>平成 25 年 1 月 22 日</p> <p>平成 26 年 1 月 1 日</p> <p>平成 27 年 1 月 1 日</p> <p>平成 28 年 1 月 1 日</p> <p>平成 29 年 1 月 1 日</p> <p>平成 30 年 3 月 27 日</p> <p>平成 31 年 1 月 1 日</p>	<p>〔修 改〕</p> <p>(平成 25 年) 2013 年 1 月 22 日</p> <p>(平成 26 年) 2014 年 1 月 1 日</p> <p>(平成 27 年) 2015 年 1 月 1 日</p> <p>(平成 28 年) 2016 年 1 月 1 日</p> <p>(平成 29 年) 2017 年 1 月 1 日</p> <p>(平成 30 年) 2018 年 3 月 27 日</p> <p>(平成 31 年) 2019 年 1 月 1 日</p>								

## 2. 日本職業足球聯盟規程 2020 年版

### J リーグ規約 2020 年版

日文	中文
第1章 総 則	第1章 總 則
第1条〔Jリーグの目的〕  公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）は、日本のサッカーの水準の向上およびサッカーの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興および国民の心身の健全な発達に寄与とともに、国際社会における交流および親善に貢献することを目的とする。	第1條〔J聯盟目的〕  公益社團法人日本職業足球聯盟（以下簡稱「J聯盟」）旨為提高日本足球水準、促進足球普及、豐富體育文化、促進國民身心健康發展、並對國際社會交流與親善等目的做出貢獻。
第2条〔本規約の目的〕  本規約は、「公益社団法人日本プロサッカーリーグ定款」（以下「Jリーグ定款」という）に基づき、Jリーグの組織および運営に関する基本原則を定めることにより、Jリーグの安定的発展を図ることを目的とする。	第2條〔本規程目的〕  本規程依《公益社團法人日本職業足球聯盟章程》（以下簡稱《J聯盟章程》），建立有關J聯盟之組織、運作之基本原則，以實現J聯盟穩定發展。
第3条〔遵守義務〕  (1) Jリーグの役職員、Jリーグの正会員たるクラブ（Jリーグ定款第5条第1項第1号に定める各法人をいう。以下総称して「Jクラブ」という）およびその役職員、Jクラブに所属する選手、監督およびコーチ、Jリーグ担当審判員その他の関係者（以下総称して「Jリーグ関係者」という）は、本規約および公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）の定款ならびにこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。  (2) Jリーグ関係者は、第1条のJリーグの目的達成を妨げる行為および公序良俗に反する行為を行ってはならない。  (3) Jリーグ関係者は、法律、命令、条例等	第3條〔遵守義務〕  (1) J聯盟之董事、職員、正式會員之俱樂部（請參閱《J聯盟章程》第5條第1款第1項所定各法人，下稱為「J俱樂部」）及其董事、職員，J俱樂部之球員，總教練及教練，負責J聯盟之裁判及其他相關人員（下稱「J聯盟相關人員」），有義務遵守本規程以及日本足球協會（以下簡稱「協會」）章程及其所附之規則。  (2) J聯盟相關人員不得違反本規程第1條J聯盟目的或為違反公序良俗之行為。  (3) J聯盟相關人員必須遵守法律、命令及規

日文	中文
を遵守し、社会的規範を尊重して行動しなければならない。	章，尊重社會規範。
(4) Jリーグ関係者は、自らが暴力団その他の反社会的勢力に属する者（以下「暴力団員等」という）であってはならない。また、Jリーグ関係者は、暴力団員等による不当な要求および財産上の利益供与の申し入れは断固として拒絶し、かつ暴力団員等と取引をしましたは交際してはならない。	(4) J聯盟相關人員不得屬於幫派或其他反社會勢力（以下簡稱「幫派成員」）。此外，與J聯盟相關之人員必須堅決拒絕幫派成員之不合理要求與提供財產利益之要求，且不得與幫派成員進行交易或聯繫。
(5) Jリーグ関係者は、いかなるものであれ、人種、性、言語、宗教、政治その他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別を行ってはならない。	(5) J聯盟相關人員不得基於種族、性別、語言、宗教、政治或任何其他原因，歧視任何國家、個人或團體。
(6) Jリーグ関係者は、その職務に関連し、またはその職務上の地位において、政治的に中立であることに疑義が生じる行為を行ってはならず、いかなる種類の政治的、宗教的または人種的なデモンストレーションも行ってはならない。	(6) J聯盟相關人員不得就與其職權或職務相關事項採取任何對保持政治中立有疑義之行動，且不能進行、參加任何種類之政治、宗教或種族之抗議活動。
(7) Jリーグ関係者は、職務の遂行を通じて知り得た協会、Jリーグ、Jクラブその他のJリーグ関係者に関連する一切の秘密または内部事情を、第三者に開示または漏えいしてはならない。	(7) J聯盟相關人員不得向第三方透露或披露其通過履行職責所獲悉之與協會、J聯盟、J俱樂部及其他參與J聯盟之人員有關之任何秘密或內部情況。
第2章 組織	第2章 組織
第1節 理事会	第1節 理事會
第4条〔理事会〕	第4條〔理事會〕
(1) 理事会は、すべての理事をもって構成する。	(1) 理事會應由全體理事組成。
(2) 理事会の組織、権限および運営等に関する事項は、Jリーグ定款および理事会が定める「理事会規程」によるものとする。	(2) 有關理事會之組織，權限及運作之事項，應符合《J聯盟章程》及理事會制定之《理事會規章》規定。
第2節 チェアマン	第2節 理事長
第5条〔チェアマン〕	第5條〔理事長〕
理事長（以下「チェアマン」という）は、J	理事長（下稱主席）對外代表J聯盟，並統

日文	中文
リーグを代表するとともに、Jリーグの業務を管理統括する。	籌管理 J聯盟之業務。
第6条〔チアマンの権限〕  チアマンは、Jリーグの運営に関する次の権限行使する。  ① Jリーグ全体の利益を確保するためのJリーグ所属の団体および個人に対する指導 ② Jリーグ所属の団体および個人の紛争解決および懲罰に関する決定 ③ 実行委員会の招集および主宰 ④ その他Jリーグ定款、本規約および関連する諸規程に定める事項	第6條〔理事長職權〕  理事長就 J聯盟之運作行使以下權力：  ① 對屬於 J聯盟之團體及個人指導，以確保 J聯盟之利益 ② 關於 J聯盟所屬團體及個人爭端解決與 懲罰決定 ③ 執行委員會之召集與主持 ④ 制定其他《J聯盟章程》、本規程及相關規章之事項
第3節 実行委員会	第3節 執行委員會
第7条〔実行委員会〕  (1) J1リーグ (Jリーグ定款第5条第1項第1号(a)に定義する。以下「J1」という)、J2リーグ (Jリーグ定款第5条第1項第1号(b)に定義する。以下「J2」という) および J3リーグ (Jリーグ定款第5条第1項第1号(c)に定義する。以下「J3」という) にそれぞれ実行委員会を設置する。また、J1、J2 および J3 は合同で実行委員会を設置する。  (2) 各実行委員会の組織、権限および運営等に関する事項は、Jリーグ定款および理事会が定める「実行委員会規程」によるものとする。	第7條〔執行委員會〕  (1) J1聯賽 (依《J聯盟章程》第5條第1項第1款 (a) 項定義；以下簡稱「J1」)、J2聯賽 (依《J聯盟章程》第5條第1項第1款 (b) 項定義；以下簡稱「J2」)、J3聯賽 (依《J聯盟章程》第5條第1項第1款 (c) 項定義；以下簡稱「J3」)，每一聯賽均設一執行委員會。J1、J2 及 J3 另共組一執行委員會。  (2) 前項各執行委員會之組織、權限及運作事項，應符合《J聯盟章程》及理事會制定之《執行委員會規章》。
第4節 その他の委員会	第4節 其他委員會
第8条〔専門委員会〕  (1) Jリーグは、チアマンの下に次の専門委員会を設置することができる。各専門委員会は、チアマンがこれを直轄する。	第8條〔專門委員會〕  (1) J聯盟得於理事長下設立以下專門委員會，各專門委員會均直屬於理事長：  ① 法務委員會 ② 競賽委員會

日文	中文
<p>① 法務委員会</p> <p>② マッチコミッショナー委員会</p> <p>③ マーケティング委員会</p> <p>④ その他理事会で定める委員会</p> <p>(2) 前項の各専門委員会の組織、権限および運営等に関する事項は、理事会が定める「専門委員会規程」によるものとする。</p>	<p>③ 行銷委員會</p> <p>④ 其他經理事會同意設立之委員會</p> <p>(2) 前項各專門委員會之組織、權限、運作等事項，依理事會制定之《專門委員會規程》執行。</p>
<p>第9条〔規律委員会〕</p> <p>(1) Jリーグは、協会の懲罰規程（以下「JFA懲罰規程」という）に基づく懲罰の決定機関として、規律委員会を設置する。</p> <p>(2) 規律委員会の組織、権限および運営等に関する事項は、JFA懲罰規程、本規約および関連する諸規程に別段の定めのあるものを除き、理事会が定める「規律委員会規程」によるものとする。</p>	<p>第9條〔紀律委員會〕</p> <p>(1) J聯盟設立紀律委員會作為懲罰的決定機關。</p> <p>(2) 除〈JFA紀律守則〉、本規程及相關規定另有規定外，紀律委員會之組織、權限、運作等事項，依理事會制定之《紀律委員會規程》辦理。</p>
<p>第10条〔裁定委員会〕</p> <p>(1) Jリーグは、チアマンによる本規約に関連する紛争の解決ならびにJFA懲罰規程、本規約および関連する諸規程に基づくチアマンによる懲罰決定の諮問機関として、裁定委員会を設置する。</p> <p>(2) 裁定委員会の組織、権限および運営等に関する事項は、JFA懲罰規程、本規約その他の諸規程に別段の定めのあるものを除き、理事会が定める「裁定委員会規程」によるものとする。</p>	<p>第10條〔仲裁委員會〕</p> <p>(1) J聯盟設仲裁委員會作為理事長解決《JFA紀律守則》與相關規章有關糾紛之諮詢機構</p> <p>(2) 除《JFA紀律守則》、本章程及其他規程另有規定外，仲裁委員會之組織、權限、運作等事項，依理事會制定之《仲裁委員會規程》執行。</p>
第5節 法人組織	第5節 法人組織
<p>第11条〔法人組織の設置〕</p> <p>Jリーグの総会、理事会、実行委員会および各委員会の事務を処理し、チアマンの職務の執行を補佐するとともに、Jリーグの活動に関する諸事項の企画・立案を行うため、専任の職員により構成される法人組織を置く。</p>	<p>第11條〔組織設置〕</p> <p>為處理J聯盟會員大會、理事會、執行委員會及各委員會之事務，並協助理事長履行職責、規劃與執行J聯盟之各種計劃事務等，設置由專任職員構成的法人組織。</p>
第12条〔法人組織の運営〕	第12條〔組織運作〕

日文	中文
<p>(1) 法人組織の人事等に関する事項は、Jリーグ定款、本規約その他の諸規程に別段の定めのあるものを除き、チエアマンが定める。</p>	<p>(1) 除《J聯盟章程》、本規程及其他規範中另有規定，本法人之人事相關事項由理事長決定。</p>
<p>(2) 法人組織の組織、権限および運営等に関する事項は、Jリーグ定款、本規約その他の諸規程に別段の定めのあるものを除き、チエアマンが定める「法人組織細則」によるものとする。</p>	<p>(2) 除《J聯盟章程》、本規程及其他規範中另有規定，本法人之組織、權限、運作等相關事項依理事長制定之《法人組織細則》辦理。</p>
第13条〔Jリーグクラブライセンス制度〕	第13條〔J聯盟俱樂部執照制度〕
<p>(1) Jリーグは、アジアサッカー連盟（以下「AFC」という）の定める AFC クラブライセンス交付規則の定めに基づき、協会から日本におけるクラブライセンス制度の制定および運用の委任を受けたことにより、日本におけるクラブライセンス交付機関（ライセンサー）として、日本における J1 クラブライセンスおよび J2 クラブライセンスに関するクラブライセンス制度の制定および運用を行う。</p>	<p>(1) J聯盟依亞洲足球聯合會（以下簡稱「AFC」）制定之 AFC 俱樂部執照頒發規則規定，經由 JFA 委任於日本建立及運作俱樂部執照制度，並作為在日本之俱樂部執照核發機關（核發者）於日本制定 J1 俱樂部執照與 J2 俱樂部執照制度並執行之。</p>
<p>(2) Jリーグは、前項の定めに基づき、「Jリーグクラブライセンス交付規則」を定める。なお、当該規則の目的、趣旨については、Jリーグクラブライセンス交付規則に定めるものとする。</p>	<p>(2) J聯盟將依前項規定制定《J聯盟俱樂部執照授予辦法》。此辦法之設置目的及要旨應於《J聯盟俱樂部執照授予辦法》中敘明。</p>
<p>(3) Jリーグは、前2項に定めるほか、J3の参加資格である J3 クラブライセンス制度の制定および運用を行うものとし、J3 クラブライセンスの要件、申請手続、審査手續等に関する「J3 クラブライセンス交付規則」を定める。なお、当該規則の目的、趣旨については、J3 クラブライセンス交付規則に定めるものとする。</p>	<p>(3) 除前二項規定外，J聯盟得建立並運行有關 J3 俱樂部資格之俱樂部執照制度，以及有關 J3 俱樂部執照要求、申請程序、審查手續之《J3 俱樂部執照授予規則》。此辦法之設置目的及要旨應於《J3 俱樂部執照授予規則》中敘明。</p>
第14条〔J1 クラブの資格要件〕	第14條〔J1 俱樂部資格要件〕
J1に属するチームを保有するJクラブ（以	擁有 J1 球隊資格之 J 俱樂部（下稱「J1 俱樂

日文	中文
<p>下「J1 クラブ」という)は、以下の要件を具備するものでなければならない。なお、J1 クラブの数は 18 以下とする。</p> <p>① J1 クラブライセンスの交付を受け、それが取り消されていないこと  ② 日本法に基づき設立された株式会社または公益社団法人であること</p>	<p>部」), 且 J1 俱樂部數量不得超過 18 個：</p> <p>① 已獲得 J1 俱樂部執照且尚未被撤銷  ② 為依日本法律成立之股份有限公司或公益社團法人</p>
<p>第 15 条〔J2 クラブの資格要件〕</p> <p>J2 に属するチームを保有する J クラブ(以下「J2 クラブ」という)は、以下の要件を具備するものでなければならない。なお、J2 クラブの数は 22 以下とする。</p> <p>① J1 クラブライセンスまたは J2 クラブライセンス(以下、両ライセンスを総称して「Jリーグクラブライセンス」という)の交付を受け、それが取り消されていないこと日本法に基づき設立された株式会社または公益社団法人であること</p>	<p>第 15 条〔J2 俱樂部資格要件〕</p> <p>擁有 J2 球隊資格之 J 俱樂部(下稱「J2 俱樂部」)應符合下列條件，且 J2 俱樂部數量不得超過 22 個：</p> <p>① 持有 J1 俱樂部執照或 J2 俱樂部執照(以下兩執照統稱為「J 聯盟俱樂部執照」)且尚未被撤銷  ② 為依日本法律成立之股份有限公司或公益社團法人</p>
<p>第 16 条〔J3 クラブの資格要件〕</p> <p>J3 に属するチームを保有する J クラブ(以下「J3 クラブ」という)は、以下の要件を具備するものでなければならない。</p> <p>① JリーグクラブライセンスまたはJ3 クラブライセンスの交付を受け、それが取り消されていないこと  ② 日本法に基づき設立された株式会社、公益社団法人または特定非営利活動法人であること</p>	<p>第 16 条〔J3 俱樂部資格要件〕</p> <p>擁有 J3 球隊資格之 J 俱樂部(下稱「J3 俱樂部」)應符合下列條件：</p> <p>① 已獲得 J 聯盟俱樂部執照或 J3 俱樂部執照且尚未被撤銷  ② 為依日本法律成立之股份有限公司、公益社團法人或特定非營利組織法人</p>
<p>第 17 条〔入 会〕</p> <p>(1) Jリーグは、次条にいう「Jリーグ百年構想クラブ」(以下「百年構想クラブ」という)のうち、日本フットボールリーグ(以下「JFL」という)所属であり、毎</p>	<p>第 17 条〔入 會〕</p> <p>(1) 每年 9 月 30 日前，屬於日本足球聯盟(以下簡稱「JFL」)並為次條所稱之為「J 聯盟百年構想俱樂部」(簡稱「百年構想俱樂部」)之俱樂部，得就加入 J 聯盟之會</p>

日文	中文
<p>年9月30日までにJリーグに対し所定の入会申請を行ったクラブを審査し、J3会員として入会させることができる。</p>	<p>員資格進行申請，並經審核註冊為J3會員。</p>
<p>(2) Jリーグへの入会を希望する百年構想クラブは、以下の審査および調査を受けなければならない。</p> <p>① J3クラブライセンス交付規則に基づく審査</p> <p>② 前号の審査に合格することを前提として実施される以下の調査</p> <p>イ. クラブ代表者(百年構想クラブが株式会社の場合は、これに加えクラブの総株主の議決権の3分の1以上を保有する株主も対象とする)、行政当局責任者および他の関係者からの聴聞</p> <p>ロ. 地域との協力関係およびホームスタジアム、練習場等に関する調査</p> <p>ハ. クラブの経営状態、チームの戦力、観客数、選手育成その他Jリーグが必要と認める事項に関する調査</p>	<p>(2) 欲加入J聯盟之百年構想俱樂部需接受以下審查與調查：</p> <p>① 依據《J3俱樂部執照授予規則》審查</p> <p>② 在前款辦法審查合格之前前提下，進行以下調查</p> <p>A. 俱樂部代表(若百年構想俱樂部係股份有限公司，則為持有該俱樂部股份議決權三分之一以上之股東)行政負責人或其他關係人之調查</p> <p>B. 當地社區合作關係、主場、練習場等之調查</p> <p>C. 俱樂部營運狀況、球隊戰力、觀眾人數、選手培訓以及J聯盟認為必要之其他事項之調查</p>
<p>(3) Jリーグへの入会を希望する百年構想クラブは、以下に掲げる要件をひとつでも充足していない場合には、入会することができない。</p> <p>① 前項第1号の審査に合格していること</p> <p>② 百年構想クラブとしての活動実績において、理事会からJ3会員としての適性が認められたこと</p> <p>③ 前条各号の要件を具備していること</p> <p>④ 入会直前年度までに、ファンクラブや後援会などの安定的な支援組織を整備すること</p> <p>⑤ 入会直前年度のJFLのリーグ戦におけるホームゲームの1試合平均入場者数が2,000人を超えており、かつ、3,000人に到達することを目指して努力している</p>	<p>(3) 欲加入J聯盟百年構想俱樂部，如未能滿足下列任一需求，則無法加入：</p> <p>① 必須通過前項第1款審查</p> <p>② 理事會就其百年構想俱樂部之活動成果，認可其適合成為J3成員</p> <p>③ 滿足前條各款要求</p> <p>④ 於入會前一年建立穩定之支援組織，如粉絲俱樂部及支援者團體</p> <p>⑤ 於入會前一年之JFL聯賽主場比賽之平均進場人數須超過2,000人，並以達到3,000人之目標努力。相關進場人數將以《2020年明治安田生命J1、J2、J3聯賽實施要點》第39條第3款、第4款計算</p> <p>⑥ 可合理預期其入會前一年度之營業收入將達到1.5億日元以上</p> <p>⑦ 可以合理預期其入會前一年度之財政年</p>

日文	中文
<p>と認められること。なお、入場者数の算定は「2020 明治安田生命 J1・J2・J3 リーグ戦試合実施要項」第 39 条第 3 項および第 4 項に基づいて行う</p> <p>⑥ 入会直前年度における年間事業収入が 1.5 億円以上になると、合理的に見込まれること</p> <p>⑦ 入会直前年度の期末決算において、債務超過ではないことが合理的に見込まれること</p> <p>⑧ 入会直前年度の JFL のリーグ戦における最終順位が 4 位以内であり、かつ、JFL に属する百年構想クラブのうち、上位 2 クラブに入っていること</p> <p>⑨ 百年構想クラブが株式会社の場合、第 1 項に定める入会申請締切時点においてすでに存在する総株主の議決権（潜在株式に係る議決権を除く）に占める議決権比率が 3 分の 1 を超える株主またはかかる株主が存在しない場合その時点での筆頭株主に対し、J リーグとの直接の面談機会を設定するほか、別途 J リーグが定める宣言書に署名させ、J リーグに提出すること</p>	<p>度結束時不會發生負債大於資產的情形</p> <p>⑧ 其入會前一年度之 JFL 聯賽最終排名為第 4 位以內，且為屬於 JFL 之百年構想俱樂部中排名前兩位之俱樂部</p> <p>⑨ 如果百年構想俱樂部為股份公司，則在第 1 款指定截止日期時，應有持有股份超過三分之一之股東（不包括潛在股份等），或未有相對持股份額股東，則得以當時最大持股股東直接與 J 聯盟進行面談外，亦得令俱樂部簽署聲明提交給 J 聯盟審議</p>
<p>(4) J リーグは、11 月に開催される理事会において、第 2 項に定める審査および調査ならびに前項に定める要件のうち第 5 号および第 8 号を除く各号に関する調査等の結果を踏まえて入会の可否を審議のうえ、その結果を原則として 11 月 30 日までに、当該百年構想クラブに書面または電磁的方法により通知する。なお、当該審議により入会を承認された場合であっても、前項第 5 号および第 8 号の要件を満たさないことが明らかになった 16 ときは、J リーグへの入会は認められない。</p>	<p>(4) J 聯盟於 11 月舉行之理事會依本條第 2 款規定之審查、調查結果以及前款規定之第 5 項、第 8 項以外之各項調查結果審議入會申請。經適當性審查，相關決議結果原則上應於 11 月 30 日前以書面或電子檔方式通知該百年構想俱樂部。但若該俱樂部顯然不能滿足前款第 5 項、第 8 項之要件，即使會員資格經審議批准，理事會仍不應允許其加入 J 聯賽。</p>
<p>(5) 前項により、J3 会員としての入会を承認された百年構想クラブは、J リーグに対</p>	<p>(5) 經前項批准為 J3 會員之百年構想俱樂部，應於批准日起一個月內向 J 聯盟支付</p>

日文	中文
し、承認日から 1 か月以内に、第 22 条第 1 項第 3 号に定める入会金を納入しなければならない。この場合における J3 会員としての資格は、入会金の納入完了を条件として、承認日の属する年の翌年の 1 月 1 日から認められるものとする。	第 22 條第 1 項第 3 款指定入會費。繳納後其 J3 成員資格應從批准日期所屬年度之次年 1 月 1 日起授予。
第 18 条〔百年構想クラブ〕  (1) J リーグは、JFL、9 地域のサッカーリーグまたは都道府県サッカーリーグに加盟するクラブのうち、理事会が定める「J リーグ百年構想クラブ規程」の内容を満たすクラブを百年構想クラブとして認定することができる。なお、2013 年 12 月 31 日までに J リーグ準加盟クラブとして認定されているクラブは、当然に百年構想クラブと呼称し、当該クラブとして取り扱われるものとする。  (2) 前条に定める入会審査を受ける百年構想クラブは、同条第 1 項に定める入会申請の日の前年の 11 月 30 日までに J リーグに百年構想クラブとなるための認定を申請し、理事会の承認を受けていなければならない。	第 18 條〔《J 聯盟百年構想俱樂部規章》〕  (1) J 聯盟得認可符合理事會制定之《J 聯盟百年構想俱樂部規章》之 JFL、九區域之足球聯盟以及縣足球聯盟之俱樂部為百年構想俱樂部。2013 年 12 月 31 日前被認證為 J 聯盟準會員俱樂部者即視為百年構想俱樂部。  (2) 依前條規定欲申請入會者，其百年構想俱樂部之資格，須於入會申請日之前一年度 11 月 30 日前，向 J 聯盟申請認證並經理事會許可。
第 19 条〔J1 クラブ・J2 クラブの入れ替え〕  (1) J1 における年間順位の下位 2 クラブが J2 に降格し、J2 における年間順位の上位 2 クラブが J1 に昇格する。  (2) J1 における年間順位 16 位の J1 クラブと J2 における年間順位 3 位から 6 位の J2 クラブが参加する J1 参入プレーオフに優勝した J クラブが J1 に残留または昇格する。  (3) 前 2 項の定めにかかわらず、J2 における年間順位 1 位から 6 位の J2 クラブの中で J1 クラブライセンスの交付判定を受けられなかった J2 クラブがあった場合は、次のとおりとする。	第 19 條〔J1 俱樂部／J2 俱樂部升降〕  (1) J1 年度排名末二位之俱樂部降級至 J2，J2 年度排名前二位之俱樂部升至 J1。  (2) J1 年度排名第 16 位，J2 年度排名第 3 至第 6 位將進行 J1 升降賽，冠軍將保級或升至 J1。  (3) 如 J2 年度排名第 1 至第 6 之 J2 俱樂部有未獲得 J1 俱樂部執照者，則排除適用前二項規定，並適用以下規定：  ① 即使 J2 俱樂部符合第 1 項條件，亦不得

日文	中文
<p>① 当該 J2 クラブが第 1 項に該当しても、J1 に昇格できない</p> <p>② 当該 J2 クラブは、J1 参入プレーオフに参加できない</p> <p>③ 第 1 項に該当する J2 クラブのうち、J1 クラブライセンスの交付判定を受けた J2 クラブが 1 クラブの場合、当該 J2 クラブが J1 に昇格し、J1 における年間順位の最下位（18 位）の J1 クラブが J2 に降格する。また、その場合の J1 参入プレーオフには J1 における年間順位 17 位の J1 クラブが参加する</p> <p>④ 第 1 項に該当する J2 クラブのうち、J1 クラブライセンスの交付判定を受けた J2 クラブがない場合は、同項による J1・J2 間の入れ替えは行わない。また、その場合の J1 参入プレーオフには J1 における年間順位の最下位（18 位）の J1 クラブが参加する</p>	<p>升級至 J1</p> <p>② 即使 J2 俱樂部符合第 2 項條件亦無法參加 J1 升降賽</p> <p>③ 於本項第一款之情形中，如僅有一 J2 俱樂部獲得 J1 俱樂部執照，則該 J2 俱樂部將晉升至 J1，且當年排名最低之 J1 俱樂部（第 18 位）降級至 J2，當年排名第 17 位之 J1 俱樂部則參加 J1 升降賽。</p> <p>④ 於本項第一款之情形中，如符合屬於第一項條件之 J2 俱樂部均無 J1 俱樂部執照，則 J1、J2 之間之升降將不依該項規範進行，此時，J1 年度排名最低（第 18 位）之 J1 俱樂部將參加 J1 升降賽</p>
<p>(4) 前 2 項に基づき J1 参入プレーオフに参加する、J1 における年間順位 16 位、17 位または 18 位の J1 クラブが J1 ライセンスの交付判定を受けられなかつた場合、当該 J1 クラブは J1 参入プレーオフには参加できない。</p>	<p>(4) 依前二項參加 J1 升降賽，並於 J1 中排名第 16、17 至 18 之 J1 俱樂部，如未能獲得 J1 俱樂部執照授予，則該 J1 俱樂部將無法參加 J1 升降賽。</p>
<p>(5) 前項により J1 参入プレーオフの出場資格を満たさない J1 クラブがあつた場合でも、J1 リーグ戦年間順位 15 位以上の J1 クラブが繰り下がつて J1 参入プレーオフに出場することはなく、また、J2 リーグ戦年間順位 7 位以下の J2 クラブが繰り上がつて J1 参入プレーオフに出場することもない。</p>	<p>(5) 即有因前項規定而無法參加 J1 升降賽資格之 J1 俱樂部，在 J1 聯賽年度中排名第 15 名以上之 J1 俱樂部將不須參加 J1 升降賽；低於年度排名第 7 位之 J2 俱樂部亦不得參加 J1 升降賽。</p>
<p>(6) 前各項に定めるほか、J1 参入プレーオフの詳細については理事会が定める「2020J1 参入プレーオフ試合実施要項」によるものとする。</p>	<p>(6) 除前各項規定外，J1 升降賽之實施辦法依理事會制定之《2020 年 J1 升降賽實施要點》辦理。</p>
第 20 条〔J2 クラブ・J3 クラブの入れ替え〕	第 20 條〔J2 俱樂部／J3 俱樂部升降〕

日文	中文
(1) J2における年間順位の下位2クラブがJ3に降格し、J3における年間順位の上位2クラブがJ2に昇格する。	(1) J2年度排名末二位之俱樂部降級至J3，J3年度排名中排名前二位之俱樂部升級至J2。
(2) 前項の定めにかかわらず、J3における年間順位の上位2クラブのうちJリーグクラブライセンスの交付判定を受けていないJ3クラブがあった場合は、当該J3クラブはJ2に昇格できない。この場合において、J3における年間順位3位以下のJ3クラブがJ2に昇格することはない。	(2) 如J3年度排名前兩位之俱樂部中，有任一J3俱樂部尚未獲得J聯盟俱樂部執照，則該J3俱樂部不能升級至J2，且J3中排名第三位以下之J3俱樂部亦不得升級至J2。
(3) J3における年間順位の上位2クラブのうち1クラブのみが前項に該当した場合は、第1項の定めにかかわらず、J2における年間順位の最下位のJ2クラブのみがJ3に降格する。	(3) 如J3年度排名前兩位之俱樂部中僅有一俱樂部未獲得J聯盟俱樂部執照，則J2排名最低之俱樂部降級至J3。
(4) J3における年間順位の上位2クラブのいずれもが第2項に該当した場合には、第1項の定めにかかわらず、J2・J3間の入れ替えは行わない。	(4) 如J3年度排名前兩位之俱樂部均有第二項規定資格不符之情形時，則J2與J3之間將不進行升降。
(5) J1およびJ2クラブが編成するU-23チームがJ3リーグに参加している場合における本条の取り扱いについては、「J3リーグへ参加するJ1およびJ2クラブが編成するU-23チームに関する特則」によるものとする。	(5) 當有J1與J2俱樂部組成之U-23球隊參加J3聯賽時，相關規定依《J1與J2俱樂部組成之U-23球隊參加J3聯賽之特殊規定》辦理。
第21条〔Jリーグクラブライセンス不交付クラブ発生時の措置〕  JリーグクラブライセンスまたはJ3クラブライセンスの不交付または取消しが決定したJクラブが発生した場合、当該Jクラブに対する補欠等の処置については、理事会で審議決定する。	第21條〔未獲得J聯盟俱樂部執照之俱樂部措施〕  對於J聯盟俱樂部執照或J3俱樂部執照經審查不受予或被撤銷之J俱樂部，理事會將進行審議並決定採取措施，如替補J俱樂部等。
第22条〔入会金および会費〕  (1) Jクラブまたは百年構想クラブは、以下の各号のいずれかに該当する場合に限り、Jリーグに対し入会金を納入しなけ	第22條〔入會費及會費〕  (1) J俱樂部或百年構想俱樂部如符合下列情形之一，則須向J聯盟支付入會費：

日文	中文
<p>ればならない。</p> <p>① J2 クラブがはじめて J1 クラブとなる場合 6,000 万円</p> <p>② J3 クラブがはじめて J2 クラブとなる場合 2,000 万円</p> <p>③ 百年構想クラブがはじめて J3 クラブとなる場合 500 万円</p>	<p>① J2 俱樂部首次成為 J1 俱樂部時：6,000 萬日圓</p> <p>② J3 俱樂部首次成為 J2 俱樂部時：2,000 萬日圓</p> <p>③ 百年構想俱樂部首次成為 J3 俱樂部時：500 萬日圓</p>
<p>(2) 前項に定める入会金は、前項各号のいずれかに該当することが確定した日の属する月の翌月末日までに、Jリーグに対して納入するものとする。</p>	<p>(2) 前項規定之入會費應於確認符合前項各款條件日之次月月底前支付予 J 聯盟。</p>
<p>(3) J クラブは、毎年 4 月末日までに、J リーグに対し次に定める会費（毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間分の年会費をいう。以下単に「会費」という）を納入しなければならない。</p> <p>① J1 クラブ金 4,000 万円</p> <p>② J2 クラブ金 2,000 万円</p> <p>③ J3 クラブ金 1,000 万円</p>	<p>(3) 每年 4 月底前，J 俱樂部應向 J 聯盟支付會費(每年 1 月 1 日至 12 月 31 日之年度會費；以下簡稱「會費」)。</p> <p>① J1 俱樂部：4000 萬日圓</p> <p>② J2 俱樂部：2000 萬日圓</p> <p>③ J3 俱樂部：1000 萬日圓</p>
<p>第 23 条〔退 会〕</p> <p>J クラブが J リーグ定款第 10 条第 3 号によらずに退会しようとする場合は、理事会の承認を得なければならない。ただし、各年において最初の公式試合（第 40 条第 1 項に定義する）が行われる日から最後の公式試合が行われる日までの間（以下かかる期間を「シーズン」という）の退会は認められず、また、次シーズン終了をもって退会しようとする場合は、その前年のシーズンの 9 月 30 日までに申請しなければならない。</p>	<p>第 23 條〔退 出〕</p> <p>如 J 俱樂部於非屬《J 聯盟章程》第 10 條第 1 項第 3 款情況下退出，須獲得理事會批准。惟自每年首次正式比賽(見本規程第 40 條第 1 項定義)至最終正式比賽之日期間（前述期間下稱「賽季」）不允許退出。如俱樂部欲於次賽季退出，則須於當賽季之 9 月 30 日前提出申請。</p>
<p>第 24 条〔J クラブのホームタウン(本拠地)〕</p> <p>(1) J クラブは、理事会の承認を得て特定の市町村をホームタウンとして定めなければならない。ただし、次の各号の条件を満たし、理事会の承認を得た場合に</p>	<p>第 24 條〔J 俱樂部之屬地（主場地）〕</p> <p>(1) J 俱樂部須經理事會同意，規劃特定行政區指定為屬地，惟滿足以下條件並且獲得理事會同意，可將複數行政區域指定為屬地：</p>

日文	中文
は、複数の市町村または都道府県をホームタウンとすることができます。	① 取得地方政府與該縣市足球協會之全力支援 ② 雖無支援的核心，但定屬地在各市町村匯集之地方自治團體 ③ 定屬地在活動據點所在地的市町村
① 自治体および都道府県サッカー協会から全面的な支援が得られること ② 支援の中核をなし、市町村の取りまとめ役となる自治体を定めること ③ 活動拠点となる市町村を定めること	
(2) J クラブはホームタウンにおいて、地域社会と一体となったクラブ作り（社会貢献活動を含む）を行い、サッカーをはじめとするスポーツの普及および振興に努めなければならない。	(2) J 俱樂部必須使俱樂部（包括社會貢獻活動）與屬地之社區團結，並致力於足球的推廣與振興。
(3) J クラブは活動区域(第31条に定義する)内でホームゲームを開催するにあたり、活動区域内の協会加盟団体等と他大会の日程およびキックオフ時刻等の調整を行い、多くのサッカーファンがホームゲームを観戦できる環境の整備に努めなければならない。	(3) 於活動區域（見本規程第31條定義）舉行主場比賽時，J 俱樂部應協調錯開區域內其他協會成員之賽會時程與開球時間，以利多數足球迷可觀賞主場比賽，並創造觀看主場比賽之良好環境。
(4) J クラブのホームタウンは、原則として変更することができない。	(4) J 俱樂部之屬地原則上不能更改。
(5) やむを得ない事由により、ホームタウンを変更する必要が生じた場合には、変更の日の1年以上前までに理由を記載した書面により理事会に申請し、その承認を得なければならない。ただし、第54条に定める開催期間の途中における申請は原則として認められない。	(5) 如因不可抗力因素需更動屬地，須於更改日期之至少一年之前，以書面形式向理事會提出書面申請，經批准後方得實施。但於本規程第54條規範之比賽期間中原則上不得申請。
第25条〔J クラブの権益〕	第25條〔J 俱樂部之權益〕
(1) J クラブは、原則としてそのホームタウンを含む都道府県を活動区域とする。	(1) J 俱樂部原則應以包含屬地之縣級區域作為活動區域。
(2) J クラブは、J リーグが行う付隨事業等に基づく収入につき、第122条の定めにより配分を受けることができる。	(2) J 俱樂部可由 J 聯盟從事的附隨事業所得收入中，根據第122條規定之比例獲得分配。
第26条〔J クラブの健全経営〕	第26條〔J 俱樂部之健全經營〕
(1) J クラブは、人件費、運営費その他の経	(1) J 俱樂部於規畫人事費用，營業費用及其

日文	中文
費の設定に際し、健全な財政状態の維持に配慮しなければならず、違反した場合、第 142 条に定める懲罰が科され得るほか、理事会は必要な措置を講ずることができ、J クラブはそれらに従わなければならない。	他費用時，必須考慮保持良好財務狀況。如果違反此規定，理事會除得依本規程第 142 條對 J 俱樂部進行懲罰外，亦得採取必要之措施，J 俱樂部必須遵從。
(2) J クラブは J リーグに対し、J リーグが指定した書類を定められた期限までに提出しなければならない。	(2) J 俱樂部應於 J 聯盟指定繳交之截止日期前將必要之文件提交給 J 聯盟。
(3) J クラブは、前項の書類に虚偽の記載をしてはならない。	(3) J 俱樂部不得於前項文件中為不實之記載。
(4) J リーグは、J クラブの事前の同意がない限り、第 2 項の書類を第三者に開示しないものとする。ただし、J リーグおよび J クラブの状況を社会に告知するために、実行委員会の承認を得たうえで、提出書類に内包された情報をもとに作成された資料を、個別の J クラブの運営に支障を来たさない限りにおいて開示することができる。	(4) 未經 J 俱樂部事先同意，J 聯盟不得將第 2 項中之文件透露給第三方。惟為將 J 聯盟及 J 俱樂部的狀況告知社會，經執行委員會批准，在並未產生影響個別 J 俱樂部營運之範圍內，J 聯盟得將包含提交之文件信息在內所作成之資料予以公開。
第 27 条〔リーグ戦安定開催融資制度〕	第 27 條〔聯賽穩定融資制度〕
(1) J リーグは、J クラブの財政難等の事情により公式試合の運営に支障を来たす事態の発生を未然に防止するため、リーグ戦安定開催融資制度を設ける。	(1) J 聯盟將建立穩定之聯賽融資體制，以防止因 J 俱樂部因財務困難等干擾正式比賽情況之發生。
(2) リーグ戦安定開催融資制度の管理・運営等に関する事項は理事会が定める「リーグ戦安定開催融資規程」によるものとする。	(2) 聯賽穩定融資體制之管理與運作有關事項，應依理事會制定之《聯賽穩定融資規程》執行。
第 28 条〔大規模災害時補填制度〕	第 28 條〔重大災害補助制度〕
(1) J リーグは、大規模災害により、公式試合の運営に支障を来たす場合や J クラブが使用するスタジアム等の各種施設に損害が発生した場合に、大会（第 40 条第 1 項各号に定める各公式試合をそれぞれ称する場合、本規約において「大会」	(1) 如遇有大規模災害阻礙正式比賽進行或對 J 俱樂部所使用之體育場等各種設施造成損害時，為使大會（本規程第 40 條第 1 項各款賽事，以下簡稱「大會」）順利進行或使 J 俱樂部回歸正常活動，J 聯盟應設置重大災害補助制度。

日文	中文
<p>という)を無事に終了させるためまたはJ クラブの活動を通常に戻すため、大規模災害時補填制度を設ける。</p>	
<p>(2) 大規模災害時補填制度の管理・運営等に関する事項は理事会が定める「大規模災害時補填規程」によるものとする。</p>	<p>(2) 重大災害補助制度之管理、營運，應依理事會制定之《重大災害補助規章》執行。</p>
<p>第 29 条〔J クラブの株主〕</p> <p>(1) J クラブは、「J リーグクラブライセンス交付規則」もしくは「J3 クラブライセンス交付規則」の定めまたはJ リーグからの指示に基づき、J リーグに対し、各事業年度終了時における株主名簿 (J クラブが公益社団法人または特定非営利活動法人である場合には社員名簿) の写しを提出しなければならない。</p>	<p>第 29 条〔J 俱樂部股東〕</p> <p>(1) J 俱樂部依《J 聯盟俱樂部執照授予辦法》或《J3 俱樂部執照授予規則》所定或依 J 聯盟指示，應於營業年度結束時向 J 聯盟提供股東名冊影本(如為公益社團法人或非營利團體則須提交會員名冊)。</p>
<p>(2) J クラブは、その発行する株式の譲渡(合併等の組織再編に伴い株式が移転される場合を含む。以下、本項および次項において同じ)を行なまたは株式の新規発行を行う場合には、当該株式の譲渡先または新規株式の割当先を決定する前にJ リーグに書面または電磁的方法にて届け出を行わなければならない。本項において、株式とは、株式のほか、新株予約権、新株予約権付社債その他の株式を取得できる権利を含むものとする。また、公益社団法人または特定非営利活動法人であるJ クラブが、社員を変更または新たに社員を追加する場合には、変更後の社員または新たな社員を決定する前にJ リーグに書面または電磁的方法にて届け出を行わなければならない。</p>	<p>(2) J 俱樂部轉讓已發行之股份 (包括因合併等組織再造所伴隨之股份移轉情形。以下於本項及次項中亦同) 或發行新股時，於決定股份受讓人或新股份配發人前，須以書面或電子檔方式向 J 聯盟提出。本項所指之股份除股份外尚包括但不限於新股認購權、具有新股認購權之公司債以及其他可獲得股份之權利。另公益社團法人或非營利組織所組成之 J 俱樂部變更或新增員工前，須於變更前以書面或電磁方式通知 J 聯盟。</p>
<p>(3) J クラブは、以下のような株式の譲渡または株式の新規発行を行う場合には、当該株式の譲渡先または新規株式の割当先を決定する前に理事会の承認を得な</p>	<p>(3) J 俱樂部於下列情形有轉讓股份或發行新股前，必須先經理事會批准後，再行決定股份之受讓人或新股份之配發人。本項所稱之股份，除另有規定外，除股份外尚包</p>

日文	中文
<p>ければならない。本項において、株式とは、別段の定めがない限り、株式のほか、新株予約権、新株予約権付社債その他の株式を取得できる権利（以下当該権利により将来発行され得る株式を「潜在株式」という）を含み、議決権とは、別段の定めがない限り、潜在株式にかかる議決権を含むものとする。また、公益社団法人または特定非営利活動法人であるJクラブについては、社員たる地位について同様の取扱いとする。</p>	<p>括但不限於新股認購權、具有新股認購權之公司債以及其他可獲得股份之權利（以下將依該權利未來可能發行之股份簡稱「潛在股份」）。本項所稱之表決權，除另有規定外，則包括與潛在股份相關之表決權。社團法人團體或非營利組織之J俱樂部，其社員地位亦為相同處理。</p>
<p>① 株式の新規発行または株式の譲渡により総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）の15%以上の議決権を自己の計算において有する株主が新たに発生する場合</p> <p>② 株式の新規発行または株式の譲渡により、すでに存在する株主の総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）に占める当該株主の議決権比率が自己の計算において3分の1を超える場合</p> <p>③ 株式の新規発行または株式の譲渡により、すでに存在する株主の総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）に占める当該株主の議決権比率が自己の計算において50%を超える場合</p>	<p>① 因新發行或股份轉讓致股東出現擁有全體股東表決權 15%或以上之表決權（不包括與潛在股票相關之表決權）時</p> <p>② 因新發行或股份轉讓而使股東表決權比例（不包括與潛在股份相關之表決權）超過全體表決權之三分之一時</p> <p>③ 因新發行或轉讓而使現有股東表決權比例（不包括與潛在股份相關之表決權）比例超過 50%時</p>
<p>④ 前項第2号または第3号に該当する場合、Jクラブは、その株主が個人の場合はその者、法人の場合はその法人の代表者およびその法人の意思決定に大きな影響を与える者の出資意向等の確認のため、Jリーグとの直接の面談機会を設定するほか、別途Jリーグが定める宣言書に署名させ、Jリーグに提出しなければならない。</p>	<p>④ 若有符合前項第2款或第3款之情事，該股東為個人時為該個人，如股東為法人即為法人代表或是對法人決策有重大影響力者，J俱樂部為確認其出資意圖等，除應安排J聯盟與該人有直接面談之機會外，應另請其簽署J聯盟指定之宣言書提交J聯盟。</p>
<p>⑤ Jクラブは、他のJクラブの株式（公益社団法人または特定非営利活動法人にあっては社員たる地位）を保有してはな</p>	<p>⑤ J俱樂部不得持有其他J俱樂部之股份（公益社團法人或特定非營利組織則為社員身份）。此外亦不得保有經認定對其</p>

日文	中文
<p>らない。なお、当該他のJクラブの重大な影響下にあると判断される法人の株式（公益社団法人または特定非営利活動法人にあっては社員たる地位）についても同様とする。</p>	<p>他J俱樂部具有重大影響之法人的股份（公益社團法人或特定非營利組織則為社員身份）。</p>
<p>(6) Jクラブは、暴力団員等にJクラブの株式を保有させてはならない。なお、当該Jクラブの重大な影響下にあると判断される法人の株式（公益社団法人または特定非営利活動法人にあっては社員たる地位）についても同様とする。</p>	<p>(6) J俱樂部不得有幫派成員持有J俱樂部股份。此外亦不得保有經認定被其他J俱樂部重大影響之法人的股份（公益社團法人或特定非營利組織則為社員身份）。</p>
<p>第30条〔役職員等の禁止事項〕</p>	<p>第30條〔董監事、職員之禁止事項〕</p>
<p>(1) Jクラブの役職員は、直接たると間接たるとを問わず、次の事項を行ってはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 他のJクラブ、他のJクラブの重大な影響下にあると判断される法人または他のJクラブに重大な影響を与える法人の役員または職員を兼務すること</li> <li>② 他のJクラブの株式（公益社団法人または特定非営利活動法人にあっては社員たる地位）を保有すること</li> <li>③ 他のJクラブまたは他のJクラブの役職員との間で金銭貸借、債務保証またはこれらに類する契約を締結すること</li> </ul> <p>(2) Jクラブに所属する選手、監督、コーチおよび役員その他の関係者（以下総称して「Jクラブ関係者」という）は、公の場において、協会（審判を含む）、Jリーグまたは自他のJクラブを中傷または誹謗してはならない。</p>	<p>(1) J俱樂部之董監事、職員，無論直接或間接均不得有下列情形：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 同時擔任另一J俱樂部、經認定被其他J俱樂部重大影響之公司或對其他J俱樂部具有重大影響力之公司之董監事、職員</li> <li>② 擁有其他J俱樂部之股份（公益社團法人或特定非營利組織社員身份）</li> <li>③ 與其他J俱樂部或其他J俱樂部之董監事、職員有金錢借貸，債務擔保或締結類似合約</li> </ul> <p>(2) J俱樂部之球員、總教練、教練、董監事、職員與其他相關人員（以下統稱為「J俱樂部相關人員」）不允許於公共場所中傷或誹謗其他J聯盟、俱樂部及協會與裁判。</p>
<p>第31条〔名称および活動区域等〕</p>	<p>第31條〔名稱與活動區域〕</p>
<p>(1) Jクラブの法人名、チーム名および呼称（以下総称して「名称」という。ただしチーム名および呼称には地域名が含まれているものとする）ならびにホームタ</p>	<p>(1) J俱樂部之法人名稱、球隊名稱、簡稱（統稱為「名稱」，但球隊名稱及簡稱應包括區域名稱），屬地地區與總部如下：</p>

日文	中文
ウンおよび活動区域は次のとおりとする。	(參見頁 74 附表)
(2) J クラブとしての新規入会にあたっては、その名称について事前に理事会の承認を得るものとする。	(2) 新入會之 J 俱樂部其名稱須經過理事會核可。
(3) J クラブの名称は、原則として変更することができない。ただし、正当な事由がある場合において、理事会の承認を得たときはこの限りではない。	(3) J 俱樂部之名稱不得更改，惟若有正當理由並經理事會核可者，不在此限。
第4章 競 技	第4章 競 技
第1節 スタジアム	第1節 球 場
第32条〔スタジアムの確保〕  J クラブは、ホームタウン内に、J リーグが別途定める J リーグスタジアム基準を充足するスタジアム（以下「ホームスタジアム」という）を確保しているものとする。	第32條〔球場之確保〕  J 俱樂部應確保在其屬地建立符合 J 聯盟球場標準之場地（以下簡稱為「主場」）。
第33条〔スタジアムの維持〕  J クラブは、良好な状態でホームゲームを実施し得るよう、スタジアムを維持管理する責任を負うものとし、降雪または降雨等の悪天候の場合であっても、可能な限りピッチを整備し、そのスタジアムでの試合を実施することができるよう最善の努力をしなければならない。	第33條〔球場之維持〕  J 俱樂部應負主場維持管理之責任，使主場賽事得在良好狀態之下實施。即使是降雪或降雨等惡劣天氣狀態，也必須盡最大努力維護，令該主場得以進行足球賽。
第34条〔理想のスタジアム〕  (1) 公式試合で使用するスタジアムは、J リーグスタジアム基準を充足することに加え、アクセス性に優れ、すべての観客席が屋根で覆われ、複数のビジネスラウンジやスカイボックス、大容量高速通信設備（高密度 Wi-Fi 等）を備えた、フットボールスタジアムであることが望ましい。  (2) 前項の「アクセス性に優れる」とは、次の各号のいずれかを充足していることをいう。	第34條〔理想之球場〕  (1) 作為正式比賽使用之球場，應以成為一座理想之球場為目標，除應符合 J 聯盟之球場標準，且應交通便利，備有覆蓋全觀眾席之屋頂、數間商務休息室與天臺包廂、大容量高速通信設備（高密度 Wi-Fi 等）。  (2) 前項之「交通便利」係指符合下列各款之一情形：  ① 距離屬地之城鎮中心約 20 分鐘以內，自

日文	中文
<p>① ホームタウンの中心市街地より概ね 20 分以内で、スタジアムから徒歩圏内にある電車の駅、バス（臨時運行を除く）の停留所または大型駐車場のいずれかに到達可能または近い将来に到達可能となる具体的計画があること</p> <p>② 交流人口の多い施設（大型商業施設等）に隣接していること</p> <p>③ 前各号のほか、観客の観点からアクセス性に優れていると認められること</p>	<p>球場徒步範圍內有電車站、公車（不包含臨時運行車次）停靠站或大型停車場可以抵達，或已在未來將實現之具體計畫中</p> <p>② 鄰近交流人口眾多之設施（大型商業設施等）</p> <p>③ 上述各項之外，以觀眾觀點論，交通便利性被認定為優良之場館</p>
<p>第 35 条〔医療施設〕</p> <p>J クラブは、公式試合開催時には原則として観客等のための医師および看護師を各 1 名以上待機させなければならない。</p>	<p>第 35 条〔醫療設施〕</p> <p>J 俱樂部於舉辦正式比賽時，原則上須為觀眾等安排醫師及護理師各一名以上待命。</p>
<p>第 36 条〔ビジャーラブのための観客席の確保〕</p> <p>J クラブは、対戦チームの所属する J クラブ（以下「ビジャーラブ」という）を応援する観客のために、適正な数の席を確保しなければならない。</p>	<p>第 36 条〔客隊俱樂部觀眾席確保〕</p> <p>J 俱樂部須為對賽隊伍所屬 J 俱樂部（以下通稱「客隊俱樂部」）加油觀眾，確保有適當數量席位。</p>
<p>第 37 条〔スタジアムの検査〕</p> <p>(1) J リーグは、必要に応じて、J リーグスタジアム基準に基づきスタジアム（付帯設備含む）を検査し、理事会に報告する。</p> <p>(2) 理事会は、前項に基づく報告内容を検討し、検査対象とした各スタジアムにおける公式試合開催の可否を決定する。</p>	<p>第 37 条〔球場檢查〕</p> <p>(1) J 聯盟在必要時得依 J 聯盟球場標準對球場（含附屬設備）進行檢查，並向理事會報告。</p> <p>(2) 理事會依前項報告內容檢討後，得決議能否在已完成檢查之各座體育場舉辦正式比賽。</p>
<p>第 38 条〔スタジアムの視察〕</p> <p>(1) J リーグは、試合開催の可否を確認するためスタジアムを視察することができ、その結果、試合開催が困難であると判断したときは、その旨を遅滞なくチアマンに報告しなければならない。</p> <p>(2) チアマンは、前項の報告を受けたときは、そのスタジアムでの試合の実施を中</p>	<p>第 38 条〔球場視察〕</p> <p>(1) J 聯盟為確認能否舉辦比賽得視察體育場，其結果若是判斷難以舉辦比賽時，必須立即報告理事長此一狀況。</p> <p>(2) 理事長接獲前項報告後，得下達中止在該體育場實施比賽之決定。</p>

日文	中文
止する決定を下すことができる。	
(3) 前項の中止の決定およびその通知は、原則として試合開催日の2か月前までにホームクラブに対して行わなければならない。	(3) 前項中止決定，原則應於在比賽舉辦日之前二個月前完成對主場俱樂部之通知。
第39条〔削除〕	第39條〔刪除〕
第2節 公式試合	第2節 正式比賽
第40条〔公式試合〕	第40條〔正式比賽〕
(1) Jリーグにおける公式試合（本規約において「公式試合」という）とは、以下各号に定める大会を構成する試合その他理事会が指定した試合をいう。	(1) J聯盟所屬俱樂部之正式比賽（本規程通稱「正式比賽」）係指以下各項指定之聯賽所構成之賽事及其他理事會指定之比賽：
① J1リーグ戦 ② J2リーグ戦 ③ J3リーグ戦 ④ リーグカップ戦 ⑤ J1参入プレーオフ ⑥ スーパーカップ	① J1聯盟聯賽 ② J2聯盟聯賽 ③ J3聯盟聯賽 ④ 聯賽盃 ⑤ J1聯盟升降賽 ⑥ 超級盃
(2) Jクラブは、前項第1号、第2号または第3号(以下これらを総称する場合は「リーグ戦」という)のホームゲームの80%以上をホームスタジアムで実施しなければならない。ただし、理事会の承認を得た場合は、この限りではない。	(2) J俱樂部於前項第1款、第2款及第3款（以「聯盟聯賽」通稱）之主場賽事應有80%以上於俱樂部主場實施。但經理事會同意，則得不在此限。
(3) 第1項第1号から第6号までの公式試合は、各Jクラブにおける最高水準の競技力を保持するチーム（以下「トップチーム」という）に限り参加できるものとする。	(3) 第1項第1款至第6款之正式比賽，各J俱樂部應以最高水準競爭力隊伍(以下以「一軍球隊」通稱)參加。
(4) 前項にいうトップチームは、以下の要件を満たすものとする。	(4) 前項規定一軍球隊，應符合下列條件：
① J1クラブのトップチームは、シーズン中は常にプロ選手（Jクラブとの書面による契約を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者	① J1俱樂部之一軍球隊，於賽季中應保有至少20名職業球員（與J俱樂部有書面契約，支付該球員從事足球活動之對價關係，令該球員實質獲取較高酬勞），其中至少15名以上是A級職業球員（依日本足球協會訂定之《頂級足球員契約、註冊

日文	中文
<p>をいう)を20名以上保有し、うち15名以上はプロA契約選手(協会が定める「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」に定義する。なお、プロA契約選手として扱われる外国籍選手を含む。以下同じ)であること</p> <p>② J2クラブのトップチームは、シーズン中は常にプロA契約選手を5名以上保有していること</p> <p>③ J3クラブのトップチームは、シーズン中は常にプロ選手を3名以上保有していること</p>	<p>及轉會相關規則》定義。另視同A級職業球員之外國籍球員也包括在內,以下各款皆同)</p> <p>② J2俱樂部之一軍球隊,於賽季中要應保有5名以上A級職業球員</p> <p>③ J3俱樂部之一軍球隊,於賽季中要應保有3名以上職業球員</p>
第41条〔参加義務等〕	第41條〔參加義務等〕
<p>(1) Jクラブは、公式試合および協会が開催する天皇杯全日本サッカー選手権大会(以下「天皇杯」という)の本大会または本大会の出場権を得るための予選大会に参加しなければならない。</p> <p>(2) 以下に該当するJクラブは翌シーズンにAFCが開催するAFCチャンピオンズリーグに参加しなければならない。</p> <p>① J1リーグ戦優勝クラブ ② 天皇杯優勝クラブ ③ J1リーグ戦年間順位2位クラブ ④ J1リーグ戦年間順位3位クラブ ⑤ J1リーグ戦年間順位4位クラブ(天皇杯優勝クラブとJ1リーグ戦優勝、2位または3位クラブのいずれかが重複した場合のみ)</p> <p>(3) Jクラブは、所属選手が代表チームまたは選抜チーム等の一員に選出された場合、当該選手をこれに参加させる義務を負う。</p>	<p>(1) J俱樂部須參加正式比賽及協會舉辦之天皇盃全日本足球選手權大賽(以下簡稱「天皇盃」)及可獲得該賽會出賽權之預賽。</p> <p>(2) 下列J俱樂部須於次一賽季參加AFC舉辦之AFC冠軍聯賽：</p> <p>① J1聯賽之冠軍俱樂部 ② 天皇盃優勝俱樂部 ③ J1聯賽年度第2位之俱樂部 ④ J1聯賽年度第3位之俱樂部 ⑤ J1聯賽年度第4位之俱樂部(當天皇盃優勝俱樂部與J1聯賽冠軍、第2位、第3位俱樂部有重複時)</p> <p>(3) J俱樂部若有球員獲選為國家代表隊或選拔隊一員時,有義務令該名球員參加國家代表隊或選拔隊。</p>
第42条〔最強のチームによる試合参加〕	第42條〔最佳陣容〕
Jクラブは、その時点における最強のチーム(ベストメンバー)をもって前条の試合に臨まなければならない。	J俱樂部須以當時最強陣容(最佳球員)應對前條所列賽事。

日文	中文
第 43 条〔不正行為への関与の禁止〕  J クラブおよび J クラブ関係者は、方法・形式のいかんにかかわらず、また直接たると間接たるとを問わず、試合の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に一切関与してはならない。	第 43 条〔禁止參與不法行為〕  J 俱樂部及其關係者，不得以任何方法、形式，無論間接或直接，參與一切影響比賽結果或其他不法行為。
第 44 条〔公式試合の主催等〕  (1) 公式試合は、すべて協会および J リーグ が主催（自己の名義において試合を開催すること。以下同じ）し、J リーグが主管（自己の責任と費用負担において試合を実施・運営すること。以下同じ）する。  (2) J リーグは、公式試合のホームゲームの主管をホームクラブに委譲する。  (3) 前項の定めにかかわらず、J リーグは、当該ホームクラブの活動区域外のスタジアムで実施する公式試合その他理事会が定める公式試合を自ら主管することができる。  (4) 活動区域外で開催される試合については、事前にチアマンの承認を得た場合に限りその地方のメディアが共催することを認める。なお、試合開催が複数回に及ぶ場合であっても、その都度申請し承認を得るものとする。	第 44 条〔正式比賽之主辦等〕  (1) 所有正式比賽均由日本足球協會及 J 聯盟主辦（以自身為名義舉辦之比賽，以下同），並由 J 聯盟主管（實施、經營比賽並自行負擔責任與費用，以下同）。  (2) J 聯盟將正式比賽之主場賽主管權責委派給主場俱樂部。  (3) 儘管有前項規定，J 聯盟仍須自行負責管理在該主場俱樂部活動區域外之球場實施之正式比賽及理事會訂定之其他正式比賽。  (4) 對於活動區域外欲開辦之比賽，應以事前取得理事長之批准為限，並得允許當地媒體共同主辦。即使該賽事為非首次辦理，仍應每次提出申請並取得批准為之。
第 45 条〔主管権の譲渡〕  (1) J クラブは J リーグの事前の承認を得て、その主管するホームゲームの主管権を、協会に所属する都道府県サッカー協会に対し譲渡することができる。ただし、この場合においても、当該 J クラブは、本規約上の義務を免れるものではない。  (2) 主管権の譲渡に関する手続きその他の詳細は、理事会が定める「主管権譲渡規程」によるものとする。	第 45 条〔主管權責讓渡〕  (1) 如 J 俱樂部獲得 J 聯盟事前批准，其主管主場賽之主管權責，得讓渡予日本足球協會所屬之都道府縣足球協會。惟此情況之下，該 J 俱樂部亦不得免除本規程上之各項義務。  (2) 主管權責讓渡相關程序之其他細節，由理事會訂定之《主管權責讓渡規程》予以約束。
第 46 条〔競技規則〕	第 46 条〔競技規則〕

日文	中文
公式試合は、すべて国際サッカー連盟（以下「FIFA」という）および協会の競技規則に従って実施される。	所有正式比賽均須遵循國際足球總會（以下通稱「FIFA」）及日本足球協會之競賽規則實施。
第 47 条〔届出義務〕  J クラブは、次の事項を所定の方法により J リーグに届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合も同様とする。  ① 選手 ② 実行委員、運営担当および広報担当等 ③ 監督、コーチ、ドクターおよびアスレティックトレーナー（原則として公益財団法人日本スポーツ協会公認）等（以下「チームスタッフ」という）	第 47 条〔通知義務〕  J 俱樂部須依 J 聯盟所訂之辦法回報下述事項，變更時亦同。  ① 球員組成 ② 執行委員、賽務統籌(GC)及媒體官(MO)等 ③ 總教練、教練、隊醫及體能訓練員（原則上應取得公益財團法人日本運動協會認證）等（前述人員以下統稱「隊職員」）
第 48 条〔出場資格〕  (1) 協会の「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」および「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」に基づき協会への選手登録を完了し、かつ第 100 条に定める J リーグ登録を行った選手のみが、公式試合における出場資格を有する。  (2) 選手は、公式試合出場に際し、協会の発行した電子選手証を印刷したものまたは協会の発行した電子選手証を画面上に表示して確認することのできる電子機器を持参し、必要に応じて提示しなければならない。	第 48 条〔出場資格〕  (1) 依日本足球協會之《足球員註冊與轉會等相關規則》及《頂級足球員契約、註冊及轉會相關規則》向協會完成球員註冊，並依本規程第 100 條規定完成在日本職業聯盟註冊球員，方具有正式比賽之出場資格。  (2) 球員於正式比賽出場時，應攜帶協會發行之電子球員證或攜帶螢幕可顯示並確認為協會發行之電子球員證之電子設備，必要時必須予以出示。
第 49 条〔ユニフォーム〕  (1) 公式試合においては、J リーグが定める「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームを使用しなければならない。  (2) 前項のユニフォームには、メンバー提出用紙に記載された選手番号が明確に表示されていなければならない。	第 49 条〔球衣〕  (1) 在正式比賽中，應著符合 J 聯盟制定之《球衣使用計劃》規定之制服。  (2) 球隊工作人員提交表單所記載之球員號碼須明確標示於前項所稱球衣上。

日文	中文
(3) 前各項の定めのほか、ユニフォームに関する事項は、理事会が定める「ユニフォーム要項」によるものとする。	(3) 除前述各項規定之外，球衣相關事項亦應遵循理事會訂定之《球衣規範要點》。
第 50 条〔試合球〕  公式試合の試合球は、J リーグが、協会検定球の中から認定する。	第 50 条〔比賽球〕  正式比賽之用球，由 J 聯盟自日本足球協會核定球品之中進行認證。
第 51 条〔J クラブの責任〕  (1) ホームクラブは、公式試合の運営において、以下各号の義務を負う。  ① 試合の前後および試合中において、J クラブ関係者、観客その他ホームスタジアムに存在するすべての者の安全を確保する義務 ② 試合の前後および試合中において、観客にホームスタジアムおよびその周辺において秩序ある適切な態度を保持させる義務 ③ 前 2 号の義務の遂行を妨げる観客等に対して、その入場を制限しましたは即刻退去させる等、適切な措置を講ずる義務  (2) ビジタークラブは、ホームクラブによる公式試合の運営に関し、以下各号の義務を負う。  ① 実行委員、運営担当（正）およびセキュリティ担当（運営担当（正）とセキュリティ担当は兼務可）をアウェイゲームに帯同し、前項第 2 号に基づくホームクラブの義務の履行に協力する義務。なお、やむを得ない場合には、実行委員については J クラブがその責務にあたることができると判断した者を、運営担当（正）については運営担当（副）を、それぞれ代理人として帯同することができる。ただし、同じ者が実行委員の代理人と運営担当（正）の代理人を兼ねることはでき	第 51 条〔J 俱樂部之責任〕  (1) 主場俱樂部於舉辦正式比賽時，應負起以下各項所列之職責：  ① 在比賽前、後及比賽進行中，有義務確保 J 俱樂部相關人員、觀眾及其他主場球場內所有人員安全 ② 在比賽前、後及比賽進行中，有義務維持主場球場週邊秩序與控制觀眾情緒 ③ 對於妨礙執行前兩項職責之觀眾，有採取限制入場或強制立即退場等適當措施之義務  (2) 客場俱樂部在該主場俱樂部舉辦正式比賽時，應負起以下各項所列之職責：  ① 執行委員、主場俱樂部正賽務統籌（GC）及維安主管（主場俱樂部正賽務統籌（GC）可兼任維安主管）隨同至客場比賽，有義務依前項第 2 款規定與主場俱樂部合作。如遇不可抗力狀況，執行委員得研判俱樂部可以履行職責者，由正副賽務統籌（GC）與維安主管，作為其代理人陪同到場。惟同一人不得同時兼任執行委員之代理人與主場俱樂部正賽務統籌（GC）之代理人。此外，由代理人隨同到場之情況下，本規程指定執行委員或主場俱樂部正賽務統籌（GC）之職責應由代理人履行

日文	中文
ない。また、代理人が帯同する場合は、本規約に定める実行委員または運営担当（正）の義務は当該代理人が履行するものとする ② 試合の前後および試合中において、ビジタークラブのサポーターに秩序ある適切な態度を保持させる義務	② 於比賽前、後及比賽進行中，有維持客隊俱樂部支持者秩序與控制支持者情緒之職責
(3) ホームクラブおよびビジタークラブは、試合が開催されるスタジアムに、暴力団員等を入場させないよう、努めるものとする。	(3) 主場俱樂部與客場俱樂部於比賽球場，應致力於不使幫派成員等進場。
(4) Jリーグが主管する試合においては、Jリーグが本条に定めるホームクラブの義務を負い、当該試合に出場する両チームが本条に定めるビジタークラブの義務を負う。	(4) 由 J 聯盟主管之比賽中，J 聯盟依本條規定負有主場俱樂部之職責，該賽事出賽兩隊均依本條規定負有客場俱樂部之職責。
第 52 条〔選手の健康管理およびドクター〕  (1) J クラブは、日本国医師免許を保有する専属のドクターを置き、当該 J クラブの責任において選手の健康管理を行わなければならない。  (2) 前項の健康管理における医学的検査の項目は、協会の医学委員会が定める次のメディカルチェック項目とする。  ① 内科検査（心電図、心エコー検査含む） ② 整形外科的検査 ③ 血液検査 ④ 尿検査 ⑤ レントゲン検査 ⑥ 運動負荷検査 ⑦ 体力検査  (3) J クラブは、すべての試合に、ドクターを同行させ、原則としてベンチ入りさせなければならない。	第 52 條〔球員健康管理與醫師〕  (1) J 俱樂部須聘任具日本國醫師執照之專職醫師，球員之健康管理係 J 俱樂部責任。  (2) 基於前項之健康管理而採取醫學之檢查項目係由日本足球協會之醫學委員會決定，醫學檢查項目如下：  ① 內科檢查（含心電圖、心臟超音波檢查） ② 骨科檢查 ③ 血液檢查 ④ 尿液檢查 ⑤ X 光檢查 ⑥ 運動負荷檢查 ⑦ 體力檢查  (3) J 俱樂部於所有比賽中，均須有醫師同行並使其坐於板凳席。
第 52 条の 2〔新型コロナウイルス感染症に関する公式検査〕	第 52 條之 2〔COVID-19 之官方檢查〕 (本條為 2020/6/23 增修)

日文	中文
(1) 新型コロナウイルス感染症禍において公式試合を安全に実施することを目的として、Jリーグは、新型コロナウイルス感染症に関する公式検査（以下「公式検査」という）の機会を提供するものとする。	(1) J聯盟應提供對 COVID-19 之正式檢測措施（以下簡稱「正式檢測」）之可能，以確保得於安全狀況下進行正式比賽。
(2) Jクラブは、公式検査を受検する者のリストをJリーグに提出するものとし、当該リストに記載された者に対して公式検査を受検させるものとする。	(2) J俱樂部應向 J聯盟提交須正式檢測人員名單，並使名單中所列人員進行正式檢測。
(3) 公式検査の詳細に関する事項は、本規約および関連する諸規程に別段の定めのあるものを除き、新型コロナガイドラインによるものとする。	(3) 除本規程或相關法令另有規定，正式檢測之相關事項均應基於《武漢肺炎應對指引》進行。
第 52 条の 3〔公式検査の中止〕  (1) チェアマンは、日本国内における国民に対する医療資源の提供状況等の諸般の事情に鑑み、公式検査の中止を決定することができる。  (2) 前項に基づき公式検査の中止が決定したときは、当該決定がチェアマンによって解除されるまでの期間、第 52 条の 2、リーグ戦実施要項第 13 条第 3 項第 1 号および同第 13 条の 2 の各規定は適用されない。	第 52 條之 2〔終止正式檢測〕 (本條為 2020/6/23 增修)  (1) 理事長得考慮依日本人民醫療資源提供狀況等，決定中止正式檢測。  (2) 理事長依前項規定決定中止正式檢測時，自該決定被理事長解除前，本規程第 52 之 2 條、「聯賽實施要點」第 13 條第 3 項第 1 款及第 13 條之 2 之規定將排除適用。
第 53 条〔負傷した選手の活動再開の制限〕  (1) Jクラブは、選手が試合中に負傷して退場した場合において、その傷害が頭部その他特に慎重な配慮を要する部位に生じたものであるときは、医師の承認を得なければ、当該選手の選手としての活動を再開させてはならない。  (2) 前項の傷害が練習中に生じた場合においても同様とする。  (3) 脳振盪と診断あるいはその疑いのある選手の活動再開に関する前 2 項の医師の承認は、協会の医学委員会が定める「サ	第 53 條〔受傷球員恢復活動之限制〕  (1) 若出現 J俱樂部球員於比賽中因受傷退場情況，該傷害如發生於頭部或其他應特別注意之部位，若未能取得醫師准許，不得令該球員恢復球員活動。  (2) 前項所述之傷害之處置，若係於練習中發生亦同様適用。  (3) 有關前 2 項診斷疑似有腦震盪球員如欲恢復活動，其醫師准許之判斷須以日本足球協會醫學委員會訂定之《在足球運動中

日文	中文
「カーラにおける脳震盪の指針」に基づき 判断されなければならない。	《腦震盪指南》為依據。
第3節 試合の運営	第3節 賽事管理
第54条〔公式試合の開催期間〕  公式試合は、原則として毎年2月から12月 までの間に実施する。	第54條〔正式比賽舉辦期間〕  正式比賽原則於每年2月至12月間實施。
第55条〔公式試合の開催〕  公式試合の試合日程は、次の事項を考慮し た実行委員会の審議を経て、理事会が決定 する。  ① 前シーズンのJ1リーグ戦の1位(年間優 勝)チームにJ1リーグ戦の開幕戦をホー ムスタジアムで開催するか否かの選択 権が与えられること ② 試合開催が特定の地域に集中しないこ と ③ やむを得ない事情がある場合を除き、同 一大会でアウェイゲームが3試合以上連 続しないこと ④ リーグ戦は、原則として土曜日、日曜日 または水曜日に開催すること	第55條〔正式比賽舉辦〕  正式比賽之日程，由執行委員會參考下列事 項後提案並送理事會決議：  ① 前一賽季之J1聯賽排名第一位（年度冠 軍）之隊伍被授予決定J1聯賽開幕賽是 否於主場球場舉辦之選擇權 ② 賽事不宜集中於特定區域 ③ 除遇無法避免狀況，同一賽事之連續客場 比賽不得超過3場 ④ 聯賽原則以週六、週日或週三舉辦
第56条〔試合日程の遵守〕  Jクラブは、前条により定められた公式試合 の開催日、キックオフ時刻および開催地等 の試合日程を遵守しなければならない。	第56條〔遵守比賽日程〕  J俱樂部必須遵守依前條規範決定之正式比 賽舉辦日、開球時間與舉辦地等比賽日程。
第57条〔試合の日時または場所の変更〕  (1) 公式試合の開催日、キックオフ時刻また は開催地の変更は、次の手続きに従い決 定する。  ① ホームクラブがJリーグに対し、変更し ようとする開催日の30日前までに「試 合開催に関する変更申請書」により申請 する	第57條〔比賽日期、時間或場所之變更〕  (1) 正式比賽之舉辦日、開賽時間或舉辦地之 變更，應依下列程序辦理：  ① 主場俱樂部向J聯盟變更賽事舉辦日之 申請，以舉辦日30日前提交《比賽舉辦 相關變更申請書》為限 ② 理事長應於舉辦日20日前決定該賽事之 變更與否，並將通知主場俱樂部與客場俱

日文	中文
② チェアマンは、変更の可否を判断し、変更される開催日の 20 日前までに、変更の可否を、ホームクラブおよびビジタークラブの双方に通知する	樂部雙方
(2) 前項の手続きが行われない場合、ビザーラブは、当該変更を拒否することができる。	(2) 若前項程序未完成，客場俱樂部得拒絕變更。
(3) 国際大会、スタジアムの大規模改修、大規模災害等のやむを得ない特別の事情がある場合において、チェアマンは、前 2 項の定めにかかわらず、開催の日時または場所を変更することができる。	(3) 如遇國際賽事、體育館大規模改建、大規模災害等不可避免之特殊情況下，理事長得不受前二項規定限制，變更舉辦日期、時間或地點。
第 58 条〔特別の事情による変更〕  J クラブは、協会または J リーグにおいて、国際大会、スタジアムの大規模改修、大規模災害等の特別の事情がある場合には、日程等の変更に応じなければならない。	第 58 条〔因特殊情況而變更〕  J 俱樂部如遇 J 聯盟、日本足球協會或國際賽事、體育場大規模改建、大規模災害等特殊情況時，應配合日程之變更。
第 59 条〔同日開催の制限〕  公式試合は、原則として、同一日に同一スタジアムで 2 試合以上行ってはならない。	第 59 条〔同日舉辦限制〕  正式比賽辦理以同一日、同一體育場，不得進行兩場以上比賽為原則。
第 60 条〔抱き合わせ開催の禁止〕  公式試合は、J リーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカーその他のスポーツの試合またはイベント等と抱き合いで開催してはならない。ただし、J クラブが主催する地域振興のための試合・イベント・選手育成のための試合等であって、荒天時には中止できるものに限り、実施することができる。また、日本女子サッカーリーグとの共催は別途定める「J リーグ公式戦におけるなでしこリーグ公式戦開催に関するガイドライン」に則り開催することができる。	第 60 条〔聯合舉辦之禁止〕  由 J 聯盟或日本足球協會以外之第三方主辦之足球活動、運動比賽或活動不得與正式比賽聯合舉辦。惟由 J 聯盟主辦，且限以為振興地方而舉辦之比賽、活動，與以培育球員為目的而舉辦之賽事，方得以聯合舉辦形式實施，並得於惡劣天候時中止。另有關與日本女子足球聯盟共同舉辦之賽事，得依另訂之《於 J 聯盟正式比賽中舉辦撫子聯賽賽事指南》辦理。
第 61 条〔マッチコミッショナー〕  (1) マッチコミッショナーは、実行委員会が推薦し、理事会が承認した後、チエアマ	第 61 条〔競賽委員〕  (1) 競賽委員由執行委員會提名、理事會通過之後經理事長任命，於正式比賽時派任。

日文	中文
ンが任命し、公式試合に派遣される。	
(2) マッチコミッショナーは、原則として協会が定めるJFAマッチコミッショナーに登録しなければならない。	(2) 競賽委員原則上須於日本足球協會設置之「日本足球協會競賽委員」進行註冊。
(3) マッチコミッショナーは、次の事項を遵守しなければならない。	(3) 競賽委員必須遵守下列事項：
<p>① キックオフ時刻の150分前までにスタジアムに到着すること</p> <p>② キックオフ時刻の70分前に双方のJクラブの監督、実行委員および運営担当(正)ならびに主審、副審、追加副審、第4の審判員、ビデオアシスタントレフェリー(以下「VAR」という)およびアシスタントVAR(以下、総称して「審判員」という)を集め、マッチ・コーディネーション・ミーティングを開催すること</p> <p>③ リーグカップ戦の延長戦終了後に行うPKにおいて、試合終了後、使用したゴールを決定した理由を主審に確認すること</p> <p>④ 試合終了後24時間以内にJリーグに「Jリーグマッチコミッショナー報告書」を発信すること</p> <p>⑤ 試合の中止または競技中の悪質な違反による退場等の重大な事項が発生した場合に、所定の手続きにより「Jリーグマッチコミッショナー緊急報告書」をすみやかにチアマンに提出すること</p> <p>⑥ 裁定委員会または規律委員会より出席を求められた場合に、これに出席し報告すること</p> <p>⑦ 前各号のほか、別途チアマンの定める事項を行うこと</p>	<p>① 至遲應於開賽時間前150分鐘抵達球場</p> <p>② 開賽時間前70分鐘召集賽事雙方之J俱樂部總教練、執行委員與主場俱樂部賽務統籌(GC)以及裁判、助理裁判、增設助理裁判(AAR)、第四裁判、影像助理裁判(以下簡稱「VAR」)及VAR助理(以下統稱為「賽事執法人員」)舉行賽前協商會議(MCM)</p> <p>③ 於聯賽盃延長賽結束後進行罰球點球，並於賽事結束後向裁判確認決定採用罰球點球球門之理由</p> <p>④ 於比賽結束後24小時以內，向聯盟發送《J聯盟競賽委員報告書》</p> <p>⑤ 比賽中止或因賽事中惡意違規退場等重大事項發生時，依程序應將《J聯盟競賽委員緊急報告書》盡速提交理事長</p> <p>⑥ 仲裁委員會或紀律委員會要求出席時，應出席並報告</p> <p>⑦ 除上述各款之外執行其他理事長指定事項</p>
第62条〔試合の中止の決定〕	第62條〔比賽中止決定〕
試合の中止は、主審が、マッチコミッショナー、ホームクラブの実行委員およびビジャーカラブの実行委員(またはJリーグ規約	比賽中止由裁判參考競賽委員、主場俱樂部執行委員與客場俱樂部執行委員(依本規程第51條第2項第1款得代理人為之)之意見

日文	中文
第 51 条第 2 項第 1 号に基づくその代理人) の意見を参考のうえ決定する。ただし、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよびホームクラブの実行委員が協議のうえ決定する。	作出決定。惟於裁判抵達前因不可抗力而須中止比賽時，競賽委員與主場俱樂部執行委員得進行協商並決定之。
第 63 条〔不可抗力による開催不能または中止〕  公式試合が、悪天候、地震等の天災地変または公共交通機關の不通その他いずれのチームの責にも帰すべからざる事由(以下「不可抗力」という)により開催不能または中止となった場合には、当該試合の取り扱いについては、次の各号からチエアマンが決定する。  ① 90 分間の再試合 ② 中止時点からの再開試合 ③ 中止時点での試合成立	第 63 條〔因不可抗力因素而無法舉辦或中止〕  正式比賽因惡劣氣候、地震等自然災害，或大眾運輸系統停止營運，或其他不能歸咎於球隊之原因(以下通稱「不可抗力因素」)而無法舉辦或中止比賽時，該場比賽之處理由理事長從下列各款進行決定：  ① 90 分鐘之重新比賽 ② 自比賽中止時間重啟比賽 ③ 自中止時間結束且視為完成比賽
第 64 条〔敗戦とみなす場合〕  公式試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その帰責事由あるチームは、原則として 0 対 3 で敗戦したものとみなす。	第 64 條〔裁定敗場〕  如正式比賽出現無法舉辦或被中止比賽情況並得歸因於其中一隊，該隊應視為 0 比 3 敗場。
第 65 条〔試合結果の報告〕  ホームクラブの実行委員は、所定の手続きに従い公式記録および必要に応じて試合運営報告書を J リーグに提出しなければならない。	第 65 條〔比賽結果報告〕  主場俱樂部之執行委員須依規定程序提交正式紀錄，如有必要須將比賽管理報告書一併提交 J 聯盟。
第 66 条〔公式試合の試合実施要項〕  公式試合の運営に関する事項は、理事会が大会毎に定める試合実施要項によるものとする。	第 66 條〔正式比賽之賽事實施要點〕  正式比賽運作之相關事項，應依理事會為各賽事訂定之比賽實施要點執行。
第 67 条〔削 除〕	第 67 條〔刪 除〕
第 4 節 非公式試合	第 4 節 非正式比賽

日文	中文
第 68 条〔非公式試合の開催〕  (1) 公式試合以外のすべての有料試合（以下「非公式試合」という）は、事前に J リーグに所定の申請書を提出し、J リーグおよび協会の承認を得なければ開催することができない。  (2) 非公式試合の開催日については、公式試合の日程が優先する。  (3) 第 1 項の開催申請書の提出期限は、試合開催日の 2 か月前の日の属する月の末日までとする。	第 68 條〔非正式比賽之舉辦〕  (1) 正式比賽外之所有付費比賽（以下通稱「非正式比賽」），應於事前提交由 J 聯盟訂定之申請書；未經日本職業聯盟與協會准許不得舉辦。  (2) 正式比賽日程優先於非正式比賽舉辦日。  (3) 第 1 項提交舉辦申請書之期限，為開賽日兩個月前所屬月份之最後一天。
第 69 条〔外国チームとの試合等〕  J クラブが外国のサッカーチームと試合を行う場合は、試合の場所が国内であるか国外であるかにかかわらず、事前に J リーグおよび協会の承認を得なければならぬ。また、必要に応じて協会を経由し FIFA または AFC に報告しなければならぬ。	第 69 條〔與外國隊伍之比賽等〕  J 俱樂部如欲與外國足球隊進行比賽，無論比賽場地為國內或國外，均須於事前取得 J 聯盟與日本足球協會之許可。如有必要，須經由日本足球協會向國際足總（FIFA）或亞足聯（AFC）報告。
第 70 条〔興行等への参加禁止〕  J クラブ、選手、監督およびコーチは、事前に J リーグの承認を得ない限り、J リーグまたは協会以外の第三者が主催するサッカーその他のスポーツの試合または興行等に参加してはならない。	第 70 條〔營利表演等參與之禁止〕  J 俱樂部、球員、總教練與教練，若未事先取得 J 聯盟允許，不得參加 J 聯盟或日本足球協會以外之第三方主辦之足球、其他運動比賽或營利表演等。
第 71 条〔救済試合〕  (1) 救済試合は、傷害または疾病により選手としての活動が不可能となつた有望な選手を、経済的窮状から救済することを目的として開催する。  (2) 救済試合は、当該選手の現在所属する J クラブまたは過去に所属した J クラブが、事前に、J リーグに所定の申請書を提出し、実行委員会の審議を経て理事会に承認されなければ、開催することができない。	第 71 條〔球員紓困賽事〕  (1) 本賽事係指當有前景之球員因傷害或疾病無法繼續工作，為救濟其經濟困境舉辦之比賽。  (2) 本賽事應由該球員現在或過去隸屬之 J 俱樂部事先以 J 聯盟所規定之申請書提出申請，未獲執行委員會審議通過並經理事會同意不得舉辦。

日文	中文
(3) 救済試合の開催地は、原則として当該試合を開催するJクラブのホームタウンとする。	(3) 本賽事原則以該申請J俱樂部之主場球場為舉辦地。
(4) 救済試合は、選手1名につき1回に限り開催することができる。	(4) 本賽事每位球員僅得申請一次。
第72条〔引退試合〕  (1) 引退試合は、選手が引退するにあたり当該選手の功績を称えることを目的として開催する。	第72條〔引退賽〕  (1) 引退賽為球員退役時，為了表揚該球員成就而舉辦之比賽。
(2) 引退試合は、当該選手の現在所属するJクラブまたは過去に所属したJクラブが、事前に、Jリーグに所定の申請書を提出して承認されなければ、開催することができない。	(2) 引退賽應由該球員現在或過去隸屬之J俱樂部以J聯盟所規定之申請書提出申請，未獲執行委員會審議通過並經理事會同意不得舉辦。
(3) 引退試合の開催地は、原則として当該試合を開催するJクラブのホームタウンとする。	(3) 引退賽原則以該申請J俱樂部之主場球場為舉辦地。
(4) 引退試合は、選手1名につき1回に限り開催することができる。	(4) 本賽事每位球員僅得申請一次。
第73条〔慈善試合〕  (1) Jクラブは、被災者、病者、孤児等の困窮者の救済その他の社会還元を目的として、人道的見地に基づき、慈善試合を開催することができる。	第73條〔慈善賽〕  (1) J俱樂部為救濟受災者、病患、孤兒等窮困者及其他回饋社會為目的，基於人道精神，得舉辦慈善賽。
(2) 慈善試合は、当該試合を開催するJクラブが、事前に、Jリーグに所定の申請書を提出し、実行委員会の審議を経て理事会に承認されなければ、開催することができない。	(2) 慈善賽應由J俱樂部以J聯盟所規定之申請書提出申請，未獲執行委員會審議通過並經理事會同意不得舉辦。
(3) 慈善試合の開催地は、原則として当該試合を開催するJクラブのホームタウンとする。	(3) 慈善賽原則以該申請J俱樂部之主場球場為舉辦地。
第74条〔非公式試合の試合実施要項〕  非公式試合の運営に関する事項は、Jリーグが必要に応じて都度定める試合実施要項によるものとする。	第74條〔非正式比賽之賽事實施要點〕  非正式比賽之管理相關事項，J聯盟得依需求對每次比賽制定賽事實施要點。

日文	中文
第5節 試合の収支	第5節 比賽收支
第75条〔公式試合の費用負担〕	第75條〔負擔正式比賽之款項〕
<p>ホームクラブは、ホームゲームにおける収入を受領し、その試合の開催に要する次の費用（以下総称して「必要経費」という）を負担する。</p> <p>① 運営人件費  ② スタジアム使用料（付帯設備使用料を含む）  ③ スタジアム仮設設備設置費用（テント設営料等）  ④ 入場券・招待券の印刷費  ⑤ 入場券販売手数料  ⑥ 広告宣伝費  ⑦ クラブパートナーの看板等の費用（スタジアムへの掲出料を含む）  ⑧ その他運営に係わる費用</p>	<p>主場俱樂部得由主場比賽獲得收入以負擔舉辦該比賽之費用（以下總稱「必要支出」），必要支出分類如下：</p> <p>① 營運人事費  ② 球場使用費（含附屬設備使用費）  ③ 球場臨時設備設置費用（帳篷搭設費等）  ④ 入場門票、公關票印刷費  ⑤ 入場門票銷售佣金  ⑥ 廣告宣傳費  ⑦ 俱樂部合作夥伴看板等費用（含在球場之展示費）  ⑧ 其他賽務相關費用</p>
第76条〔救済試合、引退試合および慈善試合の損益の配分〕	第76條〔紓困賽、引退賽與慈善賽之損益分配〕
<p>(1) 救済試合および引退試合の損益の配分については、Jリーグと当該試合の開催Jクラブとの協議により決定する。ただし、総収入から必要経費を控除した純益は、原則として対象選手が受領することができるものとする。</p> <p>(2) 慈善試合の損益の配分については、Jリーグと当該試合を開催するJクラブとの協議により決定する。ただし、総収入から必要経費を控除した純益は、原則として慈善試合の目的である救済事業等のために使用されなければならない。</p>	<p>(1) 紓困賽與引退賽之損益分配，由J聯盟與主辦該賽事之J俱樂部協議並決定之；總收入扣除必要支出後之淨利，應由該對象球員受領為原則。</p> <p>(2) 慈善賽之損益分配，由J聯盟與主辦該比賽之J俱樂部協議並決定之；總收入扣除必要支出後之淨利，應由慈善比賽目的所欲提供之救濟事業受領為原則。</p>
第77条〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕	第77條〔因不可抗力因素致使比賽中止等狀況之費用負擔〕
すでに何らかの経費が発生している公式試合が、不可抗力により開催不能または中止	已陸續支付部分款項之正式比賽，如遭遇不可抗力因素導致無法舉辦或中止比賽，主場

日文	中文
となつた場合には、ホームクラブにおいて発生した第 75 条第 1 号から第 4 号までの費用および入場料金払戻し手数料ならびに双方のチームにおいて発生した交通費・宿泊費（「旅費規程」第 2 条の範囲に限る）の増額分は、J リーグが負担する。ただし、第 63 条第 3 号の決定により、中止時点で試合が成立した場合は除く。	俱樂部已動支第 75 條第 1 項至第 4 項之款項與入場門票退款手續費，以及雙方隊伍已支付交通費、住宿費（《旅費規程》第 2 條範圍為限）增額部份，由 J 聯盟負擔。惟依本章程第 63 條第 3 項中止時點視為完成比賽情況除外。
第 78 条〔帰責事由あるクラブの費用の補償〕  (1) ホームクラブの責に帰すべき事由により公式試合が開催不能または中止となつた場合、ホームクラブは、ビジャーチームに発生した交通費・宿泊費を補償しなければならない。  (2) ビジャーチームの責に帰すべき事由により公式試合が開催不能または中止となつた場合、ビジャーチームは、ホームクラブに発生した必要経費および入場料金払戻し手数料ならびに交通費・宿泊費を補償しなければならない。	第 78 條〔歸責於俱樂部之款項賠償〕  (1) 若正式比賽因故無法舉辦或中止比賽，並得歸因於主場俱樂部責任時，主場俱樂部須賠償客隊已支付之交通費、住宿費。  (2) 若正式比賽因故無法舉辦或中止比賽，並得歸因於客場俱樂部責任時，客場俱樂部必須賠償主場俱樂部已支付之必要支出與入場門票退款手續費，以及交通費、住宿費。
第 79 条〔協会納付金〕  ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の 3%相当額をその試合の属する大会が終了した後、別に定める方法にて J リーグへ報告し、請求書発行日から 60 日以内に協会に納付しなければならない。	第 79 條〔協會規費〕  主場俱樂部應依日本足球協會規定，於該比賽所屬之賽會結束後，將相當於各比賽入場門票收入 3% 之數額，依另定之方法向 J 聯盟報告，並應自請款單發行日起 60 日內向日本足球協會繳納。
第 80 条〔收支報告〕  J クラブは、J リーグから試合収支および／または大会収支にかかる決算書の提出を要請されたときは、J リーグが定めた期限までに提出しなければならない。	第 80 條〔收支報告〕  J 俱樂部收到來自 J 聯盟對比賽收支明細／截至當前賽事收支明細等財務報表之要求提交時，J 俱樂部須於規定期限內提交。
第 81 条〔遠征費用〕  (1) チームの遠征に要する交通費および宿泊費を J リーグにおいて支出する場合、その支出の詳細は、理事会が定める「旅	第 81 條〔外地比賽費用〕  (1) 由 J 聯盟支付球隊外地比賽所需交通費及住宿費時，其支出明細應遵照理事會規定之《旅費規程》辦理。

日文	中文
「旅費規程」によるものとする。	
(2) ホームクラブの都合によりホームタウン以外のスタジアムで試合を実施したことにより発生したビジャーチームの交通費および宿泊費の増額分はホームクラブが負担する。なお、当該負担額は、「旅費規程」第2条に基づいて算出する。	(2) 配合主場俱樂部需至其所在城市以外之球場舉辦比賽時，所產生客隊之交通費與住宿費等額外支出，由主場俱樂部負擔，其金額依《差旅費規章》第2條計算。
(3) 公式試合を無事に終了したが、不可抗力により帰路に影響が出たために交通費および宿泊費の増額を余儀なくされた場合、当該増額分はJリーグが負担する。なお、当該負担額は、「旅費規程」第2条に基づいて算出する。	(3) 如正式比賽已順利完成，然因不可抗力因素影響返途，所衍生之交通費與住宿費額外支出時，該額外支出部分由J聯盟負擔，其金額依《旅費規程》第2條計算。
第6節 表彰	第6節 表揚
第82条〔リーグ表彰〕  Jリーグは、リーグ戦およびリーグカップ戦等に関し、チーム、選手、監督および審判員等の表彰を行う。	第82條〔聯賽表揚〕  J聯盟得對各聯盟聯賽及聯賽盃之球隊、球員、總教練及賽事執法人員等進行表揚。
第83条〔功労者表彰〕  (1) Jリーグは、Jリーグの発展に功労のあつた者に対し、記念品等を贈呈して表彰することができる。  (2) 前項の表彰を受ける者は、Jクラブから推薦された者の中からチアマンが推薦し、理事会が決定する。	第83條〔貢獻表揚〕  (1) J聯盟對聯盟發展具有貢獻者得致贈紀念品以茲表揚。  (2) 前項受表揚者由理事長經J俱樂部推薦人選之中遴選，由理事會決定之。
第84条〔表彰規程〕  前2条を含む、Jリーグの表彰に関する事項は、理事会が定める「Jリーグ表彰規程」によるものとする。	第84條〔表揚規程〕  J聯盟就前二條及相關表揚事項，應依理事會定之《日本職業聯盟表揚規程》辦理。
第85条〔特別表彰〕  第82条および第83条に定める表彰のほか特に表彰を必要とする場合は、理事会の定めるところによる。	第85條〔特別表揚〕  除第82條與第83條規定表揚以外，如有其他必要應予以表揚情事得由理事會定之。
第5章 選手	第5章 球員
第86条〔誠実義務〕	第86條〔誠實義務〕

日文	中文
<p>(1) 選手は、協会の定款および本規約ならびにこれらに付随する諸規程を遵守するとともに J クラブの諸規則を遵守し、J クラブとの間に締結した契約を誠実に履行しなければならない。</p> <p>(2) 選手は、自己の能力を最大限に發揮するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。</p>	<p>(1) 球員應遵守日本足球協會章程、本規程及其他配套規程之各項規則，並遵守 J 俱樂部之諸項規則，忠實履行其與 J 俱樂部間簽訂之合約。</p> <p>(2) 球員為發揮自身最大極限能力，應隨時保持最佳健康狀態與維持運動能力、努力提升自身技藝。</p>
<p>第 87 条〔履行義務〕</p> <p>(1) プロ契約選手は、次の各事項を履行する義務を負う。</p> <p>① J クラブの指定するすべての試合への出場</p> <p>② J クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加</p> <p>③ J クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加</p> <p>④ J クラブより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用</p> <p>⑤ J クラブの指定する医学的検診、予防処置および治療処置への参加</p> <p>⑥ J クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加</p> <p>⑦ 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加</p> <p>⑧ 協会・J リーグ等の指定するドーピングテストの受検</p> <p>⑨ 合宿、遠征等に際しての J クラブの指定する交通機関および宿泊施設の利用</p> <p>⑩ 居住場所に関する J クラブの事前同意の取得</p> <p>⑪ 副業に関する J クラブの事前同意の取得</p> <p>⑫ その他 J クラブが必要と認めた事項</p>	<p>第 87 条〔義務履行〕</p> <p>(1) 職業合約球員須負履行下列各款事項之義務：</p> <p>① 為 J 俱樂部所有指定比賽出場</p> <p>② 參加由 J 俱樂部指定之培訓課程、集訓與研修</p> <p>③ 參加 J 俱樂部指定會議及比賽準備期間所需之事務</p> <p>④ 使用 J 俱樂部分發之制服與訓練服</p> <p>⑤ 參加 J 俱樂部指定之醫學體檢、預防措施與治療措施</p> <p>⑥ 參加日本職業聯盟所屬俱樂部指定宣傳活動、服務球迷活動與社會公益活動</p> <p>⑦ 參加日本足球協會選拔各種類別之日本代表球員之培訓課程、集訓與比賽</p> <p>⑧ 接受日本足球協會、J 聯盟等指定之尿液檢查</p> <p>⑨ 使用 J 俱樂部於集訓、外地比賽時指定交通機構與住宿設施</p> <p>⑩ 居住地點應事先取得 J 俱樂部之同意</p> <p>⑪ 兼職副業應事先取得 J 俱樂部之同意</p> <p>⑫ 其他須經 J 聯盟認可之事項</p>

日文	中文
<p>(2) アマチュア選手は、次の各事項を履行する義務を負う。</p> <p>① J クラブの指定するすべての試合への出場</p> <p>② J クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加</p> <p>③ J クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加</p> <p>④ J クラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用</p> <p>⑤ J クラブの指定する医学的検診、予防処置および治療処置への参加</p> <p>⑥ J クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加</p> <p>⑦ 協会から各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加</p> <p>⑧ 協会、J リーグ等の指定するドーピングテストの受検</p> <p>⑨ 合宿、遠征等に際しての J クラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用</p> <p>⑩ 就業に関する事前の J クラブへの報告</p> <p>⑪ その他 J クラブが必要と認めた事項</p>	<p>(2) 業餘球員須負履行下列各款事項之義務：</p> <p>① 為 J 俱樂部所有指定比賽出場</p> <p>② 參加由 J 俱樂部指定之培訓課程、集訓與研修</p> <p>③ 參加 J 俱樂部指定會議及比賽準備期間所需之事務</p> <p>④ 使用 J 俱樂部分發之制服與訓練服</p> <p>⑤ 參加 J 俱樂部指定之醫學體檢、預防措施與治療措施</p> <p>⑥ 參加 J 俱樂部指定宣傳活動、服務球迷活動與社會公益活動</p> <p>⑦ 參加日本足球協會選拔各種類別之日本代表球員之培訓課程、集訓與比賽</p> <p>⑧ 接受日本足球協會、J 聯盟等指定之尿液檢查</p> <p>⑨ 使用 J 俱樂部於集訓、外地比賽時指定交通機構與住宿設施</p> <p>⑩ 就業前須向 J 聯盟報告</p> <p>⑪ 其他須經 J 聯盟認可之事項</p>
第 88 条〔ドーピングの禁止〕	第 88 條〔禁止使用運動禁藥〕
<p>(1) 選手の健康を保持するとともに試合の公正な実施を確保するため、ドーピングを禁止する。</p>	<p>(1) 為了保持球員健康與確保舉辦比賽公平，禁止使用運動禁藥。</p>
<p>(2) 選手は、協会の「アンチ・ドーピング規程」に則り、世界アンチ・ドーピング規程および日本アンチ・ドーピング規程を遵守する。</p>	<p>(2) 球員基於日本足球協會之《反運動禁藥規章》、WADA 規章、《日本反運動禁藥規章》。</p>
<p>(3) 選手は、ドーピング検査の対象として指名された場合、これを拒否することはできない。</p>	<p>(3) 球員被指定為運動禁藥檢查對象時，不得拒絕接受檢查。</p>
<p>(4) ドーピング検査については協会のアンチ・ドーピング部会と日本アンチ・ドー</p>	<p>(4) 運動禁藥檢查依日本足球協會反運動禁藥部門與日本反運動禁藥組織訂定之《J</p>

日文	中文
ピング機構とで定める「Jリーグドーピング検査実施の検査手順」に則り実施する。	聯盟實施運動禁藥檢查程序》辦理。
(5) 第100条に定めるJリーグ登録時に選手が18歳未満である場合、ドーピング検査実施に関する親権者の同意書を提出しなければならない。	(5) 依本規程第100條規定，J聯盟註冊之球員未滿18歲時，必須提交實施運動禁藥檢查親屬同意書。
第89条〔禁止事項〕	第89条〔禁止事項〕
(1) プロ契約選手は、次の各行為を行ってはならない。  ① Jクラブ、協会およびJリーグの内部事情の部外者への開示 ② 試合およびトレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示 ③ 前条（ドーピングの禁止）第2項または第3項に違反する行為 ④ Jクラブ、協会およびJリーグの承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加もしくは関与 ⑤ Jクラブとの契約の履行の妨げとなる内容の第三者との契約の締結 ⑥ Jクラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するサッカーまたはその他のスポーツの試合への参加 ⑦ 試合の結果に影響を与える不正行為への関与 ⑧ その他Jクラブ、協会およびJリーグにとって不利益となる行為	(1) 職業合約球員不得從事下列各項行為：  ① 將J俱樂部、日本足球協會與J聯盟內部資訊向外界公開 ② 將比賽與訓練相關事項（比賽戰略、戰術、球員調度、訓練內容等）向外界公開 ③ 違反前條（禁止使用運動禁藥）第2項或第3項之行為 ④ 參加或參與未取得J俱樂部、日本足球協會與J聯盟准許之廣告宣傳、公關活動 ⑤ 與第三方簽訂妨礙履行與J俱樂部合約內容之合約 ⑥ 未經J俱樂部事先同意，參加由第三方主辦足球或其他運動比賽 ⑦ 參與影響比賽結果之不當行為 ⑧ 其他對J俱樂部、日本足球協會與J聯盟不利之行為
(2) アマチュア選手は、次の各行為を行ってはならない。  ① Jクラブ、協会およびリーグ等の内部事情の部外者への開示 ② 試合およびトレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示	(2) 業餘球員不得從事下列各項行為：  ① 將J俱樂部、日本足球協會與J聯盟內部資訊向外界公開 ② 將比賽與訓練相關事項（比賽戰略、戰術、球員調度、訓練內容等）向外界公開 ③ 違反前條（禁止使用運動禁藥）第2項或第3項之行為

日文	中文
<p>③ 前条（ドーピングの禁止）第2項または第3項に違反する行為</p> <p>④ サッカー活動の対価としての報酬（利益）等の受領</p> <p>⑤ 試合の結果に影響を与える不正行為への関与</p> <p>⑥ その他Jクラブ、協会およびJリーグにとって不利益となる行為</p>	<p>④ 領取有對價關係之足球活動薪資（利益）</p> <p>⑤ 參與影響比賽結果之不當行為</p> <p>⑥ 其他對J俱樂部、日本足球協會與J聯盟不利之行為</p>
第90条〔費用の負担および用具の使用〕	第90條〔費用負擔與裝備使用〕
<p>(1) 選手がJクラブのために旅行する期間の交通費・宿泊費は、Jクラブが負担する。</p> <p>(2) 選手が試合およびトレーニングに使用する用具のうち、ユニフォーム一式およびトレーニングウェアは、Jクラブが支給したものを使用しなければならない。</p>	<p>(1) 球員於J俱樂部外派期間之交通費、住宿費，由J俱樂部負擔。</p> <p>(2) 球員於比賽與訓練使用之裝備、制服與訓練服，必須使用J俱樂部分發給予之裝備。</p>
第91条〔疾病および傷害〕	第91條〔疾病與傷害〕
選手は、疾病または傷害に際してはすみやかにJクラブに通知し、Jクラブの指示に従わなければならない。	球員於生病或受傷時應立即通知J俱樂部，並須遵循J俱樂部之指示。
第92条〔プロ選手契約およびアマチュア選手誓約〕	第92條〔職業球員合約與業餘球員協議〕
<p>(1) Jクラブと「日本サッカー協会選手契約書」を締結した選手の移籍に関する権利および義務は、すべて当該Jクラブに帰属する。</p> <p>(2) Jクラブは、選手と締結したすべての契約書の写しをJリーグに提出しなければならない。</p> <p>(3) Jクラブは、アマチュア選手が署名した誓約書（別紙1）および当該選手との間で諸手当について確認した書式のほか、当該選手と締結した書式の写しすべてをJリーグに提出しなければならない。</p> <p>(4) Jリーグは、特段の定めがある場合を除き、Jクラブの事前の同意がない限り、前2項に記された書式の写しを第三者に</p>	<p>(1) 已與J俱樂部簽訂《日本足球協會球員合約書》之球員，其轉會之權利與義務，完全歸屬J俱樂部所有</p> <p>(2) J俱樂部與球員簽訂之所有合約副本，必須提交J聯盟。</p> <p>(3) J俱樂部與業餘球員簽署承諾書（附件一）、與該球員之間各種津貼確認文件、該球員已簽訂所有文件副本，必須提交J聯盟。</p> <p>(4) J聯盟除另有約定外，未得J俱樂部事先同意，不得將前二項所述文件副本向第三方公開。</p>

日文	中文
開示しないものとする。	
第 93 条〔選手の報酬等〕	第 93 條〔球員報酬等〕
(1) J クラブは選手に対し、前条第 2 項に基づき J リーグに提出した契約書に記載された報酬以外の金銭または利益を名目のいかんを問わず供与してはならない。	(1) J 俱樂部對球員，不得提供基於前一條第 2 項提交合約書所載報酬以外任何名目之金錢利益。
(2) J クラブは、選手の技能その他の事情を勘案したうえ、当該選手の能力を最も発揮し得るように、選手の報酬を設定するよう努めなければならない。	(2) J 俱樂部應考慮球員技能及其他情況，為令該球員能力獲得最大發揮須為該球員設置報酬。
第 94 条〔支度金およびトレーニング費用〕	第 94 條〔準備金與培訓費用〕
(1) J クラブは、新規契約した選手または移籍した選手に対し、理事会が定める「支度金支給基準規程」の金額を上限として、支度金を支払うことができる。	(1) J 俱樂部對新訂合約或轉會球員，得按理事會規定之《準備金支付標準規章》金額上限支付準備金。
(2) J クラブは、選手の新規契約に際し、その選手を育成した法人、学校等に対し、協会が定める「トレーニング費用請求基準」に基づき、トレーニング費用を支払う。	(2) J 俱樂部於球員新訂合約時，應依日本足球協會規定之《培訓費用申領標準》對於培育該球員之法人、學校等支付培訓費用。
(3) J クラブは、選手の新規契約に際し、前 2 項以外の金銭を支払ってはならず、また、いかなる物品・便益等も供与してはならない。	(3) J 俱樂部於球員新訂合約時，不得支付前二項以外之金錢，亦不得提供物品或利益。
第 95 条〔選手契約における仲介人等〕	第 95 條〔球員合約中之經紀人〕
J クラブおよび選手は、取引（選手契約または移籍合意）に仲介人が関与する場合、協会が定める「仲介人に関する規則」を遵守しなければならない。	J 俱樂部與球員，若交易（球員合約與轉會協議）涉及經紀人相關場合時，須遵守日本足球協會訂定之《經紀人相關規則》。
第 96 条〔未成年者〕	第 96 條〔未成年人〕
選手が契約締結時に未成年である場合には、契約の締結について法定代理人の同意を得なければならない。	球員簽訂合約若為未成年，合約簽訂必須取得法定代理人之同意。
第 97 条〔選手の肖像等の使用〕	第 97 條〔球員肖像等權利使用〕

日文	中文
(1) 選手は、第 87 条の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等（以下「選手の肖像等」という）が報道、公衆送信されることおよび当該報道、公衆送信に関する選手の肖像等につき何ら権利を有するものでない。	(1) 球員不具有本規程第 87 條履行義務之球員肖像、影像、姓名等（以下簡稱「球員肖像等」）於報導或大眾傳播及其相關球員肖像使用之任何權利。
(2) 選手は、J リーグおよび J クラブから指名を受けた場合、J クラブ、協会および J リーグの広告宣伝・広報・プロモーション活動（以下「広告宣伝等」という）に原則として無償で協力しなければならない。	(2) 球員若經 J 聯盟或 J 俱樂部指名，於 J 俱樂部、日本足球協會與 J 聯盟之廣告宣傳、平面文宣、影像傳播活動（以下通稱「廣告宣傳等」），應以無償合作為原則。
(3) 選手は、次の各号について事前に J クラブの書面による承諾を得なければならぬ。 ① テレビ・ラジオ番組およびインターネットを通じて送信される番組等への出演 ② イベントへの出演 ③ 新聞・雑誌取材への応諾 ④ 第三者の広告宣伝等への関与	(3) 球員須事先取得 J 俱樂部書面同意方得進行下列各款活動： ① 於電視、廣播節目、通過網路傳播之數位影音節目等演出 ② 活動表演 ③ 允諾接受報紙或雜誌採訪 ④ 參與第三方之廣告宣傳等
(4) 前項の出演または関与に際しての対価の分配は、J クラブと選手が協議して定める。	(4) 有關前項活動出現或參與之利益分配，由 J 俱樂部與球員協商定之。
第 98 条〔契約に関する紛争の解決〕  J クラブと選手との間の契約の解釈または履行に関し、J クラブと選手との間に紛争が生じたときは、J クラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決するよう努めなければならない。	第 98 條〔合約相關糾紛解決〕  若 J 俱樂部與球員間於解釋或履行合約上發生爭議，J 俱樂部與球員應盡一切努力並真誠解決爭議。
第 6 章 登録および移籍	第 6 章 註冊與轉會
第 1 節 登録	第 1 節 註冊
第 99 条〔協会の登録に関する規定の遵守〕  J クラブは、協会が定める選手登録に関する規定を遵守し、同規定に従い協会への選手登録を行わなければならない。	第 99 條〔遵守日本足球協會註冊相關規定〕  J 俱樂部必須遵守日本足球協會訂定之球員登錄相關規定，並遵循相同規定向日本足球協會進行球員註冊。
第 100 条〔J リーグ登録〕	第 100 條〔J 聯盟註冊〕

日文	中文
(1) Jリーグは、第47条に基づきJクラブから届出された事項により、「Jリーグ登録システム」にて、選手、監督、コーチその他のJリーグが指定した者に関する登録（以下「Jリーグ登録」という）を行う。	(1) J聯盟基於本規程第47條收到J俱樂部通知事項後，須於「J聯盟註冊系統」進行相關球員、總教練、教練、其他J聯盟所指定對象之註冊（以下通稱「J俱樂部註冊」）。
(2) Jリーグ登録のために必要となる事項は、次の各号のとおりとする。 ① 氏名 ② 生年月日 ③ 所属するJクラブの正式名称 ④ 前各号のほか、Jリーグが定める事項	(2) J聯盟註冊所須登錄項目如下各款： ① 姓名 ② 出生年月日 ③ 所屬 J 俱樂部之正式名稱 ④ 其他除前述各款外由 J 聯盟規定之項目
第101条〔審判員の登録〕  (1) Jリーグは、第113条第1項により協会が指名した者をJリーグ担当審判員として登録する。	第101條〔裁判註冊〕  (1) J聯盟應依本規程第113條第1項，對由日本足球協會提名之裁判進行註冊。
(2) Jリーグ担当審判員に関する登録のために必要となる事項は、次の各号のとおりとする。 ① 氏名 ② 生年月日 ③ 審判員の級別 ④ 前各号のほか、Jリーグが定める事項	(2) J聯盟裁判註冊所須登錄項目，如下各款： ① 姓名 ② 出生年月日 ③ 裁判級別 ④ 其他除前述各款外由 J 聯盟規定之項目
第102条〔登録の変更・拒否・抹消〕  (1) Jリーグは、JクラブからJリーグ登録の内容変更の届け出を受けた場合、その届け出に従いJリーグ登録の変更を行う。	第102條〔註冊之變更、拒絕、取消〕  (1) J聯盟接獲J俱樂部向J聯盟申請變更註冊系統之內容，應依該申請通知進行J聯盟註冊資料變更。
(2) Jリーグは、協会から審判員のJリーグ登録の変更の届け出を受けた場合、その届け出に従い登録の変更を行う。	(2) J聯盟接獲日本足球協會於J聯盟註冊系統之裁判登錄變更通知，應依該申請通知進行J聯盟註冊資料變更。
(3) Jリーグは、試合の結果に影響を与える不正行為に関与した者またはJリーグにとって著しい不利益となる行為を行つた者のJリーグ登録を行わない。当該登録において虚偽の記載がある場合も同	(3) J聯盟對於曾參與影響比賽結果之不當行為關係人及對J聯盟為顯不利益之行為人，將不予於J聯盟註冊。若註冊登錄資料有造假，同樣不予註冊。

日文	中文
様とする。	
(4) Jリーグは、Jリーグ登録を行った選手、監督、コーチおよびその他Jリーグが指定した者ならびに審判員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者に関する登録を抹消する。	(4) J聯盟對已進行 J聯盟註冊之球員、總教練、教練、其他 J聯盟指定人員及裁判，若有下列各款情形，該人員相關註冊資料將予註銷：  ① 符合前項規定時 ② J俱樂部提交有關註銷註冊申請時 ③ 收到死亡或宣告失蹤通知時
① 前項に該当するとき ② JクラブがJリーグ登録の抹消に関する届け出を行ったとき ③ 死亡または失踪宣告を受けたとき	
第 103 条〔未登録の選手〕  Jクラブは、Jリーグ登録をしていない選手を公式試合に出場させてはならない。	第 103 條〔未註冊球員〕  J俱樂部不得允許未於 J聯盟註冊之球員於正式比賽出賽。
第 2 節 移 種	第 2 節 轉 會
第 104 条〔協会の移籍に関する規定の遵守〕  選手の移籍は、協会が定める「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」および「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」に従って行わなければならぬ。	第 104 條〔遵守日本足球協會轉會相關規定〕  球員轉會須遵守《足球員註冊與轉會等相關規則》與《職業足球員合約、註冊與轉會相關規則》。
第 105 条〔移籍に伴う納付金〕  Jクラブは、日本国内で育成された日本国籍を有するプロ選手の日本国内の移籍に伴う移籍補償金（期限付移籍補償金を含む）収入の4%相当額を、受領後60日以内にJリーグに納付しなければならない。	第 105 條〔轉會之衍生費用〕  J俱樂部須向 J聯盟就日本國內培育之具日本國籍職業球員轉會所獲得之轉會補償費（含短期轉會補償費）繳納收入相當於4%之金額，並於領取費用後60日以內完成。
第 7 章 監督、コーチおよびアカデミーダイレクター	第 7 章 總教練、教練與青訓部長
第 106 条〔トップチームの監督およびコーチ〕  (1) Jクラブのトップチームの監督およびアシスタントコーチの資格要件は、「Jリーグクラブライセンス交付規則」(J3クラブは理事会が別途定める「J3クラブライ	第 106 條〔一線隊總教練與教練〕  (1) J俱樂部一線隊之總教練與助理教練之資格應符合《J聯盟俱樂部執照授予辦法》(J3俱樂部依理事會另行訂定之《J3俱樂部執照授予規則》)。

日文	中文
センス交付規則」)によるものとする。	
(2) J クラブは、トップチームの監督との契約を締結する前に、所定の手続きにより当該トップチームの監督候補者の保有資格が前項の資格要件を満たすことをJリーグを通じて協会に確認しなければならない。	(2) J 俱樂部與一線隊總教練簽約前，須依既定程序經 J 聯盟向日本足球協會確認該總教練候選人資格符合前項之資格要求。
(3) J クラブは、第 1 項の資格要件を満たすトップチームの監督およびアシスタントコーチ各 1 名をシーズン中は常時登録しなければならない。	(3) J 俱樂部於賽季中，須確保符合本條第 1 項資格要求之一線隊總教練與助理教練各 1 名隨時處於註冊狀態。
第 107 条〔トップチーム以外の監督、コーチおよびアカデミーダイレクター〕	第 107 條〔一線隊以外之總教練、教練與青訓部長〕
(1) J クラブのトップチーム以外のチームにおける監督およびコーチの資格要件は、Jリーグクラブライセンス交付規則 (J3 クラブは理事会が別途定める「J3 クラブライセンス交付規則」) によるものとする。	(1) J 俱樂部一線隊以外隊伍之總教練與助理教練之資格應符合《J 聯盟俱樂部執照授予辦法》(J3 俱樂部依理事會另行訂定之《J3 俱樂部執照授予規則》)。
(2) J クラブのアカデミーダイレクターの資格要件は、Jリーグクラブライセンス交付規則 (J3 クラブは理事会が別途定める「J3 クラブライセンス交付規則」) によるものとする。	(2) J 俱樂部之青訓部長資格，應符合《J 聯盟俱樂部執照授予辦法》(J3 俱樂部依理事會另行訂定之《J3 俱樂部執照授予規則》)。
第 108 条〔研修への参加義務〕	第 108 條〔參加研習義務〕
すべての監督、コーチおよびアカデミーダイレクターは 協会または J リーグが指定する研修会に参加しなければならない。	所有總教練、教練與青訓部長均須參加日本足球協會或 J 聯盟指定之研習會。
第 109 条〔選手兼務の禁止〕	第 109 條〔禁止兼職球員〕
トップチームの監督およびコーチは、選手として登録することはできない。	成人隊之總教練與教練不得登錄為球員。
第 110 条〔契約等〕	第 110 條〔合約等〕
(1) J クラブは、監督およびコーチと書面による契約を締結した場合は、その写しを J リーグに提出しなければならない。	(1) J 俱樂部與總教練及教練簽訂之合約須向 J 聯盟提交其副本。

日文	中文
(2) 監督およびコーチは、同一期間に複数のクラブと契約を締結することはできない。	(2) 總教練與教練不得同時與複數俱樂部簽訂合約。
(3) Jクラブと書面による契約を締結している監督またはコーチに対し、その契約期間中に他のJクラブが将来の契約を結ぶ目的で接触する場合、あらかじめ当該監督またはコーチが現在契約を締結しているJクラブに書面で通知しなければならない。	(3) 對已與 J 俱樂部簽訂書面合約之總教練與教練，合約期間如欲就與其他 J 俱樂部簽訂未來合約接觸交涉，該總教練或教練須提前以書面通知已簽訂現行合約之 J 俱樂部。
(4) 第 97 条第 1 項から第 4 項までの規定は、監督およびコーチについて、これを準用する。	(4) 本規程第 97 條第 1 項至第 4 項規定亦適用於總教練、教練與青訓部長。
第 111 条〔守秘義務〕  監督、コーチおよびアカデミーダイレクターは、第 3 条第 7 項に定める守秘義務を遵守するものとする。	第 111 條〔保密義務〕  總教練、教練與青訓部長應遵守本規程第 3 條第 7 項規定之保密義務。
第 8 章 審判員	第 8 章 裁判
第 112 条〔資格要件〕  (1) 公式試合の審判員は、協会の定める「審判員及び審判指導者等に関する規則」に基づき認定する審判資格を有する者でなければならない。  (2) 外国における経験に照らし前項に定める審判資格と同等以上の資格を有していると認められる者は、事前に協会の承認を得た場合に限り、例外として前項に定める審判員となり得る。	第 112 條〔資格要求〕  (1) 正式比賽之裁判須為依日本足球協會訂定之《裁判及裁判考核員等相關規則》經認證具執法資格者。  (2) 如具國外裁判經驗並經認定具前項規定之同等以上資格者，應事先取得日本足球協會認可，方得例外擔任前項賽事之裁判。
第 113 条〔指名〕  (1) Jリーグは、協会の審判委員会に対し、J1・J2 および J3 の主審および副審の指名を要請するものとする。  (2) 前項の指名は、1 年ごとに行われるものとする。ただし、期間途中の追加および変更を妨げない。	第 113 條〔裁判派任〕  (1) J 聯盟得向日本足球協會之裁判委員會請求派任 J1、J2、J3 聯賽之裁判與助理裁判。  (2) 前項派任有效期限為一年；惟期間亦得中途追加提名或變更提名。
第 114 条〔審判員の服装および用具〕	第 114 條〔裁判服裝與用具〕

日文	中文
審判員は、Jリーグが指定する服装および用具を使用しなければならない。	裁判須使用 J 聯盟指定之服裝與用具。
第 115 条〔審判員証〕  審判員は、協会が発行する電子審判員証を印刷したものまたは協会の発行した電子審判員証を画面上に表示して確認することのできる電子機器を持参し、必要に応じて提示しなければならない。	第 115 条〔裁判證〕  裁判應攜帶協會發行之電子裁判證或其印刷品，或攜帶螢幕可顯示並確認為協會發行之電子賽事執法人員證之電子設備，必要時應須予以出示。
第 116 条〔手当等〕  審判員に対する手当および交通費・宿泊費は、それぞれ「試合実施要項」および「旅費規程」によるものとする。	第 116 条〔津貼等〕  裁判之津貼與交通費、住宿費，應分別遵行《比賽實施要點》與《旅費規程》實施。
第 117 条〔保 險〕  Jリーグは、審判員の、試合中および試合の前後（試合のための移動途中を含む）における事故に備えるため、Jリーグの費用負担において保険措置を講ずるものとする。	第 117 条〔保 險〕  為保障裁判，J 聯盟就比賽中與比賽前後（含準備比賽移動路程）可能發生之意外應投保保險並負擔保費。
第 9 章 付随事業	第 9 章 相關事業
第 1 節 各種の事業	第 1 節 各種事業
第 118 条〔付随事業〕  Jリーグは、サッカーの普及および振興を促進するため、サッカーの試合の開催に加え、各種の付随的事業を行うものとし、Jクラブはこれに積極的に協力するものとする。	第 118 条〔相關事業〕  J 聯盟為促進足球運動普及與提升，得基於足球比賽之舉辦開展各種相關事業；J 俱樂部亦應於此方面積極合作。
第 119 条〔公衆送信権〕  (1) 公式試合の公衆送信権（テレビ・ラジオ放送権、インターネット権その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という）は、すべて Jリーグに帰属する。  (2) 前項の公衆送信権の取扱いについては、理事会において定める。	第 119 条〔大眾傳播權〕  (1) 正式比賽之大眾轉播權（含電視與廣播播放權、網路傳播權、其他一切進行大眾傳播之權利，以下稱作「大眾轉播權」），全部歸屬 J 聯盟擁有。  (2) 前項相關大眾轉播權之處理，由理事會決定。
第 120 条〔その他の事業〕	第 120 条〔其他事業〕

日文	中文
Jリーグは、前2条に定める事業のほか、次の各号の事業を行うものとする。  ① サッカー用具の認定および検定に関する事業 ② 広報・出版に関する事業 ③ 商品化に関する事業 ④ その他理事会において定める事業	J聯盟除了前二條規定事業以外，亦得開展下列各款之事業：  ① 足球用具之認證與檢測相關事業 ② 公關行銷與出版相關事業 ③ 商品化相關事業 ④ 其他經理事會核定之事業
第121条〔Jリーグパートナー契約〕  Jリーグのパートナー契約に関する事項については、理事会において定める。	第121條〔J聯盟合作夥伴合約〕  關於J聯盟之合作夥伴合約之事項，由理事會定之。
第122条〔収入の配分〕  前4条の事業に基づく収入は、理事会が別途定める「Jリーグ配分金規程」により、Jクラブに配分する。	第122條〔收入分潤〕  基於前4條之事業所得營收，依理事會另訂之《J聯盟分潤規程》分配予各J俱樂部。
第2節 商品化に関する基本原則	第2節 商品化之相關基本原則
第123条〔定義〕  本節における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。  ① Jリーグマーク等 Jリーグの名称、Jリーグマーク、J3リーグマーク、Jリーグロゴ、Jリーグマスコット、Jリーグフラッグ、Jリーグ大会名称、Jリーグ関連イベント名称、Jリーグ公式記録、Jリーグに関連する表彰の名称および表彰物その他Jリーグに関連する意匠・商標等であって、Jリーグを表示するもの  ② Jクラブマーク等 Jクラブのチーム名、呼称、クラブエンブレム、クラブロゴ、クラブマスコット、クラブフラッグその他Jクラブに関連する意匠・商標等であって、Jクラブを表示するもの	第123條〔定義〕  本節各詞之定義見下列各款：  ① J聯盟商標等 J聯盟名稱、J聯盟商標、J3聯盟商標、J聯盟圖示、J聯盟吉祥物、J聯盟旗幟、J聯盟賽事名稱、J聯盟相關活動名稱、J聯盟正式紀錄、J聯盟相關表揚獎項名稱與獎座、其他J聯盟相關之設計或商標等代表J聯盟之物件。  ② J俱樂部商標等 J俱樂部隊名、俱樂部隊徽、俱樂部商標、俱樂部吉祥物、俱樂部旗幟、其他相關J俱樂部之設計或商標等代表J俱樂部之物件。  ③ 商品化權利 使用J聯盟與J俱樂商標等，製造、販賣商品之權利。

日文	中文
③ 商品化権 Jリーグマーク等およびJクラブマーク等を使用して商品を製造・販売する権利	
第 124 条〔Jクラブマーク等の取り扱い〕  (1) Jクラブは、自己のJクラブマーク等を新たに使用開始する前に、理事会の承認を得なければならない。  (2) Jクラブは、自己のJクラブマーク等をJリーグが定める基準に従い、管理しなければならない。  (3) Jクラブは、自己のJクラブマーク等の変更を希望する場合、変更使用開始日の13か月前までに理事会の承認を得なければならない。ただし、Jリーグの理事会は、Jクラブの法人名の変更の場合であって、当該変更が商品化に悪影響を及ぼさないと判断するときは、当該期間を短縮できるものとする。  (4) Jクラブは、自己のJクラブマーク等を他種目のチームや団体に使用許諾することを希望する場合、事前にJリーグに所定の書面を提出し、承認を得なければならない。	第 124 條〔J俱樂部商標之處理方式〕  (1) J俱樂部於使用其俱樂部新商標前須經理事會同意。  (2) J俱樂部對其俱樂部之商標須依 J聯盟訂定之標準進行管理。  (3) J俱樂部如欲變更其俱樂部商標，須於變更使用起始日前 13 個月經理事會同意。惟如因涉 J俱樂部之法人名稱變更，經 J聯盟理事會考量其變更不致對商品化產生不良影響，得縮短前開期限。  (4) J俱樂部如欲將其俱樂部商標授予其他隊伍或團體使用，須事先提交 J聯盟規定之文件並取得准許。
第 125 条〔商品化権の帰属〕  商品化権の帰属は、次のとおりとする。  ① Jリーグマーク等およびJクラブマーク等を使用した商品化権はJリーグに帰属する ② Jクラブマーク等のみを使用した商品化権は、当該Jクラブマーク等を保有するJクラブに帰属する。ただし、次条に定める商品化細則において指定する場合は、事前にJリーグの承諾を得なければならない	第 125 條〔商品化權利之歸屬〕  商品化權利之歸屬如下各款：  ① 同時使用 J聯盟商標與 J俱樂部商標之商品化權利歸屬於 J聯盟 ② 僅使用 J俱樂部商標之商品化權利，歸屬於持有 J俱樂部商標等之 J俱樂部所有。惟如有次條規則訂定之《商品化權利細則》情形，則須事先取得 J聯盟同意
第 126 条〔商品化権の運用基準〕	第 126 條〔商品化權利之運用標準〕

日文	中文
商品化権の運用については、Jリーグが定める「商品化細則」に基づき行うものとする。	關於商品化權利之運用，依J聯盟訂定之《商品化細則》辦理。
第127条〔肖像等〕	第127條〔肖像等〕
(1) Jリーグは、Jクラブ所属の選手、監督およびコーチ（以下総称して「選手等」という）の肖像、氏名、略歴等（以下「肖像等」という）を包括的に用いる場合に限り、これを無償で使用することができるものとする。ただし、特定の選手等（選手の場合はプロ契約選手に限る。）の肖像等のみを使用する場合には、その都度、事前にJクラブと協議し、その承認を得るものとする。	(1) J聯盟對於J俱樂部之球員、總教練與教練（以下統稱「球員等」）之肖像、姓名、簡歷等（以下通稱「肖像等」）以完整引用為限，得無償使用。惟使用特定球員（限職業合約球員）之肖像等時，得個別與J俱樂部事先協商並經其同意。
(2) Jリーグは、前項の権利を第三者に許諾することができる。	(2) J聯盟得授予第三方前項權利。
第128条〔収入の配分〕	第128條〔收入分配〕
商品化権の行使によるJリーグの収入は、予め定められた比率により、Jクラブに配分する。	J聯盟因商品化權利之行使之所得收入，應依預定之比例分配予J俱樂部。
第10章 紛争解決	第10章 紛爭解決
第129条〔チエアマンの決定を求める申立〕	第129條〔申請聯盟理事長仲裁〕
(1) Jリーグ関係者は、次の事項につき、チエアマンの決定を求めることができる。	(1) J聯盟相關人員得就下列事項尋求J聯盟理事長仲裁：
① 選手の契約に関するJクラブと選手との間の紛争 ② 選手の移籍に関するJクラブ相互間またはJクラブと選手との間の紛争 ③ 前2号のほか、本規約上の権利・義務に関する紛争	① J俱樂部與球員之間有關球員合約糾紛 ② J俱樂部之間或J俱樂部與球員間有關球員轉會糾紛 ③ 除前兩款外有關本規程之權利、義務糾紛
(2) 前項によりチエアマンの決定を求める者は、「裁定委員会規程」の定めるところにより、裁定委員会に対し申立書を提出しなければならない。	(2) 前項尋求J聯盟理事長仲裁者，應依《仲裁委員會規程》規定，並須向仲裁委員會提交仲裁申請書。
第130条〔裁定委員会の答申〕	第130條〔仲裁委員會答覆〕

日文	中文
前条第2項による申立があったときは、当該申立の内容について調査・審理した上、チェアマンに対し、裁定委員会の判断を書面により答申するものとする。	申請人依前條第二項提出仲裁申請之後，經仲裁委員會對該申請案內容完成調查、審理後，仲裁委員會得向J聯盟理事長以書面提交仲裁委員會仲裁報告。
第131条〔チェアマンの決定〕  チェアマンは、前条の答申を十分に尊重し、かつ、Jリーグ全体の利益を考慮した上、申立に対する決定を下すものとする。	第131條〔J聯盟理事長裁決〕  J聯盟理事長應充分尊重前條之仲裁報告，並考量J聯盟全體利益對仲裁案作出裁示。
第132条〔和解〕  第129条第2項による申立があった後、当事者が和解した場合において、裁定委員会がその和解の内容を相当と認めたときは、その和解の内容をもって最終解決とする。	第132條〔和解〕  依據本規程第129條第2項申請仲裁後，經當事雙方達成和解，並經裁決委員會認定為合理之和解內容，則該和解內容即為最終解決方案。
第11章 懲罰 第1節 総則	第11章 懲罰 第1節 總則
第133条〔Jリーグにおける懲罰〕  Jリーグは、JクラブまたはJクラブ関係者による本規約、JFA懲罰規程その他の諸規程の違反行為について、次の各号の定めに従い懲罰を科すものとする。  ① 競技および競技会に関する違反行為に 対しては、JFA懲罰規程に基づき懲罰を 科す ② 競技および競技会に関するもの以外の 違反行為については、本規約に基づき懲 罰を科す	第133條〔J聯盟內之懲罰〕  J聯盟對J俱樂部或J俱樂部相關人員，有違反本規程、《日本足球協會紀律守則》與其他規程之行為，將依下列各款規定處對應懲罰：  ① 對違反比賽與賽事之行為，依《日本足球協會紀律守則》處以應受之懲罰 ② 就比賽與賽事外之違反行為，依本規程處以應受之懲罰
第134条〔懲罰に関する管轄〕  (1) 前条第1号に定める違反行為について は、規律委員会が調査、審議し、懲罰を 決定する。  (2) 前条第2号に定める違反行為について は、チェアマンが調査、審議し、懲罰を 決定する。	第134條〔懲罰管轄權〕  (1) 就前條第一款之違反規定行為，由紀律委員會進行調查、審議及懲處決定。  (2) 就前條第二款之違反規定行為，由J聯盟理事長進行調查、審議、懲處決定。

日文	中文
(3) 前2項の定めにかかわらず、JFA懲罰規程別紙1「競技及び競技会における懲罰基準」3-5(差別)に該当する違反行為および3-6(八百長)に該当する違反行為ならびに3-7(チーム又は選手等によるその他の違反行為)に該当する違反行為であって同規程第3条第2項各号のいずれかの懲罰を科すことが相当である違反行為については、規律委員会はチエアマンに懲罰の決定を委ねるものとする。	(3) 如有違反《日本足球協會紀律守則》附件1《比賽及賽事懲罰標準》〈3-5〔歧視〕〉、〈3-6〔操縱比賽〕〉、〈3-7〔其他球隊或球員之違反行為〕〉行為，此類重大違規行為應處以該規程第3條第2項各款所列何種懲罰方式，由紀律委員會轉呈J聯盟理事長決定，不受前兩項規定限制。
(4) 規律委員会は、前項に定める違反行為に該当すると判断した場合、当該事案をチエアマンに移管するものとする。なお、当該違反行為に対する懲罰の内容についてはJFA懲罰規程に基づくものとし、懲罰の決定に関する手続きについては本規約第3節の規定を適用する。	(4) 如紀律委員會研判個案屬前項之違反規定行為，應移交J聯盟理事長處理，該違規行為之懲處應依《日本足球協會紀律守則》規範，其審議裁處程序適用本規程第11章第3節之規定。
第135条〔公表〕  Jリーグは、原則としてJリーグが決定した懲罰を公表する。ただし、JクラブまたはJクラブ関係者、被害者またはその他の関係者のプライバシー等の権利を侵害する恐れがあるなど特段の事情がある場合、公表を差し控えることができるものとする。	第135條〔公告〕  J聯盟應公告J聯盟之懲處決定，惟於J俱樂部與其相關人員、受害者或其他相關人員之隱私權等有遭侵害疑慮之特殊情況時，得不予以公告。
第136条〔懲罰の解除〕  (1) JFA懲罰規程第4条第1項第9号から第11号、第2項第12号および第13号ならびに本規約第142条第2項第3号および第4号の懲罰のうち、3年を超える懲罰または無期限の懲罰を受けたJクラブまたはJクラブ関係者は、処分開始日から3年が経過した後に、以下の手続により解除の申請を行うことができる。  ① 処分を受けたJクラブまたはJクラブ関係者は、解除の嘆願書、活動状況報告書	第136條〔懲處解除〕  (1) 依《日本足球協會紀律守則》第4條第1項第9款至第11款、第2項第12款與第13款或本規程第142條第2項第3款與第4款受三年以上或無限期懲處之J俱樂部或其相關人員，自處分起始日屆滿三年之日起，得以下列程序申請解除懲處：  ① 受處分之J俱樂部或相關人員，得將解除懲處請求書、活動狀況報告書及檢討文(以下稱作「申請文類」)，向作為決定處分主體之紀律委員會或J聯盟理事長提

日文	中文
<p>および反省文(以下「申請書類」という)を、処分の決定主体である規律委員会またはチエアマンに提出する</p> <p>② 前号に基づく申請を受けた規律委員会またはチエアマンは、調査・審議の上、解除が適切・妥当と判断した場合、原則として申請書類を提出したJクラブまたはJクラブ関係者から事情を聞いたうえで、解除の是非について審議・決定する。なお、チエアマンは、決定に先立ち、本章第3節および裁定委員会規程の定めに従い、裁定委員会への諮問手続を経なければならない</p>	<p>交</p> <p>② 依前款規定接獲申請紀律委員會或J聯盟理事長，得於聽取提交申請文件之J俱樂部或相關人員敘述事情後，審議解除懲處是否合理適當。另J聯盟理事長作出裁決之前，應依本章第3節與《仲裁委員會規程》程序諮詢仲裁委員會</p>
(2) 前項に従い解除が認められたJクラブまたはJクラブ関係者は、処分解除日として定められた日から復権する。なお、規律委員会またはチエアマンが解除を留保した場合、JクラブまたはJクラブ関係者は、留保された原因が消失した後に、再度解除の申請を行うことができる。	(2) 依前項獲准解除懲處之J俱樂部或相關人員，自處分解除日起復權，惟紀律委員會或J聯盟理事長保留解除懲處時，J俱樂部或相關人員得於保留原因消失後，再度進行解除懲處之申請。
第2節 規律委員会による懲罰	第2節 紀律委員會之懲處決定
第137条〔規律委員会による懲罰〕	第137條〔紀律委員會之懲處決定〕
<p>(1) 規律委員会は、第134条に定める管轄に従い、JクラブまたはJクラブ関係者に対して懲罰を科すことができる。</p> <p>(2) 規律委員会の懲罰決定に関する手続きは、JFA懲罰規程および本規約に定めるものを除き、規律委員会規程に定めるところによる。</p>	<p>(1) 紀律委員會依本規程第134條之管轄權，得對J俱樂部或相關人員進行懲處。</p> <p>(2) 紀律委員會之懲處程序，除依《日本足球協會紀律守則》與本規程規範外，得視情況由《紀律委員會規程》定之。</p>
第3節 チエアマンによる懲罰	第3節 J聯盟理事長之懲處決定
第138条〔チエアマンによる懲罰〕	第138條〔J聯盟理事長之懲處決定〕
<p>(1) チエアマンは、第134条に定める管轄に従い、JクラブまたはJクラブ関係者に対して懲罰を科すことができる。</p> <p>(2) チエアマンは、懲罰の種類および内容を決定するにあたり、原則として裁定委員</p>	<p>(1) J聯盟理事長依本規程第134條之管轄權，得對J俱樂部或相關人員進行懲處。</p> <p>(2) J聯盟理事長於確定懲處方式與內容時，原則上應諮詢仲裁委員會，並須充分尊重</p>

日文	中文
会に諮詢し、その答申を十分に尊重しなければならない。ただし、第 133 条第 2 号に定める違反行為に対し、けん責または 100 万円以下の罰金を科す場合については、裁定委員会の諮詢を経ることなく懲罰を決定することができる。	其答覆之仲裁報告。惟就違反本規章程第 133 條第 2 項規定之行為，處以譴責或金額低於 100 萬日元以下之罰款時，得不經仲裁委員會諮詢程序裁決懲罰。
(3) チェアマンは、懲罰の種類および内容を決定するにあたり、自らまたは裁定委員会に委任して、事実関係の調査を行うことができる。	(3) J 聯盟理事長為決定懲處方式與內容，得獨自或委任仲裁委員會進行事實調查。
(4) 前項の調査の対象となつた J クラブまたは J クラブ関係者は、当該調査に協力しなければならない。	(4) 如經列為前項調查之對象，J 俱樂部或相關人員應配合前項調查。
第 139 条〔報告義務〕  J クラブは、第 134 条第 2 項または第 3 項に定める違反行為にあたり得る行為を認識した場合、ただちにチェアマンに報告しなければならない。	第 139 條〔報告義務〕  J 俱樂部如發覺有任何可能構成違反本規章程第 134 條第 2 項或第 3 項規定之行為時，須立即向 J 聯盟理事長報告。
第 140 条〔事情聴取〕  チェアマンは、原則として懲罰の対象となる J クラブまたは J クラブ関係者に対し事情聴取を行い、その意見を聞くものとする。ただし、J クラブもしくは J クラブ関係者の同意がある場合、裁定委員会において事情聴取が行われた場合または J クラブもしくは J クラブ関係者が事情聴取を拒否もしくは無断欠席した場合はこの限りではない。	第 140 條〔聽取事情原委〕  J 聯盟理事長原則上對於處罰對象之 J 俱樂部或相關人員應向其聽取事情原委與其意見。惟經 J 俱樂部或 J 俱樂部相關人員同意、或由仲裁委員會聽取事情原委、或 J 俱樂部或 J 俱樂部相關人員拒絕說明事由或無故缺席時不在此限。
第 141 条〔懲罰の通知〕  (1) チェアマンは、決定した懲罰を、J クラブまたは J クラブ関係者に書面または電磁的方法にて通知するものとする。  (2) 前項の通知には以下の項目を含めなければならないものとする。  ① J クラブまたは J クラブ関係者の名称 ② 懲罰の内容	第 141 條〔懲處通知〕  (1) J 聯盟理事長應將懲處決定以書面或電磁方式通知 J 俱樂部與其相關人員。  (2) 前項通知內容須包括下列項目：  ① J 俱樂部與其相關人員姓名 ② 懲處內容 ③ 判決理由

日文	中文
③ 判断の理由 ④ 作成年月日 ⑤ 不服申立手続の可否およびその手続きの期限 (JFA 懲罰規程第 37 条に定める)	④ 製作完成日期 (年/月/日) ⑤ 能否進行申訴、程序與期限 (依《日本足球協會紀律守則》第 37 條辦理)
第 142 条〔懲罰の種類〕	第 142 條〔懲罰種類〕
(1) チェアマンが、第 133 条第 2 号に定める違反行為をした J クラブに対して科すことができる懲罰の種類は次のとおりとし、これらの懲罰を併科することができる。  ① けん責 始末書をとり、将来を戒める  ② 制裁金 本章第 2 節の定めに従い 1 件につき 1 億円以下の制裁金を科す  ③ 中立地での試合の開催 試合を中立地で開催させる  ④ 一部観客席の閉鎖 一部の観客席を閉鎖し、そこには観客を入場させない  ⑤ 無観客試合の開催 入場者のいない試合を開催させる  ⑥ 試合の没収 得点を 0 対 3 の敗戦として、試合を没収する  ⑦ 勝点減 リーグ戦の勝点を 1 件につき 15 点を限度として減ずる  ⑧ 出場権剥奪 リーグカップ戦における違反行為に対する	(1) J 聯盟理事長對違反第 133 條第 2 款規定之 J 俱樂部，得單獨或合併處以下列懲罰：  ① 譴責 製作報告書，作為未來借鑒  ② 罰款 依本章第 2 節規定，每案處以一億日元以下罰款  ③ 在第三地舉辦比賽 比賽在第三地舉辦  ④ 關閉部份觀眾席 關閉部分觀眾席，該區域不允許觀眾進場  ⑤ 舉辦無觀眾比賽 舉辦無觀眾入場比賽  ⑥ 沒收比賽 賽事結果以 0 比 3 敗場計  ⑦ 扣減積分 每案最多扣減聯賽積分 15 分為限  ⑧ 取消出場權 為懲處聯賽盃之違規行為，取消次年度 J 俱樂部聯賽盃出場權  ⑨ 降級 J 俱樂部降至次級或數級以下聯盟

日文	中文
<p>制裁として次年度のリーグカップ戦への出場権を剥奪する</p> <p>⑨ 下位リーグへの降格 所属するリーグより 1 つ以上下位のリーグに降格させる</p> <p>⑩ 除名 Jリーグから除名する(ただし、Jリーグ定款第9条の手続きを経るものとする)</p>	<p>⑩ 除名 自 J 聯盟除名(惟應依本規程第 9 條之程序為之)</p>
<p>(2) J チェアマンが、第133条第2号に定める違反行為をしたJ クラブ関係者に対して科すことができる懲罰の種類は次のとおりとし、これらの懲罰を併科することができる。</p> <p>① けん責 始末書をとり、将来を戒める</p> <p>② 制裁金 本章第 2 節の定めに従い 1 件につき 5,000 万円以下の制裁金を科す</p> <p>③ 出場の資格停止 無期限または違反行為 1 件につき 1 年以内の期限を付して、公式試合への出場権を剥奪する</p> <p>④ 公式試合に関わる職務の停止 一定期間、無期限または永久な公式試合に関わる職務の全部または一部の停止</p>	<p>(2) J 聯盟理事長對違反第 133 條第 2 款規定之 J 俱樂部相關人員，得單獨或合併處以下列懲罰：</p> <p>① 譴責 製作報告書，作為未來借鑒</p> <p>② 罰款 遵照本章第 2 節規定，每一案處以 5,000 萬日元以下罰款</p> <p>③ 停止出場資格 無限期或每一違反行為案處以一年以下短期取消正式比賽出賽權</p> <p>④ 停止相關正式比賽職務 一定期限、無限期或永久停止其正式比賽之全部或部分相關職務</p>
<p>第 143 条〔制裁金の納付と配分〕</p> <p>(1) 制裁金は、チェアマンによる制裁金の決定後 30 日以内に、J リーグの指定する方法により納付しなければならない。</p> <p>(2) 納付された制裁金は、理事会が決定する方法により、原則として J クラブに配分される。</p>	<p>第 143 條〔罰款繳納與方式〕</p> <p>(1) 罰款須於 J 聯盟理事長做成罰款決定後 30 日內，依 J 聯盟指定方式繳納。</p> <p>(2) 已繳納之罰款將依理事會所定方式，以分配予 J 俱樂部為原則。</p>

日文	中文
第 144 条〔制裁金の合算〕  同時に複数の違反行為が制裁金の対象となつたときは、各々について定められた制裁金の合算額をもって制裁金の金額とする。	第 144 條〔罰款總額〕  如若同時有多項違反行為須處罰款，則以各項違規行為所定罰款之總和為罰款總額。
第 145 条〔他者を利用した違反行為〕  他の者をして、違反行為を行わせた J クラブ または J クラブに所属する個人には、自ら違反行為を行った場合と同様の制裁を科するものとする。	第 145 條〔利用他人之違規行為〕  令他人從事違規行為之 J 俱樂部或該俱樂部所屬個人，應處以自身從事違規行為時相同之裁罰。
第 146 条〔両罰規定〕  J クラブに所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して制裁を科すほか、その個人が所属する J クラブに対しても制裁を科すことができる。ただし、当該 J クラブに過失がなかったときは、この限りではない。	第 146 條〔兩罰規定〕  若是 J 俱樂部所屬個人違反規定時，除對個人進行裁罰，亦可對其隸屬之 J 俱樂部進行裁罰，惟如該 J 俱樂部無過失時不適用本條。
第 147 条〔違反行為の重複による加重〕  同種の違反行為を重ねて行ったときは、その違反行為について定められた制裁金の金額の 2 倍以下の範囲内において、制裁金の金額を加重することができる。	第 147 條〔累犯加重處罰〕  若重複出現同類違規行為時，得處其違規行為所對應罰款金額兩倍以下之加重罰款。
第 148 条〔酌量減輕〕  (1) 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その制裁金の金額を減額することができます。  (2) 前条により加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。	第 148 條〔酌量減輕〕  (1) 違規行為發生時，如有應酌減之情狀時，得對罰款金額進行酌減。  (2) 依前條規定之加重處罰，亦適用前項規定。
第 4 節 不服申立	第 4 節 申 訴
第 149 条〔不服申立〕  本章の定めに従い懲罰を科された J クラブ または J クラブ関係者は、JFA 懲罰規程の定	第 149 條〔申 訴〕  依本章規範受懲處之 J 俱樂部或其關係者，得依《日本足球協會紀律守則》，向日本足球

日文	中文
めに従い、協会の不服申立委員会に対し不服申立を行うことができる。	協會申訴委員會提出申訴。
<b>第5節 罰 金</b>	<b>第5節 罰 款</b>
第150条〔1億円以下の制裁金〕  次の各号のいずれかに該当する場合は、1億円以下の制裁金を科す。  ① 第43条〔不正行為への関与の禁止〕に、Jクラブが違反した場合 ② 第51条〔Jクラブの責任〕各項の義務を怠り、選手、チームスタッフ、実行委員、運営担当、広報担当、審判員または観客等を死傷させた場合	第150條〔1億日圓以下之罰款〕  有下列各款之情事者，科以 1 億日圓以下罰款：  ① J俱樂部違反本規程第43條〔禁止參與不法行為〕時。 ② 因忽略本規程第51條〔J俱樂部之責任〕各項義務，造成球員、職員、執行委員、賽務統籌(GC)、行銷主管、賽事執法人員或觀眾死傷。
第151条〔5,000万円以下の制裁金〕  次の各号のいずれかに該当する場合は、5,000万円以下の制裁金を科す。  ① 第41条〔参加義務等〕第1項に違反した場合 ② 第43条〔不正行為への関与の禁止〕に、個人が違反した場合 ③ 第48条〔出場資格〕第1項に違反した場合 ④ 第89条〔禁止事項〕各号に違反した場合 ⑤ 第94条〔支度金およびトレーニング費用〕第3項に違反した場合 ⑥ 第103条〔未登録の選手〕に違反した場合 ⑦ 第104条〔選手の移籍に関する規定の遵守〕に違反した場合	第151條〔5,000 萬日圓以下之罰款〕  有下列各款之情事者，科以 5,000 萬日圓以下罰款：  ① 違反本規程第41條〔參加義務等〕第1項時 ② 個人違反本規程第43條〔禁止參與不法行為〕時 ③ 違反本規程第48條〔出場資格〕第1項時 ④ 違反本規程第89條〔禁止事項〕各款時 ⑤ 違反本規程第94條〔準備金與培訓費用〕第3項時 ⑥ 違反本規程第103條〔未註冊球員〕時 ⑦ 違反本規程第104條〔遵守日本足球協會球員轉會相關規定〕時
第152条〔2,000万円以下の制裁金〕  次の各号のいずれかに該当する場合は、2,000万円以下の制裁金を科す。  ① 第3条〔遵守義務〕第3項に違反した場	第152條〔2,000 萬日圓以下罰款〕  有下列各款之情事者，科以 2,000 萬日圓以下罰款：  ① 違反本規程第3條〔遵守義務〕時

日文	中文
合 ② 第 26 条〔J クラブの健全経営〕第 1 項に違反した場合 ③ 第 29 条〔J クラブの株主〕第 2 項から第 5 項までのいずれかに違反した場合 ④ 第 30 条〔役職員等の禁止事項〕第 2 項に違反した場合 ⑤ 第 33 条〔スタジアムの維持〕に違反した場合 ⑥ 第 35 条〔医療施設〕に違反した場合 ⑦ 第 41 条〔参加義務等〕第 2 項に違反した場合 ⑧ 第 51 条〔J クラブの責任〕第 1 項、第 2 項、第 3 項または第 4 項に違反した場合 ⑨ 第 56 条〔試合日程の遵守〕に違反した場合 ⑩ 第 60 条〔抱き合せ開催の禁止〕に違反した場合 ⑪ 第 68 条〔非公式試合の開催〕各項に違反した場合 ⑫ 第 69 条〔外国チームとの試合等〕に違反した場合 ⑬ 第 70 条〔興行等への参加禁止〕に違反した場合 ⑭ 第 92 条〔プロ選手契約およびアマチュア選手誓約〕第 2 項に違反した場合 ⑮ 第 95 条〔選手契約における仲介人等〕に違反した場合 ⑯ 第 110 条〔契約等〕第 2 項に違反した場合 ⑰ 第 141 条〔チアマンによる懲罰〕第 3 項に違反した場合	② 違反本規程第 26 條〔J 俱樂部之健全經營〕第 1 項時 ③ 違反本規程第 29 條〔J 俱樂部股東〕第 2 項至第 5 項時 ④ 違反本規程第 30 條〔職、雇員之禁止事項〕第 2 項時 ⑤ 違反本規程第 33 條〔球場之維持〕時 ⑥ 違反本規程第 35 條〔醫療設施〕時 ⑦ 違反本規程第 41 條〔參加義務等〕第 2 項時 ⑧ 違反本規程第 51 條〔J 俱樂部之責任〕第 1 項、第 2 項、第 3 項或第 4 項時 ⑨ 違反本規程第 56 條〔遵守比賽日程〕時 ⑩ 違反本規程第 60 條〔聯合舉辦之禁止〕時 ⑪ 違反本規程第 68 條〔非正式比賽之舉辦〕各項時 ⑫ 違反本規程第 69 條〔與外國隊伍之比賽等〕時 ⑬ 違反本規程第 70 條〔表演參與之禁止〕時 ⑭ 違反本規程第 92 條〔職業球員合約與業餘球員協議〕第 2 項時 ⑮ 違反本規程第 95 條〔球員合約中之經紀人〕時 ⑯ 違反本規程第 110 條〔合約等〕第 2 項時 ⑰ 違反本規程第 141 條〔懲處通知〕第 3 項時
第 153 条〔1,000 万円以下の制裁金〕  次の各号のいずれかに該当する場合は、1,000 万円以下の制裁金を科す。  ① 第 3 条〔遵守義務〕第 4 項、第 5 項または第 6 項に違反した場合	第 153 條〔1,000 萬日圓以下罰款〕  有下列各款之情事者，科以 1,000 萬日圓以下罰款：  ① 違反本規程第 3 條〔遵守義務〕第 4 項、第 5 項或第 6 項時

日文	中文
<p>② 第 26 条〔J クラブの健全経営〕第 3 項に違反した場合</p> <p>③ 第 30 条〔役職員等の禁止事項〕第 1 項に違反した場合</p> <p>④ 第 39 条〔悪天候の場合のピッチ整備の義務〕に違反した場合</p> <p>⑤ 第 49 条〔ユニフォーム〕第 1 項、第 2 項または第 3 項に違反した場合</p> <p>⑥ 第 110 条〔契約等〕第 3 項に違反した場合</p> <p>⑦ 第 127 条〔事前の申請〕に違反した場合</p>	<p>② 違反本規程第 26 條〔J 俱樂部之健全經營〕第 3 項時</p> <p>③ 違反本規程第 30 條〔職、僱員之禁止事項〕第 1 項時</p> <p>④ 違反本規程第 39 條〔惡劣天氣之場地維護義務〕時</p> <p>⑤ 違反本規程第 49 條〔制服〕第 1 項、第 2 項或第 3 項時</p> <p>⑥ 違反本規程第 110 條〔合約等〕第 3 項時</p> <p>⑦ 違反本規程第 127 條〔事先申請〕時</p>
<p>第 154 条〔500 万円以下の制裁金〕</p> <p>次の号に該当する場合は、500 万円以下の制裁金を科す。</p> <p>① 第 26 条〔J クラブの健全経営〕第 2 項に違反した場合</p> <p>② 第 48 条〔出場資格〕第 2 項に違反した場合</p> <p>③ 第 110 条〔契約等〕第 1 項に違反した場合</p>	<p>第 154 條〔500 萬日圓以下罰款〕</p> <p>有下列各款之情事者，科以 500 萬日圓以下罰款：</p> <p>① 違反本規程第 26 條〔J 俱樂部之健全經營〕第 2 項時</p> <p>② 違反本規程第 48 條〔出場資格〕第 2 項時</p> <p>③ 違反本規程第 110 條〔合約等〕第 1 項時</p>
<p>第 155 条〔100 万円以下の制裁金〕</p> <p>次の号に該当する場合は、100 万円以下の制裁金を科す。</p> <p>① 第 29 条〔J クラブの株主〕第 1 項に違反した場合</p>	<p>第 155 條〔100 萬日圓以下罰款〕</p> <p>有下列各款之情事者，科以 100 萬日圓以下罰款：</p> <p>① 違反本規程第 29 條〔J 俱樂部股東〕第 1 項時</p>
<p>第 156 条〔第 3 条第 2 項違反の制裁金〕</p> <p>第 3 条〔遵守義務〕第 2 項に違反した場合の制裁金は、その行為の態様に応じ、次の各号のとおりとする。</p> <p>① 生命・身体に対する行為 5,000 万円以下</p> <p>② 公益に対する行為 3,000 万円以下</p> <p>③ 名譽・財産に対する行為 2,000 万円以下</p>	<p>第 156 條〔違反本規程第 3 條第 2 項之罰款〕</p> <p>違反本規程第 3 條〔遵守義務〕第 2 項之罰款依其行為樣態，處下列各款裁罰：</p> <p>① 影響生命、身體之行為處 5,000 萬日圓以下罰款</p> <p>② 影響公益之行為處 3,000 萬日圓以下罰款</p> <p>③ 影響名譽、財產之行為處 2,000 萬日圓以下罰款</p>

日文	中文
第 12 章 最終的拘束力	第 12 章 最終規範效力
第 157 条〔最終的拘束力〕	第 157 條〔最終規範效力〕
チエアマンの下す決定は J リーグにおいて最終のものであり、当事者および J リーグに所属するすべての団体および個人はこれに拘束され、チエアマンの決定を不服として裁判所その他の第三者に訴えることはできない。	理事長之裁決為 J 聯盟之最終裁決，當事人及 J 聯盟所屬全部團體及個人均受其規範，並不得向法院或其他第三方申訴。
第 13 章 改 正	第 13 章 修 正
第 158 条〔改 正〕	第 158 條〔修 正〕
本規約の改正は、実行委員会および理事会の承認により、これを行う。	本規程之修正，經執行委員會與理事會審議後實施。
第 14 章 附 則	第 14 章 附 則
第 159 条〔施 行〕	第 159 條〔實 施〕
本規約は 平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 〔改 正〕 平成 25 年 1 月 22 日 平成 26 年 1 月 21 日 平成 27 年 1 月 20 日 平成 28 年 1 月 19 日 平成 29 年 1 月 25 日 平成 30 年 1 月 30 日 平成 31 年 1 月 24 日	本規程於平成 24 年(2012 年)4 月 1 日實施。 〔修 正〕 平成 25 年(2013 年)1 月 22 日 平成 26 年(2014 年)1 月 21 日 平成 27 年(2015 年)1 月 20 日 平成 28 年(2016 年)1 月 19 日 平成 29 年(2017 年)1 月 25 日 平成 30 年(2018 年)1 月 30 日 平成 31 年(2019 年)1 月 24 日

〔J1 会員〕

〔J1 會員〕

法人名 法人名	チーム名 球隊名稱	呼 称 慣稱	ホームタウン 主根據地	活動区域 活動區域
(株)コンサドーレ 岡薩多股份有限公司	北海道コンサドーレ札幌 北海道札幌岡薩多	北海道コンサドーレ 札幌北海道札幌岡薩多	札幌市を中心とする 全道札幌市中心及北海道全道	北海道
(株)ベガルタ 仙台仙台七夕股份有限公司	ベガルタ仙台 仙台七夕	ベガルタ仙台 仙台七夕	仙台市	宮城県

法人名 法人名	チーム名 球隊名稱	呼 称 慣稱	ホームタウン 主根據地	活動区域 活動區域
(株)鹿島アントラーズ・エフ・シー (株)鹿島鹿角 F.C.	鹿島アントラーズ	鹿島アントラーズ	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市	茨城県
	鹿島鹿角	鹿島鹿角	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市	茨城縣
浦和レッドダイヤモンズ(株) 浦和紅鑽 (株)	浦和レッドダイヤモンズ	浦和レッズ	さいたま市	埼玉県
	浦和紅鑽	浦和紅鑽	埼玉市	埼玉縣
(株)日立柏レイソル (株)日立柏雷素爾	柏レイソル	柏レイソル	柏市	千葉縣
	柏太陽神	柏太陽神	柏市	千葉縣
東京フットボールクラブ(株) 東京足球俱樂部(株)	FC 東京	FC 東京	東京都	東京都
	FC 東京	FC 東京	東京都	東京都
(株)川崎フロンターレ (株)川崎前鋒	川崎フロンターレ	川崎フロンターレ	川崎市	神奈川県
	川崎前鋒	川崎前鋒	川崎市	神奈川縣
横浜マリノス(株) 横濱水手(株)	横浜 F・マリノス	横浜 F・マリノス	横浜市、横須賀市、大和市	神奈川県
	横濱 F 水手	横濱 F 水手	横濱市、横須賀市、大和市	神奈川縣
(株)横浜フリエスポートクラブ (株)横濱弗里體育俱樂部	横浜 FC	横浜 FC	横浜市	神奈川県
	横濱 FC	横濱 FC	横濱市	神奈川縣

法人名 法人名	チーム名 球隊名稱	呼 称 慣稱	ホームタウン 主根據地	活動区域 活動區域
(株)湘南ベルマーレ  (株)湘南比馬	湘南ベルマーレ  湘南麗海	湘南ベルマーレ  湘南麗海	厚木市、伊勢原市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、平塚市、藤沢市、大磯町、寒川町、二宮町、鎌倉市、南足柄市、大井町、開成町、中井町、箱根町、松田町、真鶴町、山北町、湯河原町  厚木市、伊勢原市、小田原市、茅崎市、秦野市、平塚市、藤澤市大磯町、寒川町、二宮町、鎌倉市、南足柄市、大井町、開成町、中井町、箱根町、松田町、真鶴町、山北町、湯河原町	神奈川県  神奈川県
(株)エスパルス  (株)心跳	清水エスパルス  清水心跳	清水エスパルス  清水心跳	静岡市  静岡市	静岡県  静岡県
(株)名古屋グランパスエイト  (株)名古屋鯨魚	名古屋グランパスエイト  名古屋八鯨魚	名古屋グランパス  名古屋鯨魚	名古屋市、豊田市、みよし市を中心とする全県  名古屋市、豊田市、三好市中心及全縣	愛知県  愛知縣

法人名 法人名	チーム名 球隊名稱	呼 称 慣稱	ホームタウン 主根據地	活動区域 活動區域
(株)ガンバ大阪  (株) 大阪飛腳	ガンバ大阪	ガンバ大阪	吹田市、茨木市、高槻市、豊中市、池田市、攝津市、箕面市	大阪府
	大阪飛腳	大阪飛腳	吹田市、茨木市、高槻市、豊中市、池田市、攝津市、箕面市	大阪府
(株)セレッソ大阪  (株) 大阪櫻花	セレッソ大阪	セレッソ大阪	大阪市、堺市	大阪府
	大阪櫻花	大阪櫻花	大阪市、堺市	大阪府
樂天ヴィッセル 神戸(株)  樂天神戸勝利船 (株)	ヴィッセル神戸	ヴィッセル神戸	神戸市	兵庫縣
	神戸勝利船	神戸勝利船	神戸市	兵庫縣
(株)サンフレッチ エ広島  (株) 廣島三箭	サンフレッチェ 広島 F.C	サンフレッチェ 広島	広島市	広島縣
	廣島三箭 F.C	廣島三箭	廣島市	廣島縣
(株)サガン・ドリ ームス  (株) 砂岩・夢想	サガン鳥栖	サガン鳥栖	鳥栖市	佐賀縣
	鳥栖砂岩	鳥栖砂岩	鳥栖市	佐賀縣
(株)大分フットボ ールクラブ  (株) 大分足球 俱樂部	大分トリニータ	大分トリニータ	大分市、別府市、 佐伯市を中心と する全県	大分縣
	大分三神	大分三神	大分市、別府 市、佐伯市中心 及全縣	大分縣

〔J2 成員〕

〔J2 會員〕

法 人 名 法人名	チ ー ム 名 球隊名稱	呼 称 慣稱	ホ ー ム タ ウ ソ 主根據地	活 動 区 域 活動區域
(株)モンテディオ 山形	モンテディオ山 形	モンテディオ山 形	山形市、天童市、 鶴岡市を中心と する全県	山形縣
(株) 山神山形	山神山形	山神山形	山形市、天童市、 鶴岡市中心及全 縣	山形縣
(株)フットボール クラブ水戸ホー リーホック (株)	水戸ホーリーホ ック	水戸ホーリーホ ック	水戸市、ひたち なか市、笠間市、 那珂市、小美玉 市、茨城町、城 里町、大洗町、 東海村	茨城縣
足球俱樂部水戸 蜀葵	水戸蜀葵	水戸蜀葵	水戸市、常陸那 珂市、笠間市、 那珂市、小美玉 市、茨城町、城 里町、大洗町、 東海村	茨城縣
(株)栃木サッカ ークラブ	栃木サッカーラ ブ	栃木SC	宇都宮市	栃木縣
(株) 栃木足球 俱樂部	栃木足球俱樂部	栃木 SC	宇都宮市	栃木縣
(株)ザスパ (株) 溫泉	ザスパクサツ群 馬	ザスパクサツ群 馬	草津町、前橋市 を中心とする全 縣	群馬縣
	群馬草津溫泉	群馬草津溫泉	草津町、前橋市 及全縣	群馬縣

法人名 法人名	チーム名 球隊名稱	呼称 慣稱	ホームタウン 主根據地	活動区域 活動區域
エヌ・ティ・テ イ・スポーツコ ミュニティ(株)  N.T.T.體育中心 (株)	大宮アルディー ジャ	大宮アルディー ジャ	さいたま市	埼玉県
	大宮松鼠	大宮松鼠	埼玉市	埼玉縣
ジェフユナイテ ッド(株)  市原(株)	ジェフユナイテ ッド市	ジェフユナイテ ッド千葉	市原市、千葉市	千葉縣
	原・千葉千葉市 原	千葉市原	市原市、千葉市	千葉縣
東京ヴェルディ (株)  東京綠茵(株)	東京ヴェルディ 1969	東京ヴェルディ	東京都	東京都
	東京綠茵 1969	東京綠茵	東京都	東京都
(株)ゼルビア  (株)澤維亞	FC 町田ゼルビ ア	FC 町田ゼルビ ア	町田市	東京都
	FC 町田澤維亞	FC 町田澤維亞	町田市	東京都
(株)ヴァンフォー レ山梨スポーツ クラブ  (株)山梨風林 體育俱樂部	ヴァンフォーレ 甲府	ヴァンフォーレ 甲府	甲府市、韋崎市 を中心とする全 県	山梨縣
	甲府風林	甲府風林	甲府市、韋崎市 中心及全縣	山梨縣
(株)松本山雅  (株)松本山雅	松本山雅フット ボールクラブ	松本山雅 FC	松本市、塩尻 市、山形村、安 曇野市、大町 市、池田町、生 坂村、箕輪町、 朝日村	長野縣
	松本山雅足球俱 樂部	松本山雅 FC	松本市、鹽尻 市、山形村、安 曇野市、大町 市、池田町、生 坂村、箕輪町、 朝日村	長野縣

法人名 法人名	チーム名 球隊名稱	呼称 慣稱	ホームタウン 主根據地	活動区域 活動區域
(株)アルビレックス新潟	アルビレックス 新潟	アルビレックス 新潟	新潟市、聖籠 町、長岡市、三 條市、柏崎市、 新発田市、小千 谷市、加茂市、 十日町市、見附 市、村上市、燕 市、糸魚川市、 妙高市、五泉 市、上越市、阿 賀野市、佐渡 市、魚沼市、南 魚沼市、胎內 市、弥彦村、田 上町、阿賀町、 出雲崎市、湯沢 町、津南町、刈 羽村、関川村、 粟島浦村【新潟 県全県】	新潟県
(株)新潟天鵝	新潟天鵝	新潟天鵝	新潟市、聖籠 町、長岡市、三 條市、柏崎市、 新發田市、小千 谷市、加茂市、 十日町市、見附 市、村上市、燕 市、糸魚川市、 妙高市、五泉 市、上越市、阿 賀野市、佐渡 市、魚沼市、南 魚沼市、胎內 市、彌彥村、田 上町、阿賀町、 出雲崎市、湯澤 町、津南町、刈 羽村、關川村、 粟島浦村【新潟 縣】	新潟縣

法人名 法人名	チーム名 球隊名稱	呼称 慣稱	ホームタウン 主根據地	活動区域 活動區域
(株)石川ツエーゲン （株）石川薩維根	ツエーゲン金沢 金澤薩維根	ツエーゲン金沢 金澤薩維根	金沢市、白山市、野々市市、かほく市、津幡町、内灘町を中心とする全県 金澤市、白山市、野々市市、河北市、津幡町、内灘町中心及全縣	石川県 石川縣
(株)ジュビロ （株）喜悅	ジュビロ磐田 喜悅磐田	ジュビロ磐田 喜悅磐田	磐田市 磐田市	静岡県 静岡縣
(株)京都パープル サンガ（株） 京都紫不死鳥	京都サンガ F.C. 京都不死島 F.C.	京都サンガ F.C. 京都不死島 F.C.	京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、京田邊市、木津川市、龜岡市、南丹市、京丹波町、福知山市、舞鶴市、綾部市、八幡市 京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、京田邊市、木津川市、龜岡市、南丹市、京丹波町、福知山市、舞鶴市綾部市	京都府 京都府
(株)ファジアーノ 岡山スポーツクラブ （株）綠雉岡山 體育俱樂部	ファジアーノ岡山 FC 岡山綠雉 FC	ファジアーノ岡山 岡山綠雉	岡山市、倉敷市、津山市を中心とする全県 岡山市、倉敷市、津山市中心及全縣	岡山県 岡山縣

法人名 法人名	チーム名 球隊名稱	呼称 慣稱	ホームタウン 主根據地	活動区域 活動區域
（株）レノファ山口 （株）山口雷法	レノファ山口 FC 山口雷法 FC	レノファ山口 FC 山口雷法 FC	山口市、下関 市、山陽小野田 市、宇部市、防 府市、周南市、 美祢市、萩市、 下松市、岩国 市、光市、長門 市、柳井市、周 防大島町、和木 町、上關町、田 布施町、平生 町、阿武町【山 口県全縣】	山口県 山口縣
徳島ヴォルティ ス（株） 徳島漩渦（株）	徳島ヴォルティ ス 徳島漩渦	徳島ヴォルティ ス 徳島漩渦	鳴門市、徳島市、 吉野川市、美馬 市、板野町、松 茂町、藍住町、 北島町を中心と する全縣	徳島県 徳島縣
			鳴門市、徳島市、 吉野川市、美馬 市、板野町、松 茂町、藍住町、 北島町中心及全 縣	

法人名 法人名	チーム名 球隊名稱	呼称 慣稱	ホームタウン 主根據地	活動区域 活動區域
(株)愛媛 FC (株) 愛媛 FC	愛媛 FC 愛媛 FC	愛媛 FC 愛媛 FC	松山市を中心とする全県 松山市中心及全縣	愛媛県 愛媛縣
アビスパ福岡(株) 福岡黃蜂(株)	アビスパ福岡 福岡黃蜂	アビスパ福岡 福岡黃蜂	福岡市 福岡市	福岡県 福岡縣
(株)ギラヴァンツ 北九州(株) 北九州向日葵	ギラヴァンツ北 九州 北九州向日葵	ギラヴァンツ北 九州 北九州向日葵	北九州市 北九州市	福岡県 福岡縣
(株)V・ファーレ ン長崎 (株)長崎成功 丸	V・ファーレン 長崎 長崎成功丸	V・ファーレン 長崎 長崎成功丸	長崎市、諫早市 を中心とする全 県 長崎市、諫早市 中心及全縣	長崎県 長崎縣
琉球フットボ ルクラブ(株) 琉球足球俱樂部 (株)	FC 琉球 FC 琉球	FC 琉球 FC 琉球	沖繩市を中心と する全県 沖繩市中心的全 縣	沖繩県 沖繩縣

### 3. 道徳規章

#### 倫理規程

日文	中文
第1条〔組織の使命および社会的責任〕  公益社団法人日本プロサッカーリーグ(以下「この法人」という。)の役職員は、この法人が、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。	第1條〔組織使命與社會責任〕  公益社團法人日本職業足球聯盟(以下稱「本法人」)之理、監事及職員已了解本法人成立目的係為實現公共利益並做出廣泛貢獻之重大責任，須進行符合社會所期望之業務經營。
第2条〔社会的信用の維持〕  この法人の役職員は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。	第2條〔社會信用之維持〕  本法人之理、監事及職員必須保持公平誠實態度實行業務，努力維護及提高社會信譽。
第3条〔法令等の遵守〕  この法人の役職員はJリーグ理念を共有し、関連法令ならびにこの法人の定款、倫理規程その他の規程・内規およびJリーグ活動方針を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。	第3條〔法律遵守〕  本法人之理、監事及職員應具有與J聯盟相同理念，並嚴格遵守相關法律、法規、章程、道德規章、內部規則以及J聯盟之活動方針，遵守社會規範進行適當的營運。
第4条〔私的利息の禁止〕  この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。	第4條〔禁止謀私〕  本法人之理、監事及職員須充分意識到自身從事公共利益活動，並不得利用職責或職務謀求私人利益。
第5条〔利益相反の防止および開示〕  この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならぬ。	第5條〔預防與利益衝突揭露〕  如於執行職責時可能與本法人發生利益衝突，本法人之理、監事及職員應立即揭露這些事實，並遵守本法人規定程序。

日文	中文
第6条〔反社会的勢力の排除〕  この法人の役職員は、暴力団・暴力団関係企業・総会屋等の反社会的勢力またはこれらの関連会社と関係を持つことがあってはならない。	第6條〔排黑條款〕  本法人之理、監事及職員不得與幫派、與幫派有關之企業、公司、特殊組織等反社會勢力或其附屬公司有任何關係。
第7条〔機密保持および個人情報の保護〕  この法人の役職員は、業務上知り得た非公開の情報を厳に秘密として保持し、第三者に漏洩してはならず、業務上取得した個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。	第7條〔機密與個資保護〕  本法人之理、監事及職員應嚴格保護於執行業務過程中獲得之機密資訊，不得洩露給第三方，並確保執行業務過程中獲得之個人資訊得到保護，保障個人權益。
第8条〔研 鑽〕  この法人の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。	第8條〔進 修〕  本法人之理、監事及職員須持續努力精進自身能力，進而提升其公共事業活動品質。
第9条〔規程遵守の確保〕  この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、本規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。	第9條〔確保遵守規定〕  本法人應在必要時依理事會決議成立委員會以監督本規章之落實狀況並確保其有效性。
第10条〔改 正〕  本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。	第10條〔修 正〕  本規章修正經理事會決議後實施。
第11条〔施 行〕  本規程は、平成24年4月1日から施行する。	第11條〔實 施〕  本規章從平成24年(2012年)4月1日開始實施。
〔改 正〕  平成25年1月22日	〔修 正〕  平成25年(2013年)1月22日

## 4. 理事會規章

### 理事會規程

日文	中文
第1条〔目的〕  本規程は、Jリーグ規約第4条第2項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という）理事会の組織、権限および運営に関する事項について定める。	第1條〔目 的〕  本規章基於《J聯盟規程》第4條第2項，訂定公益社團法人日本職業足球聯盟（以下稱作「本法人」）理事會之組織、權限及營運相關事項。
第2条〔開 催〕  (1) 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。  (2) 通常理事会は、原則として毎月1回開催する。  (3) 臨時理事会は、隨時、必要に応じて開催する。  (4) 理事会は電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に充分な議論を行うことができるという環境であることを要する。	第2條〔開 廉〕  (1) 理事會應包括定期理事會與臨時理事會。  (2) 定期理事會原則上每月召開會議1次。  (3) 臨時理事會因應必要情事得隨時召開。  (4) 理事會得以電話、網際網路等電子通訊形式召開會議。惟此形式會議所有出席者之影音均應即時傳輸至其他出席者，為能及時、準確表達意見，須有令出席者得齊聚且平等、充分討論之環境。
第3条〔構 成〕  理事会は、すべての理事をもって構成する。	第3條〔組 成〕  理事會由全體理事組成。
第4条〔役員の選任・任期等〕  (1) 理事および監事を役員といい、役員は総会において選任する。なお、役員候補者の選考手続きは、理事会が別途定める「役員候補者選考委員会規程」によるものとする。	第4條〔理事會成員選舉、任期〕  (1) 理事與監事被稱為理事會成員，由會員大會選任；理事會成員候選人之選舉程序應符合理事會另定之《理事會候選人選舉委員會規程》。

日文	中文
(2) 理事会が理事の選任議案を総会に付議するにあたり、理事長（以下「チエアマン」という。）の候補者を指定した場合には、招集通知にその旨を記載する。	(2) 理事會理事將選舉案提交會員大會後，理事長應將候選人記載於開會通知中。
(3) 役員は、就任する年の4月1日現在で、満65歳未満でなければならない。	(3) 理事會成員任期自當年4月1日起，須未滿65歲。
(4) 役員の任期は、定款第25条に定めるとおりとし、再任を妨げない。ただし、チエアマンの任期は通算4期までとする。	(4) 理事會成員任期依《J聯盟章程》第25條定之，得連選連任。惟理事長任期以總計4任為限。
(5) 第21条の規定にかかわらず、前4項の変更は、理事会の決議のほか、総会の承認に基づきこれを行うものとする。	(5) 有關前4項規範應經理事會同意及會員大會通過方得變更，不適用第21條之規定。
第5条〔招集権者〕	第5條〔召集人〕
(1) 理事会はチエアマンが招集する。ただし、チエアマンが欠けたときまたはチエアマンに事故があるときは、副理事長・専務理事・常務理事の順にその任にあたり、さらに副理事長・専務理事および常務理事がこれにあたることができないときは、各理事が招集することができる。	(1) 理事會由理事長召集。惟理事長缺位或發生事故時，依副理事長、執行理事、常務理事順序代理召集工作。若副理事長、執行理事、常務理事皆無法代理，則所有理事均得擔任召集人。
(2) 前項により現に招集権を持たない理事は、同項により現に招集権を持つ者に対して、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集を請求することができる。当該請求があった日から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、当該請求をした理事は、理事会を招集することができる。	(2) 依前項規定尚無召集會議權限之理事，對依有召集權限之理事，得以書面形式載明會議目的請求召開理事會。自提出請求日起之5日內、自提出請求日起之兩週內，理事會若無發布開會通知，則該提出請求之理事得召開理事會。
(3) 前2項の規定にかかわらず、理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。	(3) 理事全體改選後之首次理事會，每位理事均得召集開會，不受前二項之規定限制。

日文	中文
(4) 監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第100条に規定する場合において、必要があると認めるとときは、第1項により現に招集権を持つ者に対して、理事会の招集を請求することができる。当該請求があつた日から5日以内に、当該請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、当該請求をした監事は、理事会を招集することができる。	(4) 監事依《一般社團法人及一般財團法人法》（以下簡稱「法人法」）第100條規定，認為有必要時，得請求本條第1項之具有召集開會權限者召開理事會。自提出請求5日內、自提出請求日起之兩週內，理事會無發布開會通知，則該提出請求監事召開理事會。
第6条〔議長〕  (1) 理事会の議長は、チエアマンがこれに当たる。ただし、チエアマンが欠けたときまたはチエアマンに事故があるときは、副理事長・専務理事・常務理事の順にその任にあたり、さらに副理事長・専務理事および常務理事がこれにあたることができないときは、出席した理事の互選により議長を定める。  (2) 前項の規定にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の互選により定める。	第6條〔會議主席〕  (1) 理事會主席由理事長擔任。惟理事長缺位或發生事故時，依副理事長、執行理事、常務理事順序代理召集工作。若副理事長、執行理事、常務理事皆無法代理，則由出席理事互選以決定之。  (2) 理事全體改選後之理事會主席，由出席理事互選以決定之，不受前項限制。
第7条〔権限〕  (1) 理事会は、本規程別表に定める、この法人の重要な業務執行に関する事項を決議する。  (2) 理事会は、理事の職務の執行を監督するとともにチエアマンおよび業務執行理事の選定および解職を行う。	第7條〔權限〕  (1) 理事會依本規章附表訂定，審議本法人重要業務執行相關事項。  (2) 理事會進行理事履行職務之監督，以及理事長與業務執行理事之選任與解職。
第8条〔招集通知〕  (1) 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、各理事および各監事に対して通知を発しなければならない。	第8條〔開會通知〕  (1) 召開理事會應於開會日之一週前就會議日期、場所、目的等事項記載於文件，並對每位理事與監事發出通知。

日文	中文
(2) 理事会を招集する者は、前項の書面による通知に代えて、理事および監事の承諾を得た電磁的方法により通知することができる。	(2) 理事會召集人若要替換前項文件通知，於取得理、監事同意後，得以電磁方式進行通知。
(3) 前2項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。	(3) 惟於理、監事全體皆同意情況下，得不經召集程序直接召開理事會，不受前二項規範限制。
第9条〔定足数および決議要件〕  理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	第9條〔法定人數與決議要件〕  理事會之決議需經扣除有特殊利害關係之理事外之理事過半數出席，出席理事之過半數同意方為通過是。
第10条〔決議の省略〕  理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。	第10條〔省略決議〕  若理事提案為理事會決議目的之事項，得於該提案加入表決，於取得全體理事之文件或電磁之記錄表示同意時，視為理事會已有效表決該提案而批准之。惟監事若有提出異議之情事，則不適用本規定。
第11条〔報告の省略〕  (1) 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。  (2) 前項の規定は、第19条第1項の規定による報告には適用しない。	第11條〔省略報告〕  (1) 理事或監事已對於全體理事與監事通知報告該事項時，該事項無須於理事會報告。  (2) 前項規定不適用於本規章第19條第1項所規定之報告。
第12条〔監事の出席〕  監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。	第12條〔監事之出席〕  監事應出席理事會，必要時應陳述其意見。
第13条〔特任理事の出席〕  特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権	第13條〔特任理事之出席〕  特任理事應出席理事會，得陳述意見、詢答，但不具有表決權。

日文	中文
は有しない。	
第 14 条〔関係者の出席〕  議長は、必要に応じて議案に關係ある者を理事会に出席させ、その意見または報告を聴取することができる。	第 14 條〔關係者之出席〕  主席得依需要邀請議案關係人出席理事會，並聽取其意見或報告。
第 15 条〔議事録〕  法令で定めるところにより作成された理事会の議事録には、出席した代表理事および監事が記名押印する。	第 15 條〔會議紀錄〕  理事會會議紀錄依法令製作，並應有出席理事代表與監事簽章。
第 16 条〔議事録の配布〕  議長は、欠席した理事および監事に対し、遅滞なく、議事録の写しおよび資料を配布して、議事の経過およびその結果を報告するものとする。	第 16 條〔會議紀錄之頒布〕  主席應立即將會議紀錄之副本與資料發送給缺席之理、監事，將會議經過與結果向其報告。
第 17 条〔理事の取引の承認〕  (1) 理事が定款第 28 条に規定するいづれかの取引をしようとする場合は、当該理事は当該取引につき次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。  ① 取引をする理由 ② 取引の内容 ③ 取引の相手方・金額・時期・場所 ④ 取引がこの法人の利益を害するものではないことを示す参考資料 ⑤ その他必要事項  (2) 当該理事は、前項に規定する事項について変更しようとする場合は、事前に理事会の承認を得なければならない。	第 17 條〔理事交易之批准〕  (1) 理事欲進行《J 聯盟章程》第 28 條所稱之交易時應明示下列交易事項並取得理事會同意：  ① 交易理由 ② 交易內容 ③ 交易對象、金額、時間、場所 ④ 表明該交易不損及本法人利益之參考資料 ⑤ 其他必要事項  (2) 前項 1 至 5 款事項如欲變更亦須事先取得理事會許可。
第 18 条〔責任の免除〕  (1) 理事会は、役員の法人法第 111 条第 1 項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除し	第 18 條〔責任之免除〕  (1) 理事會之成員如有依《一般社團・財團法人法》第 111 條第 1 項規定之責任限額，如符合法律規定，得將責任限額於法定最低責任限額得扣除之限度內予以免除。

日文	中文
て得た額を限度として、免除することができる。	
(2) 理事が前項の規定に基づき理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、監事全員の同意を得なければならぬ。	(2) 理事依前項規定，向理事會提出有關免除理事責任之議案，須取得全體監事同意。
(3) 理事會が第1項の規定に基づき同項の責任を免除する旨の決議を行ったときは、チエアマンは、遅滞なく法人法第113条第2項各号に掲げる事項および責任を免除することに異議がある場合には1か月以内に異議を述べるべき旨を会員に通知しなければならない。	(3) 如理事會依第1項規定決議免除理事會成員責任，主席應立即通知會員《一般社團法人及一般財團法人法》第113條第2項所記載之事項及如對於責任免除有異議時應於一個月內提出異議之意旨。
(4) 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員が、前項の期間内に前項に規定する異議を述べたときは、理事会は第1項の定めに基づく免除をすることができない。	(4) 如有十分之一以上全體具表決權之會員於前項期限內表示異議，理事會則不得免除該理事會成員之責任。
(5) この法人は、理事会の決議によって、非業務執行理事等との間で、法令に定める要件に該当する場合には第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	(5) 本法人得經理事會決議與非業務執行理事簽訂合約，以限制第1項規定之責任，惟該責任限額應為10萬日元以上與法律規定之最低責任限額間之較高者。
第19条〔報告事項〕	第19條〔報告事項〕
(1) チエアマン、副理事長、専務理事および常務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	(1) 理事長、副理事長、執行理事與常務理事，至少每三個月須於理事會報告其履行職務情況。
(2) 監事は、理事が不正の行為をしもしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくこれを理事会に報告しなければならない。	(2) 如監事認為理事有不當行為或該行為具有風險，或是被認為有違反本國法令與《J聯盟章程》或明顯失當事實時，應立即於理事會進行報告。

日文	中文
(3) 理事が第 17 条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。	(3) 理事依本規章第 17 條規定完成交易後，應立即將該交易重大事項，於理事會進行報告。
第 20 条〔理事会に関する事務〕  理事会に関する事務は、チエアマンの指定するこの法人の担当部門の責任者が統括する。	第 20 條〔理事會相關事務〕  理事會相關事務由理事長所指定之本法人主管單位負責人統籌處理。
第 21 条〔改 正〕  本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを用うるものとする。	第 21 條〔修 正〕  本規章之修正經理事會同意後實施。
第 22 条〔施 行〕  本規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。	第 22 條〔實 施〕  本規章於平成 24 年 (2012 年) 4 月 1 日實施。
〔改 正〕  平成 25 年 1 月 22 日 平成 26 年 1 月 21 日 平成 27 年 1 月 20 日 平成 28 年 1 月 19 日 平成 29 年 1 月 25 日 平成 29 年 8 月 10 日 平成 30 年 1 月 30 日 平成 31 年 1 月 24 日 令和 2 年 1 月 30 日	〔修 正〕  平成 25 年 (2013 年) 1 月 22 日 平成 26 年 (2014 年) 1 月 21 日 平成 27 年 (2015 年) 1 月 20 日 平成 28 年 (2016 年) 1 月 19 日 平成 29 年 (2017 年) 1 月 25 日 平成 29 年 (2017 年) 8 月 10 日 平成 30 年 (2018 年) 1 月 30 日 平成 31 年 (2019 年) 1 月 24 日 令和 2 年 (2020 年) 1 月 30 日

項目	社員総会	理事会	実行委員会
<b>I. 間接部門</b>			
I-1. 経営			
I-1-(1) 経営基本方針の決定、変更		●	○
I-1-(2) 中期経営計画の決定、変更		●	○
I-1-(3) 年度予算、修正予算、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類の承認	●	●	○
I-1-(4) 決算(貸借対照表、損益計算書、財産目録)の承認	●	●	○
I-1-(5) ①事業計画の承認	●	●	○
I-1-(5) ②事業報告書の承認	△	●	○
I-1-(6) 特定費用準備資金等の保有、管理、取崩し	△	●	○
I-1-(7) 新規事業に関する事項	●	●	○
I-1-(8) 出資・資本参加の決定	●	●	○
I-1-(9) 事業の譲り受けおよび譲渡の決定	●	●	○
I-1-(10) 重要な契約の締結および解約(本決算権限一覧の類型に該当しないもの)	●	●	○
I-1-(11) 他団体との業務提携		●	○
I-1-(12) 解散および残余財産の処分	●	●	○
I-1-(13) 理事の報業・利益相反取引の承認	●	●	○
I-1-(14) 他法人の株主としての権利(議決権等)に関する事項	●	●	○
I-1-(15) 社員総会の招集	●	●	○
I-2. 組織			
I-2-(1) 会員			
I-2-(1)-① 入会の基準ならびに入会金および会費の額	●	●	○
I-2-(1)-② 正会員、特別会員または賛助会員の入会	●	●	○
I-2-(1)-③ 会員の除名	●	●	○
I-2-(1)-④ 名譽会員の選任	●	●	○
I-2-(2) 重要な組織(本部、各種専門委員会)の設置、変更および廃止		●	○
I-2-(3) 定款、規約等で定められた役職の選任および解任		●	○
I-2-(3)-① 理事、監事の選任および解任	●	●	○
I-2-(3)-② 代表理事(チアマン)選定および解職	●	●	○
I-2-(3)-③ 業務執行理事の選定および解職	●	●	○
I-2-(3)-④ 特任理事の選任および解任	●	●	○
I-2-(3)-⑤ 実行委員の選任および変更	●	●	○
I-2-(4) 重要な使用者等の選任および解任		●	○
I-2-(4)-① 顧問	●	●	○
I-2-(4)-② 裁定委員	●	●	○
I-2-(4)-③ 参与	●	●	○
I-2-(4)-④ リーディングアドバイザー	●	●	○
I-2-(4)-⑤ 本部長	●	●	○
I-2-(4)-⑥ その他の重要な使用者	●	●	○
I-2-(5) 業務執行理事の担当業務の決定、変更	●	●	○
I-3. 人事・労務			
I-3-(1) 賃酬・給与、退職金、賞与に関する事項			
I-3-(1)-① 役員の報酬総額	●	●	○
I-3-(1)-② 常勤理事および常勤ではない業務執行理事の月額報酬	●	●	○
I-3-(1)-③ 常勤理事の報酬慰労金	●	●	○
I-4. 経理・財務			
I-4-(1) 重要な会計方針の変更		●	
I-4-(2) 借入(担保借入を含む)		●	
I-4-(3) 有価証券(MMF等の元本割れリスクが低い商品を除く)の運用		●	
I-4-(4) 滞留/債権の処理		●	
I-5. 総務			
I-5-(1) 共館・後援・協力・協賛・寄付・助成(金品・物品)	●		△
I-5-(2) 諸規程の制定、改廃		●	
I-5-(2)-① 定款、役員の報酬および費用に関する規程	●	●	●
I-5-(2)-② 規約		●	
I-5-(2)-③ 規程、細則、内規、ガイドライン(明文規定が存在するものは当該規定に従う)	●	●	○
I-5-(3) 議決権を有する諸団体への加入、脱退	●	●	○
I-5-(4) 他団体からの表彰に対するリーディングアドバイザーの推薦	●	●	○
I-5-(5) 請調査、鑑定 支払先1件当たり5,000万円以上	●	●	
I-5-(6) 業務委託、コンサルティング契約 支払先1件当たり5,000万円以上	●	●	
I-5-(7) 保守、メンテナンス契約 支払先1件当たり5,000万円以上	●	●	
I-6. 資産の得喪等			
I-6-(1) 有形固定資産の購入、売却、交換(リース契約を含む)1件当たり3,000万円以上	●		
I-6-(2) 有形固定資産の増改築、補修1件当たり3,000万円以上	●		
I-6-(3) 無形固定資産の得喪1件当たり3,000万円以上	●		
I-6-(4) 固定資産の廃棄1件当たり3,000万円以上	●		
I-6-(5) 固定資産の賃借(事業所等、重要な資産の賃借)1件当たり3,000万円以上	●		
I-7. 情報システム			
I-7-(1) 基本構造計画および基本運営方針の決定、変更	●		
I-7-(2) 開発費用の支出(仮想開発仕様変更を含む)1件当たり3,000万円以上	●		
I-7-(3) 業務委託費用の支出1件当たり3,000万円以上	●		
I-7-(4) 運用(利用料含む)、保守費用の支出1件当たり3,000万円以上	●		
I-7-(5) クラブの運営、事業に係る情報システムに関する事項	●		○
I-8. 経費			
I-8-(1) 出張旅費	同一目的、支払先1件当たり1,000万円以上	●	
I-8-(2) 交際費、会議費	同一目的、支払先1件当たり1,000万円以上	●	
I-8-(3) 一般経費(消耗品、文具)	同一目的、支払先1件当たり1,000万円以上	●	
I-8-(4) 預算外経費(予備費)の支出	同一目的、支払先1件当たり1,000万円以上	●	

項目	社員総会	理事会	実行委員会
I-9. 法務			
I-9-(1) 重要な訴訟に関する事項		●	
I-10. 広報/プランディング/プロモーション			
I-10-(1) 知的財産(意匠、商標)の新規作成、変更、登録			
I-10-(1)-① 意匠(ロゴ、マーク等)の新規制作、変更		●	○
I-10-(1)-② 商標の新規制作、変更		●	○
I-10-(2) プロモーション、イベント、番組、番宣、販促物等の実施、制作			
I-10-(2)-① 年間計画		●	○
I-10-(2)-② 各種実施に伴う支出 支払先1件当たり5,000万円以上		●	
I-10-(2)-③ 実施報告		△	△
II.直接部門(フィットボール・クラブライセンス)			
II-1. クラブライセンス制度			
II-1-(1) クラブライセンス交付規則、規程の制定および改廃			
II-1-(1)-① Jリーグクラブライセンス交付規則	●	●	○
II-1-(1)-② Jリーグクラブライセンス運用細則、制度関連規定	●	●	○
II-1-(1)-③ J3クラブライセンス交付規則	●	●	○
II-1-(1)-④ Jリーグ百年構想クラブ規程	●	●	○
II-1-(2) ライセンスの交付判定			
II-1-(2)-① J3クラブライセンス交付の決定、取消し(J1J2におけるJリーグクラブライセンスはFIB/ABが判定する)	●		○
II-1-(2)-② ライセンス交付、取消しに関する特例措置	●	●	○
II-1-(2)-③ Jリーグ百年構想クラブの認定	●	●	○
II-1-(3) ライセンス不交付、取消しが発生した場合の当該クラブへの措置	●	●	○
II-1-(4) ライセンス審査機関、審査員(ライセンサー)の任命および解任			
II-1-(4)-① クラブライセンス交付第一審査機関(FIB)の議長および構成員	●	●	○
II-1-(4)-② クラブライセンス交付上訴機関(AB)の議長および構成員	●	●	○
II-1-(4)-③ ライセンス評価チーム	●	●	○
II-2. クラブ			
II-2-(1) クラブへの融資、災害時補填に関する事項			
II-2-(1)-① リーグ戦安定開催融資の決定	●	●	○
II-2-(1)-② リーグ戦安定開催融資時の当該クラブに対する管理内容の決定	●	●	○
II-2-(1)-③ 大規模災害時補填実行の可否、金額の決定	●	●	○
II-2-(2) クラブ法人名の変更			
II-2-(3) クラブのマーク等(ロゴ、マーク、マスコット、エンブレム、意匠、商標他)プロパティの変更	●	●	○
II-2-(4) ホームタウンの追加、変更			
II-2-(5) クラブによる株式譲渡、株式の新規発行の承認	●	●	○
II-2-(5)-① 総株主の議決権の15%以上の議決権を有する株主が新たに発生する場合	●		△
II-2-(5)-② 既に存在する総株主の議決権に占める当該株主の議決権比率が1/3を超える場合	●		△
II-2-(5)-③ 既に存在する総株主の議決権に占める当該株主の議決権比率が50%を超える場合	●		△
II-3. 競技・運営			
II-3-(1) 大会方式の決定、変更			
II-3-(1)-① 公式試合	●	●	○
II-3-(1)-② その他リーグ主管試合	●	●	○
II-3-(2) 試合実施要項の決定、変更	●	●	○
II-3-(3) 開催スタジアムの決定	●	●	○
II-3-(4) 公式試合の日程の決定	●	●	○
II-3-(5) マッチコミッショナーの選任	●	●	○
II-3-(6) 救済試合、引退試合、慈善試合の開催	●	●	○
II-3-(7) 表彰			
II-3-(7)-① 功労者表彰	●	●	○
II-3-(7)-② 特別表彰	●	●	○
II-3-(7)-③ 功労金受領資格者	●	●	○
II-4. 選手および指導者育成・強化			
II-4-(1) 育成、強化に関する重要な方針等の決定、変更	●	●	○
II-4-(2) 選手会、選手OB会、労使協議会に関する重要な方針等の決定、変更	●	●	○
II-5. リーグ運営強化			
II-5-(1) リーグ構造(カテゴリー、クラブ数)に関する事項	●	●	○
II-5-(2) 異降格枠の変更	●	●	○
II-5-(3) シーズン制に関する事項	●	●	○
II-5-(4) 海外リーグとの提携に関する事項	●	●	○
III.直接部門(付随事業)			
III-1. 付随事業全般			
III-1-(1) 事業単位もしくは事業の主要機能についての業務委託の決定および変更	●	●	○
III-1-(2) 新規付随事業実施の決定	●	●	○
III-1-(3) Jリーグ配分金に関する事項			
III-1-(3)-① 各事業に基づく収入の配分割合の作成、変更	●	●	○
III-1-(3)-② 配分金の種類、金額の策定	●	●	○
III-1-(3)-③ 配分金受領資格要件の審査と配分金支給の承認	●	●	○
III-1-(3)-④ 配分金支給金額、支給方法、時期、受領資格の決定	●	●	○
III-1-(3)-⑤ 理念強化配分金審査委員の選任	●	●	○
III-1-(3)-⑥ 理念強化配分金活用実績の審査	●	●	○
III-2. 各事業			
III-2-(1) 各事業の戦略、方針の決定、変更	●	●	○
III-2-(2) 重要な事業に関する契約(パートナー契約、放映権契約)の締結	●	●	○
IV.その他			
IV-1-(1) 総会で決議するものとして法令または定款で定められた事項	●	●	○
IV-1-(2) 定款、Jリーグ規約その他の諸規程に定められた事項およびこの法人の重要な業務執行に関する事項		●	○

項目	會員大會	理事會	執行委員會
<b>I. 開辦部門</b>			
I-1. 經營			
I-1-(1) 決定、修正基本管理策略		●	○
I-1-(2) 決定、修正中期管理計畫		●	○
I-1-(3) 批准年度預算、修訂預算、融資前景及資本投資之文件	●	●	○
I-1-(4) 批准決算（資產負債表、損益表、資產清單）	●	●	○
I-1-(5)-(1) 批准業務計劃	●	●	○
I-1-(5)-(2) 批准業務報告	△	●	○
I-1-(6) 特定費用準備金之持有、管理及解除	△	●	○
I-1-(7) 新興業務相關事項	●	●	○
I-1-(8) 投資及資本參與決策	●	●	○
I-1-(9) 業務轉讓及轉讓法定	●	●	○
I-1-(10) 簽訂及取消重要合約（不屬於此批准權限列表中者）	●	●	○
I-1-(11) 與其他組織之業務合作		●	○
I-1-(12) 利餘財產之處置	●	●	○
I-1-(13) 批准理事競爭及利益交易衝突申請	●	●	○
I-1-(14) 其他法人股東權利相關事項（如表決權等）	●	●	○
I-1-(15) 召集會員大會	●	●	○
I-2. 組織			
I-2-(1) 會員			
I-2-(1)-(1) 入會資格、入會費及會費	●	●	○
I-2-(1)-(2) 普通會員、特殊會員或贊助會員入會	●	●	○
I-2-(1)-(3) 會員除名	●	●	○
I-2-(1)-(4) 任命名譽會員	●	●	○
I-2-(2) 建立、變更及廢除重要組織（秘書處、各專項委員會）		●	○
I-2-(3) 任免及解雇公司章程、規程之規定職位		●	○
I-2-(3)-(1) 任免及解雇理事、監事	●	●	○
I-2-(3)-(2) 任免及解雇代表理事（主席）		●	○
I-2-(3)-(3) 任免及解雇業務執行理事		●	○
I-2-(3)-(4) 任免及解雇特任理事		●	○
I-2-(3)-(5) 任免及解雇執行委員		●	○
I-2-(4) 任命及解僱重要人事案		●	○
I-2-(4)-(1) 顧問	●	●	○
I-2-(4)-(2) 仲裁委員		●	○
I-2-(4)-(3) 諮議		●	○
I-2-(4)-(4) 聯盟顧問		●	○
I-2-(4)-(5) 積書長		●	○
I-2-(4)-(6) 其他重要人事		●	○
I-2-(5) 確認、修正執行理事之職責		●	○
I-3. 人事、勞務			
I-3-(1) 薪酬、薪金、退休金、獎金等事項			
I-3-(1)-(1) 人員薪酬總額	●	●	○
I-3-(1)-(2) 專職理事及非專職執行董事之月薪		●	○
I-3-(1)-(3) 專職理事之退休金	●	●	○
I-4. 經理、財務			
I-4-(1) 重要會計政策變更		●	
I-4-(2) 借款（包括抵押）		●	
I-4-(3) 證券管理（不包括如IMMIF消失本金較低之產品）		●	
I-4-(4) 處理累計索償		●	
I-5. 廉務			
I-5-(1) 共同贊助、贊助、合作、捐助、補貼(金品、物品)	●		△
I-5-(2) 建立、修訂及廢除各種規定			
I-5-(2)-(1) 公司章程、職員薪酬及支出條例	●	●	●
I-5-(2)-(2) 條款			
I-5-(2)-(3) 法規、詳細規則、內部規則、指南（若有明確之文字規則，請遵循這些規則）	●	●	○
I-5-(3) 加入、退出有投票權之組織	●	●	○
I-5-(4) 由I聯盟推薦對於其他組織之獎勵	●	●	○
I-5-(5) 超過5000萬日元之調查、評估案件	●	●	
I-5-(6) 超過5000萬日元之外包、諮詢案件	●	●	
I-5-(7) 超過5000萬日元之維修、保養案件	●	●	
I-6. 資產捐贈等			
I-6-(1) 3000萬日元以上不動產之買賣、轉讓、交換（包括租賃合同）	●		
I-6-(2) 3,000萬日元之固定資產之改建、維修	●		
I-6-(3) 損失超過3000萬日元之無形資產	●		
I-6-(4) 每筆3千萬日元以上固定資產處置費	●		
I-6-(5) 3,000萬日元以上固定資產之租賃費（辦公室等重要資產之租賃費）	●		
I-7. 資訊系統			
I-7-(1) 決定、變更基本結構計劃及基本管理政策	●		
I-7-(2) 3000萬日元或以上項目之開發成本支出（包括修改擴展之開發規範）	●		
I-7-(3) 3000萬日元以上之業務外包費	●		
I-7-(4) 3,000萬日元以上運費（包含使用費）、維護費	●		
I-7-(5) 俱樂部管理及商業信息系統之相關事項	●		○
I-8. 經費			
I-8-(1) 差旅費	同一目之、單一受款人達1000萬日圓以上	●	
I-8-(2) 差旅費、會議費	同一目之、單一受款人達1000萬日圓以上	●	
I-8-(3) 一般費用（消耗品、文具）	同一目之、單一受款人達1000萬日圓以上	●	
I-8-(4) 預算外(儲備金)支出	同一目之、單一受款人達1000萬日圓以上	●	

項目	會員大會	理事會	執行委員會
I-9. 法務			
I-9-(1) 重要訴訟事項		●	
I-10. 公關/品牌/行銷			
I-10-(1) 知慧財產權（設計、商標）之創立、修改、註冊			
I-10-(1)-(1) 設計（徽章、商標等）之製作、變更		●	○
I-10-(1)-(2) 商標之製作及變更		●	○
I-10-(2) 促銷、活動、節目、公告、宣傳材料等實施及製作			
I-10-(2)-(1) 年度計畫		●	○
I-10-(2)-(2) 單一受款人超過5000萬日元之各項執行費用		●	○
I-10-(2)-(3) 實施報告		△	△
II.直接部門（足球俱樂部執照）			
II-1. 俱樂部許可證制度			
II-1-(1) 建立、修改及廢除俱樂部許可規則及規定			
II-1-(1)-(1) J聯盟俱樂部許可規則	●	●	○
II-1-(1)-(2) J聯盟俱樂部牌照運用之詳細規則及與系統相關之規定	●	●	○
II-1-(1)-(3) J俱樂部許可規則	●	●	○
II-1-(1)-(4) J聯盟百年願景俱樂部規程	●	●	○
II-1-(2) 許可證簽發決定			
II-1-(2)-(1) J俱樂部許可決定、取消(JJ2於J聯盟之許可證由FIB / AB判定)	●	●	○
II-1-(2)-(2) 關於許可證發放及註銷之特殊措施	●	●	○
II-1-(2)-(3) J聯盟百年願景俱樂部認證	●	●	○
II-1-(3) 未簽發執照或取消執照之情況下對俱樂部採取之措施	●	●	○
II-1-(4) 執照檢查機構及審核員（許可人）之任命及解散			
II-1-(4)-(1) 俱樂部許可一審（FIB）之主席及成員	●	●	○
II-1-(4)-(2) 俱樂部執照上訴機構（AB）之主席及成員	●	●	○
II-1-(4)-(3) 執照評估小組	●	●	○
II-2. 俱樂部			
II-2-(1) 俱樂部融資及災難補償之相關事項			
II-2-(1)-(1) 為穩定聯賽比賽之融資決定	●	●	○
II-2-(1)-(2) 決定穩定聯賽比賽經費時俱樂部之管理	●	●	○
II-2-(1)-(3) 是否對大型災害進行賠償並確定賠償金額	●	●	○
II-2-(2) 俱樂部法人名稱變更	●	●	○
II-2-(3) 俱樂部商標等（徽章、商標、吉祥物、標誌、設計等）之變更	●	●	○
II-2-(4) 追加、變更章程	●	●	○
II-2-(5) 俱樂部批准股份轉讓及新股發行			
II-2-(5)-(1) 新股東擁有全體股東投票權之15%以上	●	●	△
II-2-(5)-(2) 所有現有股東表決權比例超過1/3時	●	●	△
II-2-(5)-(3) 所有現有股東之投票權比例超過50%時	●	●	△
II-3. 競技・營運			
II-3-(1) 比賽制度之決定、變更			
II-3-(1)-(1) 正式比賽	●	●	○
II-3-(1)-(2) 聯盟管轄之其他比賽	●	●	○
II-3-(2) 比賽實施準則之決定、變更	●	●	○
II-3-(3) 決定舉辦之球場	●	●	○
II-3-(4) 決定正式比賽時間表	●	●	○
II-3-(5) 任命競賽委員	●	●	○
II-3-(6) 球員紓困賽事、引退賽、慈善賽之舉辦	●	●	○
II-3-(7) 表揚			
II-3-(7)-(1) 表揚優秀人員	●	●	○
II-3-(7)-(2) 特別表揚	●	●	○
II-3-(7)-(3) 工作獎金受領人員	●	●	○
II-4. 選手及教練之培養及加強			
II-4-(1) 決定、變更關於培訓及加強之重要決策	●	●	○
II-4-(2) 決定、變更關於球員工會、退役球員協會及勞資會議之重要決策	●	●	○
II-5. 加強聯盟管理			
II-5-(1) 關於聯盟結構事項（類別、俱樂部數）	●	●	○
II-5-(2) 升降級資格調整	●	●	○
II-5-(3) 球季制度調整	●	●	○
II-5-(4) 海外提攜聯賽合作事宜	●	●	○
III.直接部門(輔助業務)			
III-1. 所有輔助業務			
III-1-(1) 決定、變更業務部門或主要業務外包	●	●	○
III-1-(2) 決定開展新之輔助業務	●	●	○
III-1-(3) 關於J聯盟分潤金額事項			
III-1-(3)-(1) 根據各業務建立及更改收入分配比率	●	●	○
III-1-(3)-(2) 分潤金額之種類、金額之決定	●	●	○
III-1-(3)-(3) 檢查分潤金付款之要求並批准支付分配金	●	●	○
III-1-(3)-(4) 決定分潤金額、付款方式、時間、領款資格	●	●	○
III-1-(3)-(5) 球員強化分潤金審查委員選任	●	●	○
III-1-(3)-(6) 球員強化分潤金使用成果審查	●	●	○
III-2. 各項業務			
III-2-(1) 決定、變更各項業務之策略及決策	●	●	○
III-2-(2) 簽訂重要之商業合約（合作夥伴合約、轉播權合約）	●	●	○
IV.其他			
IV-1-(1) 需會員大會決議之規程或章程規定事項	●	●	○
IV-1-(2) 執行有關章程、J聯盟規程及其他法規規定事項及本法人之重要業務	●	●	○

## 5. 監察規章

### 監事監査規程

日文	中文
第1章 総 則	第1章 總 則
第1条〔目的〕  本規程は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令および定款に定めるもののほかは本規程による。	本規章為公益社團法人日本職業足球聯盟（以下稱作「本法人」）訂定之監事監查相關基本事項，監事之監查於法令與《公益社團法人日本職業足球聯盟章程》規定外，應依本規章辦理。
第2条〔基本理念〕  監事は、この法人の機関として、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。	監事應為本法人以公正無私立場實行監查，致力於本法人之健全經營與社會信賴提升，對其社會責任之履行作出貢獻。
第3条〔職 務〕  監事は、法令、定款および本規程に定めるところに従って、理事の職務執行を監査し、また、監査報告を作成するものとする。	監事應遵守法令、《J聯盟章程》與本規章之規定，監查理事履行職務並製作監查報告。
第4条〔業務・財産調査権〕  監事は、いつでも、理事およびこの法人の使用人に対し事業の報告を求めまたはこの法人の業務および財産の状況を調査することができる。	監事得隨時對理事與本法人之僱員要求工作報告或調查本法人之業務與資產狀況。
第5条〔理事等の協力〕  監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事およびこの法人の使用人はこれに協力するものとする。	監事在履行前條職務時，理事與本法人之僱員應與之配合。
第2章 監査の実施	第2章 實施監查
第6条〔監査事項〕  監事は、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。	監事應以調查、閱覽、聽證、聽取報告等方式進行監察。

日文	中文
第7条〔会議への出席〕  (1) 監事は、理事会および総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるものとする。  (2) 監事は、前項の会議に出席できなかつた場合には、その審議事項について報告を受けまたは議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。  (3) 監事は、第1項の会議以外の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。	第7條〔出席會議〕  (1) 監事應出席理事會與會員大會，必要時得陳述其意見。  (2) 監事如無法出席前項之會議時，得於收受該會議之審議事項報告後，要求閱覽會議記錄、資料等。  (3) 監事應出席第1項之會議以外之重要會議，並陳述其意見。
第3章 監事の意見陳述等	第3章 監事之意見陳述等
第8条〔理事会に対する報告・意見陳述等〕  (1) 監事は、理事が不正の行為をしもしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めたときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。  (2) 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、法令の定めるところに従い、理事に対し理事会の招集を請求することができる。なお、その請求後5日以内に招集の手続きが行われない場合には、自ら理事会を招集することができる。  (3) 監事は、業務の執行に当たりこの法人の業務の適正な運営・合理化等またはこの法人の諸制度について意見を持つに至ったときは、理事に対し、意見を述べることができる。	第8條〔對理事會報告、陳述意見〕  (1) 監事認為理事有不當之行為或有為該行為之虞，且被認為有違反法令、《J聯盟章程》或有明顯不當之事實，須立即向理事會進行報告。  (2) 監事就前項情事認為有必要之時，得依法令規定，請求召開理事會。如於其請求後5日內未執行召開理事會程序，監事得自行召開理事會。  (3) 監事於履行業務過程中，就本法人之正常營運、合理化或本法人制度持有意見時，得向理事陳述之。
第9条〔差止請求〕  監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をしましたはこれらの行為をするおそれがある場合において、これによりこの法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対	第9條〔禁止請求〕  監事對理事於本法人目的範圍以外之行為，若有違反其他法令、《J聯盟章程》，或有違反之虞，以致可能造成本法人產生重大損害，監事得請求理事禁止該行為。

日文	中文
し、その行為の差止めを請求することができる。	
第 10 条〔監事の調査義務〕  監事は、理事からこの法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の報告を受けた場合は、必要に応じて調査を行い、助言または勧告等の適切な措置を講ずるものとする。	第 10 條〔監事之調查義務〕  監事如接獲理事對本法人造成重大損害或察覺部分事實之檢舉報告時，得視需要進行調查，或採取建議、勸告等適當措施。
第 11 条〔会計方針等に関する意見〕  (1) 監事は、理事が会計方針および計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求めることができる。  (2) 監事は、会計方針および計算書類等の記載方法について疑義があるときは、理事に意見を述べることができる。	第 11 條〔會計原則等相關意見〕  (1) 監事於理事變更會計原則與財務報表等登記方式時，得事前請求變更理由之報告。  (2) 監事就會計原則與財務報表等登記方式如有疑義，得向理事陳述其意見。
第 12 条〔総会への報告〕  監事は、総会に提出される議案および書類について調査し、法令もしくは定款に違反しましたは著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。	第 12 條〔向會員大會報告〕  監事得調查已於會員大會提出之議案與文件，若前者已違反法令、《J 聯盟章程》或認為有明顯不當事項時，應於會員大會報告其調查結果。
第 13 条〔総会における説明義務〕  監事は、総会において社員が質問した事項については、議長の議事運営および法令に従い説明しなければならない。	第 13 條〔於會員大會說明之義務〕  監事就會員於會員大會詢問之事項，應依主席之議事程序與法令說明之。
第 14 条〔監事の任免・報酬に関する総会における意見陳述〕  監事は、監事の選任、解任、辞任または報酬等について、総会において意見を述べることができる。	第 14 條〔有關監事任免、報酬於會員大會陳述意見〕  監事就監事之選任、解職、辭職或報酬等，得於會員大會陳述意見。
第 15 条〔監事の選任に関する監事の同意等〕  (1) 理事は、監事の選任に関する議案を総会	第 15 條〔選任監事與監事之同意等〕  (1) 理事於會員大會提出關於選任監事之議案

日文	中文
に提出するときは、監事の過半数の同意を得なければならない。	時，應取得半數以上之監事同意。
(2) 監事は、理事に対し、監事の選任を総会の目的とすることまたは監事の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。	(2) 監事得請求理事於提出以選任監事作為會員大會召集目的之要求，或請求理事於會員大會中提出選任監事之相關議案。
第4章 監査の報告	第4章 監查之報告
第16条〔計算書類等の監査〕	第16條〔財務報表之監査〕
監事は、理事から事業報告およびその附属明細書、貸借対照表および損益計算書およびこれらの附属明細書ならびに財産目録を受領し、これらの書類について監査を実施する。	監事得就自理事領受業務報告及其附件明細表、資產負債表與損益表及其附件之明細表與財產清冊實行監察。
第17条〔監査報告〕	第17條〔監查報告〕
(1) 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。	(1) 監事應根據日常之監察結果，並於執行前條之監查後，依法令規定製作監查報告。監事間如有歧見均應予以記載。
(2) 前項の監査報告には、作成年月日を付し、署名押印をするものとする。	(2) 前項之監査報告應註明製作日期並簽章。
(3) 監事は前項の監査報告を、理事長（チエアマン）に提出する。	(3) 監事應將前項監査報告提交理事長。
第5章 雜 則	第5章 其 他
第18条〔監査補助者〕	第18條〔輔助監査〕
(1) 監事は、監事の職務執行の補助機関として、この法人の関係部署を指定することができる。	(1) 監事得指定本法人相關部門做為監事職務執行之輔助機關。
(2) 前項の補助機関に関する事項については、監事と理事との協議によって定める。	(2) 有關前項輔助機關之相關事項，由監事與理事協議訂定之。
第19条〔改 正〕	第19條〔修 正〕
本規程の改正は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。	本規章之修正經全體監事同意後實施，並送理事會報告。
第20条〔施 行〕	第20條〔施 行〕
本規程は、平成24年4月1日から施行する。	本規章於平成24年（2012年）4月1日實施。

日文	中文
〔改正〕	〔修正〕
平成 25 年 1 月 22 日	平成 25 年 (2013 年) 1 月 22 日
平成 31 年 1 月 24 日	平成 31 年 (2019 年) 1 月 24 日

## 6. 理事會成員報酬及費用規章

### 役員の報酬並びに費用に関する規程

日文	中文
第1章 総 則	第1章 總 則
第1条〔目的〕  この規程は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という。）定款第27条の規定に基づき、役員の報酬等ならびに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、「一般社団法人及び一般財團法人に関する法律」（平成18年6月2日法律第48号）ならびに「公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律」（平成18年6月2日法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。	第1條〔目的〕  本規章為公益社團法人日本職業足球聯盟依《J聯盟章程》第27條訂定理事會成員報酬等相關費用，並依《一般社團法人及一般財團法人法》（2006年6月2日法律第48號）與《公益社團法人及公益財團法人法之認定等相關法》（2006年6月2日法律第49號）之規定，以維護合理性與透明性。
第2条〔定 義〕  (1) この規程において、役員とは理事および監事をいう。  (2) 業務執行理事とは、定款第21条第3項に定める者をいい、常勤理事であるか否かを問わない。  (3) 常勤理事とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。  (4) 常勤監事とは、監事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。  (5) 常勤役員とは、常勤理事および常勤監事をいう。	第2條〔定 義〕  (1) 本規章之理事會成員係指理事及監事。  (2) 業務執行理事係指《J聯盟章程》第21條第3項規定人員，無論其是否為常務理事。  (3) 常務理事係指以本法人為主要執勤場所之理事。  (4) 常務監事係指以本法人為主要執勤場所之監事。  (5) 常務理事會成員係指常務理事與常務監事。
第2章 役員報酬	第2章 理事會成員報酬
第3条〔報 酬〕  この規程において報酬とは、次の各号に定めるところによる。  ① 常勤役員に支給する月額報酬および退職慰労金 ② 業務執行理事に支給する月額報酬	第3條〔報 酉〕  本規章所謂報酬如下列各款：  ① 支付常務理事會成員月薪與退休金 ② 支付業務執行理事每月月薪 ③ 前二款規定之理事會成員以外之非專務理事會成員，另訂出席會議之當日津貼

日文	中文
<p>③ 前2号に定める役員以外の非常勤役員に対し、別に定める会議への出席の都度支給する日当</p> <p>④ この法人から役員に対して出張を依頼する際、別に定める旅費規程に基づき支給する日当</p>	<p>④ 如本法人要求理事會成員出差，應另依《旅費規程》支付當日津貼</p>
<p>第4条〔費用〕</p> <p>役員の職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む。）および手数料等の経費は、費用として報酬等と明確に区別しなければならない。</p>	<p>第4條〔費 用〕</p> <p>因履行理事會成員之職務所衍生之交通費、通勤津貼、旅費（含食宿費）等費用，前述費用支給與報酬須明確區分。</p>
<p>第5条〔報酬等の額の決定〕</p> <p>(1) この法人の業務執行理事および常勤理事の月額報酬は、別表の役員報酬表に掲げるとおりとし、理事会の承認を経て理事長（チェアマン）が決定する。</p> <p>(2) この法人の常勤監事の月額報酬は、別表の役員報酬表に掲げるとおりとし、監事の協議により決定する。</p>	<p>第5條〔報酬額數決定〕</p> <p>(1) 本法人業務執行理事與常務理事之月薪如附表之〈理事會成員報酬表〉，經理事會審查後由理事長決之。</p> <p>(2) 本法人專任監事之月薪如附表之〈理事會成員報酬表〉，由監事協商決定之。</p>
<p>第6条〔月額報酬〕</p> <p>月額報酬を毎月支給する。支給日、支給方法ならびに本給より控除する額等支給に関する実務的な詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。</p>	<p>第6條〔每月報酬〕</p> <p>每月薪資按月支付之。支付日期、方式與從報酬扣除額度等詳細支付方式，另以《理事會成員給付規章》（以下簡稱「給付規章」）定之。</p>
<p>第7条〔支給日等〕</p> <p>(1) 月額報酬の支給日は、毎月 25 日とする。ただし、当該日が休日に当たるときは、その前勤務日とする。</p> <p>(2) 月の初日以外および月の末日以外の日において就任または退任した業務執行理事および常勤役員の報酬は、当該月における勤務を要する日に応じた日割計算によるものとする。</p> <p>(3) 前項にかかわらず、月の末日以外の日に</p>	<p>第7條〔支付日〕</p> <p>(1) 每月報酬支付日為每月 25 日。惟該日適逢休假日則於前一工作日支付之。</p> <p>(2) 於每月首日與末日以外之日就職或退職之業務執行理事與專務理事會成員之報酬，依該月執勤天數占當月應工作天數比例計算之。</p> <p>(3) 對每月末日外之日死亡之業務執行理事與</p>

日文	中文
死亡した業務執行理事および常勤役員に対する当該月分の月額報酬は第6条の規定する額の全額を支給する。	專務理事會成員，其該月份之報酬額度，依第6條規定額度全額支付，不受前項規定限制。
第8条〔費用の支払い〕  (1) この法人は、役員がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払う。  (2) 通勤手当については、この法人の職員の給与規程に準じて、支給要件に該当する常勤役員に対し支給する。	第8條〔費用支付〕  (1) 本法人須支付理事會成員履行職務所負擔之費用。  (2) 通勤津貼依本法人之《理事會成員給付規章》為準，對符合支付條件之專任理事會成員支付之。
第3章 役員退職慰労金	第3章 理事會成員退職慰労金
第9条〔退職慰労金〕  常勤役員が退職した場合に、この法人は退職慰労金を支払う。	第9條〔退職慰勞金〕  專務理事會成員離職時，本法人應支付退職慰勞金。
第10条〔算出方法〕  (1) この法人の常勤役員に支給する退職慰労金の算出方法は次のとおりとする。  (第6条に定める月額報酬) × (第11条に定める役員在任年数) × (第12条に定める役位係数) = 退職慰労金  (2) 支給額に10万円未満の端数が生じた場合は、10万円に切り上げるものとする。	第10條〔計算方式〕  (1) 本法人專務理事會成員退職慰勞金計算方式如下：  (第6條規定之月額報酬) × (第11條規定之理事會成員在職年資) × (第12條規定之職位係數) = 退職慰勞金  (2) 支付額度如若產生未滿10萬日圓之尾數，以10萬日圓進行四捨五入。
第11条〔役員在任年数〕  (1) 役員在任年数は、1か年を単位として、端数は月割とする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。  (2) 役員が在任中に死亡し、またはやむを得ない事由により辞任したときは、残存期間を在任年数に加算することができる。  (3) 役員の非常勤期間については、退職慰労金算定の際の役員在任年数から除く。ただし、特段の事情がある場合は、総会が別途決めることができる。	第11條〔在職年資〕  (1) 在職年資以年為單位，未滿一年按月計算比例。惟未滿一個月以一個月計。  (2) 理事會成員於在職期間死亡，或因無可避免之事由辭職時，剩餘任期年數得計入。  (3) 理事會成員之非專任期間應於計算退職慰勞金時自在職年資扣除。惟如有特殊情況得由會員大會另定之。
第12条〔役位係数〕  役位係数は退任時の役職により次のとおり	第12條〔職位係數〕  職位係數以退職時擔任之職位計算如下：

日文	中文
とする。  ① 理事長（チェアマン） ・・・ 1.5 ② 副理事長 ・・・ 1.4 ③ 専務理事 ・・・ 1.3 ④ 常務理事 ・・・ 1.2 ⑤ 理事 ・・・ 1.1 ⑥ 監事 ・・・ 1.1	① 理事長 ・・・ 1.5 ② 副理事長 ・・・ 1.4 ③ 執行理事 ・・・ 1.3 ④ 常務理事 ・・・ 1.2 ⑤ 理事 ・・・ 1.1 ⑥ 監事 ・・・ 1.1
第 13 条〔功労加算金〕  この法人は、在任中に特に功労のあった者に対しては、第 10 条により算定した金額に、その 30 パーセントを超えない範囲で加算することができる。	第 13 条〔貢獻加給〕  本法人得對於任職期間有特殊貢獻者，除依第 10 條核定之金額外，得不超過其 30% 為限予以加給。
第 14 条〔特別減額〕  この法人は、在任中に特に重大な損害をこの法人に与えた者に対しては、第 10 条により算定した金額を減額することができる。	第 14 条〔特殊減額〕  理事會成員如於任職期間造成本法人特別嚴重之損害者，得依第 10 條核定金額減少之。
第 15 条〔支給時期および方法〕  (1) 退職慰労金は、総会の決議後 2 ヶ月以内にその金額を支給する。  (2) 経済界の景況、この法人の業績などにより、当該役員と協議のうえ、支給時期、分割支給回数、支給方法などについて別に定めることができる。	第 15 条〔支付時間與方式〕  (1) 退休金應於會員大會決議後兩個月以內支付。  (2) 依經濟景氣概況與本法人之業績，得與理事會成員分別協商與確認支付時間、分期付款次數、支付方式等。
第 16 条〔使用人兼務役員の扱い〕  この規程により支給する退職慰労金は、使用人兼務役員に使用人として支給すべき退職金を含まない。	第 16 条〔員工兼任理事會成員待遇〕  依本規章支付退職慰勞金對象不包括兼任理事會成員之本法人員工。
第 4 章 補 則	第 4 章 補充規則
第 17 条〔公 表〕  この法人は、この規程をもって、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給基	第 17 条〔公 告〕  本法人依本規章與《一般社團法人及一般財團法人法》第 20 條第 1 項所定之薪酬支付標準予以公告。

日文	中文
準として公表するものとする。	
第18条〔改廃〕	第18條〔改廃〕
この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。	本規章之修正經會員大會同意後實施。
第19条〔補則〕	第19條〔補充規則〕
この規程の実施に関し必要な事項は、理事長（チェアマン）が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。	本規章實施相關之必要事項，由理事長經理事會批准後另定之。
第20条〔施行〕	第20條〔實施〕
この規程は、平成24年4月1日から施行する。	本規章於平成24年（2012年）4月1日實施。
〔改正〕	〔修正〕
平成26年1月31日	平成26年（2014年）1月31日
平成30年3月27日	平成30年（2018年）3月27日
令和2年1月30日	令和2年（2020年）1月30日

## 7. 特任理事規章

### 特任理事規程

日文	中文
第1条〔趣旨〕  本規程は、定款第21条の2に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ(以下「この法人」という)特任理事に関する事項について定める。	第1條〔目的〕  本規章依《J聯盟規程》第21條之2，訂定公益社團法人日本職業足球聯盟(下稱「本法人」)特任理事相關事項。
第2条〔設置・権限等〕  (1) この法人の運営を円滑に行うため、理事会の決議により、特任理事を5名以内で置くことができる。  (2) 特任理事は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の理事には該当せず、この法人の業務を執行したまはこの法人を代表する権限を有しない。  (3) 特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。  (4) 常勤の特任理事を置く場合は、その任務について別途理事会で定めるものとする。	第2條〔設置、権限等〕  (1) 為使本法人營運順暢，經理事會決議得設置5名以內之特任理事。  (2) 特任理事不適用《一般社團法人及一般財團法人法》定義之理事，不具有執行本法人業務與代表本法人之權限。  (3) 特任理事出席理事會，得陳述意見、應答詢問，但不具有表決權。  (4) 設置專任特任理事時，其職務應由理事會另行訂定之。
第3条〔任期等〕  (1) 特任理事は、いつでも、理事会の決議により選任し、解任することができる。  (2) 特任理事は、就任する年の4月1日現在で、満65歳未満でなければならない。  (3) 特任理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。	第3條〔任期等〕  (1) 特任理事得隨時由理事會決議聘任、解職。  (2) 特任理事於就任當年4月1日之時應未滿65歲。  (3) 特任理事任期至聘任後二年內之事業年度終了前最後一次定期會員大會結束時止，得連任。
第4条〔報酬等〕	第4條〔報酬等〕

日文	中文
(1) 特任理事は、無報酬とし、会議への出席の都度別に定める日当を支払う。	(1) 特任理事無報酬、出席會議時另定當日津貼。
(2) 前項の規定にかかわらず、常勤の特任理事に対しては、この法人における勤務状況を勘案した上で、「役員の報酬並びに費用に関する規程」の別表の役員報酬表の範囲内でチアマンが決定した額を報酬等として支給することができる。	(2) 本法人得評估常務特任理事之工作狀況，依《理事會成員報酬及費用規章》附表之理事會成員報酬表範圍，由理事長決定支付之報酬額度，不受前條之規定。
(3) この法人は、特任理事がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払う。	(3) 本法人須支付特任理事履行職務所負擔之費用。
第5条〔改正〕  本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。	第5條〔修正〕  本規章之修正經理事會同意後實施。
第6条〔施行〕  本規程は、平成26年1月1日から施行する。	第6條〔施行〕  本規章於平成26年(2014年)1月1日實施。
〔改正〕  平成30年2月27日	〔修正〕  平成30年(2018年)2月27日

## 8. 特定費用準備金處理規章

### 特定費用準備資金等取扱規程

日文	中文
第1章 総 則	第1章 總 則
第1条〔目的〕  本規程は、特定費用準備資金および特定の資産の取得または改良に充てるために保有する資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。	第1條〔目的〕  本規章之目的為訂定持有特定費用準備金、準備資金及取得或改善特定資產必須之相關事項。
第2条〔定 義〕  本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。  ① 特定費用準備資金 「公益社團法人及び公益財團法人の認定等に関する法律施行規則」(以下「認定法施行規則」という)第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用(事業費または管理費として計上されることとなるものに限る)に係る支出に充てるための資金をいう  ② 特定資産取得・改良資金 認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得または改良に充てるために保有する資金をいう  ③ 特定費用準備資金等 上記①および②を総称する	第2條〔定 義〕  本規章之名詞與定義如下：  ① 特定費用準備金 依《公益社團法人及公益財團法人施行細則》(下稱認定法施行細則)第18條第1款為預期將來實施特定活動而準備之特別支出資金。(記帳上僅限於業務費用或管理費用)  ② 特定資產購置・改良基金 依《公益法人認定法施行細則》第22條第3項第3款規定用於購置或改善特定財產之資金  ③ 特定費用準備金等 上述兩款之統稱
第3条〔原 則〕  本規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。	第3條〔原 則〕  本規章依《公益法人認定法施行細則》辦理。
第2章 特定費用準備資金	第2章 特定費用準備金
第4条〔特定費用準備資金の保有〕	第4條〔持有特定費用準備金〕

日文	中文
公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という）は、特定費用準備資金を保有することができる。	公益社團法人日本職業足球聯盟（下稱「本法人」）可持有特定費用準備金。
第5条〔特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き〕  この法人が前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長（以下「チエアマン」という）は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額およびその算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。  ① その資金の目的である活動を行うことが見込まれること ② 積立限度額が合理的に算定されていること	第5條〔理事會審議設置特定費用準備金程序〕  本法人如欲依前條規定持有特定費用準備金時，理事長應備齊該特定業務之資金名稱、將來特定活動的名稱、內容、計畫期間、活動實施預定日程、準備金及試算依據提交給理事會，理事會得於符合下列二款之前提下審查該業務：  ① 即將舉辦符合該資金目的之活動 ② 準備金額度設定於合理範圍內
第6条〔特定費用準備資金の管理・取崩し等〕  (1) 前条の特定費用準備資金は、貸借対照表および財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。  (2) 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。  (3) 前項にかかわらず目的外の取崩しを行う場合には、チエアマンは、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その承認を得なければならない。積立計画の中止ならびに積立限度額および積立期間の変更についても同様とする。	第6條〔特定費用準備金之管理、撤銷等〕  (1) 前條之特定費用準備金，應於資產負債表及財產清冊中註明並與其他資金（含其他特定費用準備金）明確區分管理。  (2) 前項資金除原支出目的外不得挪為他用。  (3) 如有原設置目的外之使用需求，理事長應向理事會說明理由並獲同意。特定費用準備金設置計畫之中止、額度、期限變更亦同。
第3章 特定資産取得・改良資金	第3章 特定資產購置與改善基金

日文	中文
第7条〔特定資産取得・改良資金の保有〕  この法人は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。	第7條〔持有特定資產購置與改善基金〕  本法人得設特定資產購置與改善基金。
第8条〔特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き〕  この法人が前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、チェアマンは、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得または改良等（以下「資産取得等」という）の予定時期、資産取得等に必要な最低額およびその算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに、承認するものとする。  ① その資金の目的である資産を取得したは改良することが見込まれること ② その資金の目的である資産取得等に必要な最低額が合理的に算定されていること	第8條〔理事會審查設置特定資產購置與改善基金〕  本法人如欲依前條規定持有特定資產購置與改善基金，理事長應備齊該特定資產之基金名稱、目標資產名稱、目的、計畫時程及資產購置或改善預定日程之說明（下稱「資產購置等」）、資產購置之所需最低金額及試算依據均應提交理事會，理事會得於符合下列二款之前提下審查該業務：  ① 基金之使用目的為獲得或改善資產 ② 基金之使用目的為合理計算資產收購所需最低金額
第9条〔特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等〕  (1) 前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表および財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。  (2) 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。  (3) 前項にかかわらず目的外の取崩しを行う場合には、チェアマンは、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止ならびに資産取得等に必要な最低額および積立期間の変更についても同	第9條〔特定資產與改善基金之管理及使用〕  (1) 前條之特定資產購置與改善基金，應於資產負債表及財產清冊中註明並與其他資金（含其他特定費用準備金）明確區分管理。  (2) 前項資金除原支出目的外不得他用。  (3) 如有原設置目的外之使用需求，理事長應向理事會說明並獲同意。準備金設置之取消與所需最低金額調整、期限變更亦同。

日文	中文
様とする。	
第4章 公表および経理処理	第4章 公布及核算
第10条〔特定費用準備資金等の備置き・閲覧〕  この法人は、資金の取崩しに係る手続きとともに、特定費用準備資金については積立限度額およびその算定根拠を、特定資産取得・改良資金については資産取得等に必要な最低額およびその算定根拠を、定款第40条第3項に基づき事務所において書類を備え置き、かつ一般の閲覧に供する。	第10條〔特定費用準備金之存放與查閱〕  除使用相關程序外，本法人應提供資金之限額及計算特定費用準備金之依據。特定資產購置與改善基金，另應提供購置資產等所需之最低金額與計算依據。相關文件應依J聯盟章程第40條第3款存放，並供公眾查閱。
第11条〔特定費用準備資金等の経理処理〕  (1) 特定費用準備資金については 認定法施行規則第18条第1項、第2項および第4項ないし第6項に基づき、経理処理を行う。  (2) 特定資産取得・改良資金については、認定法施行規則第22条第4項の準用規定に基づき、経理処理を行う。	第11條〔特定費用準備金等之核算〕  (1) 特定費用準備金之支出應依支出應依《社團法人認定法施行細則》第18條第1、2、4項至6項規定辦理。  (2) 特定資產購置與改善基金應依《社團法人認定法施行細則》第22條第4項之規定辦理。
第5章 雜 則	第5章 其他規則
第12条〔改 正〕  本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。	第12條〔修 正〕  本規章之修正經理事會同意後實施。
第13条〔細 則〕  本規程の実施に必要な細則は、チアマンが定めるものとする。	第13條〔細 則〕  本規章實施細則由理事長定之。
第14条〔施 行〕  本規程は 平成24年4月1日から施行する。  〔改 正〕  平成25年1月22日 平成31年1月24日	第14條〔實 施〕  本規章將於平成24年(2012年)4月1日實施。  〔修 正〕  平成25年(2013年)1月22日 平成31年(2013年)1月24日

## 9. 捐贈處理規章

### 寄附金等取扱規程

日文	中文
第1条〔目的〕  本規程は、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「この法人」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。	第1條〔目的〕  本規章為規範公益社團法人日本職業足球聯盟（以下簡稱「本法人」）收取捐贈之相關必要事項。
第2条〔定義等〕  (1) 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  ① 一般寄附金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金  ② 特定寄附金 広く一般社会にこの法人が使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金  ③ 特別寄附金 前各号のほか、募金活動を行うことなく個人または団体から受領する寄附金	第2條〔定義等〕  (1) 本規章中相關用語及定義如下：  ① 一般捐贈 經公開募款活動取得之公眾捐款  ② 特定捐贈 本法人就特定期間所進行之特定用途募款活動所收取之公眾捐款  ③ 特殊捐贈 除上二款外，非經募款活動收取之個人或團體捐款
(2) 本規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。	(2) 本規章所稱捐贈應包括貨幣與非貨幣財產權。
第3条〔一般寄附金の募集〕  (1) この法人は、常時一般寄附金を募ることができる。  (2) 一般寄附金は、公益目的事業のほか、合理的な範囲内でそれ以外の事業（以下「収益事業等」という。）および法人会計に使用することができる。ただし、収益事業等および法人会計に使用するときは、そ	第3條〔一般捐贈之募集〕  (1) 本法人得隨時募集一般捐贈。  (2) 一般捐贈得用於公益目的以外合理範圍內之其他業務（下稱「營利性業務等」）與公司會計。惟使用於營利性業務等與公司會計部分以一般捐贈之 50% 以下為限。

日文	中文
それぞれ一般寄附金の5割以下を限度とする。	
第4条〔特定寄附金の募集〕	第4條〔特定捐贈之募集〕
(1) 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途その他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。	(1) 募集特定捐贈須提交包含募集總額、募集期程、募集對象、募集理由、募集捐款運用以及次項規定之其他必要事項文件（以下簡稱為「募款說明書」）送理事會審議。
(2) 特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部または一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。ただし、募集経費は、募集総額の30%以下でなければならない。	(2) 特定捐贈扣除一部或全部募集成本之餘額，應依《J聯盟章程》第4條規定，使用於募集指定用途，另募集成本應低於總募集所得之30%。
第5条〔募金目論見書の交付等〕	第5條〔發行募款說明書等〕
(1) 特定寄附金を募集するときは、これに応募した者に対し、募金目論見書を事前に交付しなければならない。	(1) 募集特定捐贈應提前向捐贈者發送募款說明書。
(2) 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開した場合には、これに賛同して寄附した者に対し、募金目録見書を事後に交付することをもって足りる。	(2) 如募款說明書已於網站上公開，則得於支持者捐贈後再行提供募款說明書。
第6条〔受領書等の送付〕	第6條〔發送收據〕
(1) 一般寄附金または特定寄附金を受領したときは、寄附者に対し、遅滞なく受領書を送付するものとする。	(1) 收受一般捐贈或特定捐贈應立即發送收據予捐贈者。
(2) 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額およびその受領年月日を記載するものとする。	(2) 前項所述收據應註明與本法人有關之營利性業務捐贈金額及收款日期。
第7条〔募金に係る結果の報告〕	第7條〔募款結果報告〕
(1) この法人は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに、寄附者に対し、受領した寄	(1) 本法人應於特定捐贈之募集期結束後立即向捐贈者提供報告，說明收受捐贈總額、

日文	中文
附金総額、使途予定その他必要な事項を記載した報告書を交付するものとする。ただし、これらをホームページ上で公開することをもって代えることができる。	預期用途及其他必要事項。前述報告發送得以網站發布替代。
(2) この法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書および当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、上記決算書および報告書をホームページ上で公開することをもって代えることができる。	(2) 本法人於完成特定捐贈之支出後，應向捐贈者發送財務報表與報告，說明捐贈收入與支出及支出影響。前述財務報表及報告發送得以網站發布替代。
第8条〔特別寄附金〕	第8條〔特殊捐贈〕
(1) この法人は、個人または団体より特別寄附金を受領することができる。	(1) 本法人得收受個人或團體之特殊捐贈。
(2) 前項の寄附金について寄附者から資金使途および寄附金の管理運用方法について条件が付されているときまたは前項の寄附金を受領することによりこの法人が何らかの負担を負うことになるときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。	(2) 如果捐贈者對資金使用、捐贈管理或執行方式附加但書或本法人通過接受前項所列捐贈同時承擔其他義務，則前項所列之捐贈收受須經理事會決議。
(3) 寄附金が下記各号に該当する場合またはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。	(3) 如果捐贈屬於或可能屬於下列各款來源則應拒絕其捐贈：
① 国、地方公共団体、公益法人および「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に規定する者以外の個人または団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合 ② 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合 ③ 寄附金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合 ④ 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるものおよびこの法人が受け入れるには社会通念上不適当と認められる場合	① 除國家、地方政府、公益團體及《公益團體法人及公益財團法人認定法》第5條第17款規定外之個人或組織，經捐贈將獲得特殊利益之情況 ② 捐贈者之捐贈將產生不合理之稅減之情況 ③ 如收受捐贈將致本法人之財務負擔產生極大壓力之情況 ④ 其餘將致本法人業務困難，並為社會規範認為不適合接受該捐贈之情況

日文	中文
第9条〔情報公開〕  この法人が受領する寄附金については、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」施行規則第22条第5項各号に定める事項について、(平成18年6月2日法律第49号)事務所への備置きおよび閲覧等の措置を講じるものとする。	第9條〔資訊公開〕  本法人收受捐贈應依《公益團體法人及公益財團法人認定法》第22條第5款規定事項及《公益法人認定法》將資料存放於辦事處並供公眾查閱。
第10条〔個人情報保護〕  寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。	第10條〔個人資料保護〕  有關捐贈者之個人資料應依《個人信息保護規章》予以謹慎管理。
第11条〔法令等の読み替え〕  本規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して読み替えるものとする。	第11條〔取代法律法規〕  有關法律、法規因修訂而致本規章所引用之條數，項目編號等變更，應依相關法律、法規之修訂內容進行閱讀。
第12条〔改正〕  本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。	第12條〔修正〕  本規章之修正經理事會同意後實施。
第13条〔施行〕  本規程は、平成24年4月1日から施行する。  〔改正〕  平成25年1月22日 令和2年1月30日	第13條〔實施〕  本規章於平成24年(2012年4月1日)實施。  〔修正〕  平成25年(2013年)1月22日 令和2年(2020年)1月30日

# 10.執行委員會規章

## 實行委員會規程

日文	中文
第1条〔目的〕  本規程は、Jリーグ規約第7条第2項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）実行委員会の組織、権限および運営に関する事項について定める。	第1條〔目的〕  本規章依《J聯盟章程》第7條第2項規範公益社團法人日本職業足球聯盟（以下簡稱「J聯盟」）執行委員會之組織、權限及相關管理事項。
第2条〔構成〕  (1) J1、J2 および J3 にそれぞれ実行委員会を設置する。また、J1、J2 および J3 は、合同で実行委員会を設置する。  (2) J1 に設置する実行委員会を「J1 実行委員会」、J2 に設置する実行委員会を「J2 実行委員会」、J3 に設置する実行委員会を「J3 実行委員会」といい、J1、J2 および J3 が合同で設置する実行委員会を「合同実行委員会」といい、単に「実行委員会」という場合は、個別にまたは総称して J1 実行委員会、J2 実行委員会、J3 実行委員会または合同実行委員会を意味する。  (3) 各実行委員会を構成する委員は次のとおりとする。  ① J1 実行委員会 チエアマン、常勤理事および J1 クラブから 1 名ずつ選任された実行委員  ② J2 実行委員会 チエアマン、常勤理事および J2 クラブから 1 名ずつ選任された実行委員  ③ J3 実行委員会 チエアマン、常勤理事および J3 クラブから 1 名ずつ選任された実行委員	第2條〔構成〕  (1) J1、J2 與 J3 分別設置執行委員會，J1、J2 與 J3 另共同設置執行委員會。  (2) 於 J1 設置之執行委員會稱為「J1 執行委員會」，於 J2 設置之執行委員會稱為「J2 執行委員會」，於 J3 設置之執行委員會稱為「J3 執行委員會」；由 J1、J2 及 J3 共同設置之執行委員會稱「聯合執行委員會」；單獨或集體提及「執行委員會」是指 J1 執行委員會、J2 執行委員會、J3 執行委員會或聯合執行委員會。  (3) 各執行委員會組成如下：  ① J1 執行委員會 理事長、專務理事及 J1 各俱樂部任命一位執行委員會委員  ② J2 執行委員會 理事長、專務理事及 J2 各俱樂部任命一位執行委員會委員  ③ J3 執行委員會 理事長、專務理事及 J3 各俱樂部任命一位執行委員會委員 ④ 聯合執行委員會

<p>④ 合同実行委員会</p> <p>チエアマン、常勤理事ならびに J1 クラブ、J2 クラブおよび J3 クラブから 1 名ずつ選任された実行委員</p>	<p>理事長、専務理事及 J1、J2、J3 各俱樂部任命一位執行委員會委員</p>
<p>第3条〔資格要件〕</p> <p>J クラブが選任する実行委員は、J クラブの代表取締役または理事長(原則としていずれも常勤)であることを要する。</p>	<p>第3條〔資格條件〕</p> <p>由 J 俱樂部任命之執行委員會委員應為 J 俱樂部之代表理事或理事長 (原則上應為全職)。</p>
<p>第4条〔任期〕</p> <p>(1) 実行委員は理事会の承認を経て J クラブが選任するものとし、その任期は選任後 1 年経過後最初に開催される理事会の終結時までとする。</p>	<p>第4條〔任期〕</p> <p>(1) 執行委員會委員應由 J 俱樂部任命並經理事會同意，任期為自任命日起至任命一年後之第一次理事會會議結束為止。</p>
<p>(2) 実行委員は、再任されることがある。</p> <p>(3) 実行委員は、原則として任期途中において変更することはできない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ理事会の承認を得た場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 実行委員は、選任後 1 年経過後最初に開催される理事会において別段の決議がなされなかった場合は、当該理事会において再任されたものとみなす。</p>	<p>(2) 執行委員會委員得連任。</p> <p>(3) 執行委員會委員於任期內原則上不得更動；惟如有不可避免事由並經理事會同意者不在此限。</p> <p>(4) 執行委員會委員任期自任命日起，若至任期屆滿之理事會時，理事會無其他決議，則該委員得視為連任。</p>
<p>第5条〔招集〕</p> <p>(1) チエアマンは、次条の定めに従い、J1 実行委員会・J2 実行委員会および J3 実行委員会を、原則として毎月 1 回招集し、その他必要があるごとに随時招集するものとする。</p>	<p>第5條〔召集〕</p> <p>(1) 依次條規範，理事長以每月召集一次 J1 執行委員會、J2 執行委員會與 J3 執行委員會會議為原則，必要時得隨時召集會議。</p>
<p>(2) チエアマンは、前項に基づく J1 実行委員会・J2 実行委員会および J3 実行委員会の各招集に代えて、合同実行委員会を招集することができる。</p>	<p>(2) 依前項，理事長得召集 J1 執行委員會、J2 執行委員會及 J3 執行委員會，並得召集聯合執行委員會。</p>
<p>(3) 実行委員会は電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互</p>	<p>(3) 執行委員會得以電話、網際網路等電子通訊形式召開會議。惟此形式會議所有出席者之影音均應即時傳輸至其他出席者，為能及時、準確表達意見，須有令出席者得齊聚且平等、充分討論之環境。</p>

いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に充分な議論を行うことができるという環境であることを要する。	
第6条〔招集権者および議長〕  (1) 実行委員会は、チエアマンが招集し、その議長となる。ただし、チエアマンに事故があるときは、理事会が予め指定した理事がこれにあたる。  (2) 各実行委員会を構成する委員総数の3分の2以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、チエアマンは、請求された実行委員会を招集しなければならない。  (3) 実行委員会の招集は、予め各実行委員会において定めた期日の場合を除き、各委員に対し、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りではない。	第6条〔召集人及主席〕  (1) 執行委員會由理事長召集並擔任主席。惟若理事長發生事故，則由理事會事先指定之理事執行。  (2) 任一執行委員會有三分之二以上之成員明具目的並提出召集會議要求，理事長應召集該執行委員會會議。  (3) 非定期召開之執行委員會會議應於會議七天前通知各委員；惟緊急事項不在此限。
第7条〔権限〕  (1) 実行委員会は、理事会から委嘱された事項を決定する。  (2) 実行委員会は、理事会規程別表の定めに従い、理事会による決定に先立って、関係する実行委員会の審議を経るものとする。	第7条〔權限〕  (1) 執行委員會得決議理事會委託事項。  (2) 依理事會規章附表執行理事會之任何決定之前，應由相關執行委員會先行審議。
第8条〔定足数および決議要件〕  (1) 実行委員会は、各実行委員会における委員総数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。  (2) 実行委員会における議決権は1委員につき1個とする。  (3) 実行委員会の決議は、各実行委員会の出席委員の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。	第8条〔法定人數與決議要件〕  (1) 執行委員會會議出席人數應超過委員總數之三分之二以上方為有效。  (2) 執行委員會每位委員僅有一表決權。  (3) 執行委員會之決議應有出席成員過半數參與；票數相同時則由主席決定。
第9条〔オブザーバー出席〕	第9条〔觀察員出席〕

予めチアマンに届け出て承認を得た者は、オブザーバー（議決権はない）として実行委員会に出席することができる。	經理事長事前同意人員得以觀察員身份參與執行委員會（無投票權）。
第 10 条〔関係者の出席〕  (1) 公益財団法人日本サッカー協会の役付理事は、実行委員会に出席し、意見を述べることができる。  (2) 実行委員会の議長は、必要に応じて議案に関係ある者を実行委員会に出席させ、その意見または報告を聴取することができる。	第 10 條〔相關人員出席〕  (1) 日本足球協會執行理事得參加執行委員會並表示意見。  (2) 執行委員會主席得於必要時令相關人員參與執行委員會並聽取其意見或報告。
第 11 条〔議事録〕  実行委員会の議事経過の要領および結果は議事録に記載し、これを J リーグに保存する。	第 11 條〔會議紀錄〕  執行委員會會議之概要與結果應記錄於會議記錄中並存於 J 聯盟。
第 12 条〔事務の統括〕  実行委員会に関する事務は、チアマンの指定する J リーグの担当部門の責任者が統括する。	第 12 條〔業務管理〕  執行委員會業務由理事長指定之 J 聯盟部門統整負責。
第 13 条〔改 正〕  本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。	第 13 條〔修 正〕  本規章修正經理事會通過後實施。
第 14 条〔施 行〕  本規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  〔改 正〕  平成 25 年 1 月 22 日 平成 26 年 1 月 21 日 平成 28 年 1 月 19 日 平成 29 年 1 月 25 日 平成 30 年 1 月 30 日 平成 31 年 1 月 24 日 令和 2 年 1 月 30 日	第 14 條〔實 施〕  本規章於平成 24 年 (2012 年) 4 月 1 日實施。  〔修 正〕  平成 25 年 (2013 年) 1 月 22 日 平成 26 年 (2014 年) 1 月 21 日 平成 28 年 (2016 年) 1 月 19 日 平成 29 年 (2017 年) 1 月 25 日 平成 30 年 (2018 年) 1 月 30 日 平成 31 年 (2019 年) 1 月 24 日 令和 2 年 (2020) 年 1 月 30 日

# 11.專項委員會規章

## 專門委員會規程

日文	中文
第1条〔趣旨〕  本規程は、Jリーグ規約第8条第2項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）各専門委員会の組織・権限および運営に関する事項について定める。	第1條〔目的〕  本規章依《J聯盟規程》第8條第2項規範日本職業足球聯盟（以下簡稱「J聯盟」）各專項委員會之組織、權限及相關管理事項。
第2条〔組織・運営〕  (1) 各専門委員会は、それぞれ委員長および委員数名をもって、これを組織する。  (2) 各専門委員会の委員長および委員は、サッカーに関する知識を有しましたは学識経験者の中から、チアマンが任命する。  (3) 各専門委員会は、委員長がこれを招集し、議事その他の会務を主宰する。  (4) 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。	第2條〔組織與運作〕  (1) 各專項委員會均設主席及委員數人。  (2) 各專項委員會之主席及委員由理事長自具足球知識或學術經驗之人士中任命。  (3) 各專項委員會均由主席召集並主持會議程序及其他會務。  (4) 如主席發生事故則由預先指定之委員會委員代行其職。
第3条〔委員の登録〕  (1) 各専門委員会の委員長および委員に関する次の事項は、Jリーグが管理する「専門委員会名簿」に登録する。  ① 氏名および住所（連絡先） ② 任期 ③ 職業および勤務先 ④ その他の必要事項  (2) 各専門委員会の委員長および委員は、前項記載の事項に変更が生じた場合には、遅滞なくJリーグに届け出なければならない。	第3條〔委員註冊〕  (1) 各專項委員會主席及委員之下列資訊，應登錄於J聯盟管理之「各專項委員會名錄」。  ① 姓名與地址（聯繫方式） ② 任期 ③ 職業與工作場所 ④ 其他必要項目  (2) 如果前項各款事項發生變更，各專項委員會主席及成員須立即通知J聯盟更正。

日文	中文
第4条〔任期〕  (1) 各専門委員会の委員長および委員の任期は2年とする。ただし、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。  (2) 各専門委員会の委員長および委員は、再任されることができる。	第4條〔任 期〕  (1) 各專項委員會主席及成員任期均為兩年，惟替補委員之任期應至前任委員剩餘任期為止。  (2) 各專項委員會主席及委員均得連任。
第5条〔各専門委員会の所管事項〕  各専門委員会の所管事項は、別表1に記載するおりとする。	第5條〔各專項委員會管轄事項〕  各專項委員會管轄事項如附表1。
第6条〔各専門委員会の職務〕  (1) 各専門委員会は、その所管事項に関し、次の事項を行う。  ① 所管事項およびこれに付帯関連する事項に関する調査、研究 ② その他チエアマンから特に指示された事項  (2) 複数の専門委員会の所管事項に関連する事項については、チエアマンがこれを調整する。	第6條〔各專項委員會職責〕  (1) 各專項委員會應依其管轄權執行下列事項：  ① 對其管轄業務及有關事項進行調查研究 ② 其他理事長特別指示事項  (2) 理事長得跨委員會協調各專項委員會相關事務。
第7条〔議事録〕  各専門委員会の議事経過の要領および結果は、議事録に記録しておかなければならぬ。	第7條〔會議記錄〕  各專項委員會之會議過程及決議均應記錄於會議記錄中。
第8条〔事務局〕  各専門委員会は、その事務を処理させるため、事務局を置くことができる。	第8條〔秘書處〕  各專項委員會得設秘書處襄助業務進行。
第9条〔細則〕  各専門委員会は、その所管事項の処理に関し必要な細則を定めることができる。	第9條〔施行細則〕  各專項委員會均得制定細則以規範其管轄業務。
第10条〔改正〕	第10條〔修 正〕

日文	中文
本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。	本規章修正經理事會通過後實施。
第 11 条〔施 行〕	第 11 條〔實 施〕
本規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。	本規章於平成 24 年(2012 年)4 月 1 日實施。
〔改 正〕	〔修 正〕
平成 25 年 1 月 22 日	平成 25 年(2013 年)1 月 22 日
平成 31 年 1 月 24 日	平成 31 年(2019 年)1 月 24 日
令和 2 年 1 月 30 日	令和 2 年(2020 年)1 月 30 日

## 12.專項委員會規章附表

### 附表一 專項委員會管轄事項

#### 〔別表1〕所管事項

日文	中文
専門委員会の名称	專項委員會
所管事項	管轄事項
1. 法務委員会	1. 法務委員會
① 定款、Jリーグ規約、Jリーグクラブライセンス交付規則および諸規程の制定・改廃に関する検討・立案ならびに法的解釈・運用に関する事項 ② 選手契約の法的解釈・運用に関する事項 ③ リーグ戦安定開催融資規程の運用に関する事項 ④ サッカーに関する外国の制度、規程等の調査・検討 ⑤ その他法務関連事項に関する検討・立案	① 《J聯盟章程》、《J聯盟規程》、《J聯盟俱樂部執照授予辦法》之制定、檢討與修正及法律解釋、運用相關事項 ② 球員合約之法律解釋與運用相關事項 ③ 關於《聯賽穩定融資規程》相關事項 ④ 國外相關足球制度、章程之調查檢討 ⑤ 審查及起草其他法律事項
2. マッチコミッショナー委員会	2. 競賽委員會
① マッチコミッショナー業務内容の企画・立案 ② マッチコミッショナー選考基準の企画・立案 ③ マッチコミッショナー候補者の推薦・選考 ④ マッチコミッショナー研修会の企画・立案 ⑤ マッチコミッショナー報告書、緊急報告書の管理 ⑥ マッチコミッショナーの割当て ⑦ 各種通達事項作成	① 競賽委員工作內容之規劃與制定 ② 競賽委員選用標準之規劃與制定 ③ 競賽委員之推薦與選用 ④ 競賽委員研討會之規劃與制定 ⑤ 競賽委員報告書、緊急報告書管理 ⑥ 競賽委員之派任 ⑦ 準備各種通知事項
3. マーケティング委員会	3. 行銷委員會
① リーグマーケティングに関する制度の検討・立案 ② パートナー契約に関する事項の検討・立案 ③ テレビ・ラジオ等放送権に関する事項の検討・立案 ④ 商品化事業に関する事項の検討・立案 ⑤ その他権利ビジネスに関する事項の検討・立案	① 有關行銷聯賽的制度之檢討與制定 ② 合作夥伴合約之檢討與制定 ③ 電視與廣播等放映權利相關事項之檢討與制定 ④ 商品化事業相關事項之檢討與制定 ⑤ 其他商業相關權利事項之檢討與制定

# 13.紀律委員會規章

## 規律委員會規程

日文	中文
第1条〔趣旨〕  本規程は、「Jリーグ規約」第9条第2項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）規律委員會の組織、権限および運営等に関する事項について定める。	第1條〔目的〕  本規章依《J聯盟規程》第9條第2項規範日本職業足球聯盟（以下簡稱「J聯盟」）紀律委員會組織、權限及相關運作事項。
第2条〔組織および委員〕  (1) 規律委員會は、委員長および4名以内の委員をもって組織する。  (2) 委員長は、規律委員會を代表し、議事その他の会務を主宰する。  (3) 委員長および委員は、サッカーに関する経験と知識を有しまたは学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。  (4) 委員長および委員は、Jリーグの役職員、裁定委員會の委員長もしくは委員またはJクラブの役職員を兼ねることができない。  (5) 委員長および委員は、チアマンが、理事会の同意を得て任命する。  (6) 委員長および委員は、非常勤とする。	第2條〔組織及成員〕  (1) 紀律委員會由主席與至多4名委員組成。  (2) 主席為紀律委員會代表，並負責主持會議程序及其他事項。  (3) 主席與委員會委員應為具有足球知識或學術經驗並可做出公正決定者。  (4) 主席與委員會成員不得擔任J聯盟官員或職員，仲裁委員會主席或委員，亦不得擔任J聯盟俱樂部官員或職員。  (5) 主席與委員會委員由理事長提名並經理事會同意任命。  (6) 主席與委員會委員均為兼任職。
第3条〔委員の任期〕  (1) 委員の任期は2年とし、再任することができる。  (2) 委員に欠員が生じた場合に、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。	第3條〔委員的任期〕  (1) 委員任期為兩年並得連任。  (2) 如委員會出現缺額，替補委員之任期應至前任委員剩餘任期為止。
第4条〔會議および議決〕  (1) 規律委員會の會議は、委員長が招集する。  (2) 規律委員會は、委員長および2名以上の	第4條〔會議與決定〕  (1) 紀律委員會會議由主席召集。  (2) 如主席或兩名以上委員不在場，紀律委員

日文	中文
委員の出席がなければ、会議を開きまたは議決をすることができない。当該会議は電話、インターネット等の通信回線を使用して開催することを妨げない。	會不得舉行會議或做出決議，惟得以電話或網路會議等通信方式進行會議。
(3) 規律委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。	(3) 紀律委員會議事程序由過半數之會議出席者定之。如正反意見票數相同時，則由主席裁定之。
(4) 委員長に事故があるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。	(4) 如主席發生事故，則由委員會成員互推代行其職務。
第5条〔書面等による審議および議決〕	第5條〔書面審議與決議〕
(1) 前条の定めにかかわらず、規律委員会の審議は、書面、電磁的方法その他の手段を使用した、会議以外の形式により行うことができる。本項による場合、委員長および2名以上の委員が審議に参加する旨の意思を示さなければ、審議を行うことができない。	(1) 依前條規定，紀律委員會得採一般會議以外之形式進行，如書面、電磁或其他方式進行。惟如依本項形式召開會議，除經主席與兩名以上委員同意參與，否則不得進行會議。
(2) 本条に基づく規律委員会の議事は、委員長および参加の意思を表示した委員の過半数をもって決するものとする。可否同数のときは、委員長の決するところによる。	(2) 紀律委員會依本條次形式進行之會議，決議由主席與表明參加會議意思之委員過半數參與表決方為有效。如正反意見票數相同時，則由主席裁定之。
(3) 1人以上の委員が会議の開催を要求した場合、委員長は、すみやかに前条の会議を招集しなければならない。	(3) 當有一人以上之委員要求會議以一般會議形式召開時，主席應依前條規範立即召集會議。
第6条〔規律委員会の手続〕	第6條〔紀律委員會程序〕
規律委員会の審議、調査の手続きは、本規程およびJリーグ規約に特に定めるものを除き、公益財団法人日本サッカー協会の懲罰規程（以下「JFA 懲罰規程」という）に定めるところによる。	紀律委員會之審議及調查程序，除本規程與《J聯盟規程》另有規定外，依《日本足球協會紀律守則》（以下簡稱《JFA 紀律守則》）辦理。
第7条〔出場停止処分の消化に関する特別規定〕	第7條〔停賽執行之特別規定〕
規律委員会は、理事会の承認を得て、JFA 懲罰規程別紙2「懲罰基準の運用に関する細則」	紀律委員會得依《JFA 紀律守則》附件2〈紀律標準執行相關細則〉第8條〔停止出賽特殊規定〕，規範有關停止出賽之特別細則並送理

日文	中文
第8条(出場停止処分の消化に関する特別規定)に定める、Jリーグにおける出場停止処分に関する取扱いについての細則を定めることができる。	事會審議。
第8条〔改正〕  本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。	第8條〔修正〕  本規章修正經理事會決議後實施。
第9条〔施行〕  本規程は、令和2年1月30日から施行する。	第9條〔實施〕  本規章於令和2年(2020年)1月30日實施。

## 14.仲裁委員會規章

### 裁定委員會規程

日文	中文
第1条〔趣旨〕  本規程は「Jリーグ規約」第136条に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）裁定委員会の運営に関する事項について定める。	第1條〔目的〕  本規章依《J聯盟規程》第136條規範日本職業足球聯盟（以下簡稱「J聯盟」）仲裁委員會之運作相關事項。
第2条〔会議および議決〕  (1) 裁定委員会の会議は、委員長が招集する。 (2) 裁定委員会は、委員長および1名以上の委員の出席がなければ、会議を開きまたは議決をすることができない。 (3) 裁定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。	第2條〔會議與決定〕  (1) 仲裁委員會會議由主席召集。 (2) 如無主席與一名委員以上在場，仲裁委員會不得舉行會議或進行任何決議。 (3) 仲裁委員會決議須有過半數以上出席者參與。票數相同時由主席定之。
第3条〔審理の非公開〕  裁定委員会の審理は、非公開とする。ただし、裁定委員会は、審理の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認めるとときは、関係者の傍聴を許すことができる。	第3條〔非公開審理〕  仲裁委員會審理以非公開進行為原則，惟經仲裁委員會認定無程序公正爭議且有合理理由，得同意有關當事方參與聽證。
第4条〔申立手続き〕  (1) 裁定の申立を行う者（以下「申立人」という）は、裁定委員会に対し、次の書類を提出しなければならない。  ① 裁定申立書 ② 申立人の主張を裏付ける書証がある場合は、その原本または写し ③ 代理人により申立を行う場合は、委任状  (2) 前項第1号の裁定申立書には、次の事項を記載しなければならない。	第4條〔申請程序〕  (1) 申請仲裁者（下稱「申請人」）須向仲裁委員會提交下列文件：  ① 仲裁申請書 ② 申請理由之舉證文件，正本或副本皆可 ③ 委託代理人申請時須備妥授權書  (2) 前項第一款之仲裁申請書應包含下列事項：

日文	中文
<p>① 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所</p> <p>② 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所</p> <p>③ 裁定の申立の趣旨</p> <p>④ 裁定の申立の理由および立証方法</p> <p>(3) 申立の手数料は1件につき金10万円とし、申立人は申立と同時にJリーグに当該手数料を納付しなければならない。</p>	<p>① 當事人姓名或名稱(如為法人即法人代表)及地址</p> <p>② 受委託代理人之姓名及地址</p> <p>③ 仲裁申請之宗旨</p> <p>④ 仲裁之申請理由及舉證方法</p> <p>(3) 提交仲裁申請書手續費為100,000日圓，申請人須於提交仲裁申請書之同時向J聯盟支付費用。</p>
第5条〔申立の受理および通知〕	第5條〔受理申請與通知〕
<p>(1) 裁定委員会は、前条の規定に適合する裁定の申立があったときは、これを受理するとともに、申立の相手方（以下「被申立人」という）に対し、すみやかにその旨を通知する。</p> <p>(2) 前項の通知には、裁定申立書1部を添付しなければならない。</p>	<p>(1) 如程序皆符合前條規範，則仲裁委員會應受理申請並立即通知被申請人（下稱「被告人」）。</p> <p>(2) 前項之通知內容應附仲裁申請書一份。</p>
第6条〔答弁〕	第6條〔答辯〕
<p>(1) 被申立人は、前条の通知が到達した日から30日以内に、裁定委員会に対し、次の書類を提出して答弁することができる。</p> <p>① 答弁書</p> <p>② 答弁の理由を裏付ける書証がある場合は、その書証の原本または写し</p> <p>③ 代理人により答弁を行う場合は、委任状</p> <p>(2) 前項第1号の答弁書には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>① 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所</p> <p>② 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所</p> <p>③ 答弁の趣旨</p> <p>④ 答弁の理由および立証方法</p>	<p>(1) 被告人得於前條通知到達日起30天內，提交下列文件予仲裁委員會作出答覆：</p> <p>① 答覆書</p> <p>② 答覆理由之舉證文件，正本或副本皆可</p> <p>③ 委託代理人答覆時，須備妥授權書</p> <p>(2) 前項第一款之仲裁答覆書應包含下列事項。</p> <p>① 當事人姓名或名稱(如為法人即法人代表)及地址</p> <p>② 受委託代理人之姓名及地址</p> <p>③ 答覆之宗旨</p> <p>④ 答覆之理由及舉證方法</p> <p>(3) 仲裁委員會受理符合前兩項規定之答覆文件後應立即通知申請人。</p>

日文	中文
ともに、申立人に対し、すみやかにその旨を通知する。	
(4) 前項の通知には、答弁書1部を添付しなければならない。	(4) 前項之通知內容應附答覆書一份。
(5) 裁定委員会は、第1項に定める期間内に被申立人から答弁書が提出されなかつた場合には、申立人の主張を認める裁定を行うことができる。	(5) 如果被告人未於第一項規定期限內提交答覆，則仲裁委員會得作出同意申請人申請之裁定。
第7条〔提出書類の部数〕  本規程により申立人または被申立人が提出する書類の部数は、委任状を除き3部（原本を提出するときは、その写しを含めて3部）とする。ただし、当事者が3名以上のときは、当事者1名につき1部増加する。	第7條〔提交份數〕  除授權書外，申請人依本規章提交之文件應為一式三份（提交正本及副本共三份）。惟當事人有三人以上，則每增加一人應增加一份副本。
第8条〔申立内容の変更〕  申立人は、裁定委員会から被申立人に対し裁定申立の通知が発信された後においては、裁定委員会の承認を得なければ、申立の内容を変更することができない。	第8條〔更改申請內容〕  仲裁委員會將申請書通知給被告人後，未經仲裁委員會同意，申請人不得變更請求內容。
第9条〔訳文の添付〕  当事者が裁定委員会に対して提出する書面が外国語で記載されている場合には、当該書面を提出する当事者は、日本語の訳文を添付しなければならない。	第9條〔附加翻譯〕  如果當事方提交仲裁委員會之文件是外文，則提交文件當事方應附日語翻譯。
第10条〔代理人〕  弁護士および裁定委員会が承認した者以外の者は、申立人または被申立人の代理人となることができない。	第10條〔代理人〕  除律師及經仲裁委員會同意之人員外，任何人均不得為申請人或被告人之代理人。
第11条〔審理または調査のための権限等〕  裁定委員会は、申立の審理のために必要と認めたときは、第三者の証言もしくは鑑定人の鑑定を求めまたは資料の提出を命じることができる。	第11條〔審判或調查權〕  仲裁委員會基於審理之必要時，得要求第三方證詞、鑑定或其他資料。

日文	中文
第 12 条〔費用の負担〕  前条の調査に要する費用は、原則として当事者が負担するものとする。	第 12 條〔成本負擔〕  前條調查所需費用由當事人負責。
第 13 条〔裁 定〕  (1) 裁定委員会は、申立の内容につき調査・審理した上、次の事項を記載し、委員長および審理に参加した委員が署名押印した裁定書を作成し、これをチエアマンに提出しなければならない。  ① 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所 ② 代理人があるときは、その氏名および住所 ③ 主文（裁定委員会の判断の結論） ④ 判断の理由 ⑤ 裁定書の作成年月日  (2) 前項の裁定書には、申立手数料およびその他の費用を負担する当事者およびその割合を記載しなければならない。	第 13 條〔裁 定〕  (1) 仲裁委員會應將具主席及參與審議之委員簽章之裁決書提交理事長，裁決書須包含下列事項：  ① 當事人姓名或名稱(如為法人即法人代表)及地址 ② 受委託代理人之姓名及地址 ③ 仲裁主文（仲裁委員會結論） ④ 判決理由 ⑤ 裁決書完成日期  (2) 前項之裁決書應載示當事人應負擔之申請費及其他費用之比例。
第 14 条〔和 解〕  (1) 申立後当事者が和解した場合において、裁定委員会がその和解の内容を相当と認めたときは、その和解の内容を裁定書に記載する。  (2) 前条第 1 項第 1 号、第 2 号および第 5 号ならびに第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。	第 14 條〔和 解〕  (1) 當事人提出仲裁申請後，如果雙方當事人達成和解，且仲裁委員會認定其和解內容適當，應於裁決書中載示和解內容。  (2) 前項之裁決書準用前條第 1 項第 1、2、5 款及第 2 項規定。
第 15 条〔裁定委員会の運営細則〕  裁定委員会は、裁定委員会の会議その他運営に関する細則を定めることができる。	第 15 條〔仲裁委員會組織施行細則〕  仲裁委員會得制訂仲裁委員會其他有關運作之細則。
第 16 条〔施 行〕  本規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  〔改 正〕 平成 31 年 1 月 24 日	第 16 條〔實 施〕  本規章於平成 24 年(2012 年)4 月 1 日生效。  〔修 改〕 平成 31 年(2019 年)1 月 24 日

## Jリーグ配分金規程

日文	中文
<b>第1条〔規程の目的〕</b> <p>本規程は、Jリーグ規約（以下「規約」という）第122条に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）における公益目的事業の一環としてなされるJリーグからJリーグの各正会員（以下「Jクラブ」という）に対する配分金等の取扱いについて定める。</p>	<b>第1條〔規章目的〕</b> <p>本規章依《J聯盟規程》第122條，規範公益社團法人日本職業足球聯盟（下稱J聯盟）及所屬正式會員（下稱「J俱樂部」）作為公益目的事業之一環有關分潤等之處理。</p>
<b>第2条〔配分金の意義〕</b> <p>本規程において配分金とは、規約第118条ないし第121条に定める事業収入等を原資として、JリーグからJクラブに支給される金銭であつて次条に定めるものをいう。</p>	<b>第2條〔分潤定義〕</b> <p>本規章所稱之分潤係指依《J聯盟規程》第118條至第121條之營業收入，向J俱樂部依次條規範提供之款項。</p>
<b>第3条〔配分金の種類〕</b> <p>配分金は、以下の各号に定める通り分類される。</p> <p>① 事業協力配分金 第5条第1項に基づきJリーグの理事会の決議が得られることを条件として、全てのJクラブに対して支給されるもの</p> <p>② 理念強化配分金 第5条第1項に基づきJリーグの理事会の決議が得られることを条件として、支給開始年度（「年度」とは、毎年1月1日から12月31日までの期間をいう。以下同じ）の前シーズン（各年において最初の公式試合が行われる日から最後の公式試合が行われる日までの期間をいう。以下同じ）のJ1リーグ戦の年間順位1位から4位のJクラブに対して最長3年間にわたって支給されるもの。ただし、支給年度毎に次条第1項第4号に定める</p>	<b>第3條〔分潤類型〕</b> <p>分潤按以下項目分類：</p> <p>① 商業合作分潤 依本規章第5條第1項之J聯盟理事會決議提供予各J俱樂部</p> <p>② 理念強化分潤 依本規章第5條第1項，經J聯盟理事會同意，對付款會計年度（會計年度為每年1月1日至12月31日）前一賽季（賽季指每年首場正式比賽日至最終場正式比賽日；下同）於J1聯賽排名第1至第4位之J俱樂部，得執行最長為期3年之分潤。惟每一支付年度前應就次條第1項第4款針對受領資格進行審查</p> <p>③ 降級救濟分潤 依本規章第5條第1項，滿足相關條件並經J聯盟理事會決議，依前賽季競技成績，得併依《J聯盟規程》第19條，對J1降級至J2以及</p>

日文	中文
受領資格要件の充足状況について審査を行う  ③ 降格救済配分金 第5条第1項に基づきJリーグの理事会の決議が得られることを条件として、支給年度の前シーズンの競技成績に応じて規約第19条に基づきJ1からJ2におよび規約第20条に基づきJ2からJ3にそれぞれ降格した各Jクラブに対して支給されるもの	《J聯盟規程第20條》，對J2降級至J3之各J俱樂部提供支給  ④ ACL 支援分潤 依本規章第5條第1項，對滿足相關條件並經J聯盟理事會決議，參與亞足聯主辦之AFC冠軍聯賽（ACL）之各J俱樂部，得就其客場支出提供一定比例之補助。
④ ACL サポート配分金 第5条第1項に基づきJリーグの理事会の決議が得られることを条件として、支給年度のアジアサッカー連盟主催のAFCチャンピオンズリーグ（ACL）に参加した各Jクラブに対してその遠征費等について一定割合を補助するもの	⑤ Toto 彩券回饋金 依本規章第5條第1項及《體育促進彩券法》第4條規範，經J聯盟理事會決議後，為促使相關賽事做為彩券標的得以順利舉辦，關於日本體育振興中心支付予J聯盟之援助費用，得提供予各J俱樂部
⑤ Toto 交付金 第5条第1項に基づきJリーグの理事会の決議が得られることを条件として、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第4条に基づくスポーツ振興投票の対象試合の計画的かつ安定的な開催の確保に資するため、独立行政法人日本スポーツ振興センターからJリーグに支払われる支援経費を原資として、全てのJクラブに対して支給されるもの	
第4条〔配分金の額等の決定〕  (1) 各配分金については、支給年度のシーズンの始まる日の前日までに、Jリーグの理事会において以下の各号に定める事項を決定しなければならない。  ① 配分金の種類ごとの総額 ② 配分金の支給対象となるJクラブへの配分金の額または計算方法 ③ 配分金の支給方法および支給時期	第4條〔分潤數額決定〕  (1) J聯盟理事會至遲應於付款年度之賽季前一日確定下列分潤事項：  ① 各類型分潤總金額 ② 提供予各J俱樂部之分潤金額及計算方式 ③ 分配方式及時間 ④ 支領分潤之資格要求

日文	中文
<p>④ 配分金の受領資格要件</p>	
<p>(2) 前項第4号で定める受領資格要件は以下を含むが、これらに限らない。</p> <p>① 支給対象となるJクラブが、支給年度にかかるシーズンについてJリーグクラブライセンスまたはJ3クラブライセンスの交付を受け、次条第1項の理事会決議時において現に維持していること</p> <p>② 支給対象となるJクラブが、支給年度のJ1、J2またはJ3のいずれかのリーグ戦に参加していること</p> <p>③ 理念強化配分金に関しては、支給対象候補のJクラブから提出された理念強化配分金活用計画書における理念強化配分金の活用計画が第8条第1項各号に定める目的に合致していること</p>	<p>(2) 前項第4款之資格要求包括但不限於下列項目：</p> <p>① 支領分潤之J俱樂部應於付款年度賽季獲得J聯盟俱樂部許可證或J3俱樂部許可證，並於次條第1項之理事會決議時確實保有資格</p> <p>② 支領分潤之J俱樂部須於付款年度參加J1，J2或J3聯賽</p> <p>③ 支領理念強化分潤之J俱樂部所提交之理念強化分潤計劃書內容應符合本規程第8條第1項之目標</p>
<p>第5条〔配分金の支給の決定〕</p> <p>(1) Jリーグは、前条第1項の理事会より後に開催される理事会において、各配分金の支給対象Jクラブが当該配分金毎に受領資格要件を充足しているかについて審査するものとし、審査に合格したJクラブに対してのみ当該配分金を支給することを承認するものとする。</p>	<p>第5條〔分潤支付決定〕</p> <p>(1) J聯盟應於前條第1項之理事會後之隔次會議針對J俱樂部是否滿足受領資格進行審查，分潤僅得支付予通過審查之J俱樂部。</p>
<p>(2) 理事会が理念強化配分金について前項の審査を行う場合は、それに先行して、審査委員会（第8条に定める。以下同じ）がJクラブからJリーグに対し提出された理念強化配分金活用計画書に基づき、理念強化配分金の活用計画が第8条第1項各号に定める目的に合致するかについて審査を行い、審査委員会はその審査結果を理事会に答申するものとする。</p>	<p>(2) 如前項審查包含理念強化分潤項目，理事會得審查委員會（於第8條中定義；以下同）就J俱樂部向J聯盟提交理念強化分潤計劃書進行審核以確認使用計畫是否滿足第8條第1項各款目標；審查委員會應將審核結果回報理事會。</p>
<p>(3) Jリーグは、理事会が各配分金について第1項の承認をした場合は、当該配分金の支給対象として決定したJクラブに対</p>	<p>(3) 當理事會完成第1項中之分潤決議時，J聯盟應立即向已確定得受領分潤之J俱樂部發送付款通知。</p>

日文	中文
しそみやかに支給通知書を交付するものとする。	
第6条〔受領資格不適合〕  Jリーグは、各配分金について前条第1項に定める理事会の承認を得られなかつたJクラブに対しては、当該支給年度について、当該配分金の支給を行わない。	第6條〔不符合受領資格〕  不符合前條第1項規定之J俱樂部，J聯盟於該年度不會提供該俱樂部此類型分潤。
第7条〔活用実績の審査〕  (1) 理念強化配分金の支給対象となつたJクラブは、理念強化配分金の活用実績について、理念強化配分金を受領した年の翌年3月末日までに、Jリーグに対し、理念強化配分金活用実績報告書を提出する。  (2) 審査委員会は、前項によりJクラブから提出された理念強化配分金活用実績報告書に基づき、当該Jクラブが理念強化配分金を前年度に提出された理念強化配分金活用計画書または次条第1項各号に定める目的に則つて活用したか否かについて審査を行い、その審査結果を理事会に答申するものとする。  (3) Jリーグの理事会は、第1項に基づきJクラブから提出された理念強化配分金活用実績報告書および前項の審査委員会の審査結果の答申を踏まえて、Jクラブの理念強化配分金の活用実績を承認する。  (4) 前項の理事会の承認が得られなかつた場合、Jリーグは、理事会の決議に基づきJクラブに対して、その審査結果に応じて、前年度に支給した理念強化配分金の全部または一部の返還を請求することができるものとする。	第7條〔使用記錄審査〕  (1) 受領理念強化分潤之J俱樂部須於次年度3月底前提交理念強化分潤使用報告書予J聯盟。  (2) 審査委員會應依J俱樂部就前項提交之理念強化分潤使用報告書進行審査，並確認前年度J俱樂部是否依提交之理念強化分潤計畫書執行是否滿足第8條第1項各款目標；審査委員會應將審核結果回報理事會。  (3) J聯盟理事會應參酌J俱樂部之理念強化成果報告書及前項審査委員會之報告來審議J俱樂部之理念強化分潤執行。  (4) 如未能通過前項理事會之審議，J聯盟應依理事會決議，要求J俱樂部返還前年度理念強化分潤之一部或全部。
第8条〔審査委員会〕  (1) 審査委員会は、外部委員2名を含む合計5名の審査委員で構成され、以下の各号	第8條〔審査委員會〕  (1) 審査委員會由五名委員組成，包含兩名外部委員，職責為審查第二項之規定事項與

日文	中文
<p>に定める理念強化配分金の目的に照らして、第2項に定める事項を審査することを目的として組織する。</p> <p>① 日本サッカーの水準向上およびサッカーの普及促進 ② 若年層からの一貫した選手育成 ③ フットボール環境整備 ④ 選手や指導者の地域交流および国際交流の推進ならびにスポーツ文化の振興</p>	<p>下列各款之理念強化分潤目的是否相符。</p> <p>① 提高日本足球水平與推廣足球 ② 持續性訓練育成球員 ③ 改善足球環境 ④ 促進運動員與教練之區域及國際交流並促進體育文化</p>
<p>(2) 審査委員会の審査事項は、以下の各号に定める通りとする。</p> <p>① 理念強化配分金支給対象候補のJクラブから提出された理念強化配分金活用計画書における理念強化配分金の活用計画が、前項各号に定める目的に合致するか否か ② 理念強化配分金支給対象のJクラブから提出された理念強化配分金活用実績報告書における理念強化配分金の活用実績が、前年度に提出された理念強化配分金活用計画書または前項各号に定める目的に則って活用されたか否か</p>	<p>(2) 評審委員會的審查項目應按照下列規定：</p> <p>① 具受領理念強化分潤資格之J俱樂部提交之理念強化分潤使用計畫是否符合前項各款目的 ② 受領理念強化分潤之J俱樂部提交之成果報告書中與其成果以及前一年度提交之使用計畫書是否符合前項中各款目的</p>
<p>(3) 審査委員の選任は理事会の決議事項とし、任期は2年とする。なお、外部委員については、以下の各号の要件を満たす者とする。</p> <p>① 過去5年間、Jリーグおよびその関連会社における役職員でなかった者 ② 過去5年間、Jクラブおよびその関連会社における役職員でなかった者 ③ 弁護士、公認会計士または税理士の資格を有する者</p>	<p>(3) 審查委員由理事會任命，任期兩年；外部委員應符合下列規定：</p> <p>① 過去5年內未曾擔任J聯盟或其關聯公司職務人士 ② 過去5年內未曾擔任J俱樂部或其關聯公司職務人士 ③ 擁有律師、認證會計師或認證稅務師資格</p>
<p>第9条〔審査委員会の決議〕</p> <p>(1) 審査委員会は、外部委員1名以上を含む過半数の委員の出席で成立し、出席委員</p>	<p>第9條〔審查委員會之決議〕</p> <p>(1) 審查委員會決議作成時應包括至少一名外部委員之過半數委員出席，並獲得過半數</p>

日文	中文
<p>の過半数の同意により決議する。ただし、理念強化配分金支給対象候補または理念強化配分金支給対象のJクラブと利害関係を有する出席委員は議決権を有せず、当該委員は定足数の算定にあたっては除外するものとする。</p> <p>(2) 第5条第2項の審査にあたっては、理念強化配分金活用計画書の内容等を検討するものとする。</p> <p>(3) 第7条第2項の審査にあたっては、理念強化配分金活用実績報告書の内容等を検討するものとする。</p> <p>(4) 審査委員は、前2項の審査に必要な情報をJリーグおよびJクラブに要求することができ、JリーグおよびJクラブは正当な理由がある場合を除き、審査委員の要求に応えなければならない。</p>	<p>之出席委員同意。惟與具受領理念強化分潤資格或已受領理念強化分潤之J俱樂部有利害關係之委員無投票權，且不計入法定人數。</p> <p>(2) 有關第5條第2項之審查應包含檢討理念強化分潤使用計畫書之內容。</p> <p>(3) 有關第7條第2項之審查應包含檢討有關理念強化分潤成果報告書之內容。</p> <p>(4) 審查委員得向J聯盟及J俱樂部要求前二項審查所需資料，且除非有正當理由，J聯盟與J俱樂部須回覆審查委員之要求。</p>
<p>第10条〔議事録〕</p> <p>審査委員会の議事録は、出席審査委員全員の記名・捺印を要するものとする。</p>	<p>第10條〔會議紀錄〕</p> <p>審查委員會之會議記錄須有出席之所有審查委員簽章。</p>
<p>第11条〔細則〕</p> <p>本規程に定めるもののほか、本規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。</p>	<p>第11條〔細則〕</p> <p>本規章之其他執行之必要事項得由理事會定之。</p>
<p>第12条〔改正〕</p> <p>本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。</p>	<p>第12條〔修正〕</p> <p>本規章之修正經理事會同意後實施。。</p>
<p>第13条〔施行〕</p> <p>本規程は、平成30年1月1日から施行する。</p>	<p>第13條〔實施〕</p> <p>本規章自平成30年（2018年）1月1日起實施。</p>
<p>〔改正〕</p> <p>平成31年1月24日 令和2年1月30日</p>	<p>〔修正〕</p> <p>平成31年（2019年）1月24日 令和2年（2020年）1月30日</p>

# 15.日本職業足球聯盟聯賽穩定辦理融資規章

## リーグ戦安定開催融資規程

日文	中文
第1条〔目的〕  本規程は、Jリーグ規約第27条に基づき、リーグ戦安定開催融資制度（以下「本融資制度」という）の運営について定める。	第1條〔目的〕  本規章依《J聯盟規程》第27條規範聯賽穩定辦理融資制度（以下稱作「本融資制度」）之相關管理事項。
第2条〔本融資制度の趣旨〕  本融資制度は、Jクラブの財政難によってJリーグ規約第40条第1項に定める公式試合の開催が危ぶまれる事態となった場合に、当該公式試合が属するJリーグ規約第40条第1項各号に定める各大会の終了までの間、大会を無事に終了させる目的で、JリーグがJクラブに融資（以下「制度融資」という）を行うものである。	第2條〔本融資制度宗旨〕  本融資制度係為當J俱樂部財政發生困難，致使辦理《J聯盟規程》第40條第1項規定之正式賽出現困難，為確保賽事得順利辦理至《J聯盟規程》40條第1項明載之各正式賽事結束時間，由J聯盟提供J俱樂部之融資（以下稱作「融資」）。
第3条〔本融資制度の原資〕  制度融資の原資は、原則として一般会計における繰越収支差額とする。	第3條〔本融資制度資金來源〕  本融資資金來源以經常性收支結算後盈餘為原則。
第4条〔融資限度額〕  制度融資の金額は、原則として1クラブあたり3億円を上限とする。	第4條〔融資限額〕  本融資之融資上限以單一俱樂部融資3億日圓為原則。
第5条〔融資可能期間〕  (1) 本融資に基づきJリーグが融資できる期間の開始日は、1月1日とする。  (2) 本融資制度における返済期日は、J1クラブおよびJ2クラブの場合はJ1参入プレーオフの最終日、J3クラブの場合はJ3リーグ戦の最終節の日とし、当該期日が金融機関の休業日である場合は、その翌営業日とする。	第5條〔融資施行期限〕  (1) J聯盟依本規章得自1月1日開始融資。  (2) 本融資制度之清償期限，J1及J2俱樂部為J1升降賽之最終日，J3俱樂部為J3聯賽最終輪當日，如期限當日為金融機構休假日則以次一營業日為限。

日文	中文
(3) 前項に定める返済期日から 12 月 31 日までの間は、制度融資は行わない。	(3) 自前項之還款日至同年 12 月 31 日期間不得予以融資。
第 6 条〔融資の申請〕  制度融資を希望する J クラブは、以下の資料を提出のうえ、J リーグに融資の審査を申し込む。  ① J クラブが作成した「融資申込書」 ② 制度融資を申請することおよび融資後の返済計画について審議・決議した取締役会の議事録（出席取締役全員の押印があるもの。なお、申請する J クラブが公益社団法人または特定非営利活動法人である場合は、取締役会を理事会と、取締役を理事と、それぞれ読み替えるものとする） ③ ホームタウンの首長名で作成された「J クラブの融資申請にかかる同意書」（当該同意書がホームタウンから提出されない場合は、J リーグは「J クラブに対する融資実行通知」をホームタウンに送付することで代えることができる） ④ J リーグが個別に指定する、融資申請 J クラブの財務状況を説明する資料	第 6 条〔申請融資〕  J 俱樂部向 J 聯盟申請融資審查應檢具下列資料：  ① J 俱樂部之「融資申請書」 ② 討論與決議融資申請與償還計畫之董事會會議紀錄（出席董事會成員均須簽章，若申請之 J 俱樂部為公益社團法人或特定非營利活動法人，則董事會即為理事會、董事即為理事，依此類推） ③ 主場之行政首長署名之〈J 俱樂部融資申請同意書〉（若該主場地方政府無法提出，J 聯盟將向主場地方政府寄發〈對 J 俱樂部實行融資通知書〉） ④ J 聯盟得個別向申請融資之 J 俱樂部要求提供財務報表
第 7 条〔担保の設定〕  J リーグは、制度融資を申請した J クラブに対し、担保を差し出すことを融資の条件とすることができる。その場合において、J リーグは、当該 J クラブが上記担保として適当な財産か否か、その価額その他必要事項について調査することができる。	第 7 条〔擔保設定〕  J 聯盟對已申請融資之 J 俱樂部，得要求提供擔保物件作為融資條件，J 聯盟並得調查該俱樂部有無足以擔保之適當財產，其擔保物件價值及其他必要事項。
第 8 条〔融資の審査と決定〕  (1) 制度融資を申請した J クラブへの融資実行の可否は、J リーグの調査結果を踏まえて理事会が審議のうえ、これを決定する。	第 8 条〔融資審查與決定〕  (1) 經針對 J 俱樂部進行融資可行性調查後，融資與否由理事會討論決議之。

日文	中文
(2) 前項に定める調査の過程において、Jリーグは、法務委員会に調査協力を依頼し、法務委員会は必要な助言・指導を行うことができる。	(2) 前項所述調査過程中，J聯盟得要求法務委員會協同調查，並做必要之建議與指導。
第9条〔融資実行にともなう制裁〕  制度融資を受けるJクラブに対する制裁として、融資の決定と同時に、原則としてリーグ戦における勝点を10点減ずる。	第9條〔融資實施懲處〕  凡申請融資之J俱樂部於確定融資時，將以扣減其聯賽10分積分為原則。
第10条〔融資事実の公表〕  Jリーグは、制度融資の決定と同時に、以下の内容を公表する。  ① 融資を受けたJクラブおよび当該Jクラブが融資を申請した理由 ② 融資金額・返済期日・期日までに返済できなかつた場合の措置 ③ 当該Jクラブに対する制裁の内容	第10條〔融資事項公告〕  J聯盟於決議融資後，應同時公告下列事項：  ① 受領融資之J俱樂部申請原由 ② 融資金額、清償期限及無法如期清償之處置 ③ 對該J俱樂部之懲處內容
第11条〔融資審査申請Jクラブの管理〕  (1) Jリーグは、第6条に基づき融資の審査を申し込んだJクラブを、当該申込日から「予算管理団体」に指定し、返済期日までの間、当該Jクラブを一定の管理下に置く。  (2) 当該Jクラブに対する管理の内容は、Jリーグが別途決定する。	第11條〔申請融資審查之J俱樂部管理〕  (1) 對依本規章第6條申請融資審查之J俱樂部，J聯盟得自申請日起至清償期限止指定「預算管理團體」，並將該俱樂部置於一定管理之下。  (2) 對該J俱樂部之管理事項，由J聯盟另定之。
第12条〔返済できなかつた場合の措置〕  (1) 制度融資を受けたJクラブは、第5条および第8条に基づき決定された返済期日までに融資を返済するものとする。返済期日は、天変地異、戦争、その他これに類するやむを得ない事由がある場合のほか延長しないものとする。  (2) 制度融資を受けたJクラブが第5条および第8条に基づき決定された返済期日ま	第12條〔無法清償時之因應措施〕  (1) 已接受融資之J俱樂部，應於本規程第5、8條之清償期限前清償融資。除因自然災害、戰爭及其他不可避免之因素，不得延長還款期限。  (2) 如已接受融資之J俱樂部於本規章第5、8條之清償期限時無法清償融資，以不得發

日文	中文
すでに融資を返済できなかった場合、当該 J クラブに対しては、返済期日の属するシーズンの翌シーズンの J リーグクラブライセンスまたは J3 クラブライセンスを原則として交付しないまたは取消すものとする。	放或註銷該俱樂部清償期限內及下一季 J 聯盟俱樂部執照或 J3 俱樂部執照為原則。
第 13 条〔改 正〕  本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。	第 13 條〔修 正〕  本規章之修正經理事會同意後實施。
第 14 条〔施 行〕  本規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。	第 14 條〔實 施〕  本規章於平成 24 年(2012 年)4 月 1 日實施。
〔改 正〕  平成 26 年 1 月 21 日 平成 28 年 1 月 19 日 平成 29 年 1 月 25 日 平成 31 年 1 月 24 日	〔修 正〕  平成 26 年(2014 年)1 月 21 日 平成 28 年(2016 年)1 月 19 日 平成 29 年(2017 年)1 月 25 日 平成 31 年(2019 年)1 月 24 日

## 16.聯賽穩定營運融資特別規則

### リーグ戦安定開催融資規程に関する特則

日文	中文
第1条〔目的〕  本特別は、Jリーグ規約第27条の2の定めに従い、同第27条に基づくリーグ戦安定開催融資制度の時限的特則としての融資制度（以下「本特別制度」という）について定める。	第1條〔目的〕  本特別規則依《J聯盟規程》第27及27-2條，為穩定舉辦聯賽之融資所訂之提供制度與臨時特別規則（以下稱為「本特別規則」）。
第2条〔本特別制度の趣旨〕  本特別制度は、新型コロナウイルス感染症による影響で経営難に陥ったJクラブの資金繰りを支援し、もってJリーグ規約第40条第1項各号に定める各大会を無事に実施する目的で、JリーグがJクラブに融資（以下「制度融資」という）を行うものである。	第2條〔本特別規則制度的宗旨〕  本特別規則制度旨提供因COVID-19影響導致業務陷入困境之J俱樂部進行融資，並為順利執行《J聯盟規程》第40條第1項之各項賽事，由J聯盟向J俱樂部提供融資（下稱「機構融資」）。
第3条〔原資〕  制度融資の原資は、理事会の承認によりこれを決定するものとする。	第3條〔基 金〕  機構融資資金應經理事會同意。
第4条〔融資限度額〕  制度融資の金額は、申請時点における当該Jクラブの所属リーグに応じ、原則として以下の金額を上限とする。  ① J1クラブ：3.5億円 ② J2クラブ：1.5億円 ③ J3クラブ：3,000万円	第4條〔融資額度〕  J俱樂部之機構融資金額，依據申請時相關所屬聯賽，原則以下列金額為上限：  ① J1俱樂部：3.5億日圓 ② J2俱樂部：1.5億日圓 ③ J3俱樂部：3000萬日圓
第5条〔融資可能期間〕  (1) Jリーグは、2020年7月31日から2022年1月31日までの期間に限り、本特別制度に基づく融資を実行することができる。な	第5條〔融資可用期〕  (1) J聯盟僅在2020年7月31日至2022年1月31日施行本特別規則。 基於施行融資，原則上融資將於每月最後一日（如果指定金融機構當日休息，則在

日文	中文
お、融資の実行は、原則として、毎月末日（指定金融機関が休業日の場合は前営業日）に行うものとする。	前一個工作日）提供。
(2) 制度融資にかかる最終返済期日は、融資実行日が 2020 年 7 月 31 日から 2021 年 1 月 31 日の場合は 2024 年 1 月 31 日、融資実行日が 2021 年 2 月 1 日から 2022 年 1 月 31 日の場合は 2025 年 1 月 31 日とする。返済方法および返済スケジュール（期日前返済の可否を含む。）は、第 8 条第 1 項に基づき、理事会が決定する。	(2) 如於 2020 年 7 月 31 日至 2021 年 1 月 31 日申請者，機構融資最終還款日期為 2024 年 1 月 31 日；如於 2021 年 2 月 1 日至 2022 年 1 月 31 日申請者，機構融資最終還款日期為 2025 年 1 月 31 日。還款方式和還款時間表（包括是否可提前還款）將由理事會依第 8 條第 1 款決定。
第 6 条〔申請〕  制度融資を希望する J クラブは、以下の資料を提出のうえ、融資実行を希望する日の前月末日までに、J リーグに融資の審査を申し込むものとする。  ① J クラブが作成した「融資申込書」。なお、融資申込書には、以下の内容が含まれていなければならない イ. 融資申請額 ロ. 申請理由（新型コロナウイルス感染症の影響により経営難に陥ったことおよび資金繰りに融資申請額が必要となること等を含むものとする） ② 申請日が属する融資申請 J クラブの事業年度の決算見込み（予想損益計算書および予想貸借対照表） ③ 返済計画および資金繰り表 ④ 借入期間中の事業計画書 ⑤ 制度融資を申請することおよび融資後の返済計画について審議・決議した取締役会の議事録（出席取締役全員の押印があるもの） ⑥ その他 J リーグが個別に指定する、融資申請 J クラブの財務状況を説明する資料	第 6 條〔申請〕  擬申請機構融資 J 俱樂部須提交以下文件，並於擬申請融資之前月月底向 J 聯盟申請融資審查：  ① J 俱樂部準備「融資申請書」應包含下列項目： A. 融資申請金額 B. 申請理由（包括由於 COVID-19 影響導致經營困難，現金流須要透過融資） ② 申請日之適用之 J 俱樂部會計年度預期財務結果（預期損益計算表及預期融資對照表） ③ 還款計劃及現金流量表 ④ 融資期間業務計劃 ⑤ 申請機構融資及還款計劃之董事會會議紀錄（須有所有出席董事之用印） ⑥ 其他 J 聯盟個別指定說明 J 俱樂部財務狀況之融資資料

日文	中文
第7条〔担保および利息の設定〕  (1) 制度融資の実行にあたって、担保の提供は不要とする。  (2) 制度融資の利息は、融資決定日の市中金利（制度融資の原資として第3条に基づきJリーグが金融機関から借り入れをする場合、当該借入金利を含む）を参考として理事会が決定する。	第7條〔抵押及利息之設定〕  (1) 機構融資無需提供抵押。  (2) 機構融資利息為理事會參考融資決定日之市場利率（包括依第3條J聯盟向金融機構借機構融資基金之借款利率）訂之。
第8条〔審査と決定〕  (1) 制度融資を申請したJクラブへの融資実行の可否および融資条件は、Jリーグの調査結果を踏まえて理事会が審議のうえ、これを決定する。  (2) 前項に定める調査の過程において、Jリーグは、法務委員会に調査協力を依頼し、法務委員会は必要な助言・指導を行うことができる。	第8條〔審查及決定〕  (1) 提出融資申請之J俱樂部融資是否可行以及融資條件，由理事會依J聯盟調查結果審議後決定。  (2) 前項所述調查過程，J聯盟將與法律委員會進行調查合作，法律委員會得提供必要之建議和指導。
第9条〔融資実行後のJクラブの管理〕  (1) Jリーグは、前条に基づき融資が決定したJクラブを、融資実行日から「予算管理団体」に指定し、最終返済期日までの間、当該Jクラブを一定の管理下に置く。  (2) 当該Jクラブに対する管理の内容は、Jリーグが別途決定する。	第9條〔融資後J俱樂部之管理〕  (1) J聯盟自融資之日起將依前條確定融資之J俱樂部指定為「預算管理組織」，並將J俱樂部置於一定控制之下，直至最終還款日。  (2) 對J俱樂部之管理內容，由J聯盟另行訂定。
第10条〔返済できなかつた場合の措置〕  (1) 制度融資を受けたJクラブは、第5条および第8条に基づき決定された返済期日に融資を返済するものとする。  (2) 制度融資を受けたJクラブが第5条および第8条に基づき決定された返済期日に融資を返済できなかつた場合、当該Jクラブに対しては、その原因および金額を勘案して理事会が措置を決定する。	第10條〔無法還款之措施〕  (1) 獲得機構融資之J俱樂部，應依第5條及第8條之規定確定還款日期。  (2) 若獲得機構融資之J俱樂部未依第5條及第8條規定之日期還款，理事會應考慮其原因及金額，決定對該J俱樂部之處理措施。

日文	中文
第 11 条〔改 正〕  本特別の改正は、理事会の承認によりこれを行う。	第 11 条〔修 正〕  本特別規則之修正經理事會同意後實施。
第 12 条〔施 行〕  本特別は、2020 年 6 月 23 日から施行する。	第 12 条〔實 施〕  本特別規則自 2020 年 6 月 23 日起實施。
第 13 条〔本特別の失効〕  本特別は、2022 年 1 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした制度融資に対しては、本特別は、その時以後も、なおその効力を有する。	第 13 条〔本特別規則之失效〕  本特別規則自 2022 年 1 月 31 日失效，但對至其時為止之機構融資，本特別規則仍然有效。

# 17.大規模災害時補助規章

## 大規模災害時補填規程

日文	中文
<p>第1条〔目的〕</p> <p>本規程は、Jリーグ規約第28条の2に基づき、大規模災害時補填制度（以下「本補填制度」という）の運営について定める。</p>	<p>第1條〔目的〕</p> <p>本規章依《J聯盟規程》第28條之2制定重大災害補助制度（以下稱作「本補助制度」）。</p>
<p>第2条〔本補填制度の趣旨〕</p> <p>本補填制度は、大規模災害によってJリーグ規約第40条第1項に定める公式試合について予定日程どおりの開催が不可能な事態となつた場合やJクラブが使用するスタジアム等の各種施設に損害が発生した場合に、代替地や代替日程によって大会を無事に終了させることまたはJクラブの活動を通常に戻すことを目的にJリーグがJクラブに資金補填を行うものである。</p>	<p>第2條〔本補助制度宗旨〕</p> <p>本補助制度係針對大規模災害致使《J聯盟規程》第40條第1項規定之正式賽事不能如期辦理，及J俱樂部使用之體育場各種設施發生損害時，J聯盟得向J俱樂部提供資金補助、或藉由更換場地、調整日程等方式，恢復J俱樂部活動。</p>
<p>第3条〔補填の対象となる大規模災害〕</p> <p>補填の対象となる大規模災害とは、激甚災害（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用による）に指定もしくは指定される見込みの災害またはこれに準じる災害をいう。</p>	<p>第3條〔大規模災害補助對象〕</p> <p>得予以補助之大規模災害係指經指定或遇即將被指定為重大災害（適用於《應對重大災害之特別財政援助法》），或與其相當之災害。</p>
<p>第4条〔本補填制度の原資〕</p> <p>Jリーグが本補填制度によってJクラブに補填する資金の原資は、原則として一般会計における繰越収支差額とする。</p>	<p>第4條〔本補助制度之資金來源〕</p> <p>J聯盟以本補助制度協助J俱樂部之資金來源，以經常性收支結算後之盈餘為原則。</p>
<p>第5条〔補填の申請〕</p> <p>本補填制度に基づく補填を希望するJクラブは、以下の資料を提出の上、Jリーグに補填の審査を申し込む。</p> <p>① Jクラブが作成した「補填申込書」</p> <p>② 本補填制度に基づく補填を申請すること</p>	<p>第5條〔補助之申請〕</p> <p>欲依本補助制度申請之J俱樂部，應備妥下列資料供J聯盟審查：</p> <p>① J俱樂部製作之「補助申請書」</p> <p>② 依本補助制度申請補助及補助後之收支計</p>

日文	中文
<p>および補填後の収支計画について審議・決議した取締役会の議事録（出席取締役全員の押印があるもの。なお、申請するJクラブが公益社団法人または特定非営利活動法人である場合は、取締役会を理事会と、取締役を理事と、それぞれ読み替えるものとする。）</p> <p>③ Jリーグが個別に指定する、補填申請Jクラブの財務状況を説明する資料</p>	<p>畫，及董事會會議紀錄（出席董事會成員均須簽章，若申請之J俱樂部為公益社團法人或特定非營利活動法人，則董事會即為理事會、董事即為理事，依此類推）</p> <p>③ 其他依J聯盟指定之J俱樂部財務狀況說明資料</p>
第6条〔補填の決定〕  本補填制度に基づく補填を申請したJクラブへの補填実行の可否、補填金額等は、Jリーグの調査結果を踏まえて理事会が審議のうえ、これを決定する。	第6條〔補助決定〕  依本補助制度提出申請之J俱樂部，J聯盟得依調查結果，經理事會審議決定是否予以補助及補助金額等。
第7条〔改正〕  本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。	第7條〔修正〕  本規章之修正經理事會同意後實施。
第8条〔施行〕  本規程は 平成29年1月25日から施行する。 〔改正〕  平成31年1月24日	第8條〔實施〕  本規章於平成29年(2017年)1月25日實施。 〔修正〕  平成31年(2019年)1月24日

## 18. J 聯盟賽事辦理安全理念

### 試合実施時における J リーグ安全理念

日文	中文
J クラブは、試合を通じ観客に本当の満足と快適さを提供するために、以下の安全に関する理念に基づき行動するものとする。	為提供觀眾滿足與舒適感，J 俱樂部應依下列安全理念原則辦理賽事：
(1) 観客の安全を何よりも優先する。	(1) 觀眾安全優先於任何事物。
(2) 選手およびチームスタッフは、かけがえのない財産であり、また審判は競技進行の要であって、その安全性は確保されなくてはならない。	(2) 球員與隊職員為無可取代之資產，且裁判係賽事進行關鍵，應確保其安全性。
(3) マッチコミッショナーおよび競技スタッフは、試合運営に欠かせぬ存在であり、その安全性は確保されなくてはならない。	(3) 競賽委員與賽務工作人員為賽務進行不可或缺之存在，須確保其安全性。
(4) 選手にフェアプレーを徹底し、観客にはフェアプレー精神に則った応援・観戦を心から願う。	(4) 衷心期盼球員公平競爭，觀眾遵循公平競爭精神加油、觀賽。
(5) スタジアムの安全性の充実を目指す。	(5) 以強化球場之安全性為目標。
スローガン  試合実施時におけるセキュリティは、究極の観客サービスである。	精神口號  確保賽事進行時的安全，就是觀眾服務的極致。

## 19. 2020 明治安田生命 J1.J2.J3 聯賽實施要點

### 2020 明治安田生命 J1・J2・J3 リーグ戦試合実施要項

日文	中文
本実施要項は、Jリーグ規約第40条第1項第1号から第3号に定める公式試合として、2020年の明治安田生命J1リーグ（以下「J1」という）、明治安田生命J2リーグ（以下「J2」という）および明治安田生命J3リーグ（以下「J3」といい、J1、J2およびJ3を総称する場合は「リーグ戦」という）の実施に関するものであり、リーグ戦の試合（以下「試合」という）運営はすべてこの要項によるものとする。	本實施要點依《J聯盟規程》第40條第1項第1至3款所稱之正式比賽，規範2020年明治安田生命J1聯賽（以下以「J1」稱）、2020年明治安田生命J2聯賽（以下以「J2」稱）、及2020年明治安田生命J3聯賽（以下以「J3」稱）之聯盟賽事（以下稱聯賽）相關管理事項。
第1節 スタジアム	第1節 球場
第1条〔スタジアムの確保と維持〕  (1) Jクラブは、Jリーグ規約第4章第1節に定められた内容に従い、当該要件を具備するスタジアムを確保し、良好な状態でホームゲームを実施し得るよう、これを整備し、維持管理する責任を負う。  (2) Jリーグ、理事会またはチアマンは、Jリーグ規約において定められた内容に従い、スタジアムを検査し、当該スタジアムでの試合開催の可否等について決定することができる。	第1條〔球場維持與經營〕  (1) J俱樂部應遵守《J聯盟規程》第4章第1節規範，確保球場保持於良好之狀態下舉行主場賽事，並負管理維護之責。  (2) J聯盟、理事會或理事長，得依《J聯盟規程》規範，檢視球場是否處於得舉辦比賽之狀態並決定比賽是否如期舉辦。
第2条〔旗の掲揚〕  (1) ホームクラブは、ホームゲームを開催するスタジアムにおいて、リーグ旗、クラブ旗およびフェアプレー旗を次の各号の通り掲揚しなければならない。  ① リーグ旗： ホームクラブ旗とビジタークラブ旗の中央  ② ホームクラブ旗：	第2條〔旗幟〕  (1) 主場俱樂部須於主場賽事設置聯盟旗、俱樂部旗及公平競賽旗等下列旗幟：  ① 聯盟旗： 置於主場俱樂部旗及客隊俱樂部旗中央  ② 主場俱樂部旗： 主場俱樂部替補席側  ③ 客隊俱樂部旗：

日文	中文
ホームクラブベンチ側  ③ ビジタークラブ旗： ビジタークラブベンチ側  ④ フェアプレー旗： リーグ旗の下または横  (2) リーグ旗、クラブ旗およびフェアプレー旗の大きさはいずれも天地 1,800 mm、左右 2,700 mmとする。	客隊俱樂部替補席側  ④ 公平競賽旗： 聯盟旗下方或側邊  (2) 聯盟旗、俱樂部旗及公平競賽旗均為上下邊長 1,800 公釐、左右邊長 2,700 公釐。
第3条〔広告看板等の設置〕  (1) ホームクラブは、ホームゲームを開催するスタジアムにおいて、Jリーグが指定した位置にJリーグが指定する掲出物を掲出できるスペースを別表のとおり確保しなければならない。  (2) Jクラブが回転式看板、電光看板その他の掲出物を掲出することを希望する場合は、原則としてシーズン開始前までに当該掲出物の内容について、Jリーグ所定の「広告掲出申請書」によりJリーグに申請し、その承認を得なければならない。	第3條〔廣告看板設置〕  (1) 主場俱樂部於主場賽事時，須如附表依 J 聯盟指定位置及指定露出項目放置廣告看板。  (2) J 俱樂部如需設置旋轉式看板、電子看板等其他廣告物，須於賽季前將廣告物內容，以 J 聯盟指定之「廣告物申請書」向 J 聯盟提出申請並經同意。
第4条〔スタジアムにおける告知等〕  (1) ホームクラブは、ホームゲームを開催するときは、スタジアムにおいて、次の各号の事項を告知しなければならない。ただし、第4号については得点直後に、また第7号については後半30分を目安に、それぞれ告知するものとする。  ① 選手、審判員およびマッチコミッショナー 一 ② 試合方式 ③ 選手および審判員の交代 ④ 得点者および得点時間 ⑤ アディショナルタイム ⑥ 他の試合の途中経過および結果	第4條〔球場播報〕  (1) 主場俱樂部須於主場賽事時，於主場球場確實播報下列項目。惟第 4 款之播報須於進球後立即進行及第 7 款須於下半場第 30 分鐘時播報：  ① 首發及替補球員、裁判、裁判考核員及競賽委員 ② 比賽方式 ③ 球員及裁判替換 ④ 進球者及進球時間 ⑤ 補時 ⑥ 其他賽事之中場比分及終場比分 ⑦ 入場人數(依本實施要點第 39 條第 3 項所計算)

日文	中文
<p>⑦ 入場者数(第39条第3項および第4項に基づいて算定されたもの)</p> <p>⑧ 警告を受けた者および退場を命じられた者</p> <p>⑨ 前各号のほか、Jリーグの指定する事項</p> <p>(2) ホームクラブは、試合の前後およびハーフタイムに、次の各号の事項を含む広告宣伝、告知またはイベント等を行うことができる。</p> <p>① 次の試合の予定の告知</p> <p>② クラブパートナーの広告宣伝</p> <p>③ チームまたは選手に関する情報の告知</p>	<p>⑧ 被黃牌警告者及被紅牌警告者</p> <p>⑨ 上述各款外經J聯盟指定事項</p> <p>(2) 主場俱樂部得於比賽前後及中場休息時，播報及宣傳下列事項：</p> <p>① 下次比賽預定時間</p> <p>② 賛助商廣告</p> <p>③ 球隊及球員宣傳</p>
<p>第5条〔医事運営〕</p> <p>(1) ホームクラブは、次の各号の医事運営を行わなければならない。</p> <p>① 医務室には、公益財団法人日本サッカー協会(以下「協会」という)の医学委員会が定めた救急用機器および医薬品を備えること</p> <p>② 試合の開催時には、スタジアムの観客等の事故に対処する為、医師および看護師各1名以上を開門時から閉門時まで待機させること。なお、医師か看護師のいずれかが閉門1時間前から待機していることが望ましい</p> <p>③ 試合の開催に先立ち、スタジアムで生じる重度の外傷および疾病に対処する為、あらかじめ救急移送病院を確保しておくこと。なお、スタジアムには救急車が待機していることが望ましい</p> <p>④ 第2号の医師に、試合の開催時にスタジアムで生じた外傷および疾病のすべてを記載した所定の「会場内医事報告書」を作成させ、Jリーグへ可及的すみやかに提出すること</p> <p>⑤ AEDを医務室に1台および救護室または</p>	<p>第5條〔醫療事務〕</p> <p>(1) 主場俱樂部須確保下列各款醫療事務：</p> <p>① 醫務室須備有日本足球協會(以下以「協會」稱)醫學委員會所規範之急救用機器及醫療用品</p> <p>② 為處理球場觀眾相關意外，於比賽日之球場開放至閉門前須各有1名以上醫生及1名以上護士於場內待命，前述準備以球場開放前1小時完成為宜</p> <p>③ 賽事開始前應事先規劃可進行緊急救治之醫院，以對應球場上之嚴重傷病，並以有救護車於場邊待命為宜</p> <p>④ 第2款所稱之醫生須依規定準備「場地醫療報告」，回報比賽時球場內發生之所有傷病情況，並儘速提交J聯盟</p> <p>⑤ 醫務室應備有1台AED，急救區及觀眾席區須有2台以上AED(J3需有1台以上)</p> <p>⑥ 所有賽事之第四裁判席上須備有AED</p> <p>⑦ 替補席側須備有2組普通擔架，2組可固定頭頸部擔架(J3需有1組)</p>

日文	中文
<p>観客エリアに2台以上 (J3は1台以上) 備えること</p> <p>⑥ すべての試合において第4の審判員ベンチにAEDを備えなければならない</p> <p>⑦ ピッチサイドに通常の担架2台および頭部・頸部固定可能な担架を2台 (J3は1台) 備えること</p>	
<p>(2) Jクラブは、試合終了後可及的すみやかに「Jリーグ傷害報告書」をJリーグに提出しなければならない。なお、選手が試合中に負傷した場合には、チームドクターの所見を得、チームドクターの署名あるものを提出するものとする。</p>	<p>(2) J俱樂部於比賽結束後，須盡快向J聯盟提交「J聯盟傷病報告」。如球員於比賽中受傷，應徵求隊醫意見，由隊醫簽署後提交。</p>
<p>(3) 第1項第2号の医師および看護士の手当等は、以下の金額を標準とする。</p> <p>手当て：</p> <p>医師 30,000円(日給) 看護師 10,000円(日給)</p> <p>交通費：</p> <p>Jリーグの「旅費規程」による</p>	<p>(3) 第1項第2款所稱之醫生及護士津貼，標準如下：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津貼：</li> <li>醫生：30,000 日圓(日薪)</li> <li>護士：10,000 日圓(日薪)</li> <li>交通費：</li> <li>依J聯盟《差旅費規章》給予</li> </ul>
第2節 試合	第2節 比賽
第6条〔試合の概要〕	第6條〔比賽概要〕
試合の主催や出場等に関する事項は、Jリーグ規約第4章第2節に定める。	《J聯盟規程》第4章第2節規定主辦與參加比賽相關事項。
第7条〔大会方式〕	第7條〔比賽方式〕
リーグ戦の大会方式は、ホーム&アウェイ方式による2回戦総当たりとする。	聯賽比賽方式為主客場兩回合制。
第8条〔届出義務〕	第8條〔通知義務〕
<p>(1) Jクラブは、Jリーグ規約第47条に定めた事項につき、2020年1月31日までに、所定の方法によりJリーグに届け出なければならない。</p>	<p>(1) J俱樂部必須於2020年1月31日之前，依《J聯盟規程》第47條將規定事項回報J聯盟。</p>
(2) 前項により届け出た事項に追加、抹消等の変更があった場合にも前項の方法によ	(2) 若前項回報事項有任何更改(例如添加或刪除)，則應依前項規範報告J聯盟。

日文	中文
りすみやかに届け出なければならない。	
(3) Jリーグは毎週金曜日(ただし、その日がJリーグの営業日でないときは、その直前の営業日)の11:00までに届出のあった追加、抹消などの変更に対して、同日中にその承認の是非を決定する。ただし、金曜日開催の試合の場合、木曜日(ただし、その日がJリーグの営業日でないときは、その直前の営業日)の11:00までに届出のあった追加、抹消などの変更に対して、翌金曜日に協会への選手登録が完了することを条件として、同日中にその承認の是非を決定する。	(3) J聯盟於每週五之11:00之前(如非J聯盟上班日, 則提前至前一上班日), 針對增刪事項進行審議。惟如為週五之賽事, 則應於週四之11:00之前(如非J聯盟上班日, 則提前至前一上班日)通知增刪事項, 如符合於次週五前完成球員註冊條件, 則於同日進行許可。
第9条〔出場資格〕	第9條〔出場資格〕
(1) 協会への選手登録を完了し、かつJリーグ登録(Jリーグ規約第100条に定める。以下同じ)を行った選手のみが、試合における出場資格をもつ。	(1) 惟有已於協會完成註冊, 並註冊為J聯盟之球員(依《J聯盟規程》第100條規定, 以下同)方有資格參賽。
(2) Jクラブの2種チームに所属し、次の各号の条件を満たした選手には、所属するJクラブが参加する試合への出場資格が与えられる。  ① 当該2種チームが、協会にクラブ申請されていること ② 第12条の定めに従いJリーグに「Jリーグメディカルチェック報告書」が提出されていること ③ 選手が18歳未満である場合、ドーピング検査実施に関する親権者の同意書が提出されていること ④ 「第2種トップ可」選手としてJリーグ登録されていること	(2) 符合下列各款條件之J俱樂部第二隊球員, 得參與所屬之J俱樂部各項賽事:  ① 該第二隊為已向協會提出俱樂部申請之球隊 ② 依本規程第12條規定, 已向J聯盟提交「J聯盟體檢報告」 ③ 如球員未滿18歲, 則須取得監護人同意書以進行禁藥檢查 ④ 已向J聯盟註冊為「頂級第二隊」球員
第10条〔出場資格を得るための追加登録期限〕  2020年9月18日までに協会への選手登録およびJリーグ登録を完了した選手のみが、試	第10條〔追加註冊登錄出賽資格期限〕  惟於2020年9月18日前完成協會註冊和J聯盟註冊之球員方具參賽資格。

日文	中文
合への出場資格を有する。	
第 11 条〔出場可能日〕  前 2 条により登録を完了した選手は、J リーグ登録完了日の翌日から試合に出場することができる。	第 11 條〔出賽日期〕  依前二條規定完成註冊之球員，於 J 聯盟註冊完成日之隔日起即得參賽。
第 12 条〔メディカルチェック〕  (1) J クラブは J リーグが別途定める日までに、選手に関する「J リーグメディカルチェック報告書」を J リーグに提出しなければならない。ただし、追加登録する選手については、登録の都度提出するものとする。  (2) 協会のスポーツ医学委員会は、「J リーグメディカルチェック報告書」において異常所見を示した選手に対する医学的処置について勧告を行うことができる。	第 12 條〔體檢〕  (1) J 俱樂部應於 J 聯盟另行指定之日期前，向 J 聯盟提交「J 聯盟體檢報告」；惟追加註冊球員應註冊時提交。  (2) 協會運動醫學委員得就「J 聯盟體檢報告」所發現異常之球員提出醫療建議。
第 13 条〔エントリー〕  (1) 双方のチームは、各試合において、キックオフの 150 分前までに「J リーグメンバー提出用紙」に必要事項を記入し、ホームクラブの運営担当に提出（以下「エントリー」という）しなければならない。  (2) 各試合にエントリーできる者は第 8 条の定めに従い届け出られた選手およびチームスタッフ（J リーグ規約第 47 条第 3 号に定める。以下同じ）に限られるものとする。なお、選手については 18 名、チームスタッフについては 7 名を 1 チームあたりのエントリー可能数の上限とする。	第 13 條〔出賽名單〕  (1) 雙方球隊均須於開賽時間至少 150 分鐘前填妥「J 聯盟出賽名單」（下稱「出賽名單」）必填項目，並將其提交主場俱樂部之賽務統籌（GC）。  (2) 各賽事可登錄於出賽名單人員，包含球員以及隊職員（依《J 聯盟規程》第 47 條第 3 項規定，下同）須依本規程第 8 條規定完成登記。每隊可登錄於出賽名單之人數上限為球員 18 名、隊職員 7 名

日文	中文
<p>(3) 前項に定める各試合にエントリーできる者は、以下各号に定める要件をいずれも満たす者に限られるものとする。ただし、チームスタッフのうち、ドクターについては第1号の規定を適用しないものとする。</p> <p>① リーグ規約第52条の2に定める新型コロナウイルス感染症に関する公式検査（以下「公式検査」という）のうち、エントリーする各試合に対して予め指定された検査（以下「指定公式検査」という。において陰性判定を得ていること</p> <p>② エントリー時点で体温が37.5度未満であること</p> <p>③ いわゆる濃厚接觸の認定や入国制限地域からの入国等により、公的機関から自宅待機等の指示を受けている状態でないこと</p>	<p>(3) 除前項規定外，各賽事可登錄於出賽名單人員，亦須滿足以下條件。惟隊職員中醫師得免於適用規定：</p> <p>① 於《J聯盟規程》第52條之2所訂定關於COVID-19之正式檢測中（下稱「正式檢測」）針對各賽事出賽名單所指定之檢測（下稱「正式指定檢測」）中篩檢結果為陰性者</p> <p>② 出賽名單提交時體溫未達37.5度者</p> <p>③ 未被列為密切接觸者，或由限制入境區域入境者，如因前述狀況而被政府單位判定為需在家隔離者。</p> <p>（本項為2020/6/23新增）</p>
第13条の2〔エントリー資格認定委員会による認定〕	第13條之2〔出賽資格認定委員會之認定〕 (本條為2020/6/23新增)
<p>(1) Jクラブ（指定公式検査の受検者を含む）の責に帰すべからざる事由により以下各号に定めるいずれかの場合に該当したために、第13条第3第1号に定める指定公式検査において陰性の結果が得られない場合、当Jクラブは、所定の方法によりJリーグに申請の上、エントリー資格認定委員会の判断を求めることができる。</p> <p>① やむを得ない事情により指定公式検査の受検が困難である場合</p> <p>② 指定公式検査において、受検不能、検査遅滞、検査異常等が生じたため検査結果が得られない場合</p>	<p>(1) 如有下列各款之不可抗力之狀況，J俱樂部（包含正式指定檢測之受檢者），依第13條第3項第1款所規定之正式指定檢測無法被採檢為陰性時，該J俱樂部得依規定向J聯盟提出申請，尋求出賽資格認定委員會協助判斷：</p> <p>① 因不可抗力因素而無法接受正式指定檢測</p> <p>② 於正式指定檢測中，遇無法受檢、受檢延遲、檢查異常等狀況而無法獲得檢查結果</p>
(2) 前項に定めるJクラブからJリーグへの申請は、各試合の指定公式検査の都度J	(2) 前項所稱之J俱樂部向J聯盟之申請，須於各賽事中J聯盟訂定之正式指定檢測期

日文	中文
リーグが指定する期限までに行われなければならない。	限前進行。
(3) エントリー資格認定委員会は、以下の各号の事情を斟酌し、エントリーの可否を判断する。  ① 検査で陽性判定を受けた者への就業制限の解除について公的機関が定めた基準の充足状況 ② 公式検査と別に実施した検査（行政検査を含む）の結果 ③ その他エントリー資格認定委員会が認め特段の事情	(3) 出賽資格認定委員會得依下列各款狀況評估並判断：  ① PCR 檢測中判定為陽性，但充分符合政府單位規定基準得解除其就業限制者 ② 非接受正式檢測，而為其他單位所實施之檢測（包含政府檢測） ③ 其他出賽資格認定委員會所同意特殊狀況
(4) 前項のエントリー資格認定委員会の判断の結果、エントリー可能と認定された者は、第 13 条第 3 項第 1 号の要件を満たすものとみなす。	(4) 出賽資格認定委員會判断可出賽者，須滿足第 13 條第 3 項第 1 款之必要條件。
(5) 前項に定めるほか、エントリー資格認定委員会の判断に関する手続きは「エントリー資格認定委員会規程」の定めるところによる。	(5) 除前四項規定以外，其他出賽資格認定委員會相關審議程序，依《出賽資格認定委員會規章》規定事項辦理。
第 13 条の 3〔新型コロナウイルス感染症の影響下での試合開催可否判断方法〕  公式試合を行うチームがエントリーする時点において J リーグ登録している選手に、新型コロナウイルス感染症の陽性判定を受けた受または第 13 条第 3 第 3 号に定める状態のが存在する場合または存在することが見込まれる場合、当該チームが行う公式試合の開催可否の判断は、以下各号の定めに従う。  ① 当該チームにおけるエントリー可能な選手の人数が、トップチーム登録（J3 に参加する U-23 チームについては第 2 種トップ可および特別指定選手を含む）の選手 14 名（ゴールキーパー 1 名を含む。以下「基準選手人数」という）以上である場	第 13 條之 3〔受 COVID-19 傳染影響評估是否得以開賽方法〕  (本條為 2020/6/23 新增)  正式比賽球隊提交出賽名單時，若有 J 聯盟登錄球員經檢測為 COVID-19 陽性，或有符合第 13 條第 3 項第 3 款定義之人員存在時，將依下列各款條件判断該球隊是否可進行正式比賽：  ① 該隊之出賽名單球員人數部分，一線隊（對於參加 J3 之 U-23 球隊，包含第二類球員及特殊指定球員）登錄達 14 名以上（包含 1 名守門員，下稱「基準球員人數」）。如符合上述狀況，則該場比賽可照預定進行 ② 該賽事開賽前二日之中午時刻起至訖繳交出賽名單期間，若有可能無法達到基準球員人數標準，則該隊須立即通知 J 聯盟，

日文	中文
<p>合、当該試合は予定通り開催される</p> <p>② 当該試合開催の 2 日前の正午時点からエントリー開始時点までの間に基準選手人數に満たない可能性がある場合、当該チームは直ちに J リーグに連絡のうえ、試合開催に向けて最大限努力しなければならない</p> <p>③ 前号の努力にもかかわらず、当該試合の開催が困難であるとチアマンが判断した場合、当該試合は中止することができる</p>	<p>並盡最大努力以順利開賽為目標</p> <p>③ 儘管如前述已盡最大努力以順利開賽為目標，經理事長評估仍有開賽困難，則可中止辦理該場賽事</p>
<p>第 14 条〔外国籍選手〕</p> <p>(1) J リーグ登録することができる外国籍選手の人数には、制限を設けないものとする。</p> <p>(2) 試合にエントリーすることができる外国籍選手の 1 チームあたりの上限は、以下の通りとする。</p> <p>J1 : 5 名 J2・J3 : 4 名</p>	<p>第 14 條〔外國籍球員〕</p> <p>(1) J 聯盟不限制外國籍球員註冊數量。</p> <p>(2) 各隊賽事出賽名單之外國籍球員上限如下：</p> <p>J1 : 5 人 J2、J3 : 4 人</p>
<p>(3) 以下に定める国の国籍を有する選手は、J リーグ提携国枠の選手として、前 2 項に定める外国籍選手ではないものとみなす。</p> <p>タイ・ベトナム・ミャンマー・カンボジア・シンガポール・インドネシア・マレーシア</p>	<p>(3) 具有下列國籍球員為 J 聯盟提攜國球員，非屬前二項之外國籍球員：</p> <p>泰國、越南、緬甸、柬埔寨、新加坡、印尼、馬來西亞</p>
<p>第 15 条〔ユニフォーム〕</p> <p>J クラブがリーグ戦において使用するユニフォームは、理事会が別途定める「ユニフォーム要項」によるものとする。</p>	<p>第 15 條〔球 衣〕</p> <p>J 俱樂部於聯賽所使用之球衣，應遵守理事會制定之《球衣規範要點》。</p>

日文	中文
第16条〔フィールド内のチーム要員〕	第16條〔球場內之球隊人員〕
(1) フィールド（ピッチおよびその周辺部分をいう）上に用意されたベンチには、エントリーされた者だけが着席できる。	(1) 惟有列於出賽名單之人員得進入球場（草皮區及週邊）及入座替補席。
(2) ベンチ内での喫煙は禁止する。	(2) 替補席禁止吸菸。
(3) 交代要員は、試合進行に影響をおよぼさないよう、シャツの上からフィールドプレーヤーと異なる色のビブスを着用しなければならない。	(3) 替補球員須於球衣上加著與場上球員不同顏色之背心，以免影響比賽進行。
(4) ベンチ入りしたチームスタッフは、フィールドプレーヤーと異なる色のウェアを着用しなければならない。	(4) 替補席上之球隊工作人員，須穿著與場上球員不同顏色之服裝。
(5) Jクラブは、協会およびJリーグの決定により、ベンチ入りを停止された者および出場停止処分を受けた者ならびに試合中に主審により退場を命じられた者をベンチ入りさせてはならない。	(5) 遭禁賽、由協會或J聯盟判罰禁賽或被裁判罰退場者，J俱樂部須禁止其進入替補席。
(6) 前項に定める者のうち、ベンチ入りを停止されたチームスタッフは、フィールド周辺および第21条に基づきAD証で規制される通行可能エリアに立ち入ってはならない。	(6) 前項經禁止進入替補席球隊工作人員亦不得停留於球場周邊，並不得進入依本規程第21條規範，需AD卡方得進入之管制區域。
(7) 第5項に定める者のうち、試合中に主審により退場を命じられたチームスタッフは、テクニカルエリア、ベンチを含むフィールド周辺に留まってはならない。なお、試合の前半に退場処分が科された場合、当該チームスタッフは、ハーフタイム中にチーム更衣室にも入室してはならない。	(7) 適用本條次第5項規定之球隊工作人員，如為經裁判判罰退場者，不得停留於技術區及替補席或附近區域。如果該人員於上半場被罰退場，則不得於中場休息時間進入球隊更衣室。
(8) 前2項のチームスタッフは、選手等への対面による直接の指示を出してはならない。	(8) 前2項所指之球隊工作人員亦不得與球員直接當面作出任何指示。

日文	中文
(9) 主審が選手の負傷等により試合を中断し、チームスタッフの立ち入りを認める旨の合図をした場合に、チームスタッフは2名に限り、ピッチ内に立ち入ることができ。ただし、当該チームスタッフは可及的すみやかに負傷の程度を判断したうえピッチ外に退去しなければならない。	(9) 如果裁判因球員受傷中斷比賽，並發出允許球隊工作人員進入信號時，僅限兩名球隊工作人員得進入球場。且球隊工作人員應於確認受傷程度後儘快離開賽場。
(10) 本条第1項から第5項、第7項および前項に違反する行為は、主審により排除されるものとし、試合終了後に主審から報告を受けた協会またはJリーグにより処分を決定される。	(10) 如有任何違反本條第1至5、7項及前項規定行為，應由裁判排除，並於賽後由協會或J聯盟收到裁判之報告後另作處分。
第17条〔テクニカルエリアの使用〕  「Jリーグメンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフのうち、その都度ただ1名のスタッフのみが、試合中テクニカルエリア内において、指示を出すことができる。	第17條〔技術區域〕  比賽中於「J聯盟出賽名單」上所列出之球隊工作人員，僅允許一人得於技術區域內發出指示。
第18条〔試合の勝敗の決定〕  試合は、90分間（前後半各45分）で勝敗が決しない場合、引き分けとする。	第18條〔決定比賽結果〕  比賽如於90分鐘（上、下半場各45分鐘）內無法決定輸贏，則視為平局。
第19条〔年間順位の決定〕  (1) リーグ戦が終了した時点で、勝点（勝利3点、引き分け1点、敗戦0点）の合計が多いJクラブを上位とし、J1リーグ戦、J2リーグ戦およびJ3リーグ戦それぞれ年間順位を決定する。ただし、勝点が同一の場合は、次の各号の順序により決定する。  ① 全試合の得失点差 ② 全試合の総得点数 ③ 該当するJクラブ間の対戦成績（イ・勝点、ロ・得失点差、ハ・総得点数） ④ 全試合の反則ポイント ⑤ 抽選	第19條〔決定聯賽名次〕  (1) 聯賽結束時，積分最高之J俱樂部（勝利3分、平手1分、敗北0分）為冠軍，J1、J2與J3級別各以積分排序。如積分相同時，則依下列順序決定名次：  ① 總淨勝球數 ② 總進球數 ③ 相關J俱樂部間之對戰成績 （A.勝利場數、B.淨勝球數、C.總進球數） ④ 總違規點數 ⑤ 抽籤

日文	中文
<p>(2) 前項第4号の反則ポイントの計算は以下の通りとする。</p> <p>① 退場1回につき3ポイント（同一試合における警告2回による退場およびチームスタッフの退場も同様とする）、警告1回につき1ポイント、出場停止試合1試合につき3ポイントとして加算し、警告および退場がなかった試合1試合につき3ポイントを減ずる</p> <p>② 前号にかかわらず、異議または遅延行為による警告の場合には、前号に定めるポイントのほか警告1回につき1ポイントを別途加算するものとし、同一試合における警告2回による退場の場合であってもそれぞれ加算を行うものとする</p> <p>③ 第1号にかかわらず、試合の前後半それぞれにおいてキックオフ時刻に遅れた場合には、遅れたことについて帰責性のあるJクラブ（双方に帰責性のある場合はそれぞれのJクラブ）について、第1号に定めるポイントのほかキックオフ遅れ1分につき1ポイントを別途加算するものとする</p> <p>④ 前号の反則ポイントについては、マッチコミッショナー報告書に基づき算出する。なお、遅れた理由および分数について該当Jクラブから異議の申立があった場合はチアマンの決定を最終とする</p>	<p>(2) 前項第4款之總違規點數計算方式如下</p> <p>① 紅牌退場每次加計3點（同場賽事兩張黃牌退場及球隊工作人員紅牌退場亦同），每次黃牌警告加計1點，追加禁賽一場加計3點，若該場賽事俱樂部無紅、黃牌，則每場減計3點</p> <p>② 如因異議或延誤產生黃牌，除前款之黃牌加計點之外，須另加計1點，如於同場比賽因兩次黃牌而退場，亦須加計點數</p> <p>③ 如於上半場或下半場造成每次開賽時間延遲，則造成延誤之J俱樂部（或可歸咎之兩方J俱樂部），除本項第1款之計點外，開賽每延誤一分鐘應另加計1點</p> <p>④ 前一項點數加計依競賽委員所提出之報告進行計算。如J俱樂部對延遲原因或計點有異議，由理事長為最終決議</p>
<p>(3) 第1項第5号の抽選は、昇降格の決定に関わる等の場合であって、順位の優劣を確定させる必要があると理事会が判断したときに限り実施される。</p>	<p>(3) 本條第1項第5款之抽籤僅於理事會為確認影響升降級資格之名次時進行。</p>
<p>(4) 同一順位のJクラブが複数あった場合、該当賞金額を合算の上均等配分する。</p>	<p>(4) 同一名次之J俱樂部如有二隊以上則相關獎金為加總後平均分配。</p>
<p>(5) J1で複数のJクラブが同順位となつた場合、AFCチャンピオンズリーグ等へ出場するJクラブは、理事会で決定する。</p>	<p>(5) J1級別同一名次之J俱樂部如有二隊以上，參加AFC冠軍聯賽之J俱樂部由理事會決定。</p>

日文	中文																																																
第 20 条〔審判員〕	第 20 條〔裁 判〕																																																
(1) J リーグは、リーグ戦の審判員について、協会の審判委員会に対し、協会登録の審判員で、かつ J リーグ規約第 101 条に定める登録を行った者の派遣を依頼する。	(1) 協會之裁判委員會須由已於協會註冊之裁判中，依《J 聯盟規程》第 101 條規定派任 J 聯盟所需之聯賽裁判。																																																
(2) 審判員は、キックオフ時刻の 90 分前までにスタジアムに到着しなければならない。	(2) 裁判須於開賽時間至少 90 分鐘以前到達球場。																																																
(3) 主審および副審のいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、第 4 の審判員が主審または副審を務める。なお、審判員の補充等に関しては、J リーグと協会の審判委員会が協議の上対応を決定する。	(3) 如主裁判或助理裁判不能繼續其職責，則由第四裁判擔任主裁判或助理裁判。另增設裁判之設置，由 J 聯盟及協會裁判委員會協議後定之。																																																
(4) 審判員の手当て等は次のとおりとする。 手当て：	(4) 裁判人員津貼如下： 津貼：																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>主審</th> <th>副審・ 追加副 審</th> <th>第 4 の 審判</th> <th>VAR</th> <th>AVAR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J 1</td> <td>120,000 円</td> <td>60,000 円</td> <td>20,000 円</td> <td>60,000 円</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>J 2</td> <td>60,000 円</td> <td>30,000 円</td> <td>10,000 円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>J 3</td> <td>30,000 円</td> <td>10,000 円</td> <td>8,000 円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		主審	副審・ 追加副 審	第 4 の 審判	VAR	AVAR	J 1	120,000 円	60,000 円	20,000 円	60,000 円	30,000 円	J 2	60,000 円	30,000 円	10,000 円	-	-	J 3	30,000 円	10,000 円	8,000 円	-	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>主裁判</th> <th>助理裁 判・增 設裁判</th> <th>第四裁 判</th> <th>VAR</th> <th>AVAR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J 1</td> <td>120,000 日圓</td> <td>60,000 日圓</td> <td>20,000 日圓</td> <td>60,000 日圓</td> <td>30,000 日圓</td> </tr> <tr> <td>J 2</td> <td>60,000 日圓</td> <td>30,000 日圓</td> <td>10,000 日圓</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>J 3</td> <td>30,000 日圓</td> <td>10,000 日圓</td> <td>8,000 日 圓</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		主裁判	助理裁 判・增 設裁判	第四裁 判	VAR	AVAR	J 1	120,000 日圓	60,000 日圓	20,000 日圓	60,000 日圓	30,000 日圓	J 2	60,000 日圓	30,000 日圓	10,000 日圓	-	-	J 3	30,000 日圓	10,000 日圓	8,000 日 圓	-	-
	主審	副審・ 追加副 審	第 4 の 審判	VAR	AVAR																																												
J 1	120,000 円	60,000 円	20,000 円	60,000 円	30,000 円																																												
J 2	60,000 円	30,000 円	10,000 円	-	-																																												
J 3	30,000 円	10,000 円	8,000 円	-	-																																												
	主裁判	助理裁 判・增 設裁判	第四裁 判	VAR	AVAR																																												
J 1	120,000 日圓	60,000 日圓	20,000 日圓	60,000 日圓	30,000 日圓																																												
J 2	60,000 日圓	30,000 日圓	10,000 日圓	-	-																																												
J 3	30,000 日圓	10,000 日圓	8,000 日 圓	-	-																																												
ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上の表の定めにかかわらず以下の通り一律とする。  プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：130,000 円 プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：80,000 円	惟與協會簽署之頂級職業裁判合約不受上表限制，其津貼如下：  職業主裁判：130,000 日圓 職業助理裁判：80,000 日圓  差旅費：依 J 聯盟之《差旅費規章》給付																																																

日文	中文																																												
交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による																																													
<p>(5) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。</p> <p>① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合、手当ては支払わない</p> <p>② 試合途中の負傷等により交代した場合または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする</p> <p>イ. 試合途中から責任の軽い職務についていた場合、職務が果たせなくなつた場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、Jリーグ規約第63条第2号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当てを支払う手当て：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主審</th> <th>副審・追加副審</th> <th>第4の審判</th> <th>VAR</th> <th>AVAR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J 1</td> <td>70,000 円</td> <td>35,000 円</td> <td>10,000 円</td> <td>35,000 円</td> </tr> <tr> <td>J 2</td> <td>35,000 円</td> <td>20,000 円</td> <td>6,000 円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>J 3</td> <td>18,000 円</td> <td>6,000 円</td> <td>5,000 円</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上の表の定めにかかわらず以下の通り一律とする。</p> <p>プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：75,000円</p>	主審	副審・追加副審	第4の審判	VAR	AVAR	J 1	70,000 円	35,000 円	10,000 円	35,000 円	J 2	35,000 円	20,000 円	6,000 円	-	J 3	18,000 円	6,000 円	5,000 円	-	<p>(5) 如於緊急情況下更換裁判、比賽尚未開始或比賽被取消，裁判津貼支付如下：</p> <p>① 如於賽前因疾病、受傷或其他原因未能擔任裁判，或比賽尚未開始，則不給予津貼</p> <p>② 如因比賽中途受傷被替換或比賽中途被取消時，則支付津貼如下：</p> <p>A. 對於比賽中職責較輕、無法完成職責、或因《J聯盟規程》第63條第2款需重新比賽而被停止職責以及重新開始比賽之裁判，將支付以下津貼：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>主裁判</th> <th>助理裁判・追加裁判</th> <th>第四裁判</th> <th>VAR</th> <th>AVAR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J 1</td> <td>70,000 日圓</td> <td>35,000 日圓</td> <td>10,000 日圓</td> <td>35,000 日圓</td> <td>20,000 日圓</td> </tr> <tr> <td>J 2</td> <td>35,000 日圓</td> <td>20,000 日圓</td> <td>6,000 日圓</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>J 3</td> <td>18,000 日圓</td> <td>6,000 日圓</td> <td>5,000 日圓</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>惟與協會簽署之頂級職業裁判合約不受上表限制，其津貼如下：</p> <p>職業主裁判：75,000日圓</p> <p>職業助理裁判：45,000日圓</p> <p>B. 如果裁判於比賽中另負較重責任職務，則津貼依前項規範支給</p> <p>③ 前兩款所稱之差旅費以實際發生之住宿與移動依J聯盟《差旅費規章》支給</p>		主裁判	助理裁判・追加裁判	第四裁判	VAR	AVAR	J 1	70,000 日圓	35,000 日圓	10,000 日圓	35,000 日圓	20,000 日圓	J 2	35,000 日圓	20,000 日圓	6,000 日圓	-	-	J 3	18,000 日圓	6,000 日圓	5,000 日圓	-	-
主審	副審・追加副審	第4の審判	VAR	AVAR																																									
J 1	70,000 円	35,000 円	10,000 円	35,000 円																																									
J 2	35,000 円	20,000 円	6,000 円	-																																									
J 3	18,000 円	6,000 円	5,000 円	-																																									
	主裁判	助理裁判・追加裁判	第四裁判	VAR	AVAR																																								
J 1	70,000 日圓	35,000 日圓	10,000 日圓	35,000 日圓	20,000 日圓																																								
J 2	35,000 日圓	20,000 日圓	6,000 日圓	-	-																																								
J 3	18,000 日圓	6,000 日圓	5,000 日圓	-	-																																								

日文	中文
<p>プロフェッショナルレフェリーとして 契約している副審：45,000 円</p> <p>口. 試合途中から責任の重い職務について 場合、新たな職務に対して、前項に定め た手当てを支払う</p> <p>③ 前 2 号に関わる交通費および宿泊費は、 実際に移動および宿泊を伴った場合に限 り、J リーグの「旅費規程」に基づいて支 払う</p>	
<p>第 21 条〔アクレディテーションカード (AD 証)〕</p> <p>J リーグは、次の各号のアクレディテーションカード (AD 証) を発行し、AD 証を所有する者の通行可能エリアを指定する。</p> <p>① OFFICIAL (紫)：オールエリア通行可</p> <p>② OFFICIAL (青)：運営本部室、フィールド (ピッチを除く)、記者室、記者席、TV クルー撮影エリア (スタンド)、観客ゾーン、その他運営ゾーン</p> <p>③ TEAM (ピンク)：オールエリア通行可ただし、所属するチームのホームゲームおよびアウェイゲームのみ有効</p> <p>④ TEAM (赤)：運営本部室、フィールド (ピッチを除く)、更衣室、練習場、その他運営ゾーンただし、所属するチームのホームゲームおよびアウェイゲームのみ有効</p> <p>⑤ PRESS (緑および黄緑)：記者室、記者席、カメラマン (フォトグラファー、TV クルー) 室、その他ホームクラブが許諾するエリア</p> <p>⑥ HB STAFF (オレンジ)・RH STAFF/TV STAFF (茶)・RADIO STAFF (黄)：フィールド (ピッチを除く)、その他ホームクラブが許諾するエリア</p> <p>⑦ カメラマンビズス (オフィシャル・紫、PRESS・黄、ノンライツ [NRH])</p>	<p>第 21 條〔通行證 (AD 卡, Accreditation Card)〕</p> <p>J 聯盟依下列資格發放通行證 (AD 卡)，並規範 AD 卡持有人之通行區域：</p> <p>① 官方人員 (紫色)：全區域均可通行</p> <p>② 官方人員 (藍色)：賽事籌備辦公室 (LOC)、球場 (不含草皮區)、記者室、記者席、電視轉播單位攝影區 (看台)、觀眾看台、其他工作區域</p> <p>③ 球隊人員 (粉紅色)：全區域均可通行，惟僅限主場球隊或客隊人員</p> <p>④ 球隊人員 (紅色)：賽事籌備辦公室 (LOC)、球場 (不含草皮區)、更衣室、練習場、其他工作區域。惟僅限主場球隊或客隊人員</p> <p>⑤ 媒體 (綠色或黃綠色)：記者室、記者席、攝影師休息室 (攝影師、轉播單位)、其他主場俱樂部允許區域</p> <p>⑥ 衛星訊號轉播商及頻道商 (橘色)、具現場轉播權者 (咖啡色)、廣播工作人員 (黃色)：球場 (不含草皮區)、其他主場俱樂部允許區域</p> <p>⑦ 攝影師背心 (官方-紫色、媒體-黃色、未擁有現場轉播權者 [NRH] / 電視媒體-紅色、衛星訊號轉播商及頻道商-黑色、擁有現場轉播權者-灰色、Scouting [J 聯盟媒體宣傳股份有限公司]-藍色、大型媒體裝置-粉紅色、J 聯盟官方媒體-綠色)：對於可</p>

日文	中文
/TV-PRESS・赤、ホストブロードキャスター〔HB〕・黒、ライツホルダー〔RH〕/TV・グレー、スカウティング・青、大型映像装置・ピンク、Jリーグオフィシャルメディア・緑): エリアについてはJリーグが別途定める2020Jリーグメディアガイドに準ずる	通行區域，依J聯盟另定之2020「J聯盟媒體指南」規範
第22条〔入場料および入場券販売〕  (1) ホームゲームの入場料金は、ホームクラブがその裁量により設定することができる。  (2) 大人の有料入場者が同伴する小学生未満の未就学児童の入場料金は、大人の有料入場者1名につき1名に限り、無料とする。  (3) 入場券の販売は、売り切れにならない限りその試合の後半15分経過時まで行う。	第22條〔入場費與門票販售〕  (1) 入場費用由主場俱樂部定之。  (2) 已購票之成人陪同未就讀小學之兒童入場，該名兒童免費，惟每名購票成人免費名額以一人為限。  (3) 除門票售罄外，門票應販售至下半場第15分鐘。
第23条〔試合球〕  ホームクラブは、キックオフ時刻の120分前までにJリーグの指定する試合球を7個用意し、試合をマルチボールシステムにて行う。	第23條〔比賽用球〕  主場俱樂部須於開賽時間120分鐘以前，備妥7個J聯盟指定比賽用球供比賽交替使用。
第24条〔試合運営に関する義務〕  Jクラブは、Jリーグ規約第51条の定めに従い、安全かつ適切に試合を運営しなければならない。	第24條〔賽事進行相關義務〕  J俱樂部須依《J聯盟規程》第51條規定，確保賽事安全進行。
第25条〔日程〕  Jクラブは、Jリーグ規約第56条の定めに従い、試合日程を遵守しなければならない。	第25條〔賽程〕  J俱樂部須遵守《J聯盟規程》第56條規定之競賽日程。
第3節 運営	第3節 賽務管理
第26条〔試合の運営に関する事項〕  試合の開催や運営に関する事項は、Jリーグ規約第4章第3節に定める。	第26條〔賽事之賽務相關事項〕  辦理比賽及相關賽務管理事項，規範於《J聯盟規程》第4章第3節。
第27条〔運営責任〕	第27條〔營運管理責任〕

日文	中文
(1) 試合の運営にあたっては、ホームクラブの実行委員が一切の責任を負う。	(1) 主場俱樂部之執行委員須全權負責賽事賽務管理。
(2) ホームクラブの実行委員は、キックオフ時刻の 150 分前までにスタジアムに到着しなければならない。	(2) 主場俱樂部之執行委員，須於開賽時間 150 分鐘前抵達球場。
(3) あらかじめチアマンに届け出て承認を得た者に、本実施要項に定める実行委員の職務を代行させることができる。	(3) 事先向理事長提出申請並獲得同意之人員，可作為執行本要點執行委員之代理人員。
第 28 条〔マッチコミッショナー〕	第 28 條〔競賽委員〕
(1) マッチコミッショナーは、J リーグ規約第 61 条第 3 項に定める事項を遵守しなければならない。	(1) 競賽委員應遵守《J 聯盟規程》第 61 條第 3 項所制定的事項。
(2) ホームクラブは、フィールドおよび観客席の全体を見渡すことができる場所にマッチコミッショナー席を設置しなければならない。	(2) 主場俱樂部須於可確認球場及全體觀眾席位置，設置競賽委員席。
(3) マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。 手当て：30,000 円 交通費・宿泊費：J リーグの「旅費規程」による	(3) 競賽委員津貼如下： 津貼：30,000 日圓 差旅費：依 J 聯盟制定之《差旅費規章》辦理
(4) 前項の定めにかかわらず、試合が中止された場合のマッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。  ① マッチコミッショナーが試合会場に到着する前に中止が決定した場合 手当て：なし 交通費・宿泊費：J リーグの「旅費規程」による(移動が伴った場合にのみ支払い)  ② マッチコミッショナーが試合会場に到着した後、試合開始前に中止が決定した場合 手当て：20,000 円 交通費・宿泊費：J リーグの「旅費規程」による  ③ 試合途中に中止が決定した場合 手当て：30,000 円	(4) 如比賽被終止或取消時，競賽委員之津貼如下，並排除適用前項規定：  ① 競賽委員抵達比賽場地之前，比賽若被取消 津貼：無 差旅費：依 J 聯盟制定之《差旅費規章》辦理（僅支付實際移動之交通費） ② 競賽委員抵達比賽場地後，比賽若被取消 津貼：20,000 日圓 差旅費：依 J 聯盟制定之《差旅費規章》辦理 ③ 比賽中途若被終止時 津貼：30,000 日圓 差旅費：依 J 聯盟制定之《差旅費規章》辦理

日文	中文
交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による	
第 29 条〔試合の中止および中断の決定〕	第 29 条〔取消或終止比賽〕
(1) 試合の中止は、主審が、マッチコミッショナー、ホームクラブの実行委員およびビジタークラブの実行委員（またはJリーグ規約第51条第2項第1号に基づくその代理人）の意見を参考のうえ決定する。ただし、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよびホームクラブの実行委員が協議のうえ決定する。	(1) 比賽之取消或終止，主裁判應參考競賽委員、主場俱樂部執行委員及客場俱樂部執行委員（或為《J聯盟規程》第51條第2項第1款規定之代理人）意見決定之。惟若於主裁判到達場地之前因不可避免原因取消比賽，則應由競賽委員及主場俱樂部執行委員協商後定之。
(2) 主審が試合の中断を決定した場合、マッチコミッショナー、ホームクラブおよびビジタークラブの両実行委員は試合を再開することができるよう最善の努力をしなければならない。	(2) 如主裁判決定暫停比賽，競賽委員、主場俱樂部執行委員及客場俱樂部執行委員應為重新開賽盡最大努力。
第 30 条〔スタジアムへの到着〕	第 30 条〔抵達球場時間〕
原則として双方のチームはバスを使用し、キックオフ時刻の 70 分前までにスタジアムに到着しなければならない。	原則上雙方球隊應搭乘球隊巴士於開賽時間 70 分鐘前抵達球場。
第 31 条〔キックオフ時刻の厳守〕	第 31 条〔遵守開賽時間〕
(1) いずれのチームも、あらかじめ定められたキックオフ時刻を厳守しなければならない。	(1) 各隊球隊均應嚴守已訂定之開賽時間。
(2) 不可抗力またはテレビもしくはラジオの同時中継放送の都合によりキックオフ時刻を遅らせる場合は、主審およびマッチコミッショナーの事前の承認を得なければならない。ただし、テレビまたはラジオの放送の都合による遅延は、5 分以内に限る。	(2) 如因不可抗力因素或電視轉播、電台轉播而導致開賽時間延遲，須事先獲得主裁判與競賽委員同意。惟因電視轉播或電台轉播所造成之延遲以至多 5 分鐘為限。
(3) いずれか一方のチームがキックオフ時刻にスタジアムに現れない場合、相手チームはキックオフ時刻から 45 分間、待機する義務を負う。	(3) 任一方球隊於開賽時間仍未到球場，另一方球隊有自開賽時間起等待 45 分鐘之義務。

日文	中文
<p>(4) ハーフタイムは原則として前半終了時刻から 15 分間を確保するものとする。ただし、テレビ中継の関係等で前半終了時刻から 15 分間を確保できない場合は、ホームクラブがJリーグに事前に申請し、承認を得るものとする。</p> <p>(5) 後半のキックオフ時刻は以下のとおりとする。</p> <p>① ハーフタイム 15 分確保対象試合の場合 前半終了時刻の 15 分後を後半のキックオフ時刻とする（主審が指定しマッチコミッショナーが最終確認した時刻とする）</p> <p>② ハーフタイム 15 分適用外試合の場合 前半のキックオフ時刻（主審とマッチコミッショナーにより最終確認された時刻をいう）の 60 分後とする。ただし、アディショナルタイム等により、前半終了時刻がキックオフ時刻から 50 分を超えた場合は、前半終了時刻の 10 分後を後半のキックオフ時刻とする</p>	<p>(4) 中場休息時間以上半場結束後之 15 分鐘為原則，惟若因電視轉播因素無法確保上半場結束後之 15 分鐘中場休息時間，主場俱樂部應事先向 J 聯盟提出申請並獲得同意。</p> <p>(5) 下半場之開賽時間規範如下：</p> <p>① 得確保中場休息 15 分鐘之場合 上半場結束後 15 分鐘為下半場開賽時間。（由主裁判決定時間，並由競賽委員進行最後確認）</p> <p>② 無法確保中場休息 15 分鐘之場合 上半場開賽時間（由主裁判與競賽委員最終確認並決定之時間）60 分鐘後結束中場休息。惟若補時時間令上半場結束時超過開賽時間 50 分鐘以上，則上半場結束之 10 分鐘後為下半場開賽時間。</p>
第32条〔エントリー後の選手変更〕	<p>第32條〔出賽名單繳交後之人員替換〕</p> <p>(1) 出賽名單繳交後至開賽前之球員替換，僅限於發生練習中受傷或疾病等不可避免狀況，並經主裁判及競賽委員同意後為之。適用本項規範之球員替換如下：</p> <p>① 先發名單上之球員替換 僅能由替補名單上球員替換上場，並得將原名單外球員加入替補名單。此時先發名單上之球員不得列為替補。惟若先發名單球員為守門員時，得視為例外列為替補球員</p> <p>② 替補名單上之球員替換 得將原名單外球員列為替補球員</p>

日文	中文
がゴールキーパーである場合は例外として控え選手とすることができます	
② 控え選手を変更する場合 新たな選手を控え選手とすることができます	
(2) エントリー完了後からキックオフ時刻までの間におけるチームスタッフの変更是、やむを得ない事情があり、かつ、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。	(2) 出賽名單繳交後至開賽前，若因不可避免情事須做球隊工作人員替換，則應經主裁判及競賽委員同意後始得為之。
(3) 前2項に定める変更が承認された場合、マッチコミッショナーは承認後、相手チーム等へすみやかに連絡しなければならない。	(3) 前兩項替換經同意後，由競賽委員盡速與提出要求之另外一球隊聯繫。
第33条〔選手の交代〕  試合中の選手の交代は、次の各号のとおりとする。  ① 選手の交代は、3名以内とする ② 交代は、退出する選手の選手番号を交代ボードで提示したうえ、行わなければならない	第33條〔球員替換〕  比賽中之球員替換，依下列各款辦理：  ① 球員替換以3名球員為限 ② 替換時須將換下場之球員號碼顯示於指示牌上
第33条〔選手の交代〕 (2020/6/23 修訂)  試合中の選手の交代は、次の各号のとおりとする。  ① 選手の交代は、5名以内とする ② 選手の交代は、1試合合3回以内（ただし、ハーフタイムを除く）とする ③ 交代は、退出する選手の選手番号を交代ボードで提示したうえ、行わなければならない	第33條〔球員替換〕 (2020/6/23 修訂)  比賽中之球員替換，依下列各款辦理：  ① 球員替換以5名球員為限 ② 一場比賽中，可替換球員時機為3次以內（惟不包含中場休息） ③ 替換時須將換下場之球員號碼顯示於指示牌上
第34条〔開催不能または中止となった試合の記録〕	第34條〔賽事取消時之比賽記錄〕  如果無法辦理比賽或比賽取消，依《J聯盟規

日文	中文
<p>開催不能または中止となり、Jリーグ規約第63条に基づき当該試合の取り扱いが決定した場合、試合の出場および得点の取り扱いについては、次の各号に定める。</p> <p>① 90分間の再試合の場合は公式記録として記録されない。ただし、当該開催不能または中止試合において、Jリーグ規約第133条第1号に定める違反行為が行われた疑いがある場合、同第134条に従って当該行為に対する調査、審議および懲罰の決定が行われる</p> <p>② 中止時点から試合を再開する場合は、中止時点までの記録を継承した上で再開試合を行い、当該再開試合が終了し試合が成立した時点で公式記録として記録される</p> <p>③ 中止時点で試合が成立した場合は当該試合が公式記録として記録される</p>	<p>程》第63條規範之處理方式，賽事與得分之處理如下：</p> <p>① 90分鐘之重賽將不會被記錄為正式記錄。惟若賽事之無法辦理或取消比賽有違反《J聯盟規程》第133條第1款規定之疑慮，得依《J聯盟規程》第134條進行調查，審議及決定紀律處分</p> <p>② 自比賽取消時點重新開始之比賽，保留比賽停止前之記錄並開始比賽，且於完賽後記為正式記錄</p> <p>③ 於比賽已經進行情況下，若比賽被取消，則該比賽仍將被記錄為正式記錄</p>
<p>第35条〔入場料金の払い戻し〕</p> <p>入場料金の払い戻しは、原則として次の各号の場合に行う。</p> <p>① 試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合</p> <p>② 試合前に、いずれかのチームの責に帰すべき事由により試合が開催不能となった場合</p>	<p>第35條〔入場費退費〕</p> <p>入場費退費原則如下：</p> <p>① 比賽因不可抗力因素取消或停止</p> <p>② 比賽前因任一方球隊緣故致使無法比賽時</p>
<p>第36条〔係員〕</p> <p>(1) ホームクラブは、試合実施を円滑に進行するため、次の各号の補助係員をおき、必要な業務を行わせる。</p> <p>① 場内外の警備・案内要員</p> <p>② 場内放送要員</p> <p>③ ボールパーソン</p> <p>④ 担架要員(8名、担架を2台用意してお</p>	<p>第36條〔工作人員〕</p> <p>(1) 為使比賽順利進行，主場俱樂部應配置下列工作人員：</p> <p>① 場內外之保全、引導人員</p> <p>② 場內播報人員</p> <p>③ 球僮</p> <p>④ 擔架人員(8人，2組擔架各4人)</p> <p>⑤ 記錄員(4人以上為原則)</p>

日文	中文
くこと) ⑤ 記録員（原則 4 名以上） (2) ホームクラブは、マッチコミッショナーが円滑に業務を行うため、ホームクラブの運営担当との交信が可能な通信機器を持ち合わせた補助係員をおかなければならぬ。	(2) 為令業務順利進行，主場俱樂部之賽務統籌須提供競賽委員一名持有通訊設備之輔助人員。
第 37 条〔中継映像制作〕  J クラブは、J リーグによる公式映像制作および公衆送信権を保有する事業者による中継映像制作に関し、試合中および前後に制作事業者が円滑に業務を行うため、以下の各号に定める事項について、別途定めるガイドラインに基づき、協力しなければならない。  ① J リーグスタジアム基準第Ⅲ項〔諸室・スペース〕第 1 項第 3 号、第 4 項および第 5 項に定める箇所を含むスタジアムへの撮影機材の搬入搬出、設営撤去および撮影中における安全の確保 ② 撮影上立入りが必要な競技関連エリア（ピッチ、チーム更衣室、室内ウォーミングアップエリア等）への立入許可 ③ 試合中および試合前後の選手、監督、チームスタッフ等の撮影、インタビューおよびこれらを行うための充分な撮影スペースの確保 ④ 試合メンバー表、ハーフタイムコメント、公式記録等の配付など試合情報の速やかな伝達 ⑤ 荒天時等の試合開催可否判断に関する速やかな情報共有	第 37 條〔電視轉播〕  J 俱樂部應遵照下列規範確保相關單位於比賽期間及比賽前後，均能順利製作及轉播 J 聯盟官方影像：  ① 依《J 聯盟球場基準》第 III 項〔各類室內外空間〕第 1 項第 3 款、第 4 項及第 5 項規定，確保進出球場時攝影器材之搬運、拍攝使用與撤場安全 ② 設定拍攝比賽相關區域（例如球場、更衣室、室內熱身區域等）之出入許可 ③ 確保比賽前後拍攝與採訪球員、教練、球隊工作人員等之空間 ④ 比賽人員名單、中場休息評論、正式紀錄等比賽資訊之即時傳達 ⑤ 遇天候不佳時得儘速判斷比賽是否繼續之資訊共享
第 37 条の 2〔VAR の実施〕  VAR を採用する試合のホームゲームを主管する J クラブは、VAR 実施のため、試合中および前後に J リーグまたは J リーグが指定	第 37 條之 2〔VAR 之實施〕  主場俱樂部於使用 VAR 之賽事，為使 J 聯盟及 J 聯盟指定業者於賽事全程確保 VAR 得順利使用，須配合下列各款指示：

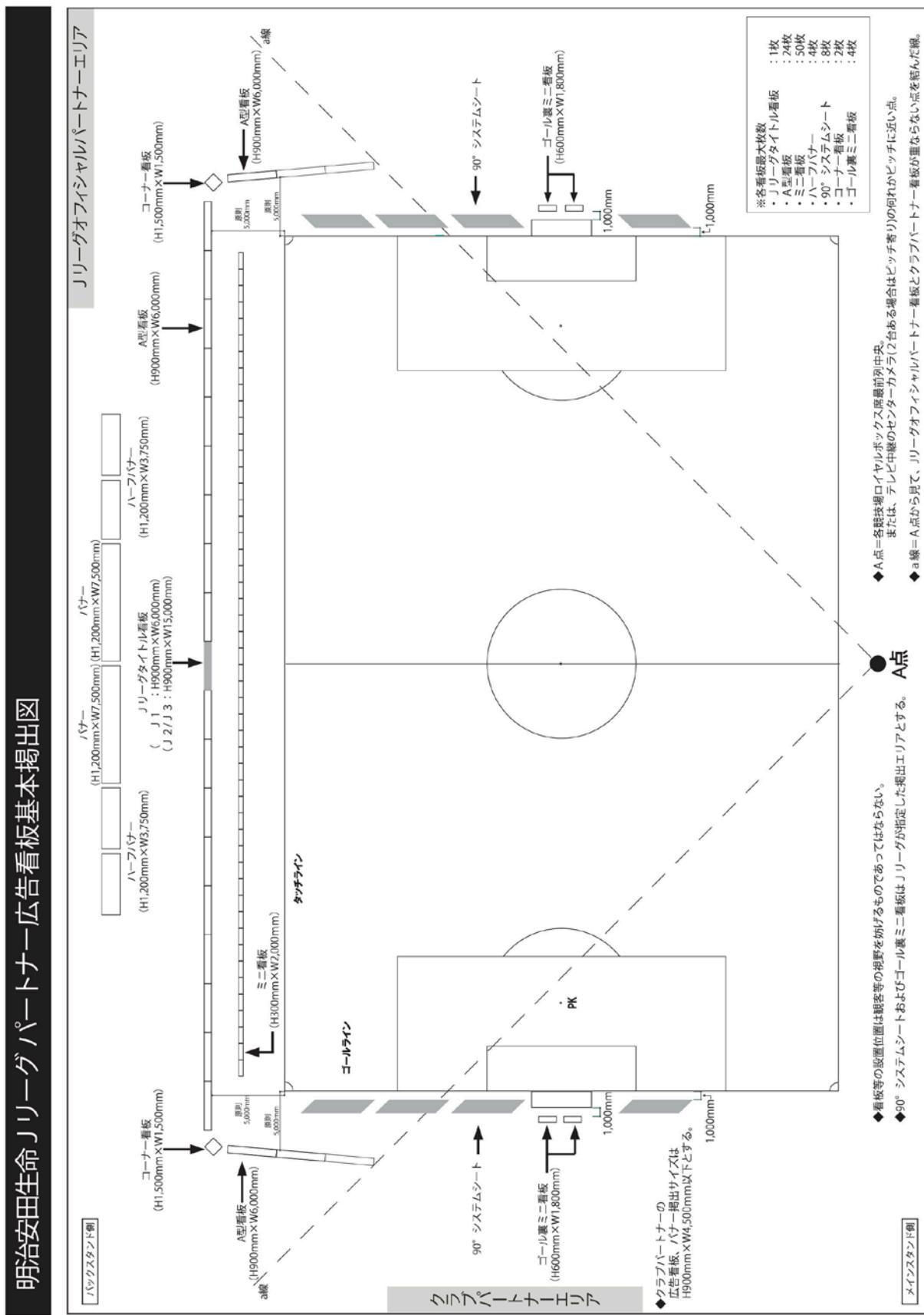
日文	中文
<p>する事業者が円滑に業務を行うため、以下の各号に定める事項について、協力しなければならない。</p> <p>① Jリーグスタジアム基準第Ⅲ項〔諸室・スペース〕第1項第6号に定めるVAR用カメラ設置スペースおよび第Ⅳ項〔アクセス関係〕第2項第11号に定める駐車場を含む、スタジアムへの機材の搬入搬出、設営および撤去における安全の確保</p> <p>② 業務上立ち入りが必要な競技関連エリア（ピッチ周辺、審判控室等）への立入許可</p> <p>③ 試合メンバー表の配布など試合情報の速やかな伝達</p> <p>④ 荒天時等の試合開催可否判断に関する速やかな情報共有</p>	<p>① 依《J聯盟球場基準》第 III 項〔各類室内外空間〕第 1 項第 6 款所定之 VAR 專用攝影機放置空間及第 IV 項〔通道相關〕第 2 項第 11 款所定之確保停車場及進出球場機材之設置與撤離安全</p> <p>② 設定實施業務相關區域（草皮周圍、裁判休息室等）之出入許可</p> <p>③ 比賽出場人員表格及比賽情報之即時傳達</p> <p>④ 遇天候不佳時得儘速判斷比賽是否繼續之資訊共享</p>
<p>第38条〔取材メディア対応〕</p> <p>(1) 取材メディア関係者は、原則として試合開始 60 分前から試合終了時までは試合メンバー表に記載された選手およびチームスタッフの取材（インタビュー含む）は行わないものとする。</p> <p>(2) 試合におけるJクラブの取材メディア対応は次のとおりとする。</p> <p>① ホームクラブは、フォトグラファー、TV クルーによる撮影およびペン記者の取材場所を指定する</p> <p>② ホームクラブは、記者室およびカメラマン（フォトグラファー、TV クルー）室を設ける</p> <p>③ ホームクラブは、「試合メンバー表」をキックオフ時刻の 110 分前までに配付する</p> <p>④ 両クラブは、ハーフタイム時に監督等のコメントを聴取し、ホームクラブはこれを所定の書式にまとめ取材メディア関係者に配布する</p>	<p>第38條〔採訪媒體之應對〕</p> <p>(1) 自開賽時間 60 分鐘前至比賽結束止，媒體原則不得採訪（包括個人面訪）先發名單上列出之球員與球隊工作人員。</p> <p>(2) J俱樂部媒體採訪處理方式如下：</p> <p>① 主場俱樂部須事先規劃攝影師、轉播單位、記者可採訪區域</p> <p>② 主場俱樂部須設置記者室，供攝影師、轉播單位使用</p> <p>③ 主場俱樂部須在開賽時間 110 分鐘以前發布比賽人員名單</p> <p>④ 雙方俱樂部須在中場休息時取得教練等之人之評論，並由主場俱樂部以規定格式發布予媒體</p> <p>⑤ 比賽結束後，雙方球隊教練須於主場俱樂部設置地點進行新聞發布會</p> <p>⑥ 比賽結束後，雙方球隊球員須於主場俱樂部設置之區域（混合區）接受採訪</p>

日文	中文
<p>⑤ 試合終了後、双方のチームの監督はホームクラブが設けた場所で記者会見を行わなければならない</p> <p>⑥ 試合終了後、双方のチームの選手はホームクラブが設けた場所(ミックスゾーン)で取材対応を行わなければならない</p>	
第39条〔公式記録〕	第39條〔官方記錄〕
<p>(1) 記録員は、所定の公式記録用紙により試合記録を作成し、試合終了後、内容確認のためマッチコミッショナー、主審およびホームクラブの運営担当（正）の署名を受けたのち、すみやかに取材メディア関係者等に配布する。</p>	<p>(1) 記錄員應使用規定之正式記錄表製作比賽記錄。比賽結束後，經競賽委員、主裁判及主場俱樂部賽務統籌（GC）確認內容並簽名後，將記錄表發布予媒體等相關人員。</p>
<p>(2) ホームクラブの運営担当（正）は、公式記録の原紙の写しをすみやかにJリーグに提出しなければならない。</p>	<p>(2) 主場俱樂部賽務統籌（GC）須立即提供正式記錄文件予J聯盟。</p>
<p>(3) 入場者数とは、以下の各号に該当する者の合計をいう。</p> <p>① 入場口から来場した観客で、以下に該当する者</p> <p>イ. 入場券を保有している者 ロ. 入場券を保有していない未就学児童</p> <p>② 入場口以外から来場した観客で、以下に該当する者</p> <p>イ. 車いす観戦者およびその付添人 ロ. VIP席の観客</p> <p>なお、入場者数には選手、審判員、Jクラブの役職員、その他試合運営に関わる者、スタジアム管理者、売店関係者、取材メディア関係者およびフォトグラファーは含めない。</p>	<p>(3) 入場人數統計依下列各款計算：</p> <p>① 符合下列條件由入口進場之觀眾</p> <p>A. 持有門票者 B. 未持有門票之學齡前兒童</p> <p>② 符合下列條件由入口以外進場之觀眾</p> <p>A. 乘坐輪椅之觀眾及其陪伴者 B. VIP席之觀眾</p> <p>入場人數計算不包含：球員、裁判，J俱樂部職員及工作人員、其他賽務人員、球場管理員、商店工作人員、媒體記者及攝影師。</p>
<p>(4) 入場者数は、原則として入場時にカウンター等を用いて算定するものとし、入場券の販売枚数や半券の数によって算定してはならない。</p>	<p>(4) 入場人數依現場計算為原則，門票販售張數不應做為計算方式。</p>

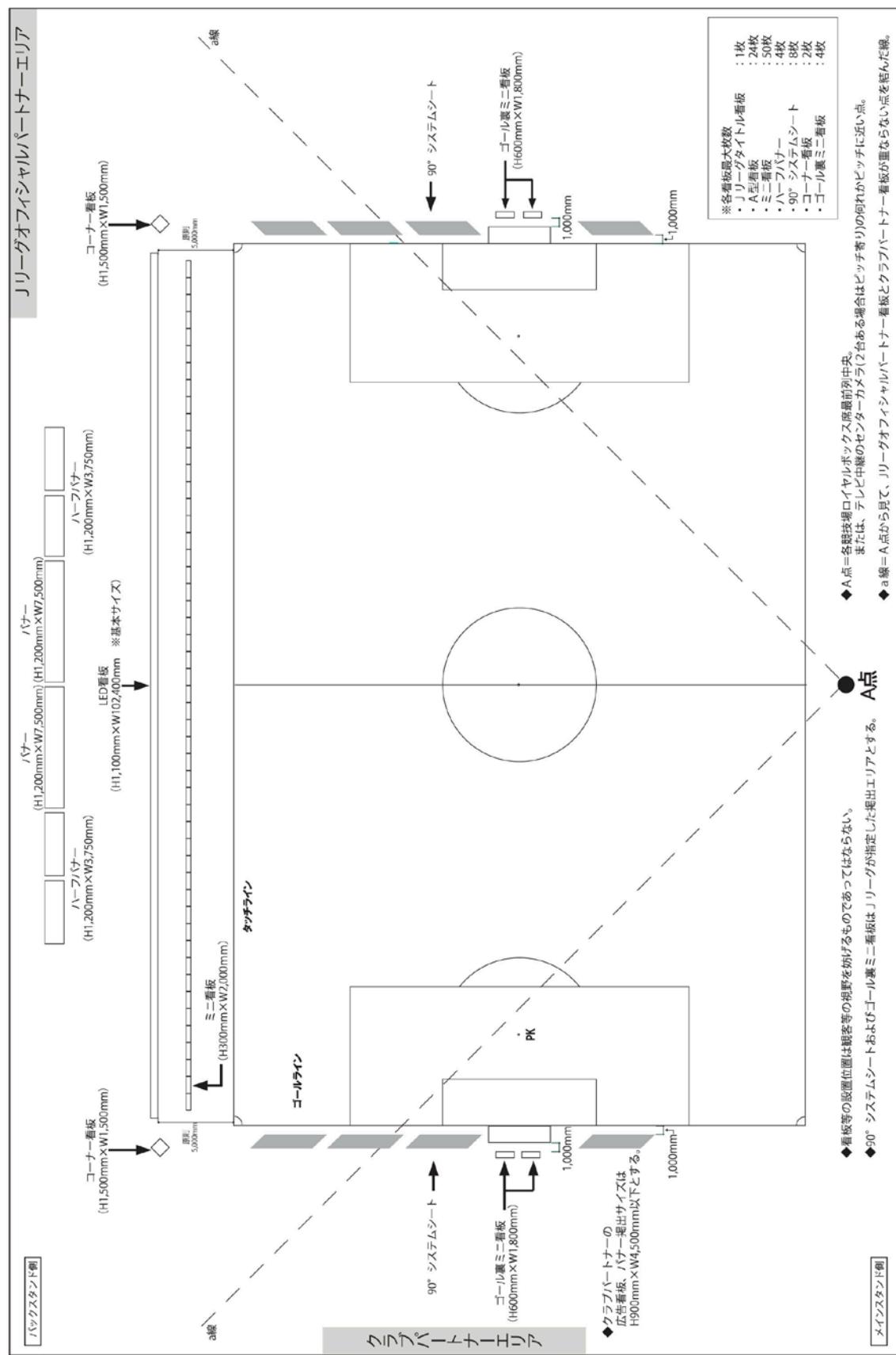
日文	中文
第 40 条〔試合運営報告〕  ホームクラブの実行委員は、試合の実施または運営に関し問題が生じた場合、試合終了後すみやかに「試合運営報告書」に必要事項を記載し、Jリーグに提出しなければならない。	第 40 條〔賽事賽務報告〕  主場俱樂部之執行委員會，若於舉辦比賽時發生賽務相關問題，須於比賽結束後立即提交記載有必要事項之《賽事賽務報告》予 J 聯盟。
第 41 条〔退場処分〕  退場処分を受けた選手およびチームスタッフは、規律委員会の決定があるまで試合への出場を停止される。	第 41 條〔退場處罰〕  遭退場處分之球員與球隊工作人員，得由紀律委員會決定後續停賽期間長度。
第 42 条〔退場による出場停止処分の翌シーズンへの繰り越し〕  退場による出場停止処分の未消化分がシーズン終了時に 2 試合以上に及ぶ場合には、次シーズンに持ち越すものとし、未消化分が 1 試合の場合には当該シーズン終了をもって失効するものとする。	第 42 條〔停賽處分延續至次賽季〕  球季結束時，如停賽處分之場數仍剩餘 2 場以上，則該處分將至下賽季執行；惟若停賽處分只剩 1 場，則該處分於賽季結束時失效。
第 4 節 試合の収支	第 4 節 比賽之收支
第 43 条〔試合の収支に関する事項〕  試合の収支に関する事項は、Jリーグ規約第 4 章第 5 節に定める。	第 43 條〔比賽收支相關事項〕  比賽收支相關事項定於《J 聯盟規程》第 4 章第 5 節。
第 44 条〔公衆送信権〕  (1) Jリーグ公式試合の公衆送信権（テレビ、ラジオ放送権、インターネット送信権その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という）はすべてJリーグに帰属する。  (2) Jリーグ公式試合の公衆送信権料は、別途Jリーグが定めるところによる。  (3) 前項の公衆送信権料は、別途定める基準によりすべてのJクラブにそれぞれ配分するものとする。	第 44 條〔轉播權〕  (1) J 聯盟正式賽事之轉播權（包括電視、廣播、網路及其他一切公開播放權利等，下稱「轉播權」），均屬於 J 聯盟。  (2) J 聯盟之正式賽事轉播權費用由 J 聯盟另定之。  (3) 前項轉播權費用，以 J 聯盟另定之計算基準，分潤予所有 J 俱樂部。
第 45 条〔収支報告〕  Jクラブは、Jリーグから試合収支および／	第 45 條〔收入支出表〕  J 聯盟得要求 J 俱樂部提交正式賽事收支或其

日文	中文
または大会収支にかかる決算書の提出を要請されたときは、Jリーグが定めた期限までに提出しなければならない。	他競賽收支財務報表，此時 J 俱樂部應於 J 聯盟所訂之期限前提交相關財務報表。
第 46 条〔改 正〕  本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。	第 46 条〔修 正〕  本要點之修正經理事會同意後實施。

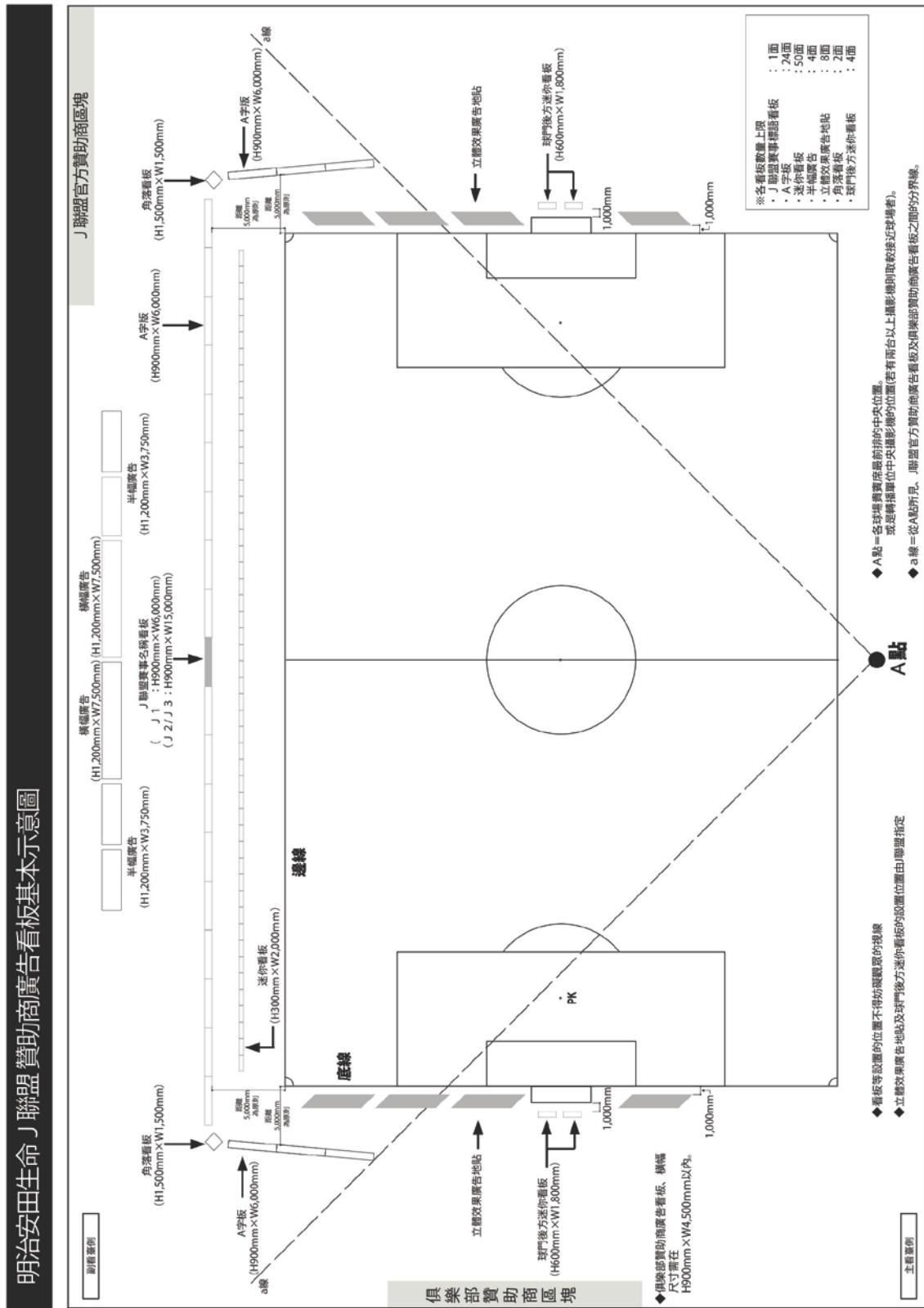
## 明治安田生命 リーグパートナー広告看板基本掲出図



## 明治安田生命 J1リーグパートナーハード看板基本掲出図 ※LED看板実施時 (J1リーグ戦のうち各節2試合)

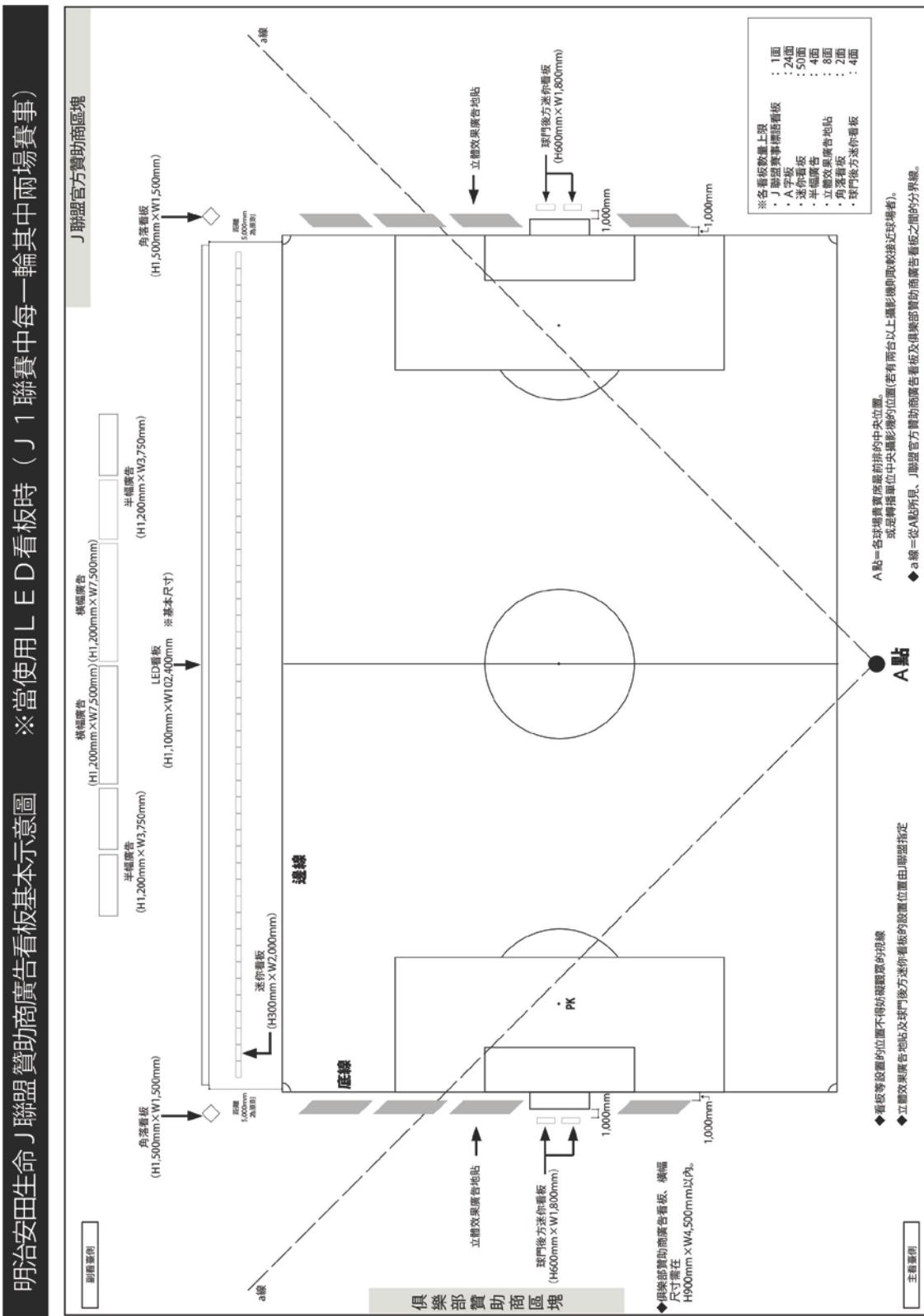


明治安田生命 J 聯盟贊助商廣告看板基本示意圖



明治安田生命 J 聯盟贊助商廣告看板基本示意圖

※ 當使用 LED 看板時 (J1 聯賽中每一輪其中兩場賽事)



# 20. 2020 日本職業足球聯盟 YBC 日本聯賽盃實施要點

## 2020J リーグ YBC ルヴァンカップ試合実施要項

日文	中文
第1条〔趣 旨〕  本実施要項は、Jリーグ規約第40条第1項第4号に定める公式試合として、2020JリーグYBCルヴァンカップ（以下「本大会」という）の試合の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2020明治安田生命J1・J2・J3リーグ戦試合実施要項」（以下「リーグ戦実施要項」という）を準用する。	第1條〔目的〕  本要點依《J聯盟規程》第40條第1項第4款規定之正式比賽規範，為2020日本職業聯盟YBC日本聯賽盃（以下稱作「本賽事」）賽事辦理制定。本要點未及規範事項，準用《2020明治安田生命J1、J2、J3聯賽實施要點》（以下稱作《聯盟聯賽實施要點》）。
第2条〔大会方式〕  (1) 本大会は、グループステージ、プレオフステージおよびプライムステージから構成される。  (2) 本大会には、すべてのJ1クラブと、第4項第1号または第5項第1号に該当するJ2クラブが参加する。ただし、AFCチャンピオンズリーググループステージ（以下「ACLGS」という）に参加するJ1クラブは、グループステージおよびプレオフステージの参加を免除され、プライムステージから参加する。  (3) グループステージおよびプレオフステージは、AFCチャンピオンズリーグプレオフ（以下「ACLPO」という）に参加する2クラブの試合結果に応じて、次項から第6項の規定に従う。  (4) ACLGSに参加するチーム数が4クラブである場合、以下の定めに従う。  ① 本大会に参加するJ2クラブは、以下の場合毎に以下に定めるクラブとする	第2條〔賽會形式〕  (1) 本賽事賽制形式由小組賽、淘汰賽與決賽圈組成。  (2) 本賽事由所有日本J1俱樂部與本條第4項第1款至第5項第1款之J2俱樂部參加。惟亞洲足球聯盟俱樂部冠軍聯賽小組賽（以下稱作「ACLGS」）參賽隊伍得免除參加小組賽與淘汰賽，直接晉級決賽圈。  (3) 小組賽與淘汰賽因應參加亞洲足球聯盟冠軍聯賽資格賽（以下稱作「ACLPO」）之二家俱樂部比賽結果，做次項至第6項規定。  (4) 參加ACLGS隊數為4隊(或要更改為4俱樂部)時，依下列形式辦理：  ① 參加本賽事之J2俱樂部資格，將依下列各情形指定：

日文		中文																					
<table border="1"> <tr> <td></td><td>本大会に参加する J2 クラブ</td></tr> <tr> <td>3 クラブ</td><td>前シーズンの J1 年間順位 16 位と 17 位の J2 クラブ</td></tr> <tr> <td>2 クラブ</td><td>前シーズンの J1 年間順位 17 位と 18 位の J2 クラブ</td></tr> <tr> <td>1 クラブ</td><td>前シーズンの J1 年間順位 18 位の J2 クラブと J1 に昇格しなかった J2 クラブで年間順位最高位の J2 クラブ</td></tr> <tr> <td>0 クラブ</td><td>前シーズンの J2 年間順位 1 位および 2 位の J2 クラブ</td></tr> </table>			本大会に参加する J2 クラブ	3 クラブ	前シーズンの J1 年間順位 16 位と 17 位の J2 クラブ	2 クラブ	前シーズンの J1 年間順位 17 位と 18 位の J2 クラブ	1 クラブ	前シーズンの J1 年間順位 18 位の J2 クラブと J1 に昇格しなかった J2 クラブで年間順位最高位の J2 クラブ	0 クラブ	前シーズンの J2 年間順位 1 位および 2 位の J2 クラブ	<table border="1"> <tr> <td>前賽季結算後 J1 聯賽降至 J2 級聯賽之俱樂部數</td><td>參加本盃賽之 J2 俱樂部資格</td></tr> <tr> <td>3 俱樂部</td><td>於前賽季 J1 聯賽排名第 16 位與第 17 位之 J2 俱樂部</td></tr> <tr> <td>2 俱樂部</td><td>於前賽季 J1 聯賽排名第 17 位與第 18 位之 J2 俱樂部</td></tr> <tr> <td>1 俱樂部</td><td>於前賽季 J1 聯賽排名第 18 位之 J2 俱樂部與 J2 聯賽中前賽季排名最高之俱樂部</td></tr> <tr> <td>0 俱樂部</td><td>於前賽季 J2 聯賽排名第 1 位與第 2 位之 J2 俱樂部</td></tr> </table>		前賽季結算後 J1 聯賽降至 J2 級聯賽之俱樂部數	參加本盃賽之 J2 俱樂部資格	3 俱樂部	於前賽季 J1 聯賽排名第 16 位與第 17 位之 J2 俱樂部	2 俱樂部	於前賽季 J1 聯賽排名第 17 位與第 18 位之 J2 俱樂部	1 俱樂部	於前賽季 J1 聯賽排名第 18 位之 J2 俱樂部與 J2 聯賽中前賽季排名最高之俱樂部	0 俱樂部	於前賽季 J2 聯賽排名第 1 位與第 2 位之 J2 俱樂部
	本大会に参加する J2 クラブ																						
3 クラブ	前シーズンの J1 年間順位 16 位と 17 位の J2 クラブ																						
2 クラブ	前シーズンの J1 年間順位 17 位と 18 位の J2 クラブ																						
1 クラブ	前シーズンの J1 年間順位 18 位の J2 クラブと J1 に昇格しなかった J2 クラブで年間順位最高位の J2 クラブ																						
0 クラブ	前シーズンの J2 年間順位 1 位および 2 位の J2 クラブ																						
前賽季結算後 J1 聯賽降至 J2 級聯賽之俱樂部數	參加本盃賽之 J2 俱樂部資格																						
3 俱樂部	於前賽季 J1 聯賽排名第 16 位與第 17 位之 J2 俱樂部																						
2 俱樂部	於前賽季 J1 聯賽排名第 17 位與第 18 位之 J2 俱樂部																						
1 俱樂部	於前賽季 J1 聯賽排名第 18 位之 J2 俱樂部與 J2 聯賽中前賽季排名最高之俱樂部																						
0 俱樂部	於前賽季 J2 聯賽排名第 1 位與第 2 位之 J2 俱樂部																						
<p>② グループステージは参加クラブを A～D の 4 つのグループ (1 グループ 4 クラブ) に分け、各グループ内でホーム＆アウェイ方式 (計 2 試合) 2 回戦 (ホーム＆アウェイ) 総当たりとする。グループステージのグループ分けは、以下の表の 1 から 3 に定める優先順位および適用条件に従い、参加クラブを A、B、C、D、D、C、B、A、A、B、C、D、D、C、B、A の順に各グループに振り分けて決定するものとする</p>		<p>② 參加小組賽之俱樂部分為 A～D 四個小組 (一小組有 4 家俱樂部)，各小組內以主、客場(共 2 場比賽)方式進行 2 輪循環賽。小組賽分組遵循下表 1 至 3 中規定之優先順位與適用條件，應將參加的俱樂部依 A、B、C、D、D、C、B、A、A、B、C、D、D、C、B、A 的順序，分配各俱樂部到每個小組。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>優先順位</th> <th>適用俱樂部</th> <th>適用條件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>本賽季之 J1 俱樂部，但不包含參加 ACLGS 之俱樂部及本賽季自 J2 升級之 J1 俱樂部</td> <td>前賽季 J1 聯賽排名由上至下之排名順序</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>依前賽季之結果自 J2 升級至 J1 之 J1 俱樂部</td> <td>前賽季 J2 聯賽排名由上至下之排名順序</td> </tr> </tbody> </table>		優先順位	適用俱樂部	適用條件	1	本賽季之 J1 俱樂部，但不包含參加 ACLGS 之俱樂部及本賽季自 J2 升級之 J1 俱樂部	前賽季 J1 聯賽排名由上至下之排名順序	2	依前賽季之結果自 J2 升級至 J1 之 J1 俱樂部	前賽季 J2 聯賽排名由上至下之排名順序											
優先順位	適用俱樂部	適用條件																					
1	本賽季之 J1 俱樂部，但不包含參加 ACLGS 之俱樂部及本賽季自 J2 升級之 J1 俱樂部	前賽季 J1 聯賽排名由上至下之排名順序																					
2	依前賽季之結果自 J2 升級至 J1 之 J1 俱樂部	前賽季 J2 聯賽排名由上至下之排名順序																					

日文			中文																			
3	前シーズンの結果 J1 から J2 に降格した J2 クラブ	前シーズンの J1 年間順位の上位から下位の順	3	依前賽季之結果自 J1 降級 J2 之 J2 偶樂部	前賽季 J1 聯賽排名由上至下之排名順序																	
4	前シーズンも当該シーズンも J2 に所属するクラブ	前シーズンの J2 年間順位の上位から下位の順	4	前賽季與本賽季均屬 J2 聯賽之俱樂部	前賽季 J2 聯賽排名由上至下之排名順序																	
<p>③ グループステージについては、各グループの上位 2 チームの合計 8 チームがプレオフステージに進出するものとする</p> <p>④ プレオフステージは、以下の試合をホーム&amp;アウェイ方式(計 2 試合)で行い、それぞれの勝者(計 4 チーム)がプライムステージに進出するものとする</p> <p>A グループ 1 位 対 D グループ 2 位  B グループ 1 位 対 C グループ 2 位  C グループ 1 位 対 B グループ 2 位  D グループ 1 位 対 A グループ 2 位</p>			<p>③ 小組賽各組排名前 2 名，共計 8 支隊伍將晉級淘汰賽</p> <p>④ 淘汰賽階段以主、客場方式進行比賽(共 2 場比賽)，各對戰組合之勝隊(共 4 支隊伍)將晉級決賽圈。</p> <p>A 組排名第 1 位 對 D 組排名第 2 位  B 組排名第 1 位 對 C 組排名第 2 位  C 組排名第 1 位 對 B 組排名第 2 位  D 組排名第 1 位 對 A 組排名第 2 位</p>																			
<p>(5) ACLGS に参加するチーム数が 3 クラブである場合、以下の定めに従う。</p> <p>① 本大会に参加する J2 クラブは、以下の場合毎に以下に定めるクラブとする</p> <table border="1"> <tr> <td>前シーズンの結果 J1 から J2 に降格となつたクラブ数</td><td>本大会に参加する J2 クラブ</td></tr> <tr> <td>3 クラブ</td><td>前シーズンの J1 年間順位 16 位の J2 クラブ</td></tr> <tr> <td>2 クラブ</td><td>前シーズンの J1 年間順位 17 位の J2 クラブ</td></tr> </table>			前シーズンの結果 J1 から J2 に降格となつたクラブ数	本大会に参加する J2 クラブ			3 クラブ	前シーズンの J1 年間順位 16 位の J2 クラブ	2 クラブ	前シーズンの J1 年間順位 17 位の J2 クラブ	<p>(5) 參加 ACLGS 隊數為 3 隊(或要更改為 3 俱樂部)時，依下列形式辦理：</p> <p>① 參加本賽事之 J2 俱樂部資格，將依下列各情形指定：</p> <table border="1"> <tr> <td>前賽季結算後 J1 聯賽降至 J2 級聯賽之俱樂部數</td><td>參加本盃賽之 J2 俱樂部資格</td></tr> <tr> <td>3 俱樂部</td><td>於前賽季 J1 聯賽排名第 16 位之 J2 俱樂部</td></tr> <tr> <td>2 俱樂部</td><td>於前賽季 J1 聯賽排名第 17 位之 J2 俱樂部</td></tr> <tr> <td>1 俱樂部</td><td>於前賽季 J1 聯賽排名第 18 位之 J2 俱樂部</td></tr> <tr> <td>0 俱樂部</td><td>於前賽季 J2 聯賽排名第</td></tr> </table>				前賽季結算後 J1 聯賽降至 J2 級聯賽之俱樂部數	參加本盃賽之 J2 俱樂部資格	3 俱樂部	於前賽季 J1 聯賽排名第 16 位之 J2 俱樂部	2 俱樂部	於前賽季 J1 聯賽排名第 17 位之 J2 俱樂部	1 俱樂部	於前賽季 J1 聯賽排名第 18 位之 J2 俱樂部
前シーズンの結果 J1 から J2 に降格となつたクラブ数	本大会に参加する J2 クラブ																					
3 クラブ	前シーズンの J1 年間順位 16 位の J2 クラブ																					
2 クラブ	前シーズンの J1 年間順位 17 位の J2 クラブ																					
前賽季結算後 J1 聯賽降至 J2 級聯賽之俱樂部數	參加本盃賽之 J2 俱樂部資格																					
3 俱樂部	於前賽季 J1 聯賽排名第 16 位之 J2 俱樂部																					
2 俱樂部	於前賽季 J1 聯賽排名第 17 位之 J2 俱樂部																					
1 俱樂部	於前賽季 J1 聯賽排名第 18 位之 J2 俱樂部																					
0 俱樂部	於前賽季 J2 聯賽排名第																					

日文		中文	
1 クラブ	前シーズンの J1 年間順位 18 位の J2 クラブ		1 位之 J2 俱樂部
0 クラブ	前シーズンの J2 年間順位 1 位の J2 クラブ		
② グループステージのグループ分けと対戦方式は、前項第 2 号の定めに従う		② 小組賽分組與對戰方式，依前項第 2 款規定辦理	
③ グループステージについては、各グループの 1 位チームおよび 2 位チームの全てならびに各グループの 3 位チームのうち上位 2 チームの合計 10 チームがプレオフステージに進出するものとする		③ 小組賽階段之各組成績排名第 1 位與第 2 位之所有隊伍，與各小組成績排序第 3 位的成績前 2 隊伍，合計 10 支隊伍晉級淘汰賽	
④ プレオフステージについては、以下の試合をホーム＆アウェイ方式(計 2 試合)で行い、それぞれの勝者(計 5 チーム)がプライムステージに進出するものとする		④ 淘汰賽階段以主、客場方式進行比賽(共 2 場比賽)，各對戰組合之勝隊(共 5 支隊伍)將晉級決賽圈	
グループステージ 1 位チーム中 1 位 対		小組賽第 1 名隊伍中的第 1 名 對 小組	
グループステージ 3 位チーム中 2 位 対		賽第 3 名隊伍中的第 2 名 對 小組	
グループステージ 1 位チーム中 2 位 対		賽第 1 名隊伍中的第 2 名 對 小組	
グループステージ 3 位チーム中 1 位 対		賽第 3 名隊伍中的第 1 名 對 小組	
グループステージ 1 位チーム中 3 位 対		賽第 1 名隊伍中的第 3 名 對 小組	
グループステージ 2 位チーム中 4 位 対		賽第 2 名隊伍中的第 4 名 對 小組	
グループステージ 1 位チーム中 4 位 対		賽第 1 名隊伍中的第 4 名 對 小組	
グループステージ 2 位チーム中 3 位 対		賽第 2 名隊伍中的第 3 名 對 小組	
グループステージ 2 位チーム中 1 位 対		賽第 2 名隊伍中的第 1 名 對 小組	
グループステージ 2 位チーム中 2 位 対		賽第 2 名隊伍中的第 2 名 對 小組	
(6) ACLGS に参加するチーム数が 2 クラブである場合、以下の定めに従う。		(6) 參加 ACLGS 隊數為 2 隊(或要更改為 2 俱樂部)時，依下列形式辦理：	
① 本大会に J2 クラブは参加しない		① J2 聯賽俱樂部將不參與本賽事	
② グループステージのグループ分けと対戦方式は第 4 項第 2 号の定めに従う		② 小組賽分組與對賽方式，依第 4 項第 2 款規定辦理	
③ グループステージについては、各グループの上位 2 チームの合計 8 チームがプレオフステージに進出するものとする		③ 小組賽階段各小組成績排名前 2 位，合計 8 支隊伍晉級淘汰賽	
④ プレオフステージについては、以下の試合をホーム＆アウェイ方式(計 2 試合)で行い、それぞれの勝者(計 6 チーム)		④ 淘汰賽階段以主、客場方式進行比賽(共 2 場比賽)，各對戰組合之勝隊(共 6 支隊伍)將晉級決賽圈：	
		小組賽第 1 名隊伍中的第 1 名 對 小組	

日文	中文
がプライムステージに進出するものとする グループステージ 1 位チーム中 1 位 対 グループステージ 3 位チーム中 4 位 グループステージ 1 位チーム中 2 位 対 グループステージ 3 位チーム中 3 位 グループステージ 1 位チーム中 3 位 対 グループステージ 3 位チーム中 2 位 グループステージ 1 位チーム中 4 位 対 グループステージ 3 位チーム中 1 位 グループステージ 2 位チーム中 1 位 対 グループステージ 2 位チーム中 4 位 グループステージ 2 位チーム中 2 位 対 グループステージ 2 位チーム中 3 位	賽第 3 名隊伍中的第 4 名 小組賽第 1 名隊伍中的第 2 名 對 小組 賽第 3 名隊伍中的第 3 位 小組賽第 1 名隊伍中的第 3 名 對 小組 賽第 3 位隊伍中的第 2 位 小組賽第 1 名隊伍中的第 4 名 對 小組 賽第 3 位隊伍中的第 1 位 小組賽第 2 名隊伍中的第 1 位 對 小組 賽第 2 名隊伍中的第 4 位 小組賽第 2 名隊伍中的第 2 位 對 小組 賽第 2 名隊伍中的第 3 位
(7) プライムステージは、準々決勝および準決勝をホーム&アウェイ方式（計 2 試合）、決勝を 1 試合で行う。なお、組み合わせについてはプレーオフ終了後に抽選を行い決定する。	(7) 決賽圈階段之八強賽、四強賽與準決賽，以主、客場方式進行比賽（共 2 場比賽）；決賽則採行 1 場比賽；下輪對賽組合在該輪淘汰賽結束之後進行抽籤決定。
(8) 本条において想定されていない事態が発生した場合の処置は、理事会で審議決定する。	(8) 若發生本條規定未能預料之狀況，處置方式由理事會決定之。
第 3 条〔試合の主催等〕  (1) 本大会のすべての試合は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）および J リーグが主催し、J リーグが主管する。  (2) J リーグは、本大会のグループステージから準決勝までの試合の主管権をホームクラブに譲渡する。	第 3 條〔賽事主辦相關〕  (1) 本賽事所有比賽由公益財團法人日本足球協會（以下稱作「協會」）與日本職業聯盟共同主辦，日本職業聯盟主管。  (2) 日本職業聯盟將本賽事自小組賽至準決賽主管權移轉予主場俱樂部。
第 4 条〔外国籍選手〕  本大会において、J1 クラブと J2 クラブが対戦することとなる場合における外国籍選手のエントリー可能数は、リーグ戦実施要項第 14 条第 2 項に定めるそれぞれの所属リーグの上限数に従う。	第 4 條〔外國籍球員〕  本賽事於 J1 俱樂部與 J2 俱樂部對賽時，准許外國籍球員之參賽人數，依《J 聯盟實施要點》第 14 條第 2 項規定各聯盟所屬俱樂部外籍球員數上限。
第 5 条〔試合出場メンバー〕	第 5 條〔賽事出場成員〕

日文	中文
<p>(1) 本大会のすべての試合において、2020年12月31日において満年齢21歳以下の日本国籍選手（以下、本条において、「対象選手」という）を1名以上先発出場させなければならない。</p>	<p>(1) 本賽事所有比賽各俱樂部須至少有一名截至2020年12月31日年齡於21歲以下之日本國籍球員（下稱「對象球員」）先發出場。</p>
<p>(2) 前項の定めにかかわらず、以下各号に該当する場合は前項の出場義務を免れるものとする。</p> <p>① 次条に基づき出場資格を有する対象選手1名以上が、試合日において日本代表試合または日本代表の合宿その他の活動（A代表またはU-19以上のカテゴリーの日本代表に限る）に招集されている場合。ただし、本大会の各試合開始前に、中2日以上の期間をもって帰国した場合、当該各試合については出場義務を負うものとする</p> <p>② 先発選手として試合エントリーされた対象選手がその後の怪我等のやむを得ない理由により出場ができなくなった場合</p>	<p>(2) 如有下列各款情事，得排除適用前項規定：</p> <p>① 有1名以上具有次條出場資格之對象球員，比賽日時因日本代表隊比賽、日本代表集訓、其他活動（成人或U19以上各類型的日本代表隊為限）入選。惟對象球員於本賽事各場比賽開始2天前即返回國內時，則仍有必須出場之義務</p> <p>② 已登錄為先發球員之對象球員，隨後因受傷等不可避免因素，致使其無法出場</p>
<p>第6条〔出場資格を得るための登録期限と出場資格〕</p> <p>(1) 2020年10月2日までに協会への選手登録およびJリーグ登録を完了した選手のみが試合への出場資格を有する。</p>	<p>第6條〔取得出場資格球員之註冊期限與出場資格〕</p> <p>(1) 2020年10月2日前，已向協會完成球員註冊與日本職業聯盟註冊之球員，才具有賽事出場資格。</p>
<p>(2) Jクラブは、グループステージまたはプレーオフステージにおいて既に他のチームで出場した選手を、グループステージおよびプレーオフステージの試合に出場させてはならない。また、Jクラブは、プライムステージにおいて既に他のチームで出場した選手を、プライムステージの試合に出場させてはならない。なお、グループステージまたはプレーオフステージにおいて既に他のチームで出場した選手を、プライムステージに出場させること</p>	<p>(2) 若已於小組賽與淘汰賽代表其他隊伍出場之球員，不得於小組賽與淘汰賽代表所屬J俱樂部出賽。同理，已於決賽圈代表其他隊伍出場之球員，不得於決賽圈代表所屬J俱樂部出賽。惟已於小組賽與淘汰賽代表其他隊伍出場之球員，得於決賽圈代表其所屬俱樂部出賽。</p>

日文	中文
は妨げない。	
第7条〔試合の勝敗の決定〕	第7條〔比賽勝負的決定〕
(1) グループステージの試合は、90分間（前後半各45分）で勝敗が決定しなかった場合には、引き分けとする。	(1) 小組賽賽事若於 90 分鐘（上、下半場各 45 分鐘）無法分出勝負，則判定和局。
(2) グループステージが終了した時点で、勝点（勝利3点、引き分け1点、敗戦0点）の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。ただし、勝点数が同一の場合は、次の第1号から第4号の順序により順位を決定する。	(2) 小組賽結束時，累計積分（勝場3分、和局1分、負場0分）多者隊伍排序名次在前。惟積分相同時，依下列第1款至第4款順序排定名次：
<p>① 勝点数が同一のチーム間で行った試合の勝点数</p> <p>② 勝点数が同一のチーム間で行った試合の得失点差</p> <p>③ 勝点数が同一のチーム間で行った試合の得点数</p> <p>④ 勝点数が同一のチーム間で行った試合のアウェイゴール数上記第1号から第4号を適用してもなお、複数のチーム間で順位を決定することができない場合、第1号から第4号を当該チーム間に限り再度適用し、順位を決定する。この手順を繰り返してもなお順位を決定することができない場合、次の第5号から第9号の順序により順位を決定する。</p> <p>⑤ グループ内の全試合の得失点差</p> <p>⑥ グループ内の全試合の得点数</p> <p>⑦ 順位決定に関わるチームが2チームのみで、その両チームがフィールド上にいる場合はペナルティーキック（以下「PK」という。なお、各チーム5人ずつ、決着がつかない場合は6人目以降は1人ずつで、勝敗が決定するまで行うものとする。以下同じ）</p> <p>⑧ グループ内の全試合の反則ポイント</p> <p>⑨ 抽選</p>	<p>① 積分相同隊伍之間對賽積分</p> <p>② 積分相同隊伍之間比賽淨勝球數</p> <p>③ 積分相同隊伍之間比賽進球數</p> <p>④ 積分相同隊伍之間比賽客場進球數</p> <p>如運用上述第1款至第4款方法仍無法排定多個隊伍之間的排名時，則僅在積分相同隊伍之間再度運用第1款到第4款以排定名次。若重複此一步驟仍無法排定名次，則依下列第5款至第9款順序排定名次：</p> <p>⑤ 小組內所有比賽淨勝球數</p> <p>⑥ 小組內所有比賽進球數</p> <p>⑦ 僅兩隊關係名次排定，且兩隊均於場上時，進行罰球點球（以下稱作「PK」；如兩隊5名球員無法PK決定勝負，第6名球員之後逐一進行PK，直至雙方確定分出勝負為止，下同）。</p> <p>⑧ 小組內所有比賽累計犯規次數少者</p> <p>⑨ 抽籤</p>

日文	中文
(3) 第2条第5項第3号、同項第4号および同条6項第4号において、各グループの同順位チーム間の上位チームを決定するにあたっては、勝点の合計が多いチームを上位とする。ただし、勝点数が同一の場合は、次の各号の順序により順位を決定する。  ① 得失点差 ② 得点数 ③ 反則ポイント ④ 抽選	(3) 在第2條第5項第3款與第4款、第6項第4款中，各小組排名相同隊伍之間之排序，以積分總和最多之隊伍排名在前。如積分總和相同時，依下列各款順序排定： ① 淨球數 ② 進球數 ③ 累計犯規次數少 ④ 抽籤
(4) プレーオフステージは90分間(前後半各45分)の試合をホーム&アウェイ方式で2試合行い、第2戦が終了した時点で、勝利数が多いチームを勝者とする。	(4) 淘汰賽為90分鐘賽事(上、下半場各45分鐘)，進行主、客場形式之2場比賽，截至第2場比賽結束為止，勝場數多者隊伍為勝方。
(5) プレーオフステージの第2戦が終了した時点で、勝利数が同数の場合には、次の各号の順序により勝者を決定する。  ① 2試合における得失点差 ② アウェイゴール数 ③ 第2戦終了時に、30分間(前後半各15分)の延長戦 ④ PK	(5) 淘汰賽至第2場比賽結束為止，勝場數相同時，依下列各款順序決定勝方：  ① 2場比賽淨勝球數 ② 客場進球數 ③ 第2場比賽結束時進行30分鐘(上、下半場各15分鐘)之加時比賽 ④ PK
(6) 前項第3号の延長戦に出場する者は、プレーオフステージの第2戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。ただし、プレーオフステージの第2戦と合わせて最大4名までの交代を行うことができる。また、延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手とする。ただし、主審により退場を命じられた者を除く。	(6) 前項第3款之加時比賽出場者，為淘汰賽第2場比賽結束時於比賽場內出場球員。淘汰賽之第2場比賽連同加時比賽得替換最多4名球員；進入加時比賽前之休息時間應於〈比賽成員表單〉記載球隊職員與球員。惟經裁判要求退場者除外。
(7) 準々決勝および準決勝についても、プレーオフステージと同様前3項の定めに従って行い、決勝進出チームを決定する。	(7) 八強賽與四強賽，準用前三項規定淘汰賽相同方式，決定晉級決賽隊伍。
(8) 決勝は、90分間(前後半各45分)の試	(8) 決賽進行90分鐘賽事(上、下半場各45分鐘)

日文	中文
合を行う。90 分間で勝敗が決定しなかつた場合、次の各号の順序により勝者を決定する。  ① 30 分間（前後半各 15 分）の延長戦 ② PK	分鐘）。90 分鐘內無法分出勝負時，依下列各款順序排定名次：  ① 30 分鐘（上、下半場各 15 分鐘）之加時比賽 ② PK
(9) 前項第 1 号の延長戦に出場する者は、後半終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。ただし、その直前の 90 分間の交代人数と合わせて、最大 4 名までの選手交代を行うことができる。	(9) 前一項第 1 款之加時比賽出場者，為下半場比賽結束時於比賽場內之出場球員。另決賽正規 90 分鐘賽事連同加時比賽得替換最多 4 名球員。
(10) 第 5 項第 4 号および第 8 項第 2 号における PK に参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が 4 名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。	(10) 第 5 項第 4 款與第 8 項第 2 款可參加 PK 之球員，僅限加時比賽結束時於比賽場內出場球員。惟因守門員受傷而無法繼續比賽，且該隊在加時比賽結束為止替換球員未滿 4 名時，得替換其他可替換球員。
(11) 第 5 項第 4 号および第 8 項第 2 号における PK において使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントスを行わずに使用するゴールを決定することができる。PK開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる。	(11) 第 5 項第 4 款與第 8 項第 2 款 PK 使用之球門，由裁判擲幣決定之。惟裁判考量地表狀況、安全等，得不進行擲幣決定使用之球門。PK 開始之後，除因安全上理由或所使用的球門地表不堪使用，裁判得變更使用之球門。
第 8 条〔順位の決定および表彰〕  J リーグは、決勝における勝者を優勝、敗者を 2 位、準決勝における敗者を 3 位として、別途理事会が定める「表彰規程」により表彰する。	第 8 条〔排名決定與表揚〕  J 聯盟定決賽勝隊為冠軍、敗隊為第 2 名、準決賽敗隊為第 3 名，並依理事會另外訂定之《表揚規章》進行表揚。
第 9 条〔広告看板等の設置〕  ① ホームクラブは、スタジアムにおいて、J リーグの指定した位置に本大会のタイト	第 9 条〔廣告看板設置〕  ① 主場俱樂部於球場，須於 J 聯盟指定位置確保有賽事主視覺之看板張貼空間。

日文	中文																				
<p>ル看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。</p> <p>サイズ：天地 900mm×左右 15,000mm 枚数：1 枚</p>	<p>尺寸：高度 900 公釐×寬度 15,000 公釐 幀數：1 幀</p>																				
<p>(2) ホームクラブは、スタジアムにおいて、J リーグの指定した位置に冠パートナーおよびサブスポンサーが、広告看板またはバナー広告を掲出できるスペースを確保しなければならない。</p> <p>サイズ：天地 900mm×左右 6,000mm 枚数：冠パートナーおよびサブスポンサー合計最大 16 枚</p>	<p>(2) 主場俱樂部於球場，須於 J 聯盟指定位置確保有官方合作夥伴與贊助商廣告看板或橫幅之廣告張貼空間。</p> <p>尺寸：高度 900 公釐×寬度 6,000 公釐 幀數：官方合作夥伴與贊助商合計最多 16 幀</p>																				
<p>(3) 決勝については、前項の掲出物に加え、電光看板、90°システムシート等を使用する。なお、電光看板および 90°システムシートのサイズおよび最大枚数は、リーグ戦実施要項に従うものとする。</p>	<p>(3) 決賽除了前項看板之外，亦得使用電子看板、立架看板等。此時之電子看板、90°立架看板等的尺寸與最大數量，應遵循《J 聯盟聯賽實施要點》。</p>																				
<p>第 10 条〔手当等〕</p> <p>(1) 審判員の手当等は以下のとおりとする。</p> <p>手当て：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主審</th> <th>副審・追加副審</th> <th>第 4 の審判員</th> <th>VAR</th> <th>AVAR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>120,000 円</td> <td>60,000 円</td> <td>20,000 円</td> <td>60,000 円</td> <td>30,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上の表の定めにかかわらず以下の通り一律とする。</p> <p>プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：130,000 円</p> <p>プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：80,000 円</p> <p>交通費・宿泊費：J リーグの「旅費規程」による</p>	主審	副審・追加副審	第 4 の審判員	VAR	AVAR	120,000 円	60,000 円	20,000 円	60,000 円	30,000 円	<p>第 10 條〔津貼等〕</p> <p>(1) 裁判人員津貼如下。</p> <p>津貼：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>裁判</th> <th>助理裁判</th> <th>第四裁判</th> <th>VAR</th> <th>AVAR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>120,000 日圓</td> <td>60,000 日圓</td> <td>20,000 日圓</td> <td>60,000 日圓</td> <td>30,000 日圓</td> </tr> </tbody> </table> <p>惟與協會簽署之頂級職業裁判合約不受上表限制，其津貼如下：</p> <p>職業主裁判：130,000 日圓</p> <p>職業助理裁判：80,000 日圓</p> <p>差旅費：依 J 聯盟《差旅費規章》給付</p>	裁判	助理裁判	第四裁判	VAR	AVAR	120,000 日圓	60,000 日圓	20,000 日圓	60,000 日圓	30,000 日圓
主審	副審・追加副審	第 4 の審判員	VAR	AVAR																	
120,000 円	60,000 円	20,000 円	60,000 円	30,000 円																	
裁判	助理裁判	第四裁判	VAR	AVAR																	
120,000 日圓	60,000 日圓	20,000 日圓	60,000 日圓	30,000 日圓																	
<p>(2) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合</p>	<p>(2) 如因緊急情況更換賽事執法人員，比賽尚未開始，或比賽遭到中止之情況，津貼等</p>																				

日文	中文																				
が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。	的支付規定如下：																				
① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかつた場合または試合が開始されなかつた場合手当ては支払わない ② 試合途中の負傷等により交代した場合、または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする イ. 試合途中から責任の軽い職務についてた場合、職務が果たせなくなつた場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、Jリーグ規約第63条第2号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当てを支払う 手当て：	① 如於賽前因疾病、受傷或其他原因未能擔任裁判，或比賽尚未開始，則不給予津貼 ② 如因比賽中途受傷被替換或比賽中途被取消時，則支付津貼如下 A. 對於比賽中職責較輕、無法完成職責、或因《J聯盟規程》第63條第2款需重新比賽而被停止職責以及重新開始比賽之裁判，將支付以下津貼： 津貼：																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>裁判</th> <th>助理裁判</th> <th>第四裁判</th> <th>VAR</th> <th>AVAR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70,000 日圓</td> <td>35,000 日圓</td> <td>10,000 日圓</td> <td>35,000 日圓</td> <td>20,000 日圓</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上の表の定めにかかわらず以下の通り一律とする。 プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：75,000円 プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：45,000円</p>	裁判	助理裁判	第四裁判	VAR	AVAR	70,000 日圓	35,000 日圓	10,000 日圓	35,000 日圓	20,000 日圓	<table border="1"> <thead> <tr> <th>裁判</th> <th>助理裁判</th> <th>第四裁判</th> <th>VAR</th> <th>AVAR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70,000 日圓</td> <td>35,000 日圓</td> <td>10,000 日圓</td> <td>35,000 日圓</td> <td>20,000 日圓</td> </tr> </tbody> </table> <p>惟與協會簽署之頂級職業裁判合約不受上表限制，其津貼如下： 職業主裁判：75,000日圓 職業助理裁判：45,000日圓</p>	裁判	助理裁判	第四裁判	VAR	AVAR	70,000 日圓	35,000 日圓	10,000 日圓	35,000 日圓	20,000 日圓
裁判	助理裁判	第四裁判	VAR	AVAR																	
70,000 日圓	35,000 日圓	10,000 日圓	35,000 日圓	20,000 日圓																	
裁判	助理裁判	第四裁判	VAR	AVAR																	
70,000 日圓	35,000 日圓	10,000 日圓	35,000 日圓	20,000 日圓																	
ロ. 試合途中から、責任の重い職務についてた場合、新たな職務に対して、前項に定めた手当てを支払う ③ 前2号に關わる交通費および宿泊費は、実際に移動および宿泊を伴つた場合に限り、Jリーグの「旅費規程」に基づいて支払う (3) マッチコミッショナーの手当て等は以下	B. 如果裁判於比賽中另負較重責任職務，則津貼依前項規範支給 ③ 前兩款所稱之差旅費以實際發生之住宿與移動依J聯盟《差旅費規章》支給 (3) 競賽委員津貼如下：																				

日文	中文
<p>のとおりとする。</p> <p>手當て：30,000 円</p> <p>交通費・宿泊費：J リーグの「旅費規程」による</p>	<p>津貼：30,000 日圓</p> <p>差旅費：依 J 聯盟制定之《差旅費規章》辦理</p>
<p>(4) 前項の定めにかかわらず、試合が中止された場合のマッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。</p> <p>① マッチコミッショナーが試合会場に到着する前に中止が決定した場合 手當て：なし 交通費・宿泊費：J リーグの「旅費規程」による（移動が伴った場合にのみ支払い）</p> <p>② マッチコミッショナーが試合会場に到着した後、試合開始前に中止が決定した場合 手當て：20,000 円 交通費・宿泊費：J リーグの「旅費規程」による</p> <p>③ 試合途中に中止が決定した場合 手當て：30,000 円 交通費・宿泊費：J リーグの「旅費規程」による</p>	<p>(4) 如比賽被終止或取消時，競賽委員之津貼如下，並排除適用前項規定：</p> <p>① 競賽委員抵達比賽場地之前，比賽若被取消 津貼：無 差旅費：依 J 聯盟制定之《差旅費規章》辦理（僅支付實際移動之交通費）</p> <p>② 競賽委員抵達比賽場地後，比賽若被取消 津貼：20,000 日圓 差旅費：依 J 聯盟制定之《差旅費規章》辦理</p> <p>③ 比賽中途若被終止時 津貼：30,000 日圓 差旅費：依 J 聯盟制定之《差旅費規章》辦理</p>
<p>第 11 条〔アクレディテーションカード (AD 証)〕</p> <p>(1) グループステージから準決勝までの試合については、リーグ戦実施要項に定めるアクレディテーションカード (AD 証) およびホームクラブの発行する AD 証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。</p> <p>(2) 決勝の試合については J リーグが別途発行する AD 証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。</p>	<p>第 11 條〔通行證 (AD 卡)〕</p> <p>(1) 從小組賽至準決賽賽事，依《J 聯盟聯賽實施要點》規定通行證 (AD 卡) 相關事項，並由主場俱樂部發放 AD 卡，指定球場內可通行區域。</p> <p>(2) 決賽由 J 聯盟另外發放 AD 卡，並指定球場內可通行區域。</p>
<p>第 12 条〔納付金〕</p> <p>(1) ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の 3%相当額を本大会終了後、</p>	<p>第 12 條〔規 費〕</p> <p>(1) 主場俱樂部於賽事結束後，應依協會規定繳納相當於比賽門票收入 3% 金額，並依</p>

日文	中文
別に定める方法にて J リーグへ報告し、請求書発行日から 60 日以内に協会に納付しなければならない。	另定之辦法向 J 聯盟報告完成。主場俱樂部應自發票開立日起 60 日內向協會繳納規費。
(2) 準々決勝および準決勝のホームクラブは、それらの試合のうち主管した試合の入場料収入のうちの 10%相当額を J リーグに納付しなければならない。ただし、当該ホームクラブが販売したシーズンチケットに本大会へ入場する権利が含まれている場合は、当該ホームクラブが收受したシーズンチケットの料金のうち、上記の主管した試合に相当する分（当該シーズンチケットの対象試合数で按分して算出する）を加えて入場料収入を算定するものとする。	(2) 八強賽與準決賽主場俱樂部須繳納相當於比賽門票收入 10% 金額。惟該主場俱樂部已發售之季票如已包含本賽事入場權利，則該主場俱樂部季票收入金額，應加計上述賽事之相當比例（以該季票賽場數按比例計算）納入該場門票營收計算。
第 13 条〔遠征経費〕  本大会に出場する際のチームの遠征に要する交通費および宿泊費は以下のとおりとする。  ① グループステージから準決勝までの試合については、出場する J クラブがそれぞれ負担する ② 決勝については J リーグの「旅費規程」に基づき J リーグが負担する	第 13 條〔外地比賽經費〕  本賽事客場球隊前往外地比賽所需之差旅費規範如下：  ① 自小組賽至準決賽之賽事，所有費用由 J 俱樂部負擔 ② 決賽依 J 聯盟《差旅費規章》由 J 聯盟負擔
第 14 条〔改 正〕  本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。	第 14 條〔修 正〕  本要點之修正經理事會同意後實施。

# 21. 2020 日本職業足球聯盟 J1 聯賽季後升降賽實施要點

## 2020J1 參入プレーオフ試合實施要項

日文	中文
<p>第1条〔趣旨〕</p> <p>本實施要項は、Jリーグ規約第40条第1項第5号に定める公式試合として、2020明治安田生命J1リーグ（以下「J1」という）のJクラブ（以下「J1クラブ」という）との入れ替えを行う2020明治安田生命J2リーグ（以下「J2」という）のJクラブ（以下「J2クラブ」という）を決定するための「2020J1参入プレーオフ」（以下「本大会」という）の試合の実施に関して定める。試合の実施に関して本実施要項に定めのない事項については「2020明治安田生命J1・J2・J3リーグ戦試合実施要項」（以下「リーグ戦実施要項」という）を準用する。</p>	<p>第1條〔目的〕</p> <p>本要點依《J聯盟規程》第40條第1項第5款規定，為決定2020明治安田生命日本職業聯盟J1聯賽（下稱「J1聯賽」）之J俱樂部（下稱「J1俱樂部」）替換升級隊伍，進行2020明治安田生命日本職業聯盟J2聯賽（下稱「J2聯賽」）之J2俱樂部（下稱「J2俱樂部」）之「2020J1聯賽季後升降賽」（下稱「本賽事」）。本要點未及規定之比賽實施相關事項，適用《2020明治安田生命J1、J2、J3聯賽實施要點》（下稱「聯賽實施要點」）。</p>
<p>第2条〔本大会の目的〕</p> <p>(1) 本大会はJリーグ規約第19条に定める出場資格を満たすJクラブが参加して行う。</p> <p>(2) 本大会に優勝したJクラブは、Jリーグ規約第19条第2項の定めに従い、J1に残留または昇格することができる。</p>	<p>第2條〔本賽事目的〕</p> <p>(1) 符合《J聯盟規程》第19條出場資格之J俱樂部得參加本賽事。</p> <p>(2) 於本賽事優勝之J俱樂部，依《J聯盟規程》第19條第2項規定，得保留或升級至J1聯盟。</p>
<p>第3条〔出場資格〕</p> <p>本大会の出場資格はJリーグ規約第19条第2項から第5項によるものとする。</p>	<p>第3條〔出賽資格〕</p> <p>本賽事之出賽資格應符合《J聯盟規程》第19條第2項至第5項規範。</p>

日文	中文
第4条〔大会方式〕	第4條〔賽事方式〕
(1) 本大会はトーナメント方式により、1回戦、2回戦および決定戦をそれぞれ1試合で行うものとし、その詳細は以下の定めに従う。	(1) 本賽事為錦標賽形式，賽制為第1輪、第2輪與決賽各進行一場賽事，並依下列規範辦理：
① 1回戦の組み合わせはJ2年間順位3位クラブ対同6位クラブ、同4位クラブ対同5位クラブとし、1回戦の勝者同士が2回戦を行い、2回戦の勝者がJ1クラブと決定戦を行う	① 第1輪對賽組合為J2聯賽年度排名第3位俱樂部對第6位俱樂部、第4位俱樂部對第5位俱樂部，第1輪比賽勝出者晉級第2輪比賽，第2輪比賽之勝出者與J1俱樂部進行決賽
② 各試合のホームゲームは以下のとおりとする 1回戦および2回戦：J2年間順位が上位のクラブのホームゲーム 決定戦：J1クラブのホームゲーム	② 各賽事主場分配如下： 第1輪與第2輪：J2聯賽年度排名在前者為主場俱樂部 決賽：J1俱樂部為主場俱樂部
③ 決定戦の勝者が本大会優勝クラブとなる	③ 決賽之勝隊為本賽事優勝俱樂部
(2) J2年間順位3位から6位のJ2クラブのうち、前条の出場資格を満たすのが3クラブのみである場合、前項に定める1回戦の組み合わせは、当該3クラブのうち、J2年間順位の下位2クラブとし、残った1クラブは1回戦を行わず、2回戦から参加する。	(2) J2聯賽年度排名第3至6位之J2俱樂部，如僅有3家俱樂部符合前條出賽資格，則前條規定第1輪比賽組合，由此3家俱樂部於J2聯賽年度排名在後之2家俱樂部進行賽事，所剩之1家俱樂部不參加第1輪比賽，直接參加第2輪比賽。
(3) J2年間順位3位から6位のうち、前条の出場資格を満たすのが2クラブのみである場合、1回戦は行わず、出場するJ2クラブは2回戦から参加する。	(3) J2聯賽年度排名第3至6位之J2俱樂部，如僅有2家俱樂部符合前條出賽資格，則不舉行第1輪比賽，具出賽資格之J2俱樂部，直接參加第2輪比賽。
(4) J2年間順位3位から6位のうち、前条の出場資格を満たすのが1クラブのみである場合、1回戦および2回戦は行わず、出場するJ2クラブは決定戦から参加する。	(4) J2聯賽年度排名第3至6位之J2俱樂部，如僅有1家俱樂部符合前條出賽資格，則不舉行第1輪與第2輪比賽，具出賽資格之J2俱樂部直接參加決賽。
(5) J2年間順位3位から6位のうち、前条の出場資格を満たしたJ2クラブがない場合は、J1クラブが自動的に本大会優勝クラブとなる。	(5) J2聯賽年度排名第3至6位之J2俱樂部，如無俱樂部符合前條出賽資格，則J1俱樂部自動成為本賽事優勝。

日文	中文
(6) J1 クラブが前条の出場資格を満たさない場合は、決定戦に出場資格を得た J2 クラブが本大会優勝クラブとなる。	(6) 如 J1 俱樂部未符合前條出賽資格時，則於決賽具有出賽資格之 J2 俱樂部為本賽事優勝。
第 5 条〔試合の主催等〕  (1) 本大会のすべての試合は公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）および J リーグが主催し、J リーグが主管する。  (2) J リーグは、本大会のすべての試合の主管権をホームクラブに譲渡する。	第 5 條〔賽事之主辦〕  (1) 本賽事所有比賽由公益財團法人日本足球協會（以下稱作「協會」）與 J 聯盟共同主辦，J 聯盟主管。  (2) J 聯盟將本賽事所有比賽之主管權移轉予主場俱樂部。
第 6 条〔出場資格を得るための追加登録期限〕  2020 年 9 月 18 日までに協会への選手登録および J リーグ登録を完了していない選手は、試合への出場資格を有しない。	第 6 條〔球員之註冊期限與出場資格〕  2020 年 9 月 18 日前未向協會完成球員註冊與日本職業聯盟註冊之球員，不具賽事出場資格。
第 7 条〔外国籍選手〕  本大会における外国籍選手のエントリー可能数は、リーグ戦実施要項第 14 条第 2 項の定めにかかわらず、4 人を上限とする	第 7 條〔外國籍球員〕  本賽事准許外國籍球員參賽人數最多以 4 人為限，不受《J 聯盟實施要點》第 14 條第 2 項規定限制。
第 8 条〔試合の勝敗の決定〕  (1) 本大会のすべての試合は 90 分間（前後半各 45 分）とする。  (2) 90 分間で勝敗が決定しなかった場合は、1 回戦および 2 回戦は J2 年間順位が上位の J2 クラブを勝者とする。また、決定戦は J1 クラブを勝者とする。	第 8 條〔比賽勝負決定〕  (1) 本賽事所有比賽時間皆為 90 分鐘（上、下半場各 45 分鐘）。  (2) 若 90 分鐘內無法決定勝負時，第 1 輪與第 2 輪比賽以 J2 聯賽年度排名在前之 J2 俱樂部為勝隊；決賽以 J1 俱樂部為勝隊。
第 9 条〔広告看板等の設置〕  (1) ホームクラブは、スタジアムにおいて、J リーグの指定した位置に大会タイトル看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。  サイズ：天地 900mm×左右 15,000mm 枚数：1 枚	第 9 條〔廣告看板設置〕  (1) 主場俱樂部於球場須於 J 聯盟指定位置確保賽事主視覺看板之張貼空間。 尺寸：高度 900 公釐×寬度 15,000 公釐 幀數：1 幀

日文	中文																																				
<p>(2) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグが指定した位置に冠パートナー等が広告看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。</p> <p>サイズ：天地 900mm×左右 6,000mm 枚数：最大 6 枚</p>	<p>(2) 主場俱樂部於體育場，必須在 J 聯盟指定位置確保冠名合作夥伴等廣告看板之張貼空間。</p> <p>尺寸：高度 900 公釐×寬度 6,000 公釐 幀數：最多 6 幀</p>																																				
<p>(3) 決定戦については、電光看板、90°システムシート等を使用するものとし、そのサイズおよび最大枚数は、リーグ戦実施要項に従う。なお、電光看板を使用しない場合は、1回戦、2回戦の大会タイトル看板および冠パートナー等の看板と同様の運用となる場合がある。</p>	<p>(3) 決賽使用之電子看板、立架看板等之尺寸與最大數量，依《聯賽實施要點》規範；如不使用電子看板，第 1 輪、第 2 輪之賽事主視覺看板與冠名合作夥伴等廣告看板應依相同規範。</p>																																				
<p>第 10 条〔手当等〕</p> <p>(1) 審判員の手当等は以下のとおりとする。</p> <p>手当：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>主審</th> <th>副審 ・追加 副審</th> <th>第 4 の 審判員</th> <th>VAR</th> <th>AVAR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1、2 回戦</td> <td>60,000 円</td> <td>30,000 円</td> <td>10,000 円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>決定 戦</td> <td>120,00 0 円</td> <td>60,000 円</td> <td>20,000 円</td> <td>60,000 円</td> <td>30,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上の表の定めにかかわらず以下の通り一律とする。</p> <p>プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：130,000 円 プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：80,000 円 交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による</p>		主審	副審 ・追加 副審	第 4 の 審判員	VAR	AVAR	1、2 回戦	60,000 円	30,000 円	10,000 円	—	—	決定 戦	120,00 0 円	60,000 円	20,000 円	60,000 円	30,000 円	<p>第 10 条〔津貼等〕</p> <p>(1) 裁判人員津貼如下。</p> <p>津貼：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>裁判</th> <th>助理 裁判 ・追 加裁 判</th> <th>第四 裁判</th> <th>VAR</th> <th>AVA R</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1、2 輪</td> <td>60,000 日圓</td> <td>30,000 日圓</td> <td>10,000 日圓</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>決賽</td> <td>120,00 0 日 圓</td> <td>60,000 日圓</td> <td>20,000 日圓</td> <td>60,000 日圓</td> <td>30,000 日圓</td> </tr> </tbody> </table> <p>惟與協會簽署之頂級職業裁判合約不受上表限制，其津貼如下：</p> <p>職業主裁判：130,000 日圓 職業助理裁判：80,000 日圓 差旅費：依 J 聯盟《差旅費規章》給付</p>		裁判	助理 裁判 ・追 加裁 判	第四 裁判	VAR	AVA R	第 1、2 輪	60,000 日圓	30,000 日圓	10,000 日圓	—	—	決賽	120,00 0 日 圓	60,000 日圓	20,000 日圓	60,000 日圓	30,000 日圓
	主審	副審 ・追加 副審	第 4 の 審判員	VAR	AVAR																																
1、2 回戦	60,000 円	30,000 円	10,000 円	—	—																																
決定 戦	120,00 0 円	60,000 円	20,000 円	60,000 円	30,000 円																																
	裁判	助理 裁判 ・追 加裁 判	第四 裁判	VAR	AVA R																																
第 1、2 輪	60,000 日圓	30,000 日圓	10,000 日圓	—	—																																
決賽	120,00 0 日 圓	60,000 日圓	20,000 日圓	60,000 日圓	30,000 日圓																																
<p>(2) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合</p>	<p>(2) 如因緊急情況更換賽事執法人員，比賽尚未開始，或比賽遭到中止之情況，津貼等</p>																																				

日文	中文																																				
が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。	的支付規定如下：																																				
① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかつた場合または試合が開始されなかつた場合、手当ては支払わない	① 比賽開始前因疾病、受傷、其他理由致使賽事執法人員無法執行職務時，若在比賽尚未開始之前，則不支付其津貼																																				
② 試合途中の負傷等により交代した場合または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする	② 如因比賽中途受傷被替換或比賽中途被取消時，則支付津貼如下：																																				
イ. 試合途中から責任の軽い職務についていた場合、職務が果たせなくなつた場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、Jリーグ規約第63条第2号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当てを支払う	A. 對於比賽中職責較輕、無法完成職責、或因《J聯盟規程》第63條第2款需重新比賽而被停止職責以及重新開始比賽之裁判，將支付以下津貼：																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>主審</th> <th>副審・追加副審</th> <th>第4の審判員</th> <th>VAR</th> <th>A VAR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1、2回戦</td> <td>35,000円</td> <td>20,000円</td> <td>6,000円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>決定戦</td> <td>70,000円</td> <td>35,000円</td> <td>10,000円</td> <td>35,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上の表の定めにかかわらず以下の通り一律とする。</p> <p>プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：75,000円</p> <p>プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：45,000円</p> <p>ロ. 試合途中から責任の重い職務についていた場合、新たな職務に対して、前項に定めた手当てを支払う</p> <p>③ 前2号に關わる交通費および宿泊費は、</p>		主審	副審・追加副審	第4の審判員	VAR	A VAR	1、2回戦	35,000円	20,000円	6,000円	—	—	決定戦	70,000円	35,000円	10,000円	35,000円	20,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>裁判</th> <th>助理裁判・追加裁判</th> <th>第四裁判</th> <th>VAR</th> <th>A VAR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1、2輪</td> <td>35,000日圓</td> <td>20,000日圓</td> <td>6,000日圓</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>決賽</td> <td>70,000日圓</td> <td>35,000日圓</td> <td>10,000日圓</td> <td>35,000日圓</td> <td>20,000日圓</td> </tr> </tbody> </table> <p>惟與協會簽署之頂級職業裁判合約不受上表限制，其津貼如下：</p> <p>職業主裁判：75,000日圓</p> <p>職業助理裁判：45,000日圓</p> <p>B. 如果裁判於比賽中另負較重責任職務，則津貼依前項規範支給</p> <p>③ 前兩款所稱之差旅費以實際發生之住宿與移動依J聯盟《差旅費規章》支給</p>		裁判	助理裁判・追加裁判	第四裁判	VAR	A VAR	第1、2輪	35,000日圓	20,000日圓	6,000日圓	—	—	決賽	70,000日圓	35,000日圓	10,000日圓	35,000日圓	20,000日圓
	主審	副審・追加副審	第4の審判員	VAR	A VAR																																
1、2回戦	35,000円	20,000円	6,000円	—	—																																
決定戦	70,000円	35,000円	10,000円	35,000円	20,000円																																
	裁判	助理裁判・追加裁判	第四裁判	VAR	A VAR																																
第1、2輪	35,000日圓	20,000日圓	6,000日圓	—	—																																
決賽	70,000日圓	35,000日圓	10,000日圓	35,000日圓	20,000日圓																																

日文	中文
実際に移動および宿泊を伴った場合に限り、Jリーグの「旅費規程」に基づいて支払う	
第11条〔納付金〕  (1) ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の3%相当額を、本大会の終了後別に定める方法にてJリーグへ報告し、請求書発行日から60日以内に、協会に納付しなければならない。  (2) ホームクラブは、主管した試合の入場料収入のうちの10%相当額をJリーグに納付しなければならない。ただし、当該ホームクラブが販売したシーズンチケットに本大会へ入場する権利が含まれている場合は、当該ホームクラブが收受したシーズンチケットの料金のうち、上記の主管した試合に相当する分（当該シーズンチケットの対象試合数で按分して算出する）を加えて入場料収入を算定するものとする。	第11條〔規 費〕  (1) 主場俱樂部於賽事結束後，應依協會規定繳納相當於比賽門票收入3%金額，並依另定之辦法向J聯盟報告完成，主場俱樂部應自發票開立日起60日內向協會繳納規費。  (2) 主場俱樂部必須繳納相當於主管比賽門票收入的10%金額給予J聯盟。惟該主場俱樂部已發售之季票如已包含本賽事入場權利，則該主場俱樂部季票收入金額，應加計上述賽事之相當比例（以該季票賽場數按比例計算）納入該場門票營收計算。
第12条〔遠征費用〕  ビジタークラブのチーム遠征に要する交通費および宿泊費は、Jリーグの「旅費規程」に基づきJリーグが負担する。	第12條〔外地比賽費用〕  本賽事客場球隊前往外地比賽所需之差旅費，依J聯盟之《差旅費規章》由J聯盟負擔。
第13条〔改 正〕  本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。	第13條〔修 正〕  本要點之修正經理事會同意後實施。

## 22. J 聯盟表揚規章

### J リーグ表彰規程

日文	中文
第1条〔趣 旨〕  本規程は、Jリーグ規約第84条に基づき、Jリーグにおけるチーム、選手、監督、コーチおよび審判員の表彰ならびにJリーグの発展に功労のあった者等に対する表彰に関する定める。	第1條〔宗 旨〕  本規章依《J聯盟規程》第84條，為表揚對J聯盟發展具貢獻之J聯盟球隊、球員、總教練、教練、及裁判與對J聯盟發展有功人員所制定。
第2条〔年間表彰〕  (1) J1リーグ戦における年間順位により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。  ① 優勝：賞金 300,000,000 円、Jリーグ杯(優勝銀皿)、日本サッカー協会会長杯、メダル、チャンピオンフラッグ ② 2位：賞金 120,000,000 円、Jリーグ杯(準優勝銀皿) ③ 3位：賞金 60,000,000 円	第2條〔年度表揚〕  (1) J1聯賽依賽季最終順位，頒授下列獎金及紀念品：  ① 優勝：獎金 300,000,000 日圓、J聯盟獎盃（冠軍銀盤）、日本足球協會會長盃、獎牌、冠軍旗 ② 第二名：獎金 120,000,000 日圓、J聯盟獎盃（亞軍銀盤） ③ 第三名：獎金 60,000,000 日圓
(2) J2リーグ戦における年間順位により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。  ① 優勝：賞金 20,000,000 円、Jリーグ杯(優勝銀皿) ② 2位：賞金 10,000,000 円、Jリーグ杯(準優勝銀皿) ③ 3位：賞金 5,000,000 円	(2) J2聯賽依賽季最終順位，頒授下列獎金及紀念品：  ① 優勝：獎金 20,000,000 日圓、J聯盟獎盃(冠軍銀盤) ② 第二名：獎金 10,000,000 日圓、J聯盟獎盃(亞軍銀盤) ③ 第三名：獎金 5,000,000 日圓
(3) J3リーグ戦における年間順位により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。  ① 優勝：賞金 5,000,000 円、Jリーグ杯 ② 2位：賞金 2,500,000 円	(3) J3聯賽依賽季最終順位，頒授下列獎金及紀念品：  ① 優勝：獎金 5,000,000 日圓、J聯盟獎盃(冠軍銀盤) ② 第二名：獎金 2,500,000 日圓

日文	中文
第3条〔フェアプレー賞(高円宮杯)〕	第3條〔公平競賽獎(高圓宮盃)〕
(1) J1リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が34ポイント以下の反則ポイント数最少チームに対し、高円宮杯を授与する。	(1) J1聯賽之賽季違規點數合計34點以下且點數最少者，頒授高圓宮盃。
(2) J1リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が34ポイント以下のチームに対し、フェアプレー賞として記念品等を授与し、反則ポイントが少ない上位3チームに対しそれぞれ金5,000,000円の賞金を授与する。	(2) J1聯賽之賽季違規點數合計34點以下者，頒授公平競賽獎紀念品；且點數最少前三名，每隊頒授獎金5,000,000日圓。
(3) J2リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が42ポイント以下のチームに対し、フェアプレー賞として記念品等を授与し、反則ポイント数最少チームに対し金2,500,000円の賞金を授与する。	(3) J2聯賽之賽季違規點數合計42點以下者，頒授公平競賽獎紀念品；並頒授獎金2,500,000日圓予點數最少球隊。
(4) J3リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が32ポイント以下のチームに対し、フェアプレー賞として記念品等を授与し、反則ポイント数最少チームに対し金1,000,000円の賞金を授与する。	(4) J3聯賽之賽季違規點數合計32點以下者，頒授公平競賽獎紀念品；並頒授獎金1,000,000日圓給點數最少球隊。
(5) 前4項にいう反則ポイントの計算は、「2020明治安田生命J1・J2・J3リーグ戦試合実施要項」第19条第2項に定める計算方法に基づいて行う。	(5) 前4項所稱之違規點數依《2020明治安田生命J1・J2・J3聯賽實施要點》第19條第2項計算。
(6) 第2項に定める反則ポイントが少ない上位3チームに該当するチームが4以上ある場合、上位のチームから順に金5,000,000円ずつ配分するものとする。ただし、上位から数えたチーム数の合計が4以上となる順位のチームについては、賞金額の残額を同順位のチームで均等配分する。	(6) 本條第2項所稱點數最少之前三名球隊有四隊以上時，自第一名開始各頒發5,000,000日幣的獎金。惟如自第一名開始計算有合計4支以上球隊時，獎金由同順位球隊平分。
(7) 第3項および第4項に定める反則ポイント数最少チームが複数ある場合、それぞれ該当賞金を均等配分す	(7) 本條第3項及第4項所稱點數最少球隊若為複數時，則平分該級別獎金。

日文	中文
第4条〔個人表彰〕	第4條〔個人獎項〕
(1) J1リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、次のとおり賞金および記念品を授与する。  ① 最優秀選手賞：賞金 2,000,000 円、記念品 ② 優秀選手賞：メダル ③ ベストイレブン：賞金 1,000,000 円、記念品 ④ 得点王：賞金 1,000,000 円、記念品 ⑤ 最優秀ゴール賞：賞金 500,000 円、記念品 ⑥ ベストヤングプレーヤー賞：賞金 500,000 円、記念品 ⑦ フェアプレー個人賞：賞金 500,000 円、記念品 ⑧ 優勝監督賞：賞金 1,000,000 円、記念品 ⑨ 優秀監督賞：賞金 500,000 円、記念品 ⑩ 最優秀主審賞：記念品 ⑪ 最優秀副審賞：記念品	(1) J1 聯賽依下列獎項分別授與獎金或紀念品：  ① 最優秀球員獎：獎金 2,000,000 日圓、紀念品 ② 優秀球員獎：獎牌 ③ 最佳 11 人：獎金 1,000,000 日圓、紀念品 ④ 得分王：獎金 1,000,000 日圓、紀念品 ⑤ 最佳進球獎：獎金 500,000 日圓、紀念品 ⑥ 最佳年青球員獎：獎金 500,000 日圓、紀念品 ⑦ 公平競賽個人獎：獎金 500,000 日圓、紀念品 ⑧ 冠軍教練獎：獎金 1,000,000 日圓、紀念品 ⑨ 最佳教練獎：獎金 500,000 日圓、紀念品 ⑩ 最佳主審裁判獎：紀念品 ⑪ 最佳助理裁判獎：紀念品
(2) J2リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、以下の通り賞金および記念品を授与する。  ① 最多得点者：記念品 ② 優勝監督賞：賞金 500,000 円、記念品 ③ 優秀監督賞：賞金 250,000 円、記念品	(2) J2 聯賽依下列獎項分別授與獎金或紀念品：  ① 得分王：紀念品 ② 冠軍教練獎：獎金 500,000 日圓、紀念品 ③ 最佳教練獎：獎金 250,000 日圓、紀念品
(3) J3リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、以下の通り賞金または記念品を授与する。  ① 最多得点者：記念品 ② 優勝監督賞：賞金 200,000 円、記念品 ③ 優秀監督賞：賞金 100,000 円、記念品	(3) J3 聯賽依下列獎項分別授與獎金或紀念品：  ① 得分王：紀念品 ② 冠軍教練獎：獎金 200,000 日圓、紀念品 ③ 最佳教練獎：獎金 100,000 日圓、紀念品
(4) 前3項の各賞の受賞者は、チアマンが指名した者により構成される選考委員会が決定する。なお、以下各号に定める賞の決定にあたっては、以下各号の定めに	(4) 前3項各獎項之受獎者，由理事長指定組成之評選委員會決定。另下列獎項，則依各款辦法辦理：

日文	中文
<p>従うものとする。</p> <p>① 第1項第10号および第11号の各賞：審判アセッサー、マッチコミッショナーおよびJ1クラブによる評価を総合的に考慮して決定する</p> <p>② 各リーグ戦における優秀監督賞：チアマンが指名した者により構成される優秀監督推薦委員会の推薦を受けた者の中から決定する。ただし、優勝監督賞と優秀監督賞の受賞者は原則として重複しないものとする</p>	<p>① 第1項第10款及第11款之最佳主裁判獎、最佳助理裁判獎：由裁判考核員、競賽委員以及J1俱樂部依評價共同決定</p> <p>② 各級聯賽之最佳教練獎：由理事長指定組成之最佳教練推薦委員會自推薦人選中決定。惟優勝教練獎及最佳教練獎獲獎人選以不重複為原則</p>
<p>(5) 審判員に対し、リーグ戦通算担当試合記録により、記念品および賞品を授与して表彰を行うことができる。</p>	<p>(5) 對裁判員之獎項以總執法比賽場數授予紀念品或獎品，以示表揚。</p>
<p>第5条〔リーグカップ表彰〕</p> <p>(1) リーグカップ戦終了後、チームの順位により次のとおり賞金および記念品を授与する。</p> <p>① 優勝：賞金150,000,000円、Jリーグカップ、メダル</p> <p>② 2位：賞金50,000,000円、楯、メダル</p> <p>③ 3位：1チームにつき賞金20,000,000円、楯</p> <p>(2) リーグカップ戦における最優秀選手およびニューヒーロー賞の受賞選手を選考し、賞金または賞品を授与する。</p>	<p>第5條〔聯賽盃〕</p> <p>(1) 聯賽盃決賽後依照球隊名次授予獎金或紀念品。</p> <p>① 優勝：獎金150,000,000日圓、J聯盟聯賽盃、獎牌</p> <p>② 第二名：獎金50,000,000日圓、盾牌、獎牌</p> <p>③ 第三名：各隊獎金20,000,000日圓、盾牌</p> <p>(2) 聯賽盃之最優秀球員與最佳新人將授與獎金或紀念品。</p>
<p>第6条〔功労金〕</p> <p>(1) Jリーグにおける通算出場試合数が一定以上であって、かつ理事会が承認した者に対し、功労金を支払う。</p> <p>(2) 前項の通算出場試合の対象となるのは、Jリーグの公式試合として定義される一切の試合(現在定義されるもののみならず、過去または将来において定義される一切の試合を含む)とする。</p>	<p>第6條〔出賽獎金〕</p> <p>(1) 經理事會同意，得頒發於J聯盟出一定場次以上之球員出賽獎金。</p> <p>(2) 前項出賽場數定義為J聯盟所有正式比賽(包含過去、現在已定義以及未來尚未定義比賽)。</p>

日文	中文
<p>(3) 功労金の受領資格を有する者（以下「受領資格保有者」という）は、以下各号に定める要件をすべて満たす者とする。</p> <p>① 2018年シーズン中または2019年シーズン中にJリーグ登録（Jリーグ規約第100条に定める。以下同じ）がされていること</p> <p>② 2020年シーズン開始から、2020JリーグYBCルヴァンカップ試合実施要項第6条に定める登録期限までに、Jリーグ登録がされていないこと（ただし、Jクラブとプロ選手契約を締結している選手が、Jクラブ以外のクラブに期限付移籍しているためにJリーグ登録がされなかつた場合を除く）</p> <p>③ 前号に定める期間中、国外のプロサッカーリーグに所属するクラブとプロ選手契約を締結していないこと</p>	<p>(3) 具可受領出賽獎金資格者（下稱「受領資格持有者」），須全部符合以下各款定義：</p> <p>① 2018年賽季中或2019年賽季中已於J聯盟登錄者（依《J聯盟規程》第100條定義，下同）</p> <p>② 2020年賽季起至《2020日本職業足球聯盟YBC日本聯賽盃實施要點》第6條定義之登記期限為止，未被J聯盟登記者（惟與J俱樂部簽署職業球員合約之球員，自J俱樂部以外之俱樂部於期限內轉會卻未被J聯盟登記時除外）</p> <p>③ 前項所定義期限中，未與國外職業足球聯盟所屬俱樂部簽署職業球員合約者</p>
<p>(4) Jリーグは、本条第1項に基づき、受領資格保有者に対して、通算出場試合相当数に応じて定める以下の区分に従い、功労金を支払う。なお、功労金は、各受領資格保有者あたり1回のみ支払われるものとする。ただし、一度Jリーグ登録を喪失した者がその後のシーズンにおいて再度Jリーグ登録された場合、通算出場試合相当数の算定は継続するものとし、通算出場試合相当数が新たな区分に該当することとなった受領資格保有者に対しては、それまでの区分と新たに該当する区分の差額相当額を支払うものとする。</p> <p>① 300試合相当数未満：支払対象外</p> <p>② 300試合相当数以上400試合相当数未満：金1,000,000円</p> <p>③ 400試合相当数以上500試合相当数未満：金2,000,000円</p> <p>④ 500試合相当数以上：金3,000,000円</p>	<p>(4) 依本條第1項規定，J聯盟應按下列各款向達成出賽場次要求之具受領資格球員支付獎金；每位具受領資格者僅能領取一次獎金。惟若球員曾於J聯盟取消登錄，但後續賽季重新於J聯盟中登錄，其參賽次數將繼續計算，對於已具受領資格者，其總參賽次數屬於新類別者，應另支付相當於前一類別與新類別間差額之金額。</p> <p>① 未滿300場：不屬於支付對象</p> <p>② 300場以上且未滿400場：獎金1,000,000日幣</p> <p>③ 400場以上且未滿500場：獎金2,000,000日幣</p> <p>④ 500場以上：獎金3,000,000日幣</p>

日文	中文
<p>(5) 前項の通算出場試合相当数は、功労金支払対象者が J2 クラブまたは J3 クラブに所属していた場合、出場試合にそれぞれ以下の係数を乗じて算定するものとする。</p> <p>① J2 クラブでの出場試合：0.9 ② J3 クラブでの出場試合：0.8</p>	<p>(5) 前項所稱之出賽場次，若具受領資格球員屬 J2 或 J3 級別俱樂部，出賽場次之計算乘以下列係數後累計：</p> <p>① J2 俱樂部出賽場次：0.9 ② J3 俱樂部出賽場次：0.8</p>
第 7 条〔功労者表彰〕	第 7 条〔貢獻獎〕
<p>(1) J リーグの発展に功労のあった者に対し、記念品等を贈呈して表彰を行うことができる。</p> <p>(2) 前項の表彰を受ける者は J クラブから推薦された者の中からチアマンが推薦し、理事会が決定する</p>	<p>(1) 對於 J 聯盟發展有貢獻者，將授予紀念品以示表揚。</p> <p>(2) 前項受表揚者為自 J 俱樂部推薦之人選中，由主席推薦並經理事會定之。</p>
第 8 条〔最優秀育成クラブ賞〕	第 8 条〔最佳育成俱樂部獎〕
<p>(1) J クラブにおける選手育成の実績と選手育成に携わる指導者の功績を讃え、記念品を授与する。</p> <p>(2) 前項の表彰を受ける者は、第 4 条第 4 項に定める選考委員会が決定する。</p>	<p>(1) 於 J 俱樂部具青訓球員養成實績或對青訓養成具貢獻之教練，將授予紀念品以示表揚。</p> <p>(2) 前項受表揚者由第 4 條第 4 項所稱之評選委員會來定之。</p>
第 9 条〔社会連携活動の表彰〕	第 9 条〔社會連結互動獎〕
<p>(1) J クラブの行う社会連携活動における実績を讃え、記念品等を授与する。</p> <p>(2) 前項の表彰を受ける J クラブ等は、チアマンが指名した者により構成される選考委員会が決定する。</p>	<p>(1) 對具社會連結互動實績之 J 俱樂部得進行表揚，並授予紀念品。</p> <p>(2) 前項受表揚者由理事長指定組成之評選委員會定之。</p>
第 10 条〔J リーグアワーズ〕	第 10 条〔J 聯盟年度獎項〕
<p>(1) 個人表彰およびフェアプレー賞等を表彰する J リーグアワーズは、原則としてリーグ戦終了後に行う。</p> <p>(2) J リーグアワーズには次の者が出席する。</p> <p>① J リーグ役員、実行委員等</p>	<p>(1) 個人獎項與公平競賽獎等獎項，以於聯賽賽程結束後頒發為原則。</p> <p>(2) J 聯盟年度獎項由下列人員出席：</p> <p>① J 聯盟理事會成員、執行委員等 ② 得獎者球隊之職員及球員</p>

日文	中文
<p>② 受賞対象チームの役員および選手</p> <p>③ 個人表彰の受賞者</p> <p>④ その他の表彰対象者</p> <p>(3) 前項の出席者の交通費・宿泊費は、Jリーグの「旅費規程」に基づきJリーグが負担する。ただし、受賞者が海外在住の場合は、出席者の交通費、宿泊費は以下のとおりJリーグが負担する。</p> <p>① 国外から国内および国内から国外への移動における、航空機ビジネスクラス往復利用相当分</p> <p>② 国内での移動にかかる交通費(Jリーグの「旅費規程」に基づく)</p> <p>③ 国内での宿泊費(Jリーグの「旅費規程」に基づく)。ただし、3泊分を上限とする</p> <p>(4) Jリーグアウオーズには、Jリーグの指定する関係者を招待する。</p>	<p>③ 個人獎項得獎者</p> <p>④ 其他獎項得獎者</p> <p>(3) 前項出席人員之差旅費，由J聯盟依《差旅費規章》負擔。惟得獎者居住國外時，聯盟依下列原則負擔：</p> <p>① 往返國內外搭乘飛機商務艙之費用</p> <p>② 國內往返之交通費（依J聯盟《差旅費規章》辦理）</p> <p>③ 國內住宿費（依J聯盟《差旅費規章》辦理），惟以3晚為上限</p> <p>(4) J聯盟年度獎項由J聯盟邀請指定相關人員出席。</p>
第11条〔改 正〕  本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。	第11條〔修 正〕  本規章之修正經理事會同意後實施
第12条〔施 行〕  本規程は、平成24年4月1日から施行する。	第12條〔實 施〕  本規章自平成24年（2012年）4月1日開始實施。
〔改 正〕  平成26年1月21日 平成27年1月20日 平成28年1月19日 平成29年1月25日 平成30年1月30日 平成31年1月24日 令和2年1月30日	〔修 正〕  平成26年（2014年）1月21日 平成27年（2015年）1月20日 平成28年（2016年）1月19日 平成29年（2017年）1月25日 平成30年（2018年）1月30日 平成31年（2019年）1月24日 令和2年（2020年）1月30日

## 23. 差旅費規章

### 旅費規程

日文	中文
<p>第1条〔目的〕</p> <p>本規程は、Jリーグ規約に基づき、選手、監督、コーチ、審判員およびマッチコミッショナー等の交通費・宿泊費について定める。</p>	<p>第1條〔目的〕</p> <p>為規範J聯盟球員、教練、裁判以及競賽委員之交通費、住宿費，爰訂定本規章。</p>
<p>第2条〔公式試合の交通費・宿泊費〕</p> <p>(1) J3を除く公式試合におけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。</p> <p>① 人員数は27名(役員およびチームスタッフ9名、選手18名)を上限とする</p> <p>② 交通費は、新幹線グリーン車による往復を原則とするただし、</p> <p>イ. 在来線による場合はグリーン車の特急または寝台とする</p> <p>ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることができる</p> <p>③ 宿泊費は、試合前の1泊分として1名につき金20,000円以下とするただし、</p> <p>イ. 本拠地から試合開催地までの距離が片道100km未満のときを除く</p> <p>ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、試合後の1泊を認めることができる</p> <p>(2) J3におけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。</p> <p>① 人員数は27名(役員およびチームスタッフ9名、選手18名)を上限とする</p> <p>② 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とするただし、</p> <p>イ. 在来線による場合は普通車の特急またはB寝台とする</p> <p>ロ. 試合当日に本拠地に帰着できない場合、</p>	<p>第2條〔正式賽事之差旅費〕</p> <p>(1) J3聯賽以外之正式賽事，球隊所需之差旅費以下列基準計算：</p> <p>① 以27人為上限（職員9人，球員18人）</p> <p>② 除下列狀況外，交通費以乘坐新幹線的綠色（頭等）車廂來回為原則：</p> <p>A. 使用一般鐵路時，乘坐綠色（頭等）、臥鋪車廂之特快車</p> <p>B. 如比賽當日無法返回根據地，得搭乘飛機</p> <p>③ 除下列狀況外，住宿費以賽事前一晚，一人20,000日圓以下為限：</p> <p>A. 主場地至比賽場地單程未滿100km，不適用本款</p> <p>B. 如比賽當日無法返回根據地，則得於比賽後留宿一日</p> <p>(2) J3聯賽之正式賽事，球隊所需之差旅費以下列基準計算：</p> <p>① 以27人為上限（職員9人，球員18人）</p> <p>② 除下列狀況外，交通費以乘坐新幹線普通車來回為原則：</p> <p>A. 使用一般鐵路時，乘坐普通、B臥鋪車廂之特快車</p> <p>B. 如比賽當日無法返回根據地，得搭乘飛機</p> <p>③ 除下列狀況外，住宿費以賽事前一晚，一</p>

日文	中文
<p>航空機の利用を認めることがある</p> <p>③宿泊費は、試合前の1泊分として1名につき金12,000円とするただし、</p> <p>イ.本拠地から試合開催地までの距離が片道100km未満のときを除く</p> <p>ロ.試合当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある</p>	<p>人12,000日圓以下為限：</p> <p>A.主場地至比賽場地單程未滿100km，不適用本款。</p> <p>B.如比賽當日無法返回根據地，得搭乘飛機</p>
<p>(3)前2項の交通費・宿泊費は、その全額を、遠征を行ったチームを保有するJクラブが負担する。</p>	<p>(3)前二項之交通費、住宿費，其全額由客場球隊之J俱樂部負擔。</p>
<p>(4)前項の規定にかかわらず、第1項または第2項に基づき計算した各チームの移動距離（スタジアム間の直線距離）に著しい差異が生じた場合、Jリーグは実行委員会の定める方法により、その差額の全部または一部を補填する。</p>	<p>(4)如本條第一項與第二項所計算之各隊移動距離（各球場間的直線距離）與實際有顯著差異，J聯盟得依執行委員會制定辦法視情況貼補部分或全部差額。</p>
<p>第3条〔審判員およびマッチコミッショナーの交通費・宿泊費〕</p> <p>(1)J3を除く公式試合の審判員の交通費・宿泊費は、次の基準によりJリーグが支給する。</p> <p>①宿泊費は、1泊につき金17,000円以下とし、別途宿泊手当として1泊につき金3,000円を支給するただし、自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離が200km以上のときは前泊を認め、特別の事情があるときは後泊も認める</p> <p>②交通費は、次の基準により支給する</p> <p>イ.往復金2,000円を超えない場合、一律金2,000円とする</p> <p>ロ.往復金2,000円を超える場合は、実費精算とするただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする片道100km未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、片道100km以上のときは、これに加え、在来線特急列車のグリーン車および寝台列車のグリーン寝台ならびに新</p>	<p>第3條〔裁判及競賽委員差旅費〕</p> <p>(1)J3聯賽以外之正式賽事，裁判員所需之差旅費由J聯盟支付，並依下列基準計算：</p> <p>①住宿費以住宿一晚，一人17,000日圓以下為限，若住宿為自行安排則以一晚3,000日圓支給，惟自宅最近車站至比賽場地距離達200km以上者，其賽前一晚之住宿費用，或因特殊事件發生須於賽後一晚住宿，亦得由J聯盟負責</p> <p>②交通費以下列標準支付：</p> <p>A.來回費用未超過2,000日圓時以2,000日圓計</p> <p>B.來回費用超過2,000日圓時，以實際金額核銷，惟上述金額係依使用下列交通方式為前提：單程未滿100km時，以乘坐一般鐵路普通車為原則；單程超過100km時，得搭乘一般鐵路之特快車頭等、臥鋪車廂或是新幹線之普通車。惟此時主裁判得搭乘新幹線綠色（頭等）車廂。乘坐計程車原則不予以承認，惟於緊急不可避免情況時不在此限</p>

日文	中文
<p>幹線の普通車指定席の利用を認める。ただし、主審については新幹線のグリーン車の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない</p>	
<p>(2) J3 の審判員の交通費・宿泊費は、次の基準により J リーグが支給する。</p>	<p>(2) J3 聯賽裁判員所需之差旅費由 J 聯盟支付，並依下列基準計算：</p>
<p>①宿泊費は、1 泊につき金 10,000 円とし、別途宿泊手当として 1 泊につき金 2,000 円を支給するただし、自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離が 200km 以上のときは前泊を認め、特別の事情があるときは後泊も認める</p> <p>②交通費は、次の基準により支給する</p> <p>イ. 往復金 2,000 円を超えない場合、一律金 2,000 円とする</p> <p>ロ. 往復金 2,000 円を超える場合は、実費精算とするただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする片道 100km 未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、片道 100km 以上のときは、これに加え、在来線特急列車の普通車および寝台列車の B 寝台ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない</p>	<p>① 住宿費以住宿一晚，一人 10,000 日圓以下為限，若住宿為自行安排則以一晚 2,000 日圓支給，惟自宅最近車站至比賽場地距離達 200km 以上者，其賽前一晚之住宿費用，或因特殊事件發生須於賽後一晚住宿，亦得由 J 聯盟負責</p> <p>② 交通費以下列標準支付：</p> <p>A. 來回費用未超過 2,000 日圓時以 2,000 日圓計</p> <p>B. 來回費用超過 2,000 日圓時，以實際金額核銷，惟上述金額係依使用下列交通方式為前提：單程未滿 100km 時，以乘坐一般鐵路普通車為原則；單程超過 100km 時，得搭乘一般鐵路之特快車普通、B 臥鋪車廂或是新幹線之普通車。乘坐計程車原則不予以承認，惟於緊急不可避免情況時不在此限</p>
<p>(3) J リーグ規約第 4 章第 4 節における非公式試合の審判員の交通費・宿泊費は、前 2 項に定める基準により、主管者が支給する。</p>	<p>(3) 依《J 聯盟規程》第 4 章第 4 節，非正式賽事之裁判員差旅費，由賽事主管單位依前兩項基準給付。</p>
<p>(4) 公式試合のマッチコミッショナーの交通費・宿泊費は、次の基準により J リーグが支給する。</p>	<p>(4) 正式賽事競賽委員所需之差旅費由 J 聯盟支付，並依下列基準計算：</p>
<p>①宿泊費は、1 泊につき金 20,000 円以下とするただし、自宅の最寄り駅から試合開催地までの距離が 200km 以上のときは前</p>	<p>① 住宿費以住宿一晚，一人 20,000 日圓以下為限，惟自宅最近車站至比賽場地距離達 200km 以上者，其賽前一晚之住宿費用，或因特殊事件發生須於賽後一晚住宿，亦</p>

日文	中文
<p>泊を認め、特別の事情があるときは後泊も認める</p> <p>② 交通費は、次の基準により支給する</p> <p>イ. 往復金 2,000 円を超えない場合、一律金 2,000 円とする</p> <p>ロ. 往復金 2,000 円を超える場合は、実費精算とするただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする片道 100km 未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、片道 100km 以上のときは、これに加え、在来線特急列車および寝台列車ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない</p>	<p>得由 J 聯盟負責</p> <p>② 交通費以下列標準支付：</p> <p>A. 來回費用未超過 2,000 日圓時以 2,000 日圓計</p> <p>B. 來回費用超過 2,000 日圓時，以實際金額核銷，惟上述金額係依使用下列交通方式為前提：單程未滿 100km 時，以乘坐一般鐵路普通車為原則；單程超過 100km 時，得搭乘一般鐵路之特快車頭等、臥鋪車廂或是新幹線之普通車。乘坐計程車原則不予以承認，惟於緊急不可避免情況時不在此限</p>
<p>第 4 条〔監督・コーチ等の行事参加〕</p> <p>(1) J1 クラブおよび J2 クラブの監督およびコーチ等が、J リーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準により J リーグが支給する。</p> <p>① 交通費は、新幹線グリーン車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合はグリーン車の特急または寝台とする</p> <p>② 宿泊費は、1 泊につき金 20,000 円とする</p>	<p>第 4 条〔總教練、教練等之活動參與〕</p> <p>(1) J1、J2 俱樂部之總教練與教練，依 J 聯盟指示參與活動所需之交通費、住宿費由 J 聯盟支付，並依下列基準計算：</p> <p>① 交通以新幹線之綠色（頭等）車廂來回為原則，惟一般鐵路特快車之頭等、臥鋪車廂亦可</p> <p>② 住宿費以住宿一晚，20,000 日圓以下為限</p>
<p>(2) J3 クラブの監督およびコーチ等が、J リーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準により J リーグが支給する。</p> <p>① 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合は普通車の特急または寝台とする</p> <p>② 宿泊費は、1 泊につき金 12,000 円とする</p>	<p>(2) J3 俱樂部之總教練與教練，依 J 聯盟指示參與活動所需之交通費、住宿費由 J 聯盟支付，並依下列基準計算：</p> <p>① 交通費以乘坐新幹線普通車來回為原則，惟一般鐵路特快車之普通、臥鋪車廂亦可</p> <p>② 住宿費以住宿一晚，12,000 日圓以下為限</p>
<p>第 5 条〔選手の行事参加〕</p> <p>選手が、J リーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費については、第 2</p>	<p>第 5 条〔球員之活動參與〕</p> <p>球員依照 J 聯盟的指示參與活動之交通費、住宿費，以第二條第 1 項或第 2 項為基準，計算</p>

日文	中文
条第1項または第2項に定める基準により、Jリーグが支給する。	後由J聯盟支付。
第6条〔改正〕 本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。	第6條〔修正〕 本規章之修正經理事會同意後實施。
第7条〔施行〕  本規程は、平成24年4月1日から施行する。	第7條〔實施〕  本規章自平成24年（2012年）4月1日開始實施。
〔改正〕  平成26年1月21日 平成28年1月19日 平成29年1月25日 平成30年1月30日 平成31年1月24日 令和2年1月30日	〔修正〕  平成26年（2014年）1月21日 平成28年（2016年）1月19日 平成29年（2017年）1月25日 平成30年（2018年）1月30日 平成31年（2019年）1月24日 令和2年（2020年）1月30日

## 24. 球衣規範要點

### ユニフォーム要項

日文	中文
第1条〔趣旨〕  本要項は、サッカー競技規則およびJリーグ規約第49条第3項の規定に基づき、公式試合におけるユニフォームに関する事項について定める。	第1條〔宗旨〕  本要點依足球規則及《J聯盟規程》第49條第3項制定正式賽事時之球衣相關規範。
第2条〔ユニフォーム〕  本要項においてユニフォームとは、公式試合中に選手が着用するシャツ、ショーツおよびソックスをいう。なお、シャツには袖がなければならない。	第2條〔球衣〕  本要點所稱之球衣為正式賽事中，球員所穿著之球衣、球褲、球襪，且球衣須有袖子。
第3条〔ユニフォームの色彩〕  ユニフォームの色彩は以下の要件を満たすものでなければならない。  ① ユニフォームの前面と背面の主たる色彩が同じであること ② 審判員が着用するシャツと明確に判別し得る色彩であること ③ アンダーシャツは、シャツの各袖の主たる色と同じ色で1色とすること。またはシャツの各袖とまったく同じ色の柄にすること ④ アンダーショーツまたはタイツを着用する場合は、その色はショーツの主たる色またはショーツの裾の部分と同じ色であること ⑤ それぞれのゴールキーパーのユニフォームは、他のフィールドプレーヤーおよび審判員と区別し得る色彩であること	第3條〔球衣顏色〕  球衣顏色須符合下列條件方可穿著：  ① 球衣正面與背面須為同一顏色 ② 球衣顏色須可讓裁判清楚判別 ③ 如需穿襯衣時，襯衣顏色須與袖子主色同一顏色，且須與袖子同一花樣 ④ 如需穿襯褲及緊身褲時，顏色必須與球褲主要顏色一致或球褲褲管同一顏色 ⑤ 守門員球衣顏色，須可讓裁判清楚判別並與對方球員及裁判不同之顏色
第4条〔ユニフォームの事前承認〕  Jクラブは、使用するユニフォームに関し、Jリーグの承認を得なければならない。	第4條〔球衣使用之事先申請〕  J俱樂部所使用之球衣，須經J聯盟之同意。

日文	中文
第5条〔使用義務〕  Jクラブは、試合において、その所属チームの選手に、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームを使用させなければならぬ。	第5條〔使用義務〕  比賽中，J俱樂部須令所屬球員穿著《球衣使用計畫》指定之球衣。
第6条〔選手番号・チーム名・チームエンブレム〕  (1) ユニフォームには選手番号が以下のように表示されていなければならない。  ① 選手番号は、服地と明確に判別することができる色のものとし、服地が縞柄等であって明確な識別が困難なときには台地をつけるものとする ② 選手番号の表示場所およびサイズは、次のとおりとする A. シャツ (a) 場所：前面1か所（任意） サイズ：高さ10～15cmの間 (b) 場所：背中1か所（必須） サイズ：高さ25～35cmの間 B. ショーツ（必須） (a) 場所：前面右下1か所 (b) サイズ：高さ8～15cmの間	第6條〔球員號碼、隊名、隊徽〕  (1) 球衣上球員號碼必須以下列樣式清楚顯示：  ① 球員號碼顏色須能與球衣清楚區分，如因球衣條紋花樣以致難以清晰辨認，則應增加明顯底色 ② 球員號碼於球衣位置及大小依下列規範 A. 球衣 (a) 位置：1個，於正面（非強制） 尺寸：高10～15cm之間 (b) 位置：1個，背面正中央（必要） 尺寸：高25～35cm之間 B. 球褲（必要） (a) 位置：1個，正面右下方 (b) 尺寸：高8～15cm之間
(2) 選手番号は、0は不可とし、1をゴールキーパー、2～11をフィールドプレーヤーとする。12以降はポジションと無関係とし、50までは欠番を認める。ただし、51からは連番で番号をつけることとし、欠番は認めない。	(2) 球員號碼不得有0號，1號為守門員，2～11號為守門員以外球員。12號以後號碼與其攻守位置無關，50號以前之號碼允許缺號；惟51號起須是連續號碼，不得缺號。
(3) 選手番号には、チームエンブレムまたはチーム名を、各数字の1か所に入れることができる。ただし、選手番号の視認性を妨げるものであってはならない。	(3) 球員號碼得與隊徽或隊名於1處共同印製，惟不得令球員號碼辨識度降低。
(4) シャツには、次のものを表示することができる。	(4) 下列項目可依規範印製於球衣上：  ① 隊名

日文	中文
<p>① チーム名 場所：任意の場所に 1 か所 サイズ：300cm<sup>2</sup> 以下</p> <p>② チームエンブレム 場所：胸部分に 1 点 サイズ：100cm<sup>2</sup> 以下</p>	<p>位置：1 個，任何一處 尺寸：300cm<sup>2</sup> 以下</p> <p>② 隊徽 位置：1 個，胸口位置 尺寸：100cm<sup>2</sup> 以下</p>
<p>(5) ショーツには、次のいずれかのものを 1 か所表示することができる。</p> <p>① チーム名 場所：任意の場所に 1 か所 サイズ：50cm<sup>2</sup> 以下</p> <p>② チームエンブレム 場所：任意の場所に 1 か所 サイズ：50cm<sup>2</sup> 以下</p>	<p>(5) 下列項目可依規範印製於球褲上：</p> <p>① 隊名 位置：1 個，任何一處 尺寸：50cm<sup>2</sup> 以下</p> <p>② 隊徽 位置：1 個，任何一處 尺寸：50cm<sup>2</sup> 以下</p>
<p>(6) ソックスには、次のいずれかのものを表示することができる。</p> <p>① 選手番号 場所：任意の場所に左右各 1 か所 サイズ：50cm<sup>2</sup> 以下</p> <p>② チーム名 場所：任意の場所に左右各 1 か所 サイズ：50cm<sup>2</sup> 以下</p> <p>③ チームエンブレム 場所：任意の場所に左右各 2 か所まで サイズ：片方につき合計 50cm<sup>2</sup> 以下</p>	<p>(6) 下列項目可依規範印製於球襪上：</p> <p>① 球員號碼 位置：左右各 1 個，於任何一處 尺寸：50cm<sup>2</sup> 以下</p> <p>② 隊名 位置：左右各 1 個，於任何一處 尺寸：50cm<sup>2</sup> 以下</p> <p>③ 隊徽 位置：左右各 2 個，於任何一處 尺寸：單邊 1 個合計 50cm<sup>2</sup> 以下</p>
<p>第 7 条〔アームバンド〕 チームのキャプテンは、キャプテンであることを明確に表示するアームバンドを着用しなければならない。</p>	<p>第 7 条〔袖標〕 球隊隊長須配戴正確清楚表示隊長身分之袖標。</p>
<p>第 8 条〔指定マーク等〕</p> <p>(1) シャツの右袖上腕部には、J リーグが大会に応じて指定するマークを 1 点つけなければならない。なお、当該マークのサイズは以下の通りとする。 サイズ：縦 8.4cm×横 6cm 以下</p>	<p>第 8 条〔指定標誌等〕</p> <p>(1) 球衣右方袖子上側須有 J 聯盟指定之標誌，該標誌規範如下。 尺寸：高 8.4cm×寬 6cm 以下</p>
<p>(2) J1 リーグ年間優勝チームは、優勝の翌シ</p>	<p>(2) J1 聯賽之年度冠軍球隊，須於隔年印製 J</p>

日文	中文
一ズンの間は、前項の指定するマークに代えて、Jリーグ指定の「J1リーグチャンピオンマーク」をつけなければならぬ。	聯盟指定之「J1聯賽冠軍標誌」取代前項所指定標誌。
第9条〔メーカー名の表示〕	第9條〔球衣製造商標誌〕
(1) ユニフォームのメーカー名またはメーカーマークの表示場所およびサイズは、それぞれ以下のとおりとする。	(1) 球衣製造商名稱或製造商商標得依下列規範印製：
① シャツ 場所：胸 1 か所 サイズ：20cm <sup>2</sup> 以下	① 球衣 位置：1 個，於胸前 尺寸：20cm <sup>2</sup> 以下
② ショーツ 場所：任意の場所に 1 か所 サイズ：20cm <sup>2</sup> 以下	② 球褲 位置：1 個，於任意處 尺寸：20cm <sup>2</sup> 以下
③ ソックス 場所：左右各 2 か所まで サイズ： 各 1 か所ずつ表示する場合は、それぞれ 20cm <sup>2</sup> 以下 各 2 か所ずつ表示する場合は、1 点につき 10cm <sup>2</sup> 以下	③ 球襪 位置：左右各 2 個，於任意處 尺寸： 左右各 1 個時，20cm <sup>2</sup> 以下 左右各 2 個時，每個 10cm <sup>2</sup> 以下
(2) ユニフォームには、Jリーグの事前の承認により、メーカー名またはメーカーマークの入ったラインテープをつけることおよびメーカー名またはメーカーマークの透かしを入れることができるものとし、その表示場所およびサイズは、それぞれ以下の通りとする。	(2) 於球衣上印製製造商名稱及標誌貼條，須事先經 J 聯盟同意，位置及尺寸大小如下：
① シャツ 場所：任意の場所 サイズ：8cm <sup>2</sup> 以下	① 球衣 位置：任何一處 尺寸：8cm <sup>2</sup> 以下
② ショーツ 場所：任意の場所 サイズ：8cm <sup>2</sup> 以下	② 球褲 位置：任何一處 尺寸：8cm <sup>2</sup> 以下
③ ソックス 場所：任意の場所	③ 球襪 位置：任何一處 尺寸：5cm <sup>2</sup> 以下

日文	中文
サイズ：5cm <sup>2</sup> 以下	
第10条〔広告の表示〕	第10條〔廣告露出〕
(1) ユニフォームに第三者のための広告を表示する場合には、当該第三者の名称および商品名等を、事前に所定の「広告掲出申請書」によりJリーグに届け出をし、承認を得なければならない。	(1) 欲於球衣上露出第三者廣告時，須事前將該第三者之名稱及商品名稱等，以規範之「廣告露出申請書」向J聯盟提出申請並經同意。
(2) 前項に基づく広告は、第4項の定めに従い、シャツに6か所まで、ショーツに1か所のみ表示することができる。ただし、1か所につき1社に限るものとする。なお、1stユニフォーム、2ndユニフォーム、3rdユニフォーム、記念ユニフォーム、大会別ユニフォーム等のユニフォームの種類毎に、異なる広告を表示することができる。	(2) 前項所稱廣告露出，須依本條第4項規範，以球衣至多6個、球褲至多一個為限。惟同一位置僅能露出單一公司，另主場球衣、客場球衣、第三客場球衣、紀念球衣、不同賽制球衣等，均得露出不同廣告。
(3) 1stユニフォーム、2ndユニフォームおよび3rdユニフォームの広告のシーズン途中の変更は、事前に所定の「広告掲出申請書」によりJリーグに届け出をし、承認を得た上で行うことができる。	(3) 主場球衣、客場球衣及第三客場球衣廣告露出需於賽季途中變更時，應於事前將該第三者名稱及商品名稱等，以規範之「廣告揭露申請書」向J聯盟提出申請並經同意。
(4) 前項の広告を表示する場所およびサイズは、次のとおりとする。	(4) 廣告得露出於球衣上之位置及大小依下列規範：
① シャツ イ. 場所：前面の選手番号上部または下部1か所 サイズ：300cm <sup>2</sup> 以下 ロ. 場所：前面の鎖骨部分左右2か所 サイズ：各50cm <sup>2</sup> 以下 ハ. 場所：背面の選手番号上部または下部1か所 サイズ：200cm <sup>2</sup> 以下 ニ. 場所：裾1か所（背面の選手番号の下から裾までを3等分した下部2/3のスペース内とする） サイズ：150cm <sup>2</sup> 以下	① 球衣 A. 位置：球衣正面球員號碼上方及下方各1個 尺寸：300cm <sup>2</sup> 以下 B. 位置：球衣正面鎖骨部分左右各1個 尺寸：各50cm <sup>2</sup> 以下 C. 位置：球衣背面球員號碼上方及下方各1個 尺寸：200cm <sup>2</sup> 以下 D. 位置：球衣下緣1個（球衣背面球員號碼下方分三等份，則為下半部2/3處） 尺寸：150cm <sup>2</sup> 以下 E. 位置：左袖任意處1個

日文	中文
<p>ホ. 場所：左袖の任意の場所に 1 か所 サイズ：50cm<sup>2</sup> 以下</p> <p>② ショーツ 場所：前面左側の任意の場所に 1 か所 サイズ：80cm<sup>2</sup> 以下</p>	<p>尺寸：50cm<sup>2</sup> 以下</p> <p>② 球褲 位置：球褲正面左側任意處一個 尺寸：80cm<sup>2</sup> 以下</p>
(5) ユニフォームに公益財団法人日本サッカー協会または J リーグが指定するキャンペーンマークその他の広告以外のものを表示する場合にも、原則として前項の場所およびサイズによるものとする。	(5) 如欲於球衣上露出由公益財團法人日本足球協會或 J 聯盟指定之廣告標記或其他廣告以外之非廣告標記，應依前項規範之位置及尺寸辦理為原則。
第 11 条〔選手名の表示〕	第 11 條〔球員姓名〕
<p>(1) シャツおよびショーツには、選手名、登録名またはそれらの一部を表示することができる。</p> <p>(2) 前項の表示をする場所、サイズ等および文字の種類は、次のとおりとする。</p> <p>① シャツ 場所：背面の選手番号上部または下部 サイズ：1 文字の高さを 7.5cm 以下</p> <p>② ショーツ 場所：前面右下の選手番号上部または下部 サイズ：50cm<sup>2</sup> 以下</p>	<p>(1) 球衣及球褲得印製球員姓名、登錄名之部分或全部。</p> <p>(2) 前項印製之位置及大小依下列規範：</p> <p>① 球衣 位置：球衣背面球員號碼上方或下方 尺寸：1 文字高度為 7.5cm 以下</p> <p>② 球褲 位置：球褲正面右下方球員號碼上方或下方 尺寸：50cm<sup>2</sup> 以下</p>
第 12 条〔その他表示できるもの〕	第 12 條〔其他可印製項目〕
第 6 条および前 4 条に定めるものの他、シャツには以下のものを表示することができる。	除第 6 條及前 4 條規範外，下列亦得印製於球衣：
<p>① ホームタウン名または活動区域名 場所：右袖 1 か所 サイズ：50cm<sup>2</sup> 以下</p> <p>② チームシンボル（クラブの紋章やロゴ、サッカーの試合におけるリスペクトおよび高潔性（インテグリティ）の促進を首唱するクラブのスローガンおよびエンブレム（ただし、政治的、宗教的または個人的なスローガンは不可とする））</p>	<p>① 球場名或活動地區名 位置：1 處，右袖 尺寸：50cm<sup>2</sup> 以下</p> <p>② 球隊標誌（俱樂部圖像、商標、於比賽用於致敬標語及標誌〔惟禁止政治性、宗教性、及個人性口號〕） 位置：2 處，球衣正面或是左袖前方 尺寸：50cm<sup>2</sup> 以下</p> <p>③ 奪得冠軍次數之示意星數</p>

日文	中文
<p>場所：前面または左袖のうち 2 か所 サイズ：50cm<sup>2</sup> 以下</p> <p>③ 優勝回数に相当する個数の星印</p> <p>④ 試合に関連する以下の情報</p> <p>イ. 開催日</p> <p>ロ. 対戦カード</p> <p>ハ. スタジアム名</p> <p>ニ. その他 J リーグの事前承認を得た事項</p> <p>ホ. 前年度天皇杯優勝チームが天皇杯出場時に表示を義務付けられる、天皇杯優勝チームマーク</p>	<p>④ 比賽資訊：</p> <p>A. 比賽日期</p> <p>B. 對戰組合</p> <p>C. 球場</p> <p>D. 其他於事前經 J 聯盟同意項目</p> <p>E. 前年度天皇杯冠軍於出賽天皇杯時，應印製天皇杯冠軍徽章</p>
第 13 条〔記念ユニフォーム〕	第 13 條〔紀念球衣〕
J クラブは、「ユニフォーム使用計画」とは異なるユニフォームの着用申請により J リーグに申請し、その承認を得た場合、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームとは異なる記念ユニフォームを使用することができる。ただし、当該記念ユニフォームは本要項に従つたものに限る。	J 俱樂部欲穿著《球衣使用計畫》外之紀念球衣時，應依《球衣使用計畫》之〔不同之球衣穿著許可〕向 J 聯盟申請並經同意後方可穿著；另該紀念服亦應符合本要點所有規範。
第 14 条〔大会別ユニフォームの着用〕	第 14 條〔不同賽制球衣〕
J クラブは、「ユニフォーム使用計画」とは異なるユニフォームの着用申請により J リーグに申請し、その承認を得た場合、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームとは異なる大会別ユニフォームを使用することができる。	J 俱樂部欲穿著《球衣使用計畫》外之紀念球衣時，應依《球衣使用計畫》之〔不同之球衣穿著許可〕向 J 聯盟申請並經同意後方可穿著。
第 15 条〔改 正〕	第 15 條〔修 正〕
本要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。	本要點之修正經理事會同意後實施
第 16 条〔施 行〕	第 16 條〔實 施〕
本要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。	本要點自平成 24 年（2012 年）4 月 1 日開始實施。
〔改 正〕	〔修 正〕
平成 29 年 1 月 25 日	平成 29 年（2017 年）1 月 25 日

日文	中文
平成 30 年 1 月 30 日	平成 30 年 (2018 年) 1 月 30 日
平成 31 年 1 月 24 日	平成 31 年 (2019 年) 1 月 24 日
令和 2 年 1 月 30 日	令和 2 年 (2020 年) 1 月 30 日

## 25. J 聯盟球場標準 [ 2020 年度用 ]

Jリーグスタジアム基準 [2020年度用]

必須とされる設置		内容	J1+J2基準	J3基準	
1.スタジアム形状	フルボールスタジアムであること	★★★	★★★		
	原則としてメインスタンドは西側に配置すること	★	★		
	J1は15000人以上、J2は10000人以上(芝生席は観客席とはみなされない)	○	-		
2.入場可能数 総	J3は原則として5000人以上(メインスタンドに椅子席があること。なお、芝生席は、安全性等についてJリーグが検査し、特段の支障がないと認められる場合には、観客席とみなすことができる)	-	○		
I ス タ ジ ア ム 規 模 等	(1)観客席	どの席原位置からも、ピッチ全体が見渡せること	○	○	
		各々タマゴは、異なるセクターに分離できること	○	○	
		椅子席で、J1は10,000席以上、J2は8,000席以上の芝生席があること(ベンチシートは1席あたりの幅を45cm以上とする)	○	-	
		大容量高速通信設備(高密度Wi-Fi等)が利用できること	★★★	★★★	
		全席座席であること(ACLは5000席以上の個室で、番号が付けられ、背もたれが必須)	★★★	★	
		すべての芝生席に番号を分りやすく付けること(AOLはすべてのチケットに番号が必須)	★★★	★	
		新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、寒冷地では必要に応じて暖房を備えること	★★★	★	
		広場の傾斜面や広場ハーネスを設出でる壁面には、取り付け用のフックをつけること	★	★	
		スタンダードから直接ピッチに取りられる遮難動線を確保すること	★	★	
		介助者の椅子を備えること	○	○	
3 座 席	(2)椅子席	観客の席の安全が確保されており、特に前列の観客により投擲を妨げられないよう設置すること	○	○	
		間に隙れないこと	★★★	★★★	
		ホーム・ビジターに別けて設置すること	★★★	★★★	
		大容量高速通信設備(高密度Wi-Fi等)が利用できること	★★★	★★★	
		新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、寒冷地では必要に応じて暖房を備えること	★★★	★	
(3)VIP席	(3)VIP席	50席以上設置すること	★★★	★	
		80席以上設置すること	★	★	
		車椅子のVIP席を設けること	★	★	
		メインスタンド中央部でスタジアム全体が見渡せる位置に屋根付きで設置すること	○	○	
		引けでしかも着座でき、ピッチの前が開くこと(マッチコマッショナー、補助員、審判アセッサー、副審アセッサー)	○	○	
(4)マッチコマッショナー席	(4)マッチコマッショナー席	半レバーチェアを設けること	○	○	
		新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、寒冷地では必要に応じて暖房を備えること	★★★	★	
		LAN接続、丸洗いを設けること	★	★	
		メインスタンド中央部でスタジアム全体が見渡せる位置に屋根付きで設置すること	○	○	
		ノートパソコン、ノートが置ける十分な広さの机と電源を設けること	○	○	
(5)記者席	(5)記者席	80席以上設置すること	★★★	★	
		大容量高速通信設備(高密度Wi-Fi等)が利用できること	★★★	★	
		新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、寒冷地では必要に応じて暖房を備えること	★★★	★	
		LAN接続、丸洗いを設けること	★	★	
		メインスタンド中央部でスタジアム全体が見渡せる位置に屋根付きで設置すること	○	○	
(6)ビジネス席	(7)スカイボックス	ノートパソコン、ノートが置ける十分な広さの机と電源を設けること	★★★	★★★	
		記者のラウンジと観客席を備えたスカイボックスを複数設置すること	★★★	★★★	
		新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、原則として複数はすべての観客席を備えること	○	★	
		すべての観客席を覆うこと(観客席の3分の1以上が覆われていること:Jリーグクラウドセンス規則 施設基準 B等級)	★★★	★★★	
		新設及び大規模改修を行うスタジアムについては、原則として複数はすべての観客席を備えること	○	○	
4 屋 根	5.雷保護設備	屋根または天井明に雷保護設備を備えること	○	○	
		ビッテ内にいずれかの個所において屋根面1500ルクス以上明るさを保持し、均一であること	○	○	
		ACLは2021年~2年から1800ルクス、決勝は2000ルクスが必須	★★★	★★★	
		色温度 5000~6200ケルビンであること	★	★	
		1)寸法 105m x 63m	○	○	
I ビ シ テ	(2)天然芝もしくはJリーグが認めたハイブリッド芝	平坦であること	○	○	
		常緑であること	○	○	
		水はけ良いこと	○	○	
		3)フィールド フィールド(ピッチおよびその周辺部分)には、選手のプレーに影響を与える、または危険を及ぼすおそれのある物は一切放置もしくは設定してはならない	○	○	
		4)予備エリア (したがって、陸上競技兼用の場合)縦幅100m以上、横幅71m以上の芝生部分を確保すること	★★★	★★★	
2 ゴ ル	2.ゴール	白と黒(外径の直径が2cm)で、埋め込み式	○	○	
		ボールを投げ出す用具を備えないと	○	○	
		3.ゴールネット	白色以外はJリーグに認めること	○	○
		ゴールネットはゴールの後方にボールを立て安全な方法で取り付けること	○	○	
		4.コーナーフラッグ Jリーグ指定のものであること	○	○	
5 コ ーナ ーフラ グボ スト	5.コーナーフラッグボスト	Jリーグ指定のものであること	○	○	
		6.ライン 幅12cmとし、羽根に引くこと(選手にとってペント方式)	○	○	
		14名以上(AOLは20名)を備えること	○	○	
		ピッチのタタキ面から5m以上離れ、かつ、その一端がハーフウェーラインから10m以内にかかる位置に設置すること	○	○	
		ホームチームのベンチは、原則としてメインスタンドから正面に向かって左側に設置すること	○	○	
7 ペ ン チ	(1)ナームベンチ	チームベンチの面積(ピッチ面)には、テクニカルベンチを設置すること	○	○	
		クーリングブレイク時、ベンチ内でスポーツドリンクの飲水が可能であること	○	○	
		安全が確保された座席を備えていること(観客の視野を妨げるものであってはならない)	○	○	
		ただし、観客席に組み込まれ、スタンダードを複数座席ににより隣に満れない場合はベンチの座席は不要とする	○	○	
		座席は透明であること	★	★	
II 競 技 用 設 備	(2)第40の審判員ベンチ	机付で、出入りができるスペースを確保すること	○	○	
		AED、韭菜(2台)、頭部保護の認定可能な組立(韭菜、頭部、頭部認定可能な組立は急救車車載のもので良い	○	○	
		試合中に救护车が待機している場合、韭菜、頭部、頭部認定可能な組立は急救車車載のもので良い	○	○	
		クーリングブレイク時、ベンチ内でスポーツドリンクの飲水が可能であること	○	○	
		安全が確保された座席を備えていること(観客の視野を妨げるものであってはならない)	○	○	
8 場 内 放 送 シ ス テ ム	8.場内放送システム	ただし、観客席に組み込まれ、スタンダードを複数座席ににより隣に満れない場合はベンチの座席は不要とする	○	○	
		3名が座席であること	★★★	★★★	
		座席は透明であること	★	★	
		全てのエアコン観客席、待室、ココース、ピッチャーレベルで明瞭に閉じる場内放送システムを備えること	○	○	
		チーム更衣室など一般の放送が入りやすい切替ができること	○	○	
9.スコアボード (大型映像装置)	9.スコアボード (大型映像装置)	大型映像装置を設置すること	○	★	
		得点を表示できるもの設置すること	-	○	
		0~45分毎表示できる独立した時計を設置すること(スコアボードでの兼用可)	○	○	
		時計は、前半(0~45分)後半は45分~90分の間作動しないではならない	★★★	★★★	
		前半も含めぞの審査の競技時間の最後、45分と30分に、時計が止められなくてはならない	○	○	
10.時計(45分計)	11.メンバー掲示板	出典URL(※表示するもの)(スコアボードでの兼用可)	○	○	
		3本以上配置し、VTR席から機能できること	★★★	★★★	
12.掲示ポールまたはバトン		3本以上配置し、VTR席から機能できること	★★★	★★★	
		3本以上配置すること	★★★	★★★	

	必須とされる設備	内容	J1・J2基準	J3基準
	III. 各諸室・スペースにおける共通項目	テーブル、椅子、電源、携帯電話用電波の確保、テレビモニター、高速インターネット環境、共聴回線、時計 該当項目は【共通】で表示	★	★
	(1)チーム更衣室 【共通】	2室 25人以上の更衣設備を備えること (ACLは30人) 温水シャワー8基以上、マッサージ台、洋式トイレ、鏡付き洗面台、ホワイトボード、エアコンを設置すること (J3は数は問わず、これらが利用できれば良い) 120m <sup>2</sup> 程度 ビッチまでの距離が等距離であること	◎ ◎ ◎ ★★★ ★ ★	◎ ◎ ◎ ★ ★
	(2)審判更衣室 【共通】	4人の更衣設備を備え、7人以上収容可能な部屋。追加副審(AAR)採用の場合、2名追加対応できること 温水シャワー、洋式トイレ、鏡付き洗面台、ホワイトボード、冷蔵庫、エアコンを設置すること (ACLは温水シャワー2基が必須) チーム更衣室から直接して設置すること	◎ ◎ ◎ ★★★ ★	◎ ◎ ◎ ★ ★
	(3)室内ウォームアップエリア チーム用 審判用	チームが同時にかつ個別に使用できること 人工芝であること 審判が専用にウォームアップできるスペースを確保すること	◎ ★ ★	◎ ◎ ★ ★
	(4)マッチ・コーディネーション・ミーティング室 【共通】	13人以上収容可能な部屋。追加副審(AAR)採用の場合、2名追加対応できること チーム更衣室、審判更衣室の近くにあること エアコンを設置すること 応接セット、テレビモニター、録画再生装置を設置すること	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	◎ ★★★
1 競技関連	(5)ドーピングコントロール室 【共通】	選手のプライバシーが守られる場所に設置すること(観客、メディアが近づくことが出来ない場所)及び可能な限りビッチから移動しやすい場所であること 待合室、検査室(1~2室)、トイレ(1~2室)、温水シャワー(1室)が設備されていること 検査手続き中、他の検査対象選手の目に触れることのないよう構造であること トイレは検査室から直接出入りできるもしくは他の検査対象選手の目に触れることなく出入りできること エアコンを設置すること 新たに設置・改修する際には、設計時にJADAへ相談すること 検査室・作業机と椅子(4脚)は肘かけ・キスター付き)、冷蔵庫(餘材一時保管用)、鏡付き洗面台(検査室内またはトイレ内) トイレ:2名で入っても十分な広さ(例・障がい者用トイレ等) 待合室:(1室):12名以上収容可能)	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ★★★	◎ ◎
III 諸室・スペース	(6)VAR用カメラ 設置スペース	10名程度が座れる椅子またはソファー、4名の選手が書類作業できる机、冷蔵庫(飲料用)、テレビ、DVD等録画再生装置 (椅子は選手が椅子をかいだまま座れるもの、テレビは当日の試合状況が確認できること) 温水シャワー:選手が使用中、検査室が濡れることなく扉を開いた状態で選手の監視が可能な構造 トイレの便器横には、検体が置けるような台(トイレペーパーホルダーの上が平坦、または小さな台が設置されていること) 洗面台には、検体が置けるような台が設置されていること 温水シャワーは待合室から直接出入りできる位置に設置すること	★★★ ★★★	★★★ ★★★
2 運営関係	(1)運営本部室 ※ 【共通】	高速コピー機、ホワイトボード、エアコンを備えた運営本部室を設置すること テレビ、監視カメラモニターを設置すること 100m <sup>2</sup> 程度 チーム更衣室、審判更衣室への連絡用ブザーを設置すること 場内放送室、大型映像操作室、記録室、第4の審判員ベンチとの有線インカム(ヘッドセット)を設置すること	◎ ★★★ ★★★ ★★★ ★ ★ ★ ★	◎ ★★★ ★★★ ★★★ ★ ★ ★ ★
	(2)記録室 【共通】	ビッチ全体が見渡せることができ、雨に濡れない席であること LAN回線、テレビモニター、録画再生装置を設置すること 原則、個室であること 4人が原則、横に並んで座れる広さであること エアコンを備えること	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ★★★ ★★★ ★★★ ★★★
	(3)場内放送室 【共通】	エアコンを備えた場内放送室を設置すること 大型映像装置と連携できること ビッチ、観客席全体および大型映像装置が見える場所に個室で設置すること 3人が横に並んで座り、マイクや書類を置く机および機材を設置できる広さであること 窓は開閉できるようにしてること	◎ ◎ ★★★ ★★★ ★★★ ★★★ ★★★ ★★★	◎ ★★★ ★★★ ★★★ ★★★ ★★★ ★★★ ★★★
	(4)大型映像操作室 【共通】	ビッチ、観客席全体および大型映像装置が見える場所に個室で設置すること 場内放送システムと連携できること エアコンを備えること 窓は密閉してであること	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	★ ★ ★ ★★★ ★★★ ★★★ ★★★ ★★★
	(5)警察・消防司令室兼控室 【共通】	エアコンを備えた警察・消防司令室兼控室を設置すること 観客席全体が見渡せること 監視カメラモニター、専用トイレを備えること	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ★★★ ★★★ ★★★ ★★★ ★★★ ★★★ ★★★ ★★★
	(6)医務室 ※ 【共通】	ベッド、冷蔵庫、エアコン、AEDを備えた医務室を設置すること 製氷機、洗面台を設置すること 緊急車両用駐車場に直接アクセスできること 50m <sup>2</sup> 程度	◎ ◎ ◎ ★★★ ★★★ ★★★ ★★★ ★★★	◎ ★★★ ★★★ ★★★ ★★★ ★★★ ★★★ ★★★
	(7)その他	ごみ集積所を設置すること セキュリティスタッフ控室、ボランティアスタッフ控室、ボールバーソン更衣室、エスコートキッズ控更衣室、前座試合用チーム更衣室、 明確化のため マスクオフ・演出関係控室、現管理室、VIP接遇スタッフ控室等 監視カメラを入場ゲート、観客席、コンコース(売店、トイレ、喫煙スポット前)が見えるように設置すること	◎ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	◎ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★
3 VIP関連	(1)VIP受付	VIP用の座卓付き専用入口と受付を設置すること VIP用駐車場から直接アクセスでき、メディアのアクセスを規制できること	★★★ ★ ★	★★★ ★ ★
	(2)VIPラウンジ 【共通】	VIP席から直接アクセスできること 大容量高速通信設備(高密度Wi-Fi等)が利用できること VIP専用トイレを設置すること 車椅子のVIPに備えた施設にすること	★★★ ★★★ ★★★ ★★★ ★ ★	★★★ ★★★ ★★★ ★★★ ★ ★
	(3)ビジネスラウンジ 【共通】	ビジネスシートを備えたビジネスラウンジを複数設置すること	★★★	★★★
	(4)スカイボックス 【共通】	個室のラウンジと観客席を備えたスカイボックスを複数設置すること	★★★	★★★
	(5)パンtry	VIPラウンジ、ビジネスラウンジ、スカイボックス用のパンtryを設置すること	★★★	★★★

	必須とされる設備	内容	J1・J2基準	J3基準
4 メディア開連	(1)メディア受付	メディア用の席預付き専用入口と受付を設置すること メディア用駐車場から直接アクセスできること	★★★	★★★
	(2)記者室 【共通】	ノートパソコン、ノートが置ける十分な広さの机を備えた記者室を設置すること 公式書類用ラック、冷蔵庫、エアコンを設置すること 80人以上収容可能な部屋 テレビ、録画再生装置を設置すること 大容量高速通信設備(高密度Wi-Fi等)が利用できること 選手、監督等テニциальнースタッフ、VIP、報道陣と分離した、記者席、記者会見室への動線があること	○ ○ ○ ★★★ ★ ★★★ ★ ★★★ ★ ★★★ ★ ○ ○	★ ★
	(3)カメラマン(フォトグラファー、TVクルー)室 【共通】	エアコンを備えたカメラマン室を設置すること ビッチへの容易なアクセス動線が確保できること(記者室との兼用可) 40人以上収容可能、カメラ用ロッカー、冷蔵庫を設置すること 大容量高速通信設備(高密度Wi-Fi等)が利用できること	○ ○ ○ ★★★ ★ ★★★ ★	○ ○
	(4)記者会見室 【共通】	音響設備、マイク(角会用、監督・選手用、通訳用、質疑応答用)、エアコンを備えた記者会見室を設置すること バックパネルを設置できること 監督・選手用ステージ台(前部)、テレビカメラ台(後部)を少なくとも一方設置すること 出入口は、監督・選手用とメディア用を分けて設置すること 200m程度	○ ○ ○ ★★★ ★★★★ ★★★ ★	○ ○
	(5)ミックスゾーン	チーム更衣室とチーム用駐車場との間で、記者室、カメラマン室、記者会見室よりアクセスしやすい場所に設置すること バックパネル、機が設置できること	○ ○ ○	○ ○
	(6)フラッシュインタビュー・ポジション	ビッチとチーム更衣室との間に、3mx3mのスペースを設けること バックパネルが設置できること	○ ○ ○	○ ○
	(1)実況放送室 (テレビ、ラジオ) 【共通】	ビッチ全体が見渡せること。また、テレビモニターや書類を置く机および機材を設置できる広さであること。テレビ中継を行う部屋については原則、4人が横に並んで座れること 適切な施設がスタジアム内に存在しない場合、実況放送をするためにスペースを割り当てるものとし、その場合、観客席、記者席等を演し対応する可能性がある 中継に必要な十分な電源を備えていること 新設の場合は、ドアの下にケーブル用の通線口があること(館内共聴の場合、中継端子盤がある場合は不要) 窓ガラスオーブンになること エアコンを備えること	○ ○ ○ ★★★ ★★★ ★★★ ★★★	○ ○
	(2)中継スタッフ控室 【共通】	5箇所(テレビ3箇所、ラジオ2箇所)設置できること シャンタードを備えること O型コンセント(30A)を2系統および端子盤を備えること	★ ★ ★ ★★★ ★	★ ★
	(3)テレビ中継カメラ設置スペース	メインスタンド中央部に4台分を確保し、TV中継カメラクーラーが使用するに十分な電源を設置すること。カメラスペースは、1台につき4mの広さが望ましい 前列の観客により視野を妨げられないように設置すること メインスタンド両外側のペナルティエリアのライン延長線上に各2台分(2局×1台×両サイド:計4台) 両ゴール裏中央部に各2台分(2局×1台×両サイド:計4台)	○ ○ ○ ★★★ ★★★ ★★★ ★★★	○ ○
	(4)テレビニュース関連 ENGカメラ設置スペース	バックスタンドコナーに付近のルギングが指定された位置に中継カメラ設置スペースを確保すること メインスタンド中央部、メインスタンド両外側のペナルティエリアのライン延長線、両ゴール裏中央部にカメラ台を設置すること	○ ○ ★★★ ★★★	★ ★
III 講堂・スペース 5 中継関連	(5)伝送用機材等設置スペース	メインスタンド中央部に設置し、ENGカメラクーラーが使用するに十分な電源を設置すること。カメラスペースは、1台につき4mの広さが望ましい 10社分を設置すること	○ ○ ○ ★	○ ○
	(6)光回線の設置	スタジアムからテレビ局および中継基地へ試合中継映像を伝送するためのアンテナを設置するスペースを確保すること(アンテナ/アンテナ搭載車両/光ファイバー用端末) 衛星へ伝送するためのアンテナ搭載車両設置スペースを確保すること	○ ○ ○	○ ○
	(7)ケーブル敷設スペース	中継車とテレビカメラおよび実況放送室間に設置すること 観客や車両にケーブルが踏まれないこと 端子盤を備えること	○ ○ ○ ★ ★	○ ○ ○
	6.看板関連	看板設置により、観客席の視界を妨げないこと 看板設置面が平坦であり、看板類が設置できないほど傾斜を急にしないこと 回転式もしくは電光看板操作を行う場所として、雨風がしのげ、ビッチが見渡せる位置に十分な作業スペース(約3m)と電源を確保すること 看板の後方にポールバーソンやカメラマンが行き来できるスペースを確保すること ビッチ周辺に看板に乗せた台車が通れる動線を確保すること	○ ○ ○ ★★★ ★★★ ★★★ ★★★	○ ○ ○
	(1)搬入口	観客の待機列と交わらず、急な坂道になっていない搬入口が複数あること 大型トラックや大型トレーラー(長さ18m)が出入りできるだけの幅、高さがあること	★★★ ★★★	★★★ ★★★
	(2)エスカレーター	VIP、ビジネスラウンジ、スカイボックス用 記者席、実況放送席用	★ ★	★ ★
	(3)エレベーター	車椅子席、VIP、ビジネスラウンジ、スカイボックス用 テレビ中継カメラ用、パンチリー、売店用	★ ★	★ ★
IV アクセス関係 2 駐車場	1.スタジアムへのアクセス	次の条件をいずれかを満たしていること (1) ホームタウンの中心市街地より概ね20分以内で、スタジアムから歩歩圏内にある電車の駅、バス(臨時運行を除く)の停留所、大型駐車場のいずれかに到達可能であること、または近い将来に到達可能となる具体的な計画があること (2) 交流人口の多い施設(大型商業施設等)に隣接していること (3) 上記のほか、観客の観点からアクセス性に優れていると認められること	★★★	★★★
	(1)一般用	公共交通機関が充実していない場所では、入場可能数に見合う台数の駐車場を確保すること	○ ○	○ ○
	(2)車椅子用	車椅子用のゲートにアクセスしやすい場所に設置すること	○ ○	○ ○
	(3)団体バス用	車椅子用駐車場は、車椅子席と同数設置すること	★★★	★★★
	(4)チーム用	ソーバスが駐車できるスペースを確保すること	○ ○	○ ○
	(5)緊急車両用	1チームあたり、大型バス1台、ワゴン車2台分のスペースをチーム入口付近に確保すること(ACLは大型バス1台、4tトラック1台、乗用車1台) 警察、消防、救急車等の緊急車両の駐車場を確保すること	○ ○ ○	○ ○ ○
	(6)VIP用	救急車がビッチまで入れる動線を確保すること	○ ○	○ ○
	(7)メディア用	VIP席にアクセスしやすい場所に設置すること	★★★	★★★
	(8)テレビ中継用	撮影機などの荷物が多いメディア用の駐車場を確保すること 2階分の中継車、衛星車、電源車、機材車、支援車が駐車できるスペースを確保すること 放送グースに近接し、ケーブルの設置に問題ない場所を確保すること	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
	(9)大型トラック用	電源、端子盤、館内總合を設置すること	★★★	★★★
	(10)売店用	広告看板などの大型搬入物を設営・撤去する大型トラック用の駐車場を確保すること スタッフのために十分な駐車スペースを確保すること	○ ○ ○	○ ○ ○
	(11)VAR用	売店用、ケーリング搬入車両は、スタジアム内部の搬入口に近い場所に設置すること 夏季は、飲食物用の保冷車の駐車場も考慮すること	○ ○ ○	○ ○ ★★★
	(12)シャトルバス用	J1はVOR(ビデオ・オペレーションルーム)用車両(トラック)の駐車場を確保すること	○ -	○ -
	(13)その他関係者用	シャトルバスを運行する場合は、シャトルバスのバスプールを設置すること その他関係者に必要な駐車場を確保すること	★★★	★★★
	3.駐輪場	観客のための駐輪場を、アクセス環境に鑑みて設置すること	○ ○	○ ○
	4.シャトルバス乗降所	シャトルバスを運行する場合は、バスの行先別に待機列スペースがある乗降所を設置すること	○ ○	○ ○
	5.タクシーナンバーコード	メディア、VIP、関係者が利用できるタクシーナンバーコードを設置すること	○ ○	○ ○



**範例**

◎=必須具備的條件

○=必須具備的條件，但是如果被認可在「J聯盟俱樂部資格授予規則運用細則」及「J3俱樂部資格授予規則」適用規則編號L01的例外，則不在此限

★★★ =必須具備的條件，但是期限則有在繼續討論的條件

★ =希望可以具備的條件

		必須設備	內容	J1,J2標準	J3標準
I · 球 場 規 模 等	1.球場形狀	需為足球場的形狀	★★★	★★★	
		原則上主看台必須在球場西側	★	★	
	2.可入場人數	J1為15000人以上，J2為10000人以上(草坪不視為觀眾席)	○	-	
		J3以5000人以上為原則(主看台需為座椅席。草坪座位經J聯盟安全性等的檢查，如認可為沒有特別的障礙下可視為觀眾席)	-	○	
	(1)觀眾席	從任何一個座位都可觀望全場	○	○	
		各看台可分離成各個不同的扇形面	○	○	
		座椅席J1需有10000席以上，J2需有8000席以上(座位平均每席的寬度需可使用大容量高速度通信設備(高密度wifi等))	○	★	
		全部為個人座位(ACL必須有5000席以上的個人座位，有座位編號，有靠全部的座位號碼需簡單明瞭(ACL全部的票券上需有座位編號))	★★★	★	
		在寒冷地區新建和大規模改建的球場須備有暖氣	★★★	★	
		加油的布條、廣告旗吊掛的壁面需有安裝用的掛鉤	★	★	
		確保從看台可直接降落到場下的避難路線	★	★	
		備有照顧者的椅子	○	○	
		觀戰的時候須確保安全，特別是不會擋住前排觀眾的視野	○	○	
		不會被雨淋濕	★★★	★★★	
	(2)輪椅席	需分主隊、客隊設置	★★★	★★★	
		可使用大容量高速度通信設備(高密度wifi等)	★★★	★★★	
	3.座位席	在寒冷地區新建和大規模改建的球場須備有暖氣	★★★	★	
		設置50席以上	★★★	★	
		設置80席以上	★	★	
		設置輪椅座位的VIP席	★	★	
		在主看台的中央客看見球場全體的位置且有屋簷並且為個人位置	○	○	
	(4)比賽最高負責人	可使用大容量高速度通信設備(高密度wifi等)	★★★	★★★	
		在寒冷地區新建和大規模改建的球場須備有暖氣	★★★	★	
		設置局部區域網路、公用線	★	★	
		在主看台的中央客看見球場全體的位置且有屋簷	○	○	
	(5)記者席	設有足夠的寬廣的桌子和電源可放置筆記型電腦、筆記	○	○	
		設置80席以上	★★★	★	
		可使用大容量高速度通信設備(高密度wifi等)	★★★	★	
	(6)商業座位	在寒冷地區新建和大規模改建的球場須備有暖氣	★★★	★	
		在商業休息室設有複數的商業座位	★★★	★★★	
	(7)豪華包廂	在獨立的休息室和觀眾席設有複數的豪華包廂	★★★	★★★	
	4.屋頂	新建和大規模改建的球場，原則上屋頂要覆蓋全部的觀眾席	○	★	
		覆蓋全部的觀眾席(覆蓋觀眾席的1/3以上:J聯盟俱樂部資格申請授予規則 設施基準 B等級)	★★★	★★★	
	5.避雷設備	屋頂或照明需有避雷設備	○	○	
	6.照明	球場內的各個地方保持照度1500勒克斯以上，亮度均一	○		
		ACL從2021賽季開始必須為1800勒克斯、決賽為2000勒克斯	★★★	★★★	
II · 競 技 用 設	1.	(1)尺寸	105m X 68m	○	○
		平坦	○	○	
		綠色	○	○	
		排水性佳	○	○	
	(3)球場內	在球場內(包含場內及線外)，不可放置或設定影響選手的play，會造成危險的一切物品	○	○	
		原則上在球場的外側5m以上，但是田徑場兼用的場合為1.5m以上(因此田徑場兼用的場合時須確保縱長有108m以上，寬有71以上的草皮部	★★★	★★★	
	2.球門	為白色圓形(外圈直徑12cm埋入式)	○	○	
		不可使用會排斥球的材料	○	○	
	3.球門網	白色以外須向J聯盟申請	○	○	
		球門網需在球門的後方並且用桿子以安全的方法安裝	○	○	
	4.角旗	為J聯盟指定之物	○	○	
		為J聯盟指定之物	○	○	
	5.角旗桿	為J聯盟指定之物	○	○	
		寬度12cm、明確的畫線(以用油漆為原則)	○	○	
	6.線	14名以上(ACL為20名)可就坐	○	○	
		板凳設置離球場邊線5m以上，且板凳的一端離中縣10m以內的位置	○	○	
	7.板凳	主場球隊的板凳席，原則上設置在從主看台面向場內的左側	○	○	
		隊伍板凳的前面，(球場側)設置技術區域	○	○	
		降溫暫停時，在板凳席內可飲用運動飲料	○	○	
		備有確保安全的屋簷(不會妨礙觀眾的視野)但是，如果包含在觀眾席內，屋簷涵蓋看台不會被雨淋濕的場合，則不需要屋簷	○	○	
		屋簷為透明的	★	★	
	(2)第四裁判板	附桌子，確保有可以進出的空間	○	○	
		設置AED、擔架(2台)、可固定頭頸部的擔架(2台，J3 1台)	○	○	
		比賽中如有救護車待命的場合，可固定頭頸部的擔架為佳	○	○	
		降溫暫停時，在板凳席內可飲用運動飲料	○	○	
		備有確保安全的屋簷(不會妨礙觀眾的視野)但是，如果包含在觀眾席內	○	○	

# 備

		•屋簷涵蓋看台不會被雨淋濕的場合，則不需要屋簷 可坐3人 屋簷為透明的	★★★	★★★
8.場內廣播系統		全部的區域(觀眾席、各種房間、中央廣場、場內)可以明瞭聽見場內廣 有球隊更衣室等一般用的廣播不會進入的切換開關	◎	◎
9.計分板(大型影 像裝置)		設置大型影像裝置 設置可以表示得分的計分板	○	★
10.時鐘(計45分)		設置0~45分鐘可獨立表示的時鐘(計分板間用可) 時鐘需運作上半場0~45分鐘、下半場45~90分鐘之間 上下半場各自的正常比賽時間的最後45分和90分鐘時鐘必須停止	◎	◎
11.換人告示牌		可表示出場人員(計分板間用可)	◎	◎
12.升旗桿		設置3根以上，可從VIP席看見 設置5根以上	◎	◎
	必須設備	內容	J1.J2標準	J3標準
	各種房間、空間的共 通項目	桌子、椅子、電源、手機電話電波的確保、電視、高速網路環境、公 用線、時鐘 符合項目以【共通】表示	★	★
	(1)球隊更衣室 [共同]	2室 備有25人以上的更衣設備(ACL為30名) 設置溫水沐浴座以上、按摩床、蹲式廁所、附鏡面洗臉台、白板、冷 約120平方公尺 離球場距離相等	◎	◎
	(2)裁判更衣室 [共同]	備有4人的更衣設備，可容納7人以上的房間。有門線副審(AAR)的場合 設置溫水沐浴、蹲式廁所、附鏡面洗臉台、白板、冰箱、冷氣機(ACL 設置處需拉開球隊距離	◎	◎
	(3)室內 熱身區	球隊 為人工草皮 裁判 確保有裁判專用熱身空間	◎	◎
	(4)比賽.協調.開會 室[共同]	兩隊可同時且個別使用 可容納13以上的房間。有門線副審(AAR)的場合，可應對追加2名 離球隊更衣室、裁判更衣室近的地方 設置冷氣機 設置接待組合、電視、影像再生裝置	◎	◎
1. 競技 相關		設置在可保護選手隱私處(觀眾、媒體無法靠近之處)和盡可能地從球場 移動方便的位置 備有等待室、檢查室(1~2室)、廁所(1~2室)、溫水沐浴(1室) 檢查室可從等待室直接出入 檢查過程中，不會和其他檢查對象的選手碰面 廁所可從檢查室直接出入，不會和其他檢查對象的選手碰面 設置冷氣機 新設置、改建時，向JADA諮詢	◎	◎
	(5)禁藥管控室 [共同]	檢查室:作業桌、和4腳椅子(其中1角有扶手和輪子)、冰箱(暫存標本 用)、附鏡面洗臉台(檢查室內或廁所內) 廁所:可容納兩名的足夠空間(例:殘障用廁所等) 等候室:(1房:可容收12名以上) 10名左右可做的椅子或沙發、4名選手可書寫書面料的桌子、冰箱(飲料 用)、電視、DVD影像再生裝置 (椅子為選手可在有流汗的狀態下坐，電視為可確認當日比賽狀況) 溫水沐浴:選手使用時，檢查員可以在打開門不被淋濕的狀況下監視選手 廁所的馬桶旁設置可放置標本的台子(廁所紙做的上方平坦或是設置有小 洗臉台設置有可以放置標本的台子 溫水沐浴設置在可從等候室直接出入之處	◎	★★★
	(6)VAR用攝影 機 設置空間	實施VAR的場合，確保VAR用攝影機的設置空間。攝影機空間，1台4 平方公尺大小為佳(主看台中央、主看台兩側禁區的延長線，兩球門中 主看台兩球門線的延長線處各1台 設置在不會妨礙前排觀眾的視野之處	◎	★
2. 營 運 關 係	(1)營運總部室 [共同]	設置備有高速影印機、白板、冷氣機的營運總部室 設置電視、監視顯示器 約100平方公尺的大小	★★★	★★★
	(2)紀錄室[共 同]	設置聯絡球隊更衣室、裁判更衣室用鑰匙 場內廣播室、大型影像操作室、紀錄室、第4裁判板凳區設置有線頭戴式 可看見球場全部的視野，不會被雨淋濕的位置 設置局部區域網路、電視顯示器、影像再生裝置 原則上為個人房間 原則上以4人為原則，可以並排坐的大小 備有冷氣機	◎	★★★
	(3)場內廣播室 [共同]	設置備有冷氣機的場內廣播室 可和大型影像裝置聯合合作 單人房間設置在可看見球場、全體觀眾席及大型影像裝置處 設置可以三人並排坐，麥克風、書面資料放置桌子和器材的大小 可以開啟的窗戶	◎	★★★
	(4)大型影像操 作室[共同]	單人房間設置在可看見球場、全體觀眾席及大型影像裝置處 可和場內廣播系統聯合合作 備有冷氣機 窗戶為密閉式	○	★
	(5)警察、消防司 令監控室[共同]	設置備有冷氣機 設置在可看見全體觀眾席的位置 備有監視器顯示器，專用廁所	★★★	★★★
	(6)醫務室 [共同]	設置備有床、冰箱、冷氣機、AED的醫務室 設置製冰機、洗臉台 可直接連接緊急車輛用停車場 約50平方公尺的大小	◎	★★★
	(7)其他	設置垃圾集中處 保全休息室、志工休息室、換球員更衣室、牽手小童更衣室、前一場 比賽隊伍更衣室 #為了明確化 吉祥物演出人員休息室、現金管理室、 在入場剪票口、觀眾席、中央廣場(商店、廁所、吸菸處前)設置監視器	★	★
III	(1)VIP接待處	設置VIP專用有屋簷的專用入口和接待處 可直接連接VIP專用停車場，可限制媒體的接近	★★★	★

各房間 • V I P 相 關	(2)VIP休息室 [共同]	可直接連接VIP席 可利用大容量高速通信設備(高密度WiFi等) 設置VIP專用廁所 備有輪椅的VIP設施	★★★ ★★★ ★★★ ★	★ ★ ★ ★
	(3)商辦休息室 [共同]	備有商業駐位的商辦休息室設置數個	★★★	★★★
	(4)豪華包廂 [共同]	備有個人房間的休息室和觀眾席的豪華包廂設置數個	★★★	★★★
	(5)食品餐具室	設置VIP休息室、商辦休息室、豪華包廂用的食品餐具室	★★★	★★★

空 間		內容	J1,J2標準		J3標準	
			J1	J2	J3	J2
媒體相關	(1)媒體接待處	設置媒體專用有屋簷的專用入口和接待處 可直接連接媒體專用停車場	★★★ ★	★★★ ★		
	(2)記者室 [共同]	設置備用足夠空間的桌子可放置筆電、筆記本 設置公式書類用架子、冰箱、冷氣機 可容納80以上的房間	◎ ◎ ★★★	◎ ◎ ★		
		設置電視、影像再生裝置 可利用大容量高速通信設備(高密度WiFi等)	★★★ ★★★	★★★ ★★★		
		和選手、總教練等技術人員、VIP、觀眾分開的通往記者席、記者會見室的動線	★★★	★		
	(3)攝影師(電視劇組)室	設置備有冷氣機的攝影師室 確保可以容易連接球場的動線(可和記者室兼用)	◎ ◎	◎ ◎		
		可收容40人以上。設置攝影機用置物櫃、冰箱	★★★ ★★★	★★★ ★★★		
		可利用大容量高速通信設備(高密度WiFi等)	★★★ ★★★	★★★ ★★★		
	(4)記者會見室	設置備有音響設備、麥克風(司儀用、總教練選手用、翻譯用、質疑應答用)、冷氣機的記者會見室 可設置背板	◎ ◎	◎ ◎		
		在總教練選手用的舞台(前面)、電視攝影機(後面)至少設置一個 總教練選手用的出入口和媒體用的出入口分開設置	★★★ ★★★	★★★ ★★★		
		大約200平方公尺大小 可利用大容量高速通信設備(高密度WiFi等)	★★★ ★★★	★★★ ★★★		
轉播相關	(5)混合區	球隊更衣室和球隊停車場之間設置在比記者室、攝影師室、記者會見室更方便連接處 設置背板、柵欄	◎ ◎	◎ ◎		
	(6)閃光燈採訪位置	設置在球場和球隊更衣室之間，3m*3m的空間	◎ ◎	◎ ◎		
		設置背板	◎ ◎	◎ ◎		
	(1)現場解說廣播室(電視、無線電廣播) [共同]	可看見球場全體視野。備用足夠空間的桌子可放置電視機、書面資料和器材。進行電視轉播的房間原則上要能讓4人並坐 球場內沒有適切的設施時，為了分配空間給實況轉播，可以犧牲觀眾席 備有轉播必須且足夠的電源	◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎		
		新設的場合，門下須有電線的通線口(館內聽證會的場合，不用中繼端子) 窗戶可全開 備有冷氣機	◎ ★★★ ★★★	◎ ★★★ ★★★		
		5處(電視3處、無線電廣播2處) 備有百葉窗 備有C行插座(30A)2系統和端子盤	★★★ ★ ★	★★★ ★ ★		
		設置進行轉播工作人員的休息室 備有冷氣機 準備複數個	◎ ◎ ★★★	◎ ◎ ★		
		確保主看台中央4台，設置TV轉播攝影機組人員使用足夠的電源。攝影機空間，1台4平方公尺大小為佳	◎	◎		
	(3)電視轉播攝影機設置空間	設置在不會妨礙前排觀眾的視野處 主看台兩側禁區的延長線上各2台(2局*1台*兩側:計4台)	◎ ◎	◎ ◎		
		兩球門內中央處各2台(2局*1台*兩側:計4台) 確保在背看台角旗附近的聯盟指定位置設置轉播攝影機的空間	◎ ◎	★★★ ★		
		主看台中央、主看台兩側禁區的延長線、兩球門內中央處設置攝影機台	★★★ ★★★	★★★ ★★★		
	(4)電視新聞關聯ENG攝影機設置空間	確保主看台中央4台，設置ENG攝影機組人員使用足夠的電源。攝影機空間，1台4平方公尺大小為佳	◎	◎		
		設置在不會妨礙前排觀眾的視野處	◎	◎		
		設置10台	◎	★		
	(5)傳輸用器材等設置空間	確保從球場至電視局和將比賽轉播影像傳送的天線的設置空間(天線/天線搭載車輛/光纖用終端)	◎	◎		
		確保傳送至衛星的天線搭載車輛的設置空間	◎	◎		
		設置傳送轉播影像的光纖通訊	◎	◎		
	(7)電線架設空間	設置在轉播車和電視攝影機及現場解說廣播室之間	◎	◎		
		電線不會被觀眾或車子壓過 備有接線板	◎ ★	◎ ★		
7.其他	(1)搬入口 (2)手扶梯 (3)電梯	看板的設置不會妨礙觀眾席的視野 看板設置面為平坦的，不會讓看板無法設置的傾斜角度 迴轉式或電子看板操作處，可避風雨，確保可看見球場整體的位置且有足夠的作業空間(約3平方公尺)和電源	◎ ◎ ◎	◎ ◎ ★		
		確保在看台後方有檢票員、攝影師可來往的空間	★★★ ★★★	★★★ ★★★		
		確保球場周邊乘載看板的台車可通過的路線	★★★ ★★★	★★★ ★★★		
		有電子看板專用的特殊電源	★ ★	★ ★		
		有數個不會和觀眾排隊伍交叉，沒有坡度大的斜坡的搬入口	★★★ ★★★	★★★ ★★★		
		大型卡車、大型拖車(長16m)可出入的寬度、高度	★★★ ★★★	★★★ ★★★		
		VIP、商辦休息室、豪華包廂用	★ ★	★ ★		
		記者席、現場解說廣播適用	★ ★	★ ★		
		輪椅、VIP、商辦休息室、豪華包廂用	★ ★	★ ★		
		電視轉播攝影機用、 <b>食品餐具室</b> 、商店用	★ ★	★ ★		

		內容	J1,J2標準	J3標準
		滿足下列任何條件		

IV 停 車 場	1.至球場的交通路線	(1)離主辦城市約20分以內到達，從球場可步行距離範圍內有火車站、巴 士站、大型停車場的任何點可以到達，或是在未來有可以到 達的具體計畫 (2)靠近流動人口高的設施(大型商業設施等) (3)上記之外，從觀眾的角度看有交通的便利性	★★★	★★★
	(1)一般用	公共交通機關不便的地方，確保預估進場人數搭配其量數的停車場	◎	◎
	(2)輪椅用	設置在離輪椅用入口連接方便處	◎	◎
	(3)團體巴士用	輪椅用停車場須和輪椅觀眾席有相同數量 確保遊覽車可停車的空間	★★★	★★★
	(4)球隊用	一隊確保有大型巴士1台、貨車2台的空間設置在離球隊入口附近處 (ACL大型巴士1台、4卡車1台、汽車1台)	◎	◎
	(5)緊急車輛用	確保警察、消防、救護車等緊急車輛用的停車場 確保救護車可開進球場內的動線	◎	◎
	(6)VIP用	設置在離VIP接待處方便連接處 確保VIP席的數量搭配VIP停車格的數量	★★★	★★★
	(7)媒體用	確保有攝影器材等行李很多的媒體用的停車場	◎	◎
	(8)電視轉播用	確保2電視局的轉播車、衛星車、電源車、器材車、支援車可以停放的空 間 靠近廣播展位，確保沒有電線架設的問題	◎	◎
	(9)大型卡車用	設置電源、接線板、館內共聽 確保廣告看板等大型物體的設置、拆除的大型卡車的停車場	★★★	★★★
	(10)商店用	確保工作人員足夠的停車空間 商店用、搬入外燴的車輛，設置在離球場內部搬入口近處	◎	◎
	(11)VAR用	夏季時也要考慮食物用冷藏車的停車場	◎	★★★
	(12)巡迴巴士用	如有巡迴巴士行駛時，設置巡迴巴士候車亭	★★★	★★★
	(13)其他相關人員	確保其他相關人員必要的停車場	◎	◎
	3.自行車停車場	充分考慮到其連接環境設置觀眾的自行車停車場	◎	◎
	4.巡迴巴士乘車處	如有巡迴巴士行駛時，設置有不同路線巴士排隊空間的巴士乘車處	◎	◎
	5.計程車乘車處	設置媒體、VIP、相關人員可利用的計程車乘車處	◎	◎

必須設備	內容	J1	J2標準	J3標準
1.入場卷售票處 [共同]	入場閘門附近設置窗口	◎	◎	
	標示販賣票種的座位、價錢	◎	◎	
	設置數個窗口	◎	★	
	設置屋簷讓購票者不被淋濕 可以上鎖，以確保安全	◎	★	★
2.等待入場空間	在球場外圍設置照明，確保夜間的安全	◎	◎	
	確保有足夠的空間，讓主場、客場的排隊隊伍分開排列的空間	★★★	★	
	排隊隊伍設置在不會和相關人員入口、搬入口交叉 不會被雨淋濕，可以遮陽處	★★★	★	★
3.入場閘門	制定球場基本原則，讓觀眾可以閱讀的標示。最少須包含以下訊息(1)入場的權利(2)比賽中斷或延期(3)禁止事項(自我約束事項)(4)座位的規 則(5)驅逐出球場的理由(6)緊急避難路線	◎	◎	
	依觀眾區域設置入場閘門(和客隊觀眾分開)	◎	◎	
	設置屋頂、電源、照明	◎	◎	
	有檢查手提行李、瓶子、罐子交換容器的設備	◎	◎	
	設置快速通關的空間	◎	◎	
	有輪椅用的入口，有斜坡可連接 設置行李托運處(嬰兒車、安全帽等)	★★★	★★★	
4.導標示	盡可能設在高處，有日英標示，晚上也可以看見	★★★	★★★	
5.詢問處[共同]	觀眾用入口等，設置在易懂明瞭處	◎	◎	
	和營運本部是聯合合作，可應對迷路的孩子、遺失物	◎	◎	
6.救護室※[共同]	從任何座位都可以連接的位置設置數個(可為臨時的)，備有應急設備	◎	◎	
7.AED	備有醫務室1台、救護室或觀眾區2台以上(J31台以上)	◎	◎	
8.哺乳室[共同]	從任何座位都可以連接的位置，方便靠近處	◎	◎	
	從任何座位都可以連接的位置，設置足夠的男女分開的廁所設備	◎	◎	
9.(1)廁所 廁所	對於1000人的觀眾，最少要備有蹲式馬桶5台，男生用小便斗8台(J聯盟俱樂部資格授予規則 設施基準 B等級)	★★★	★★★	
	設置洗臉台	★★★	★★★	
	設置烘手機、嬰兒換尿布台	★★★	★★★	
(2)多目的廁所	設置在輪椅觀眾席附近，配合座位數的數量	◎	◎	
	開門前可使用的廁所，在觀眾閘門附近	★★★	★★★	
10.中央廣場	確保緊急避難用的路線	◎	◎	
	有足夠的寬廣空間，適度的明亮	★★★	★★★	
	設置廁所、飲食商店、商品商店、救護室、哺乳室	★★★	★★★	
	被屋頂覆蓋	★★★	★	
	必要時設置公用電話	★	★	
11.通道、樓梯	觀眾區內全部的一般用道路、樓梯、門扇、閘門需用明亮的顏色粉 刷。包含從觀眾席到移動球場的閘門	★	★	
	球場內全部的出口、閘門和包含從觀眾席到移動球場的閘門，從觀眾 席的角度看須為向外開啟設置，並有上鎖裝置	★	★	
12.飲食商店	從任何座位都可以連接的位置，設置在有屋頂且正確的數量	◎	◎	
	商店外表示企業名、標誌、菜單、價格	◎	◎	
	提供熟食	◎	★★★	
	確保電源、照明(包含球場外圍、中央廣場)	◎	★★★	
	設置在觀眾席以外也可以飲食的桌子、長桌	◎	★★★	
13.商品商店	考慮到設置在排隊路線不會離廁所太近	◎	★★★	
	從任何座位都可以連接的位置，設置在有屋頂且正確的數量	◎	◎	
	設置電源、照明	◎	★★★	

※可能入場數:指主場比賽時可使用的數量，下列(1)、(2)、(3)的合計

(1)入場卷可發行的座位數量

- a.不包含視野不佳座位、永久記者席、現場解說廣播室
  - b.不包含防止躍下的座位。但是如果該區域可調整的情況下則可包含
  - c.包含主隊和客隊俱樂部的觀眾之間緩衝地帶的座位數，但不包含永久緩衝地帶的場合
  - d.站票區域在和設施管理員取得協議上算入可入場的人數，新建或大規模改建的球場，觀眾席的站區座位以1排1人，1位子的寬度45cm以上，1排深度80cm以上。
- (2)前項以外的座位數
- a.永久的VIP席
  - b.附個人房間的休息室的觀賽區算在有陽台的座位。不包含個人房間休息室內的座位席
- (3)輪椅席的數量
- a.輪椅席觀戰區沒有座位，但是輪椅1台算1個座位
  - b.輪椅的照顧者位子，設有永久的椅子，且有實際是用時才可被計算
- ※混合草皮:場內全部的天然草皮和5%以下的人工草皮的組合
- (1)導入前，需在場外實施混合草皮的實證實驗
  - (2)根據實證實驗結果，向理事會得到導入的承認
- ※賽事籌備辦公室:滿足以下機能，並與警察、消防指令室可隨時保持良好合作狀態
- (1)可統合比賽營運包含紀錄室、場內廣播室、大型影像裝置操作室相關)
  - (2)可統合場內外控制的警察、主管人員、志工等自主警備的人員
  - (3)可控制票券
  - (4)可控制交通連接
  - (5)可收集天候等，關於比賽營運的情報
- ※警察、消防指令室:滿足以下機能，和營運本部室隨時保持良好合作狀態
- (1)可指揮警察、消防
  - (2)可指示緊急部隊、緊急車輛的出動
- ※醫務室:統合場內外的醫療事務，和救護室隨時保持良好合作狀態
- ※救護室:主要以對場內觀眾為對象可做緊急處置，和醫務室隨時保持良好合作狀態
- ※[共同]:「各種房間、空間的共通項目」的適用處
- ※※關於球場的名稱，規定正式名稱:漢字全形35字以內、英文字半形35字以內，簡稱:漢字全形4字以內、英文字半形15字以內

## 26.主管權責讓渡規章

### 主管權讓渡規程

日文	中文
第1条〔趣旨〕  本規程は、Jリーグ規約第45条に基づき、ホームゲームの主管権の譲渡について定める。	第1條〔宗旨〕  本規章依《J聯盟規程》第45條訂定，規範主場賽事之主管權責讓渡事項。
第2条〔主管権の譲渡〕  (1) Jクラブは、Jリーグの事前の承認を得て、ホームゲームの主管権を、公益財団法人日本サッカー協会に所属する都道府県サッカー協会に対し譲渡することができる。  (2) 主管権譲渡の対象となった試合(以下「譲渡試合」という)の運営に関する一切の費用(協会納付金等を含む)は、主管権の譲渡を受けた都道府県サッカー協会が負担する。  (3) Jクラブは、主管権を譲渡した場合においても、「Jリーグ規約」に定めるJクラブの義務を免れるものではない。	第2條〔主管權責讓渡〕  (1) 經J聯盟事先同意，J俱樂部得將主場賽事之主管權移交予隸屬於日本足球協會之都道府縣足球協會。  (2) 主管權責讓渡之賽事(以下稱為「讓渡賽事」)的所有賽務相關費用(包括協會規費等)，應由都道府縣足球協會承擔。  (3) 主管權責讓渡未排除J俱樂部於《J聯盟規程》中相關義務規範之適用。
第3条〔後援・協力〕  主管権の譲渡を受ける都道府県サッカー協会は、Jリーグの事前の承認を得た場合にかぎり、譲渡試合に対する地方公共団体、新聞社または放送会社の後援または協力を得ることができる。	第3條〔贊助商合作〕  接受主管權責讓渡之都道府縣足球協會，於讓渡賽事中，須經J聯盟之事先同意，方得接受地方公共團體、新聞媒體或電視台之贊助或合作。
第4条〔譲渡の手続き〕  主管権の譲渡は、次に定める手続きによるものとする。  ① 主管権を譲渡しようとするJクラブは、譲渡試合の属する大会の開幕日の3か月前までに、主管権を譲渡する都道府県サ	第4條〔讓渡程序〕  主管權責讓渡應依下列程序辦理：  ① 欲讓渡主管權責之俱樂部應於賽事所屬開幕日3個月之前，以規定之申請表(表1或表2)與接受主管權責讓渡之都道府縣足球協會共同向J聯盟提出申請

日文	中文
<p>ッカー協会との連名にて、Jリーグに対し所定の申請書（様式1または様式2）により申請する</p> <p>② Jリーグは、申請を受理した後14日以内に、承認の可否を、申請元のJクラブに通知する</p>	<p>② J聯盟應於受理申請後14天內，通知申請之J俱樂部同意或拒絕</p>
<p>第5条〔譲渡金および純益の配分〕</p> <p>本規程に基づくJ1、J2の主管権の譲渡の対価は、金2,000万円（消費税を含まない）以上とし、J3の主管権の譲渡の対価は、金500万円（消費税を含まない）以上とする。</p>	<p>第5條〔讓渡資金及淨收入的分潤〕</p> <p>本規程之J1和J2賽事主管權責讓渡價格為2,000萬日元或以上（不含消費稅），J3賽事主管權責讓渡價格為500萬日元或以上（不含消費稅）。</p>
<p>第6条〔公衆送信権〕</p> <p>譲渡試合の公衆送信権（テレビ・ラジオ放送権、インターネット権その他一切の公衆送信を行う権利を含む、以下「公衆送信権」という）は、すべてJリーグに帰属する。</p>	<p>第6條〔轉播權利〕</p> <p>讓渡賽事之轉播權利（包含電視/廣播廣播權，網路影像權利及所有其他傳輸權利，下稱「轉播權利」）均屬於J聯盟。</p>
<p>第7条〔試合の運営〕</p> <p>譲渡試合の運営については、「Jリーグ規約」および「試合実施要項」によるものとする。</p>	<p>第7條〔賽務管理〕</p> <p>讓渡賽事之賽務管理依《J聯盟規程》和《聯賽實施要點》辦理。</p>
<p>第8条〔改正〕</p> <p>本規定の改正は、理事会の承認により、これを行う。</p>	<p>第8條〔修正〕</p> <p>本規章之修正經理事會同意後實施。</p>
<p>第9条〔施行〕</p> <p>本規程は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>第9條〔實施〕</p> <p>本規章由平成24年（2012年）4月1日起實施。</p>
<p>〔改正〕</p> <p>平成26年1月21日 平成31年1月24日</p>	<p>〔修正〕</p> <p>平成26年（2014年）1月21日 平成31年（2019年）1月24日</p>

年 月 日

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ

チアマン 村井 满 殿

(住所)

甲【譲渡するJクラブ】(名称)

(代表者)

(印)

(住所)

乙【譲受ける都道府県 (名称)

サッカー協会】(代表者)

(印)

## 主管権譲渡承認申請書〔様式1〕

甲から乙に対し、下記の条件により公式試合の主管権を譲渡いたしたく、「Jリーグ規約」第45条および「主管権譲渡規程」第4条に基づき申請いたします。

記

1	譲渡試合	①日 時	年 月 日 午前・午後 時 分
		②場 所	
		③対戦相手	
2	大会運営	Jリーグの試合実施要項に準拠する。	
3	経 費	①必要経費	乙が、Jリーグ規約第75条の必要経費を負担する。
		②遠征費用	乙は、「旅費規程」に定める基準に従い、出場チーム双方に対し試合当日までに支払う。
		③その他	(1) マッチコミッショナーならびに主審および副審2名の旅費等はJリーグが負担する。 (2) 第4の審判員の旅費等は乙が負担する。 (3) 試合使用球7個は甲が準備する。
4	入場料およ び入場券等	①入場料	入場料収入はすべて乙が管理する。
		②入場券	入場券は乙の費用負担により作成し、その発行枚数は所定の用紙により甲からJリーグに報告する。
		③招待券	乙は、Jリーグ所定の枚数の招待券を、無償にてJリーグに提供する。

		④協会納付金	乙は、協会納付金を、甲を経由して協会に納付する。
		⑤事前承認	乙は、入場料の体系および入場券のデザインについて事前に甲を経由してJリーグの承認を得る。
5	公衆送信権	公衆送信権はJリーグに帰属する。	
6	ポスター等	ポスターおよびプログラムは、乙の費用負担により作成する。	
7	広告掲載等	乙は、スタジアムに提出する広告看板および入場券の裏面への広告掲出等については、事前に甲を経由してJリーグの承認を得る。	
8	譲渡の対価	①金額	主管権譲渡の対価は金_____円 (ただし、消費税を含まない)とする。
		②支払時期	乙は、前項の対価を、譲渡試合の実施日の翌日から起算して20日以内に、甲に対し支払う。
		③支払方法	Jリーグの指定する方法による。
9	後援または協力 (団体名)	①後援	
10	収支報告	乙は、譲渡試合の実施日の翌日から起算して20日以内に、甲を経由してJリーグに対し、所定の用紙により譲渡試合の収支報告を行う。	
11	協議	本申請書に定めのない事項については、協会の寄附行為、Jリーグ規約およびこれらに付随する諸規程の定めるところに従い、甲、乙およびJリーグが誠意をもって協議の上決定する。	

以上

〔注〕：本申請書は、甲乙捺印済みのもの3通を提出して下さい。

## 承認書

上記の申請書に基づく主管権の譲渡を承認します。

年　月　日

公益社団法人　日本プロサッカーリーグ  
チアマン　村井　満　(印)

承認番号	年・第号
------	------

## 主管權責讓渡申請書〔表 1〕

甲方對乙方，在以下條件下讓渡正式賽事之主管權，依《J 聯盟規程》第 45 條及《主管權責讓渡規程》第 4 條提出申請。

1	讓渡之賽事	①時間	年 月 日 上午・下午 時 分
		②地點	
		③對手	
2	賽事管理	符合《J 聯賽實施要點》	
3	經費	①必要經費	乙方須負擔《J 聯盟規程》第 75 條的必要的費用
		③ 出差經費	乙方須依照《差旅費規章》中規定的標準，於比賽當天向雙方付款
		③其他	(1) 競賽委員如主審及 2 名副審之差旅費由 J 聯盟支付 (2) 第 4 位裁判之差旅費等由乙方支付 (3) 由甲方準備 7 個比賽用球
4	入場費和入場券	①入場費	所有入場費由乙方管理
		②入場券	入場券的製作費用由乙方負擔，發行數量由甲方透過指定表格向 J 聯盟報告
		③招待券	乙方須免費提供 J 聯盟指定數量之招待券
		④協會規費	乙方透過甲方向協會支付協會規費
		⑤事前批准	關於入場費制度和門票設計事宜，乙方透過甲方獲得 J 聯盟之批准
5	轉播權利	轉播權利屬於 J 聯盟	
6	海報相關	海報及節目的製作費用由乙方承擔	
7	廣告相關	要提交給體育場之廣告標示、門票背面之通知等事宜，乙方透過甲方事先獲得 J 聯盟之批准	
8	讓渡之價格	①金額	主管權責讓渡之價格為_____元 (不包含消費稅)。
		②支付時間	乙方於讓渡賽事比賽日起第二天起算之 20 日內，向甲方支付前項金額。
		③支付方式	依照 J 聯盟指定之方法。
9	贊助及合作 (團體名稱)	①贊助	
		②合作	

10	收支報告	乙方於讓渡賽事實施日起第二天起算之 20 日內，透過甲方使用指定之表格將讓渡賽事之收入和支出向 J 聯盟報告。
11	協議	對於本申請表中未指定的事項、協會之捐贈行為，依《J 聯盟規程》及其所附規程，由甲乙雙方與 J 聯盟協商後定之。

[注意]：請提供 3 份蓋有甲乙雙方印鑑之申請表

---

### 同意書

依上述申請書同意主管權責讓渡。

年 月 日

公益社團法人 日本職業足球聯賽  
董事長 村井 滿 殿 (印鑑)

同意字號	年 · 第 號
------	---------

## 27. J1 及 J2 倶樂部所組 U-23 隊參加 J3 聯盟特別規則

### J3 リーグへ參加する J1 クラブおよび J2 クラブが編成する

#### U-23 チームに関する特則

日文	中文
第1条〔目的〕  公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）は、日本サッカーの将来を担う若手選手により多くの実戦経験を積む機会を提供し、もって若手選手の育成強化および日本サッカーの発展に資することおよびJ3リーグの競技力および価値を向上させ、もってJ3リーグの発展に寄与することを目的として、U-23チームのJ3リーグへの参加に関する特例的措置を講じることとし、本特則において、U-23チーム編成クラブのJリーグ規約および関連する諸規定における権利義務等について定めることとする。	第1條〔目的〕  本規則係公益社團法人日本職業足球聯盟（以下簡稱「J聯盟」）為提供更多實戰經驗予肩負日本足球未來之年輕球員，加強年輕球員育成強化及對日本足球發展貢獻，以及促進J3聯賽之競爭力與價值提升及發展，就U-23隊參加J3聯盟採取特別因應措施，針對組成U-23隊之J俱樂部與《J聯盟規程》及其相關規定之權利義務所訂定之特別規則。
第2条〔定義〕  (1) U-23チームとは、Jリーグの理事会によりJ3リーグに参加を承認されたJ1クラブまたはJ2クラブがその登録する選手を用いて編成するトップチームとは別の2つのチームをいう。  (2) U-23チーム編成クラブとは、前項によりU-23チームを編成するJ1クラブまたはJ2クラブをいう。	第2條〔定義〕  (1) 本規則所稱之U-23隊為J1或J2俱樂部登錄球員組成，經J聯盟理事會同意其參加J3聯盟之球隊，但與J1或J2俱樂部登錄選手所組成的一線隊為不同的兩個球隊。  (2) 組成U-23隊之俱樂部，係指前項組成U-23隊之J1或J2俱樂部。
第3条〔U-23チーム編成クラブの地位〕  U-23チーム編成クラブは、U-23チームに関して別途のJリーグの会員たる資格を有するものではない。	第3條〔U-23隊編成地位〕  組成U-23隊之俱樂部不另外具有J聯盟會員資格。
第4条〔諸規程との関係〕	第4條〔與其他規程之關係〕

日文	中文
本特則において定められた事項が、Jリーグ規約および関連する諸規程の内容に抵触する場合、本特則の内容が優先する。	本特殊規則事項如有與《J聯盟規程》或與其關聯之規章內容相抵觸時，以適用本特殊規則之內容為優先。
第5条〔削除〕	第5條〔刪除〕
第6条〔削除〕	第6條〔刪除〕
第7条〔U-23チームの条件〕  J3リーグへU-23チームを参加申請するJ1クラブまたはJ2クラブは、次の条件を満たしていなければならない。  ① ホームタウンまたは活動区域内のJ3基準を満たすスタジアムで原則としてホームゲームの80%以上が実施可能であることが確約されていること ② U-23チームの運営にあたり、短期的に資金難に陥る可能性が極めて低いとJリーグが評価できる状態であること ③ U-23チームを運営できる人事、組織体制が整えられていること	第7條〔組成U-23隊之條件〕  申請組成U-23隊參加J3之J1及J2俱樂部須滿足下列條件：  ① 主場城市或活動區域內，擁有符合J3基準球場，並可確保辦理80%以上主場球賽之可能 ② 須經J聯盟評價，就U-23隊之營運，短期內陷入資金困境之可能性極低 ③ U-23隊之營運、人事、組織體制完備
第8条〔削除〕	第8條〔刪除〕
第9条〔U-23チームの参加〕  J3リーグへのU-23チームの参加は2020年シーズンをもって終了し、2021年以降の参加は認められない。	第9條〔U-23隊之參賽〕  U-23隊參加J3聯賽將於2020賽季結束，且不允許於2021年後參加比賽
第10条〔処分〕  (1) U-23チーム編成クラブが、その編成するU-23チームに関連して、次の各号いずれかに該当するときは、Jリーグの理事会はU-23チーム編成クラブに対し、当該U-23チームのJ3リーグへの参加資格の停止処分その他必要と認める処分を行うことができる。  ① Jリーグの名誉を傷つけまたはJリーグの目的に反する行為があったとき ② 第7条に定める条件を満たさなくなった	第10條〔處分〕  (1) 組成U-23隊之J俱樂部，對於其組成之U-23隊，如有下列各款情事，J聯盟理事會得對該U-23隊做出停止參加J3聯盟之處分：  ① 傷害J聯盟名譽或有違反J聯盟目的之行為時 ② 無法滿足第7條所訂條件時 ③ 違反第14條所訂義務時

日文	中文
とき ③ 第 14 条に定める義務に違反したとき (2) 前項の規定に基づき処分をした場合は、J リーグはその事実と理由を公表する。 (3) 第 1 項の規定により U-23 チームの J3 リーグへの参加資格の停止処分を行う場合は、その決議を行う理事会以前に、U-23 チーム編成クラブに弁明の機会を与えるべきなければならない。	(2) 依據前項規定進行處分時，J 聯盟應公示事實和理由。 (3) 依第 1 項規定，理事會於執行停止 U-23 隊參加 J3 聯盟處分前，須給予組成 U-23 隊之 J 俱樂部說明機會。
第 11 条〔脱 退〕 (1) U-23 チーム編成クラブがその編成する U-23 チームを J3 リーグから脱退させようとする場合は理事会の承認を得なければならない。ただし、シーズン途中の脱退は認められず、また次シーズン終了をもって脱退しようとする場合は、その前年年の 6 月 30 日までに J リーグに書面により申請しなければならない。 (2) 脱退した U-23 チームは理事会の承認がないかぎり、J3 リーグへの再参加は認められない。 (3) 第 1 項にかかわらず、トップチームが J3 リーグに降格することが決定した場合は、当該トップチームを保有する U-23 チーム編成クラブは、翌シーズンから J3 リーグを自動的に脱退することとする。	第 11 條〔退 出〕 (1) 組成 U-23 隊之 J 俱樂部欲自 J3 聯賽退出時，須經理事會同意。惟不允許在賽季中途退出，如欲於賽季結束後退出，則應於前一年度 6 月 30 日前向 J 聯盟提出書面申請資料。 (2) 已退出參賽之 U-23 隊，如未經理事會同意，不得再次參加 J3 聯賽。 (3) 如果該俱樂部之一線隊被降級至 J3 聯盟時，不受第一項規定限制，該俱樂部之 U-23 隊須於次賽季自動退出 J3 聯賽。
第 12 条〔U-23 チームの名称〕 U-23 チームの名称は、トップチーム名に「U-23」をつけることを原則とする。また、チーム名称については商標登録済みであるかまたは商標出願してなければならない。	第 12 條〔U-23 隊名稱〕 U-23 隊名稱，以一線隊隊名後加上「U-23」為原則；另隊名須已註冊商標或申請商標。
第 13 条〔U-23 チームのチームロゴ、エンブレム〕 U-23 チームのチームロゴおよびエンブレムは、原則としてトップチームのデザインと同じとする。ただし、理事会の承認を得て、トップチームのチームロゴお	第 13 條〔U-23 隊隊徽、商標〕 U-23 隊隊徽與商標原則上應與一線隊相同，惟若經理事會同意，得使用一線隊的隊徽商標並附加上「U-23」標記，進行差別化設計。另該隊之隊徽與商標須已註冊商標或申請商標。

日文	中文
およびエンブレムを踏襲しつつ、「U-23」表記を付加するなど、差別可能なデザインを使用することができる。また、当該チームロゴおよびエンブレムについては商標登録済みであるかまたは商標出願していなければならぬ。	
第14条〔U-23チーム編成クラブの義務〕	第14條〔組成U-23隊的俱樂部之義務〕
(1) U-23チーム編成クラブに関わる者は、Jリーグ規約第3条第1項に定めるJリーグ関係者としてJリーグ規約の適用を受ける。	(1)組成U-23隊之J俱樂部關係者，依《J聯盟規程》第3條第1項〔J聯盟關係人員〕定義，適用於《J聯盟規程》。
(2) U-23チーム編成クラブは、保有するU-23チームに関してJリーグ規約第22条第1項に定める入会金および同条第3項に定める会費の支払いを要しないが、J3リーグ戦への参加料（対象年の1月1日～12月31日）として、参加初年度は金1,500万円、2年目からは金1,000万円を、当年の4月末までにJリーグに納入しなければならぬ。	(2)組成U-23隊之J俱樂部所擁有之U-23隊，不須繳交《J聯盟規程》第22條第1項之入會費和同條第3項之會費，但應繳交J3聯賽參賽費（該年的1月1日～12月31日），參加第一年為1,500萬日圓，第二年起1,000萬日圓，並於當年4月底之前繳交。
(3) U-23チーム編成クラブは、U-18年代の大会とU-23チームの試合日程が重複した場合、各選手にとってより良い出場機会を創出しなければならぬ。	(3)組成U-23隊之J俱樂部，若U-18比賽與U-23隊比賽日期重疊，須以對各球員最有利之出場機會為優先考量。
(4) U-23チーム編成クラブは、AFCチャンピオンズリーグ出場やJ2への降格等があつた場合でも、継続的にU-23チームを編成してJ3リーグに参加しなければならぬ。	(4)組成U-23隊之J俱樂部，如有參加AFC冠軍聯賽或被降級至J2聯賽情形，須令U-23隊持續參加J3聯賽。
第15条〔U-23チーム編成クラブの責任〕	第15條〔組成U-23隊之J俱樂部責任〕
(1) U-23チーム編成クラブは、U-23チームに関して、Jリーグ規約第51条〔Jクラブの責任〕に定める責任をはじめ、トップチームに関するのと同等の責任を有する。	(1)組成U-23隊之J俱樂部對於U-23隊，負擔依《J聯盟規程》第51條〔J俱樂部之責任〕所定之責任，並與一軍球隊擔負同等責任。
(2) U-23チーム編成クラブは、J3リーグ参加により、その後万が一、Jリーグクラブラ	(2)組成U-23隊之J俱樂部，理解其參加J3聯盟，如之後有未能達成J聯盟俱樂部執

日文	中文
イセンスの各基準を満たさない状況となつ場合、クラブライセンスが取り消されるかまたは制裁が科される可能性があることを理解しているものとする。	照各標準之情形，可能會被取消其俱樂部執照或被課以制裁。
第 16 条〔実行委員〕	第 16 條〔執行委員〕
(1) U-23 チーム編成クラブは、トップチームの実行委員とは別に、U-23 チームの実行委員を選任しなければならない。ただし、当該実行委員については、実行委員会規程第 3 条の規定は適用されない。また、やむを得ない場合、トップチームの実行委員と同じ者が兼ねることを妨げない。	(1) 組成 U-23 隊之 J 俱樂部，於一軍球隊之執行委員外，須另外選任 U-23 隊之執行委員，且該執行委員不適用於實行委員會規程第 3 條規定；惟於不得已情況下，得由一軍球隊之執行委員兼任之。
(2) U-23 チームの実行委員は実行委員会規程第 2 条第 2 項に定める J3 実行委員会に出席するものとし、J3 実行委員会においては実行委員会規程第 8 条に定める定足数に数えられ、議決権を保有する。	(2) U-23 隊執行委員得依《執行委員會規章》第 2 條第 2 項之條文出席 J3 執行委員會，並於 J3 執行委員會計入《執行委員會規章》第 8 條之法定人數，且具表決權。
(3) 前項の定めにかかわらず、U-23 チームの実行委員は実行委員会規程第 2 条第 2 項に定める合同実行委員会においては実行委員会規程第 8 条の定足数に数えられず、議決権も保有しない。ただし、実行委員会規程第 9 条の定めに従いオブザーバーとして出席することを妨げない。	(3) U-23 隊執行委員於《執行委員會規章》第 2 條第 2 項之聯合執行委員會會議時不適用前項規範，此時其將不被計入《執行委員會規章》第 8 條之法定人數，且無決議權；但得依《執行委員會規章》第 9 條以觀察員身分出席。
(4) U-23 チームの実行委員は、保有する U-23 チームに関し、J リーグ 規約その他の関連諸規程に定める実行委員の義務を負うものとする。	(4) U-23 隊的執行委員，與所屬之 U-23 隊，須負《J 聯盟規程》及其他相關規章所定之執行委員義務。
第 17 条〔U-23 チームに関する J リーグ 規約等の適用〕	第 17 條〔適用於 U-23 隊之 J 聯盟相關規程〕
(1) U-23 チーム編成クラブは、保有する U-23 チームに関して、J リーグ 規約その他の関連諸規程に定める遵守義務について、J3 リーグ に所属する J クラブと同等の範囲において、その適用を受けるものとする。ただし、下記条項に関しては適用を受けないものとする。	(1) 組成 U-23 隊之 J 俱樂部對於其所有之 U-23 隊，除下列各款未有適用外，於 J3 聯盟所屬 J 俱樂部同等範圍內，亦適用《J 聯盟規程》及其他相關規程所定之遵循義務： ① 《J 聯盟規程》第 3 章 J 俱樂部 ② 《J 聯盟規程》第 41 條〔參加義務等〕第 1 項

日文	中文
<p>① Jリーグ規約第3章Jクラブ</p> <p>② Jリーグ規約第41条〔参加義務等〕第1項</p> <p>③ Jリーグ規約第107条〔トップチーム以外の監督、コーチおよびアカデミーダイレクター〕第2項</p> <p>④ Jリーグ規約第122条〔収入の配分〕。ただし、公衆送信権料についてはホームゲームにてローカル放送局で放送されたホーム分のみ配分する</p>	<p>③ 《J聯盟規程》第107條〔一線隊以外之總教練、教練與青訓部長〕第2項</p> <p>④ 《J聯盟規程》第122條〔收入分潤〕。轉播權利金，僅分配主場時地方電視台相關收入。</p>
<p>(2) U-23チームのチームスタッフは、トップチームのチームスタッフとの兼務を認め る。</p>	<p>(2) U-23隊隊職員得兼任一線隊隊職員。</p>
<p>(3) U-23チームはJリーグ規約第42条に則り、「最強のチームによる試合参加」とす る。</p>	<p>(3) U-23隊應遵守《J聯盟規程》第42條之原 則：「以最強的隊伍參加比賽」。</p>
<p>第18条〔表彰の取り扱い〕</p> <p>(1) U-23チームが残した成績はJリーグ規約第82条に定める表彰の対象となり、賞金 も支払われる。</p>	<p>第18條〔表揚之執行〕</p> <p>(1) U-23隊成績得成為《J聯盟規程》第82條之表揚對象，亦得有獎金。</p>
<p>(2) U-23チームで試合に出場した選手は、当 該チームで残した成績がJリーグ規約第 82条に定める表彰の対象となり、選手へ の記念品も贈呈される。</p>	<p>(2) U-23隊出賽之球員於該隊之成績得成為《J聯盟規程》第82條之表揚對象，並頒發紀 念品。</p>
<p>第19条〔J2クラブ・J3クラブの入れ替えに 関する取り扱い〕</p> <p>U-23チームがJ3リーグ戦において2位以内 となつた場合、Jリーグ規約第17条に定める J2クラブ・J3クラブの入れ替えについては、 以下の通り取り扱う。</p> <p>① J2における年間順位の下位2クラブがJ3 に降格し、J3におけるすべてのU-23チ ームを除いた年間順位の上位2クラブがJ2 に昇格する</p> <p>② 前項について、当該クラブの昇格要件に</p>	<p>第19條〔J2及J3俱樂部之升降級〕</p> <p>U-23隊於J3聯賽取得前兩名時，J2及J3聯 賽俱樂部之升降級依《J聯盟規程》第20條及 下列規範辦理：</p> <p>① J2聯賽年度排名最後兩名球隊降級至J3 聯賽，J3聯賽年度排名扣除所有U-23隊 後，前二位球隊升級至J2聯賽。</p> <p>② 關於前款之俱樂部升降級事項，適用《J 聯盟規程》第20條第2至4項條文。</p>

日文	中文
関わる事項は、Jリーグ規約第17条第2項、第3項および第4項に定める条項を適用する。	
第20条〔登録等〕 (1) チーム登録 トップチームとU-23チームは協会基本規程第3章第2節第57条に則り加盟登録された同一のチームとする。	第20條〔登錄等〕 (1) 球隊登錄 一線隊與U-23隊應依《日本足球協會基本規章》第3章第2節第57條之加盟登錄為同一支球隊。
(2) 選手登録 U-23チームの選手登録は、Jリーグ規約第100条のJリーグ登録に際して、当該シーズンの12月31日において満年齢23歳以下の者に、その旨の付記登録することにより行う。外国籍選手も同様とする。	(2) 選手登錄 U-23隊之球員登錄應依《J聯盟規程》第100條規定，為該賽季12月31日前年齡應於23歲以下之球員，外國籍球員亦同。
(3) 試合エントリーメンバー U-23チームの試合エントリーメンバーは、本条第2項のU-23チームの選手登録がなされた選手によって構成されなければならない。ただし、試合エントリーメンバーの内、3名は、U-23チーム編成クラブに選手登録された選手のうち、U-23チーム選手登録がなされていない選手（以下「オーバーエイジ」という）の出場を認めることとする。また、ゴールキーパーに限り、追加で1名のオーバーエイジを認めることとする。	(3) 賽事出賽名單成員 U-23隊之賽事出賽名單成員，應由本條第2項U-23隊登錄名單內之球員組成。惟賽事出賽名單內，得有三名球員為登錄於組成U-23隊之俱樂部但未登錄U-23隊者得（以下稱之「超齡球員」）；另外，以守門員為限，得再追加一名超齡球員。
(4) 選手番号 オーバーエイジとして出場する選手を含め、U-23チームにおける選手番号を、トップチームにおける選手番号と異なった番号で登録することも可能とし、トップチームにおける選手番号と異なる選手番号をU-23チームにおいて登録する場合には、Jリーグ規約第100条のJリーグ登録において、U-23チームにおける選手番号を付記登録することにより行う。	(4) 球員號碼 包含超齡球員，U-23隊之球員號碼得登錄為與一軍球隊不同之號碼；當登錄為與一軍球隊不同之號碼，於U-23隊登錄時球員號碼時，依《J聯盟規程》第100條的〔J聯盟註冊〕，須附註U-23隊的球員號碼。
(5) 追加登録期限 追加登録期限日は2019年9月14日とす	(5) 追加登錄期限 追加登錄期限為2019年9月14日。

日文	中文
る。	
(6) 監督の登録	(6) 總教練登錄
<p>① U-23チームの監督はトップチームの監督と兼任できない。ただし、トップチーム、アカデミーのコーチとの兼任はできる</p> <p>② U-23チームの監督の資格は協会の定める有効なS級指導者資格またはそれに相当すると協会が認定した指導者としての実績のある者とする</p>	<p>① U-23隊之總教練與一線隊球隊總教練不可相互兼任，惟可兼任一線隊與足球學校之教練。</p> <p>② U-23隊總教練資格須為日本足球協會所認定有效之S級教練資格，或同等由協會所認定具實際成果之指導者</p>
(7) コーチ、チームスタッフ等の登録	(7) 助理教練、隊職員登錄
<p>① コーチはトップチームとの兼任を認める</p> <p>② チームスタッフ、運営担当および広報担当はトップチームとの兼任を認める</p>	<p>① 助理教練得兼任一線隊之教練</p> <p>② 隊職員、賽務總籌、宣傳部門得兼任一線隊業務</p>
(8) ユニフォーム	(8) 球衣
U-23チームのユニフォームはトップチームと別のデザインを認める。ただし、色使い等においてトップチームのデザインを踏襲し、関連性を維持しなければならない。また、ユニフォーム要項の定めに従わなければならない。	U-23隊之球衣與一線隊球衣得有不同設計，惟使用顏色等須沿用一線隊設計以維持關聯性，亦須遵守《球衣規範要點》。
第21条〔出場時間の取り扱い〕	第21条〔出場時間使用〕
U-23チームの選手としての公式試合への出場時間は、「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」の「1-3 プロA契約・プロB契約」に定める出場時間に算入される。	以U-23隊選手身分於正式賽事之出賽時間，將計入《職業足球球員合約、登錄及轉隊相關規範》1-3〔職業A合約、職業B合約〕之出場時間。
第22条〔同日での試合出場〕	第22条〔同日出賽〕
トップチームまたはU-23チームの公式試合にて試合エントリーのみで出場していない選手は、同日開催される別の大会の試合（J1もしくはJ2またはJ3）に出場することができる。	於一線隊或U-23隊正式賽事中登錄但未出賽之球員，得於同日內參加其他大會賽事（J1或J2或J3）並出賽。
第23条〔規律委員会による処分〕	第23条〔依紀律委員會處分〕
各リーグは別大会として扱うため、警告累積、退場、出場停止は別のリーグには影響しない。	因視各級聯賽為不同賽會，故警告累積、退場、禁賽不會影響其他聯賽。

日文	中文
ない。	
第24条〔改正〕  本特別の改正は、Jリーグ理事会の承認により、これを行うものとする。	第24條〔修正〕  本特別規則之修正經理事會同意後實施。
第25条〔施行〕  本特別は、平成28年1月19日から施行する	第25條〔實施〕  本特別規則自平成28年(2016年)1月19日施行。
〔改正〕 平成29年1月25日 平成30年1月30日 平成31年1月24日	〔修正〕 平成29年(2017年)1月25日 平成30年(2018年)1月30日 平成31年(2019年)1月24日

## 28. J3 クラブライセンス交付規則

日文	中文
<b>第1条〔趣 旨〕</b>  本交付規則は、J3 の参加資格である J3 クラブライセンス（以下「J3 ライセンス」という）の要件、申請手続、審査手続その他の必要事項について定めるものである。	<b>第1條〔宗 旨〕</b>  本授予規則係為規範授予具 J3 聯賽參加資格之 J3 俱樂部執照（以下簡稱「J3 俱樂部執照」）之必要條件，包含申請程序、審査程序及其他必要事項。
<b>第2条〔審査の基準〕</b>  J3 ライセンスの審査は、以下の 5 つの基準について行われる。  ① 競技基準（第 7 条） ② 施設基準（第 8 条） ③ 人事体制・組織運営基準（第 9 条） ④ 法務基準（第 10 条） ⑤ 財務基準（第 11 条）	<b>第2條〔審査基準〕</b>  J3 俱樂部執照之審查，以下列五項為基準來進行：  ① 競技基準（第 7 條） ② 設施基準（第 8 條） ③ 人事體制・組織營運基準（第 9 條） ④ 法務基準（第 10 條） ⑤ 財務基準（第 11 條）
<b>第3条〔申 請〕</b>  (1) J3 ライセンスの審査の申請日において、以下のいずれかの地位にあるクラブのみが、J3 ライセンスの申請者（以下「J3 ライセンス申請クラブ」という）となり得る。  ① J1 クラブ ② J2 クラブ ③ J3 クラブ ④ 日本フットボールリーグ（JFL）に所属する J リーグ百年構想クラブ。ただし、J3 ライセンスの審査の申請日の前年の 11 月 30 日までに、J リーグ百年構想クラブ規程第 5 条第 1 項に定める申請を行っている百年構想クラブに限る  (2) J3 ライセンスの交付を受けようとするクラブは、所定の手続きにより、原則として J3 ライセンスの対象となるシーズン	<b>第3條〔申 請〕</b>  (1) 於 J3 俱樂部執照審查之申請日時，符合下列任一資格之俱樂部得成為 J3 俱樂部執照申請者（下稱「申請 J3 俱樂部執照之俱樂部」）：  ① J1 俱樂部 ② J2 俱樂部 ③ J3 俱樂部 ④ 日本足球協會聯賽（JFL）所屬之 J 聯盟百年構想俱樂部。惟僅限於 J3 俱樂部執照審查申請日之前一年 11 月 30 日前，依 J 聯盟百年構想俱樂部規程第 5 條第 1 項規定申請之俱樂部  (2) 欲申請 J3 俱樂部執照之俱樂部，須依規定程序，於 J3 俱樂部執照之有效賽季（以下稱之「目標賽季」）之前年度 6 月 30 日前，

日文	中文
(以下「対象シーズン」という)の前年6月30日までにJ3ライセンスの交付を受けるための審査の申請をしなければならない。	提交J3俱樂部執照審査申請。
(3)前項の規定にかかわらず、Jリーグクラブライセンス交付規則に基づき、そのライセンス申請締切日までにJ1またはJ2のクラブライセンスの申請を行ったものの、いずれのクラブライセンスについてもFIB(クラブライセンス交付第一審機関)またはAB(クラブライセンス交付上訴機関)から交付決定を受けられなかったクラブは、対象シーズンについて前項の申請を行っていたものとみなす。ただし、Jリーグクラブライセンス事務局から、追加でJ3ライセンスに関する申請書類の提出を求められる場合がある。	(3)不受前項規定限制，依《J聯盟俱樂部執照授予辦法》，如J1或J2俱樂部於申請日截止前進行申請，但尚未獲FIB(俱樂部執照授予第一審機關)或AB(俱樂部執照授予上訴機關)之授予決定，得視為目標賽季進行前之申請。惟J聯盟俱樂部執照事務處得視情況要求追加提出J3俱樂部執照申請之相關書面資料。
第4条〔審査〕	第4條〔審査〕
(1)前条第2項の規定に基づく申請がなされたときは、クラブライセンス事務局が審査を実施し、必要に応じてJ3ライセンス申請クラブに対して追加書類の提出を求め、また、ヒアリングを実施するものとする。	(1)依前條第2項規定提出之申請時，由俱樂部執照事務處進行審査，必要時得要求申請J3俱樂部執照之俱樂部提出追加資料，或進行聽證會。
(2)クラブライセンス事務局は前項に基づく審査結果をまとめた書面を理事会に提出し、理事会が次条に定める合否を審議し、決定するものとする。	(2)俱樂部執照事務處依前項審查結果，向理事會提出書面資料，理事會依次條決議合格與否。
(3)前項の決定は、対象シーズンの前年の11月末までに行われるものとする。	(3)前項之決議應於目標賽季前年度11月30日前完成。
第5条〔審査方法〕	第5條〔審査方法〕
(1)審査は第7条から第11条までに定める各基準をすべて充足した場合に合格したものとする。審査に合格したJ3ライセンス申請クラブには、対象シーズンのJ3ライセンスが交付される。	(1)審查須符合第7條至第11條各基準各項規定者方可合格；經審查合格之申請J3俱樂部執照之俱樂部，得發給目標賽季之J3俱樂部執照。
(2)	

日文	中文
<p>(3) 前項の規定にかかわらず、理事会は、第 7 条から第 11 条までに定める基準のいずれかを充足しない場合であっても、対象シーズンの J3 リーグの安定開催に支障を及ぼさないと認められる場合には、J3 ライセンスを交付することができる。かかる場合、理事会は、J リーグ規約第 142 条第 1 項に定める懲罰を合わせて審議決定するものとする。ただし、財務基準 F.01 第 3 項および財務基準 F.06 第 3 項に定める基準が未充足であった J3 ライセンス申請クラブに対する懲罰は、原則として、対象シーズンの勝点減（最大 10 点）とする。</p>	<p>(2) 如有未滿足第 7 條至第 11 條任一基準，但經理事會認為於目標賽季不致造成 J3 聯賽開賽阻礙，仍可授予 J3 俱樂部執照，不受前項規定限制；惟此時理事會得依《J 聯盟規程》第 142 條第 1 項懲處之。另未滿足財務基準 F.01 第 3 項及財務基準 F.06 第 3 項規定基準時，對申請 J3 俱樂部執照之俱樂部之懲處以目標賽季扣減積分為原則（最多 10 分）。</p>
<p>(4) 審査の過程で、又は審査の結果を踏まえて、J リーグは、第 7 条から第 11 条に定める基準に関して、クラブに通知のうえ、改善に向けた指導を行うことができる。</p>	<p>(3) J 聯盟就第 7 條至第 11 條規定之基準審查過程和審查結果得通知俱樂部並做改善之指導。</p>
<p>第 6 条〔有効期間〕  J3 ライセンスの有効期間は、対象シーズンの満了までとする。</p>	<p>第 6 条〔有效期間〕  J3 俱樂部執照之有效期間至目標賽季結束為止。</p>
<p>第 7 条〔競技基準〕  競技基準を以下の各項目のとおり定める。  S.01 アカデミーチーム  (1) J3 ライセンス申請クラブは、J3 ライセンスの審査の申請日時点で、普及活動（サッカースクールまたはクリニック）を定期的に実施している実績がなければならない。</p>	<p>第 7 条〔競技基準〕  競技基準定義如下：  S.01 足球學校隊伍（青訓球隊）  (1) 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部於 J3 俱樂部執照審查申請日前，須有定期實施推廣活動（足球學校或足球教室）實績。</p>
<p>(2) J3 ライセンス申請クラブは、下記のアカデミーチームのうちいずれか 1 つ以上を保有しているか、J3 ライセンス申請クラブと関連する法人内に置いていなければならない。ただし、第 3 号に定めるチームについては、当該年齢におけるサッカ</p>	<p>(2) 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部必須至少具有以下列青訓球隊之一，或該隊為申請 J3 俱樂部執照之俱樂部之關係法人所擁有。第三款之隊伍可由代替當該年齡足球學校或足球教室替代。每年度申請 J3 俱樂部執照之俱樂部，須於技術上與資金上給予其青</p>

日文	中文
<p>ースクールまたはクリニックで代替することができる。なお、J3 ライセンス申請クラブは、毎年度、当該アカデミーチームを技術的および金銭的に支援しなければならない。</p> <p>① U-18 チーム ② U-15 チーム ③ U-12 チーム</p>	<p>訓隊伍支援：</p> <p>① U-18 隊 ② U-15 隊 ③ U-12 隊</p>
<p>(3) 前項にいうアカデミーチームのうち、U-18 チームおよび U-15 チームは JFA にチームおよび所属選手の登録を行わなければならず、U-12 チームについては、JFA にチーム登録した場合には、JFA に当該チームの所属選手を登録しなければならない。</p>	<p>(3) 前項所述之青訓隊伍中，U-18 隊和 U-15 隊須於 JFA 登錄球隊和所屬選手，U-12 隊如有 JFA 登錄，亦須於 JFA 登錄該隊所屬選手。</p>
<p>S.02 アカデミープログラム</p> <p>J3 ライセンス申請クラブは、下記項目を記載した「アカデミー申請書」(Jリーグ指定書式)を提出しなければならない。</p> <p>① 育成・普及の理念および方針 ② J3 ライセンス申請クラブのアカデミー組織図 ③ アカデミーの指導者に関する情報(資格、指導歴等) ④ アカデミーのトレーニング施設に関する情報</p>	<p>S.02 足球學校計畫</p> <p>申請 J3 俱樂部執照之俱樂部，須提出包含下列項目規劃之「足球學校申請書」(依 J 聯盟指定格式)：</p> <p>① 育成・推廣之理念及方針 ② 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部足球學校組織圖 ③ 足球學校指導者之相關訊息(資格、指導經歷等) ④ 足球學校訓練設施相關訊息</p>
<p>S.03 選手の医療面でのケア(メディカルチェック)</p> <p>J3 ライセンス申請クラブは、Jリーグ入会が認められて以降は、トップチームでプレーするすべての選手に対して、Jリーグの定めるメディカルチェックを年に1回受診させ、「J1・J2・J3 リーグ戦試合実施要項」第12条の定めに基づく「Jリーグメディカルチェック報告書」につき、対象選手全員分を Jリ</p>	<p>S.03 選手醫療面的照護(醫療檢測)</p> <p>申請 J3 俱樂部執照之俱樂部於加入 J 聯盟之後，一線隊球員每年應接受 J 聯盟規定體檢一次，並依《J1・J2・J3 聯賽比賽實施要點》第 12 條規定之「J 聯盟醫療檢測報告書」向 J 聯盟提出相關球員之體檢報告。</p>

日文	中文
ークに提出しなければならない。	
<b>S.04 教育プログラム</b> J3 ライセンス申請クラブは、J リーグ入会が認められて以降は、JFA 審判委員会が説明する、レフェリングおよびサッカー競技規則に関するルール講習会、ならびにスポーツ・インテグリティ、ドーピング管理およびその他 AFC が求めるテーマに関するイベントやセッションに、選手、監督、コーチ、強化責任者を出席させ、出席者の一覧を J リーグが指定した期日までに提出しなければならない。	<b>S.04 教育計畫</b> 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部於加入 J 聯盟之後，須令球員、總教練、助理教練、技術部門負責人出席 JFA 裁判委員會之裁判與足球競技規則講習會及活動、運動倫理、禁藥管理及其他 AFC 要求之相關主題活動、會議等；出席人員名單須於 J 聯盟指定日期內提出。
<b>第 8 条〔施設基準〕</b> (1) 施設基準は、「J リーグスタジアム基準」に定められた内容を充足していなければならない。 (2) 前項の定めのほか、施設基準を以下のように定める。	<b>第 8 條〔設施基準〕</b> (1) 設施基準須滿足「J 聯盟球場基準」規定內容。 (2) 除前項規定外，設施基準定義如下：
<b>I.01 公認スタジアム（ホームスタジアム）</b> (1) J3 ライセンス申請クラブは、J リーグ公式試合の試合開催に利用することのできる、以下のいずれかの条件を満たすスタジアムを、ホームスタジアムとして確保しなければならない。  ① J3 ライセンス申請クラブがスタジアムを所有していること ② J3 ライセンス申請クラブと使用するスタジアムの所有者（複数ある場合はそれぞれのスタジアムの所有者）との間で、J リーグ公式試合においてスタジアムを使用できることが、書面（J リーグ指定書式）にて合意されていること。なお、J リーグ公式試合におけるスタジアムの使用とは、ホームゲーム数の 80% 以上を原則として当該スタジアムで開催することを指す。なお、公式試合で使用するスタジアムが複数ある場合は各会場で開催される公式試合の合計数を対象とする	<b>I.01 正式球場（主球場）</b> (1) 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部須確保主球場得辦理 J 聯盟正式賽事，並滿足下列條件：  ① 球場為申請 J3 俱樂部執照之俱樂部所有 ② 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部與球場之所有者（如所有者為複數則須與各場地所有者）之間，以書面（以 J 聯盟指定格式）形式達成協議，確保 J 聯盟之正式賽事時球場均可使用；J 聯盟正式賽事之場地使用，係指主球場得舉辦 80% 以賽之主場賽事。另如可辦理正式賽事之球場為複數，則以各球場舉辦賽事之總數計

日文	中文
<p>(2) 前項のスタジアムは、第8条第1項に定める要件を満たしていなければならぬ。</p>	<p>(2) 前項球場須滿足第8條第1項所規定要件。</p>
<p>(3) 前項に関わらず、「Jリーグスタジアム基準」に明示した項目のみ、以下のとおり例外を設ける。</p> <p>① ライセンス申請者が、ライセンス申請時に、以下のいずれかに該当するものとして「例外適用申請書」を提出し、施設基準I.01の例外適用がJリーグ理事会で承認された場合は、施設基準I.01を満たしているものとする</p> <p>イ. 要件を満たすための工事が着工されており、かつ、当該ライセンス申請時から4年以内に到来する最終のシーズンの開幕前日までに竣工し、工事期間中も試合開催に支障をきたさないと合理的に認められる場合</p> <p>ロ. Jリーグ規約第34条第1項の要件を満たすスタジアムを将来的に整備することをライセンス申請者が文書で約束した場合</p> <p>② 前号ロの例外に基づきライセンス申請者がJ3に入会したときは、ライセンス申請者は、当該入会決定後3年以内に到来する最終のライセンス申請時までに、場所・予算・整備内容を備えた具体的なスタジアム整備計画を提出しなければならない。また、入会決定後5年以内に到来する最終のライセンス申請時までに工事完了し、供用開始が行われなければならない。ただし、工事完了・供用開始までの期限については、ライセンス申請者が当該期限内に到来する最終のライセンス申請時に前号イに基づく例外申請を行い、これが認められたときは、4年以内に到来する最終のシーズンの開幕の前日まで延長される。なお、想定外の事象が発生しやむを得ないと認められる場合は理事会にて例外規定の適用の有無を決定</p>	<p>(3) 只有在《J聯盟球場基準》中明確指示的項目，得不受前項限制，依以下設置例外內容：</p> <p>① 俱樂部執照申請者於申請時，如符合下列任一條件，得提出「例外適用申請書」。如例外適用設施基準I.01之申請經J聯盟理事會同意，視為符合設施基準I.01：</p> <p>A. 為滿足基準要求之工程已展開施工，且於俱樂部執照申請4年內之最後一賽季之開幕賽前將完工，且施工亦不影響比賽進行</p> <p>B. 滿足《J聯盟規程》第34條第1項要件之球場，且俱樂部執照申請者以書面約定未來將會完善球場整備</p> <p>② 俱樂部執照申請者依前款B.之例外條件參加J3聯盟時，俱樂部執照申請者必須於加入後3年內之最後一次俱樂部執照申請前，將備有場所、預算、整備內容具體之球場整備計畫提出。且於加入J聯盟後5年內之最後一次俱樂部執照申請前完工並提供使用。惟有關完工與公開使用之期限，俱樂部執照申請者得於期限內之最後一次俱樂部執照申請時，依前款A.進行例外申請。如經同意，則得延長至4年內之最後一次賽季開幕日前。另若有預料之外情事發生，並確認為不可避免之情況時，理事會得決議是否適用例外規定</p> <p>③ 依前項之例外規定申請俱樂部執照者加入J3聯盟後，後續之俱樂部執照申請將不適用該例外規定</p>

日文	中文
<p>する</p> <p>③ 前項の例外規定に基づきライセンス申請者がJ3に入会したときは、以後のライセンス申請においては、当該例外規定を用いることはできない</p>	
<p>I.02 スタジアムの認可(安全性と警備計画)</p> <p>(1) ホームスタジアムは、国内の法律や地域の条例による安全性と避難計画に関する規定を満たし、認可を受けて建設されたものでなければならない。</p>	<p>I.02 球場之認可（安全性與警備計畫）</p> <p>(1) 主球場須滿足國內法律、地方條例之安全性和避難計畫之相關規定，且經過許可後建成。</p>
<p>(2) J3ライセンス申請クラブは、地元警察、消防等の公的機関と密接に協力し、スタジアムの安全と治安の維持についての計画を網羅的に記載した警備計画書を作成のうえ、Jリーグに提出しなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに提出するものとする。</p>	<p>(2) 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部，應與地方警察、消防人員等政府機關具密切合作，為對於維持球場安全及治安，須向 J 聯盟提出詳盡紀載的警備計畫書。惟有意加入之俱樂部，應於加入 J 聯盟後之首賽季開幕賽前提出。</p>
<p>(3) 前項にいう計画には、チケット発行・販売の方法、観客の中から特定の個人や集団を選別する方法やふるい分けの方法、隔離すべき事態が起こった場合の計画、群衆を分散させるための計画、医療サービス、火事や停電等の緊急事態が発生した場合の対策など、試合の運営について全般的に網羅するように努めなければならない。</p>	<p>(3) 前項計畫須包括票券販售與販賣方法；自觀眾群中區辨個人或集團之方法或篩選方法；發生須隔離事件情境時之計畫；分散群眾計畫；醫療服務；火災、停電等緊急事態發生時對策等，賽事賽務單位須將所有相關內容詳盡規劃。</p>
<p>I.03 スタジアム：避難計画の策定</p> <p>J3ライセンス申請クラブは、緊急時にホームスタジアム内のすべての人が避難できる内容であると地元の警察や消防に承認された避難計画を、施設基準 I.02 にいう警備計画書に盛り込まなければならない。</p>	<p>I.03 球場：避難計畫的制定</p> <p>申請 J3 俱樂部執照之俱樂部，須將經地方警察、消防單位認可之緊急時主場內全體人員之避難規劃，列入設施標準 I.02 警備計畫書。</p>
<p>I.04 トレーニング施設</p>	<p>I.04 訓練設施</p>

日文	中文
J3 ライセンス申請クラブは、ホームタウン等の協力のもと、年間を通じてトップチームが利用するための練習場が確保できるようにしなければならない。なお、当該練習場はJ3 ライセンス申請クラブが専用で利用可能であることが望ましい。	申請 J3 俱樂部執照之俱樂部，在所在城市協助下，須確保年度內可做為頂級球隊使用之練習場。另該練習場應為申請 J3 俱樂部執照之俱樂部專用為宜。
I.05 スタジアム：安全性  (1) ホームスタジアムは国内法令に基づき、安全性が確保されたものでなければならぬ。  (2) J3 ライセンス申請クラブはホームスタジアム所有者と協力のうえ、スタジアムが次の各号の内容を満たすよう努めなければならない。  ① ホームスタジアムには雷保護設備を設置すること ② クラブ、および警察・消防司令が、場内放送システム等を使用して、ホームスタジアム内外にいる観客との連絡および指示に対応できること	I.05 球場：安全性  (1) 主球場須為依國內法令必須確保安全性之建築。  (2) 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部除應與主球場擁有者互相合作外，主球場亦須努力滿足下列各項需求：  ① 主球場設有避雷裝置 ② 俱樂部與警察、消防指揮可利用場內廣播系統對主球場內外之觀眾取得聯絡並下達指示
I.06 アカデミーのトレーニング施設  J3 ライセンス申請クラブは、ホームタウン等の協力のもと、年間を通じてアカデミーが利用するための練習場が確保できるようにしなければならない。なお、当該練習場はJ3 ライセンス申請クラブが専用で利用可能であることが望ましい。	I.06 足球學校之訓練設施  申請 J3 俱樂部執照之俱樂部，在所在城市等之協助下，須確保有年度內可為足球學校使用之練習場。另建議該練習場為該申請 J3 俱樂部執照之俱樂部專用為宜。
I.07 (基準番号変更に伴い欠番)	I.07 (本條已刪除)
I.08 身体障がいのある観客  J3 ライセンス申請クラブは、ホームスタジアム所有者と協力のうえ、スタジアムが次の各号の内容を満たすよう努めなければならない。  ① 観戦の際の安全が確保され、かつアクセ	I.08 身障觀眾  申請 J3 俱樂部執照之俱樂部在主球場擁有者之協助下，應盡力使主球場符合下列各款內容。  ① 為確保觀賽時之安全，應設置輪椅席於輪椅容易進出位置

日文	中文
スが容易な場所に車椅子の入場者のための席（車椅子席）を設置すること ② 車椅子の入場者の付添人用の椅子を備えること	② 備有輪椅入場者陪伴者之座位
I.09～I.11（基準番号変更に伴い欠番）	I.09～I.11（本條已刪除）
第9条〔人事体制・組織運営基準〕  人事体制・組織運営基準を以下のとおり定める。  P.01 クラブ事務局  J3 ライセンス申請クラブは、以下の各号の情報を所定の方法によりJリーグに届け出なければならない。  ① 事務所の所在地（複数ある場合はすべて記載する） ② 当該事務所の所有、賃貸の区分 ③ 役員・社員・従業員の一覧 ④ 事務所の問い合わせ先電話番号、FAX番号、Eメールアドレス	第9条〔人事體制・組織營運基準〕  人事體制・組織營運基準依下列規定：  P.01 偶樂部辦公室  申請 J3 偶樂部執照之偶樂部，須提供 J 聯盟依下列各款資訊：  ① 辦公室位置（如有數個以上須全部記載） ② 該辦公室為購置或租賃 ③ 職員、會員、工作人員名冊 ④ 辦公室服務電話、傳真電話、E-mail
P.02 代表取締役または代表理事  J3 ライセンス申請クラブには、適用法令に従って適切に選任された代表取締役または代表理事がいなければならぬ。	P.02 代表董事或代表理事  申請 J3 偶樂部執照之偶樂部，須依適用法令選任代表董事或代表理事。
P.03 財務担当（ファイナンスオフィサー）  (1) J3 ライセンス申請クラブは、経理・財務を担当する取締役または理事を置き、かつ、経理・財務分野に関する1年以上の実務経験を有する常勤の経理・財務担当を1名以上置かなければならぬ。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。  (2) 前項にいう財務担当は、コンプライアン	P.03 財務負責人（財務長）  (1) 申請 J3 偶樂部執照之偶樂部，須聘用負責會計、財務領域的理事或董事，並聘用於會計、財務領域有一年以上實務經驗之專職會計、財務人員 1 名以上。惟新加入 J 聯盟之偶樂部得於加入後之首賽季開幕賽前雇用即可。  (2) 前項財務負責人可兼任法遵負責人。

日文	中文
ス・オフィサーと兼務することができる。	
P.04 人事担当（ヒューマンオフィサー）	P.04 人事負責人（人事長）
(1) J3 ライセンス申請クラブは、労務管理・ハラスメント管理・人事・社員教育に関する事項について責任を有する常勤の人事担当（ヒューマンオフィサー）を1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めてを迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。	(1) 申請 J3 偶樂部執照之俱樂部，須聘用具勞務管理、騷擾管理（霸凌）、人事、職員教育相關專業之專職人事負責人（人事長）1人以上。惟新加入 J 聯盟之俱樂部得於加入後之首賽季開幕賽前雇用即可。
(2) 前項にいう人事担当は、代表取締役または代表理事およびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。	(2) 前項的人事負責人可兼任代表理事、代表董事及法遵負責人。
P.05 運営担当（オペレーションオフィサー）	P.05 賽務統籌（賽務長 GC）
(1) J3 ライセンス申請クラブは、試合運営に関する事項について責任を有する常勤の運営担当（オペレーションオフィサー）を1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めてを迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。	(1) 申請 J3 偶樂部執照之俱樂部，須聘用具比賽營運相關專業之專職賽務統籌（賽務長 GC）1人以上。惟新加入 J 聯盟之俱樂部得於加入後之首賽季開幕賽前雇用即可。
(2) 前項にいう運営担当は、セキュリティ担当およびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。	(2) 前項之賽務統籌（賽務長 GC）可兼任安全負責人（SO）及法遵負責人。
P.06 セキュリティ担当（セキュリティオフィサー）	P.06 安全負責人（安全官 SO）
(1) J3 ライセンス申請クラブは、安全および治安に関する事項について責任を有する常勤のセキュリティ担当（セキュリティオフィサー）を1名以上置かなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めてを迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。	(1) 申請 J3 偶樂部執照之俱樂部，須聘用具安全與保安相關專業之專職安全負責人（安全官 SO）1人以上。惟新加入 J 聯盟之俱樂部得於加入後之首賽季開幕賽前雇用即可。

日文	中文
(2) 前項にいうセキュリティ担当は、運営担当およびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。	(2) 前項之安全負責人（SO）可兼任賽務統籌（賽務長 GC）及法遵負責人。
P.07 広報担当（メディアオフィサー）  (1) J3 ライセンス申請クラブは、メディアに関する事項について責任を有する常勤の広報担当（メディアオフィサー）を1名以上置かなければならぬ。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めてを迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。	P.07 廣宣負責人（媒體官 MO）  (1) 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部，須聘用具媒體相關專業之廣宣負責人（媒體官 MO）1人以上。惟新加入 J 聯盟之俱樂部得於加入後之首賽季開幕賽前雇用即可。
(2) 前項にいう広報担当は、事業担当およびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。	(2) 前項的廣宣負責人（媒體官 MO）可兼任行銷負責人及法遵負責人。
P.08 事業担当（マーケティングオフィサー）  (1) J3 ライセンス申請クラブは、マーケティングに関する事項について責任を有する常勤の事業担当（マーケティングオフィサー）を1名以上置かなければならぬ。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めてを迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。	P.08〔行銷負責人（行銷長）〕  (1) 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部，須聘用具行銷相關專業之行銷負責人（行銷長）1人以上。惟新加入 J 聯盟之俱樂部得於加入後之首賽季開幕賽前雇用即可。
(2) 前項にいう事業担当は、広報担当およびコンプライアンス・オフィサーと兼務することができる。	(2) 前項的行銷負責人可兼任廣宣負責人（媒體官 MO）及法遵負責人
P.09（基準番号変更に伴い欠番）	P.09（本條已刪除）
P.10 コンプライアンス・オフィサー  (1) J3 ライセンス申請クラブは、コンプライアンスに関する事項について責任を有するコンプライアンス・オフィサーを1名以上置かなければならぬ。また、コンプライアンス・オフィサーは常勤の取締役または理事でなくてはならない。ただ	P.10 法遵負責人  (1) 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部，須聘用具法遵相關專業之法遵負責人1人以上。另法遵負責人須為專職之理事或董事。惟新加入 J 聯盟之俱樂部得於加入後之首賽季開幕賽前雇用即可。

日文	中文
し、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。	
(2) 前項にいうコンプライアンス・オフィサーは、人事体制・組織運営基準 P.02 から人事体制・組織運営基準 P.08 の各役職と兼務することができる。	(2) 前項之法遵負責人可兼任〔人事體制・組織營運基準〕P.02 至 P.08 之各項職務。
P.11 医師（メディカルドクター）	P.11 醫師
(1) J3 ライセンス申請クラブは、トップチームへの医療面でのサポートおよびアドバイス、ならびにドーピング防止方針について責任を有する医師を 1 名以上置かなければならぬ。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。なお、Jリーグ規約第 52 条第 3 項の定めにより、すべての試合に医師を同行させ、原則としてベンチ入りさせる必要がある。	(1) 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部，須聘用具可給予一線隊醫療支援、建議、禁藥防治等相關專業專責之醫師 1 人以上。惟新加入 J 聯盟之俱樂部得於加入後之首賽季開幕賽前雇用即可。另依《J 聯盟規程》第 52 條第 3 項規範，所有賽事均須有醫師陪同，且醫師應位於板凳席為原則。
(2) 前項にいう医師は日本国医師免許を保有しているものとする。	(2) 前項所稱之醫師須擁有日本醫師證照。
P.12 メディカルスタッフ	P.12 醫療職員
(1) J3 ライセンス申請クラブは、医師をサポートし、トップチームのトレーニング、試合中の医療手当およびマッサージについて責任を有するメディカルスタッフを 1 名以上置かなければならぬ。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについては、Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。	(1) 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部，須聘用具可協助醫師於一線隊練習、比賽中之醫療治療與按摩之相關專業專責醫療職員 1 人以上。惟新加入 J 聯盟之俱樂部得於加入後之首賽季開幕賽前雇用即可。
(2) 前項にいうメディカルスタッフは、以下のいずれかの国家資格等を保有している者が望ましい。	(2) 前項所稱之醫療職員，以具備下列國家資格者為宜：
① 理学療法士	① 物理治療師 ② 柔道整復師

日文	中文
<p>② 柔道整復師</p> <p>③ あん摩マッサージ指圧師</p> <p>④ はり師</p> <p>⑤ きゅう師</p> <p>⑥ 公益財団法人日本体育協会公認アスレティックトレーナー</p>	<p>③ 按摩指壓師</p> <p>④ 鍼師</p> <p>⑤ 灸師</p> <p>⑥ 公益財團法人日本體育協會公認運動傷害防護員</p>
<p>P.13 トップチーム監督</p> <p>J3 ライセンス申請クラブは、JFA の定める有効な「S 級」指導者資格またはそれに相当すると JFA が認定した指導者としての実績を有する者をトップチームの監督に置かなければならない。ただし、新たに J リーグ入会を希望するクラブについては、J リーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p>	<p>P.13 一線隊總教練</p> <p>申請 J3 俱樂部執照之俱樂部，須聘用具有效之 JFA 「S 級」教練證照或 JFA 認定之具相當教練資格且有實績者為一線隊總教練。惟新加入 J 聯盟之俱樂部得於加入後之首賽季開幕賽前雇用即可。</p>
<p>P.14 トップチームのコーチ</p> <p>(1) J3 ライセンス申請クラブは、トップチームのコーチを 1 名以上置かなければならない。ただし、新たに J リーグ入会を希望するクラブについては J リーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいうコーチは、JFA の定める有効な「B 級」指導者資格またはそれに相当すると JFA が認定した指導者としての実績を有する者であることが望ましい。</p>	<p>P.14 一線隊的助理教練</p> <p>(1) 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部，須聘用一線隊助理教練 1 人以上。惟新加入 J 聯盟之俱樂部得於加入後之首賽季開幕賽前雇用即可。</p> <p>(2) 前項稱之助理教練須為具有效之 JFA 「B 級」教練證照或 JFA 認定具相當教練資格且有實績者。</p>
<p>P.15 アカデミーダイレクター</p> <p>(1) J3 ライセンス申請クラブは、育成部門の責任者であるアカデミーダイレクターを 1 名以上置かなければならない。ただし、新たに J リーグ入会を希望するクラブについては J リーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいうダイレクターは他の役職と兼務することが可能で、育成部門での指導経験があることおよび JFA の定める有効</p>	<p>P.15 足球學校講師</p> <p>(1) 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部，須聘用負責青訓部門之足球學校講師 1 人以上。惟新加入 J 聯盟之俱樂部得於加入後之首賽季開幕賽前雇用即可。</p> <p>(2) 前項所稱之講師可兼任其他職務，且以具青訓部門指導經驗與有效之 JFA 「B 級」教練證照或 JFA 認定具相當教練資格且有實</p>

日文	中文
な「B級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績を有する者であることが望ましい。	績者為宜。
<p>P.16 アカデミーチーム監督</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、アカデミーのチームそれぞれに、JFAの定める有効な「B級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績を有する者を、当該チームを担当する監督として置かなければならぬ。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについてはJリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいう監督は他の役職と兼務することが可能であるが、専任で置くことが望ましい。</p>	<p>P.16 足球學校球隊總教練</p> <p>(1) 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部，於足球學校所有層級之球隊，須聘用具有效之 JFA 「B 級」教練證照或 JFA 認定具相當教練資格且有實績者為該球隊之總教練。惟新加入 J 聯盟之俱樂部得於加入後之首賽季開幕賽前雇用即可。</p>
<p>P.17 アカデミーチームコーチ</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、アカデミーのチームそれぞれに、JFAの定める有効な「C級」指導者資格またはそれに相当するとJFAが認定した指導者としての実績を有する者1名以上を、当該チームを担当するコーチとして置かなければならぬ。ただし、新たにJリーグ入会を希望するクラブについてはJリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに置くものとする。</p> <p>(2) 前項にいうコーチ助理は他の役職と兼務することができる。</p>	<p>P.17 青訓球隊助理教練</p> <p>(1) 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部，於足球學校所有層級球隊，須聘用具有效之 JFA 「C 級」教練證照或 JFA 認定具相當教練資格且有實績者之助理教練 1 人以上。但惟新加入 J 聯盟之俱樂部得於加入後之首賽季開幕賽前雇用即可。</p>
<p>P.18 安全・警備組織：警備員</p> <p>(1) J3ライセンス申請クラブは、ホームゲームの運営に際する安全と治安を確保するため、警備員を提供する外部の警備会社と書面による契約を締結しなければならない。ただし、新たにJリーグ入会を希</p>	<p>P.18 安全・警備組織：保全人員</p> <p>(1) 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部，須與提供保全服務之外部保全公司簽約，以確保主場比賽時之維安。但惟新加入 J 聯盟之俱樂部得於加入後之首賽季開幕賽前完成簽約即可。</p>

日文	中文
望するクラブについては Jリーグ入会後に初めて迎えるシーズンの開幕までに契約を締結するものとする。	
(2) Jリーグ公式試合においては、ホームゲームの際、前項の警備会社から派遣された警備員を、必要に応じて配置させなければならない。	(2) 於 J聯盟正式賽事時，主場賽事須配置前項所稱之保全公司所派遣之保全人員。
P.19 権利と義務  人事体制・組織運営基準 P.02 から人事体制・組織運営基準 P.18 までに記された人員の職務にあたり、J3 ライセンス申請クラブと当該人員が個別に契約を締結している場合には、付帯する覚書等の書類と合わせ、当該契約に関する書式の写しを Jリーグに提出しなければならない。	P.19 權利與義務  〔人事體制・組織營運基準〕P.02 至 P.08 所記載人員之各項職務，申請 J3 俱樂部執照之俱樂部與前述人員個別簽約時，須提供 J聯盟連同備忘錄與該契約之相關書面資料影本。
P.20 ライセンス申請書類提出後の変更通知義務  J3 ライセンス申請書類を Jリーグに提出後、人事体制・組織運営基準 P.01 から人事体制・組織運営基準 P.18 に関して、すでに提出済みの情報に変更がある場合は、当該変更の発生日から 10 日以内にその詳細を所定の方法にて Jリーグに通知しなければならない。	P.20 俱樂部執照申請書提出後之變更通知義務  提交 J3 俱樂部執照申請書面資料至 J聯盟後，依〔人事體制・組織營運基準〕P.01 至 P.18，於提交後如有內容變更情事，須於該內容變更發生後 10 日內將變更詳細內容依規定方式通知 J聯盟。
P.21 ライセンス交付シーズンにおける後任の選任義務  (1) 人事体制・組織運営基準 P.02 から人事体制・組織運営基準 P.18 に規定される人員について、シーズン途中に、クラブの支配の及ばない事由（病気、事故等）に起因して欠員が出た場合は、クラブは当該人員をただちに補充しなければならない。ただし、補充された人員が、当該人員の属する職務に相当する基準を満たさない場合は、当該人員の任期は J3 ライセンス交付シーズンの末日までとする。	P.21 執照授予賽季之繼任義務  (1) 於人事體制・組織營運基準 P.02 至 P.18 規定人員，如賽季中有俱樂部無法控制之情形發生（如生病、事故等）而造成缺員時，俱樂部應立即補任該人員之職務。惟若該補充人員與所屬職務基準不相符時，該補充人員任期僅得至 J3 俱樂部執照授予賽季之最終日。

日文	中文
(2) 前項に規定される人員について、クラブの決定（任期途中での解任、解雇等）に起因して欠員を生じさせる場合には、クラブは、当該欠員の属する職務に相当する基準を満たす人員をただちに補充しなければならない。	(2) 前項規定之人員，如為因俱樂部決策（如任期內之解聘、解僱等）相關情事所造成缺員時，俱樂部應立即補任符合該職位職務基準之人員。
(3) クラブは、前2項に定める人員交代につき、交代を決定した日から7日以内に、所定の方法にてJリーグに通知しなければならない。	(3) 俱樂部應須於7日內，將前2項規定人員更換決定日起依規定方式通知J聯盟。
第10条〔法務基準〕  法務基準を以下のとおり定める：  L.01 Jリーグ正会員としての宣言書  J3ライセンス申請クラブは、以下の内容を遵守する旨の宣言書(Jリーグ指定書式)を提出しなければならない。ただし当該宣言書は、Jリーグへの提出期限前3か月以内に、クラブの代表者が印鑑登録されている代表者印を押印したものとする。  ① FIFA、AFCおよび国内協会、ならびに国内リーグの、規約、規程、規則および決定が法的拘束力のあるものであることを認めること ② 国際的な次元の紛争、とりわけFIFAまたはAFCが関与している紛争について、CAS（スポーツ仲裁裁判所）の専属的管轄を認めること ③ FIFAおよびAFC規約に基づく、普通裁判所への提訴の禁止を認めること ④ JFAに公認されている競技会で競技すること ⑤ 出場が認められた場合には、AFCに公認されている競技会に出場すること（ただし、親善試合には関係しない） ⑥ Jリーグ規約および関連または付随する	第10條〔法務基準〕  法務基準依下列規定：  L.01 J聯盟正式會員宣誓書  申請J3俱樂部執照之俱樂部須提出遵守下列事項之承諾書（依J聯盟指定格式），且該承諾書須有向J聯盟之提出期限前3個月內俱樂部代表人之登記印鑑簽章：  ① 承認FIFA、AFC、國內協會及國內聯賽的規約、規程、規則，具有對其法定約束力 ② 承認國際紛爭，尤以有FIFA或AFC參與之紛爭，CAS（國際運動仲裁法院）具專屬管轄權 ③ 依FIFA和AFC規程，同意禁止向普通法院提出訴訟 ④ 僅參與JFA認可之賽事 ⑤ 僅參與經AFC認可之賽事（友誼賽不在此限） ⑥ 約定遵守《J聯盟規程》及關聯或附加諸規程之項目與條件 ⑦ 於「俱樂部執照申請系統」提出之所有文書、資料和訊息為完整且正確 ⑧ 授權J聯盟和JFA得驗證文書、查詢資訊，且得依國內法令向有關公部門及民間團體查詢資訊 ⑨ 同意J聯盟具得不經事先告知調查申請J3

日文	中文
<p>諸規程の条項および条件に従い、かつ遵守することを約束すること</p> <p>⑦ 「クラブライセンス申請システム」等により提出済みのすべての文書、資料、および情報は完全かつ正確であること</p> <p>⑧ JリーグおよびJFAに対し、文書を検証し、かつ、情報を求め、また、国内法令に従って関連する公共機関または民間団体に情報を求める権限を与えること</p> <p>⑨ Jリーグに対し、事前の通知なくJ3ライセンス申請クラブを調査する限があることを認めること</p> <p>⑩ 定められた期限内に、ライセンス申請書類を提出した後に発生した、重大な変更、主要な経済的重要性のある事象または状況および事後的事象について、Jリーグに通知すること</p>	<p>俱樂部執照之俱樂部權限</p> <p>⑩ 於規定期限內提交之俱樂部執照申請書面資料後所發生之任何重大變更，重大財務事件以及隨後發生之事件均應通知 J 聯盟</p>
L.02 クラブの登記情報	L.02 俱樂部之登記資訊
<p>J3ライセンス申請クラブは以下の文書を提出しなければならない。</p> <p>① J3ライセンス申請クラブの定款原本の写し</p> <p>② J3ライセンス申請クラブの履歴事項全部証明書の写し(Jリーグへの提出期限より3か月前以内に発行されたものであること)</p> <p>③ J3ライセンス申請クラブの印鑑登録証明書の写し(Jリーグへの提出期限より3か月前以内に発行されたものであること)</p>	<p>申請 J3 俱樂部執照之俱樂部須提供下列書面資料：</p> <p>① 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部之章程影本</p> <p>② 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部之各經歷事項證明文件影本（於 J 聯盟申請期限前 3 個月授予文件）</p> <p>③ 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部之印章登錄證明書影本（於 J 聯盟申請期限前 3 個月授予文件）</p>
L.03 他クラブの経営等への関与の禁止	L.03 禁止參與其他俱樂部經營
<p>J3ライセンス申請クラブは、クラブの経営、管理運営および／または競技活動に関わるいかなる自然人も法人も、直接と間接とを問わず、以下の各号のいずれにも該当しないことを宣言する旨の文書（Jリーグ指定書式）</p>	<p>申請 J3 俱樂部執照之俱樂部，其經營、管理營運或競技活動相關之自然人、法人，無論直接或間接，均須提出未有下列各款任一情事之承諾書（依 J 聯盟指定格式），且該承諾書須有向 J 聯盟之提出期限前 3 個月內俱樂部代表</p>

日文	中文
<p>を提出しなければならない。ただし当該宣言書はJリーグへの提出期限前3か月以内に、クラブの代表者が印鑑登録されている代表者印を押印したものとする。</p> <p>① 同じ競技会に出場している他のクラブの証券または株式を、重大な影響を与える割合で保有するかまたは取引すること</p> <p>② 同じ競技会に出場している他のクラブの株主の議決権の過半数を有すること</p> <p>③ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、管理運営および監督機関の構成員の過半数を任命するかまたは解任する権利を有していること</p> <p>④ 同じ競技会に出場している他のクラブの株主であり、かつ、そのクラブのその他の株主と締結した契約に従って、当該クラブの株主議決権の過半数を単独で有していること</p> <p>⑤ 同じ競技会に出場している他のクラブのメンバーであること</p> <p>⑥ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動に何らかの地位において関与していること</p> <p>⑦ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動について何らかの権限を有していること</p>	<p>人之登記印鑑簽章：</p> <p>① 持有於相同賽事中出賽之其他俱樂部之證券或股份，其額數達可造成重大影響之比例</p> <p>② 具相同賽事中出賽之其他俱樂部之過半數股東決議權</p> <p>③ 具相同賽事中出賽之其他俱樂部之經營、管理營運及監督機關成員過半數之任命或解聘權利</p> <p>④ 為相同賽事中出賽之其他俱樂部之股東，且依其俱樂部與股東締結之契約，單獨擁有該俱樂部過半數股東決議權</p> <p>⑤ 為相同賽事中出賽之其他俱樂部之會員</p> <p>⑥ 於相同賽事中出賽之其他俱樂部任職，並參與其經營、管理營運或競技活動</p> <p>⑦ 具相同賽事中出賽之其他俱樂部之經營、管理營運或競技活動部分權限</p>
<p>L.04 選手との書面による契約</p> <p>J3 ライセンス申請クラブは、すべてのプロ選手と書面による契約を締結しなければならない。登録選手との選手契約書および当該契約書に付帯する覚書すべての写しを、登録選手全員分提出しなければならない。また、アマチュア選手については、アマチュア選手が署名した誓約書および当該選手との間で諸手当について確認した書式のほか、当該選手と締結した書式の写し全てを提出しなければならない。</p>	<p>L.04 與選手之書面合約</p> <p>申請 J3 俱樂部執照之俱樂部須與所有職業球員締結書面合約，並須提供全體登錄球員之球員合約書及該合約書附帶之備忘錄影本。業餘球員部分須提供業餘球員簽名承諾書及與該球員間之津貼確認文件外，亦應提供該球員簽約文件之影本。</p>

日文	中文
<p>L.05 就業に関する規則の整備</p> <p>J3 ライセンス申請クラブは、国内法令に適合した就業規則またはそれに類する文書を提出しなければならない。</p>	<p>L.05 關於就業規則的整備</p> <p>申請 J3 俱樂部執照之俱樂部須提供符合國內法令之工作規範或其他類似文書。</p>
<p>第 11 条〔財務基準〕</p> <p>財務基準を以下のとおり定める。</p> <p>F.01 年次財務諸表（監査済み）</p> <p>(1) J3 ライセンス申請クラブは、J3 ライセンス申請クラブの有する法人格に対する国内法令に基づいた年次財務諸表一式を作成し、J リーグに提出しなければならない。なお、当該年次財務諸表は、監査役または監事の監査を受け、監査報告書が付されているものとする。</p> <p>(2) J3 ライセンス申請クラブが何らかの関連する会社等を有している場合には、J3 ライセンス申請クラブの個別財務諸表のほか、当該関連する会社の個別財務諸表および作成を行っている場合には連結財務諸表を J リーグに提出しなければならない。また、J3 ライセンス申請クラブの個別財務諸表のみで判定を行うと著しく不公平になると J リーグが判断した場合には、当該関連する会社等を含めて審査を行うものとする。</p> <p>(3) J3 ライセンス申請クラブが以下のいずれかの状況である場合は、基準 F.01 は満たさないものとする。</p> <p>① 3 期連続で当期純損失を計上した場合</p> <p>② ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日現在、純資産の金額がマイナスである（債務超過である）場合</p> <p>③ J リーグからの指摘に基づき、過年度の決算の修正が必要となった場合において</p>	<p>第 11 条〔財務基準〕</p> <p>財務基準依下列規定：</p> <p>F.01〔年度財務報表（已審核）〕</p> <p>(1) 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部，對於其法人資格須依國內法律做成年度財務報表一式並提交予 J 聯盟。年度財務報表應經監事審查，並附上監察報告書。</p> <p>(2) 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部如有其他關係企業，除了申請 J3 俱樂部執照之俱樂部之個別財務報表，該關係企業之個別財務報表做成時，亦須向 J 聯盟提出合併財務報表。另申請 J3 俱樂部執照之俱樂部如僅提供個別財務報表，J 聯盟認定顯有不公平情事時，得將該關係企業納入審查。</p> <p>(3) 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部如有下列任一情事，則視為不符合 F.01：</p> <p>① 連續三年淨虧損</p> <p>② 俱樂部執照申請日之前一事業年度結束日時，其淨資產為負值（債務超過資產）</p> <p>③ 經 J 聯盟指示須修正前一年度之決算修正時，前一年度決算修正結果符合第二款狀況</p>

日文	中文
て、過年度の決算を修正した結果、前 2 号に示す事態となつた場合	
F.02 (基準番号変更に伴い欠番)	F.02 本條已刪除
F.03 選手移籍活動によって生じる他のサッカークラブに対する期限経過未払金の皆無  J3 ライセンス申請クラブは、J3 ライセンスが対象シーズンの前年の 6 月 30 日の時点で、選手移籍活動によって生じる他のサッカークラブに対する期限経過未払金がないことを証明する書式 (J リーグ指定書式) を提出しなければならない。ただし、対象シーズンの前年の 8 月 31 日までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、あるいは管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。	F.03 未有因球員轉會致生對其他俱樂部之拖欠款項  申請 J3 俱樂部執照之俱樂部，於目標賽季前年度之 6 月 30 日前，應提出未因選手轉隊而對其他足球俱樂部產生遲延應付款項之證明書面 (依 J 聯盟指定格式)。惟截至目標賽季前年度之 8 月 31 日已完全和解、債權人同意延期清償、或符合向管轄機關提出「明顯無理由紛爭」時，不在此限。
F.04 従業員や社会保険当局、税務当局に対する期限経過未払金の皆無  (1) J3 ライセンス申請クラブは、J3 ライセンスの対象となるシーズンの前年の 6 月 30 日の時点で、現在および過去の従業員（「選手の地位および移籍に関する FIFA 規則」に従つたすべてのプロ選手、および人事体制・組織運営基準の P.02 から人事体制・組織運営基準 P.18 までに示す人員を含む）との間の、契約上の、および法律上の義務に関して、従業員および社会保険当局および税務当局に対する期限経過未払金がないことを証明する書式 (J リーグ指定書式) を提出しなければならない。ただし、J3 ライセンスの対象となるシーズンの前年の 8 月 31 日までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠では	F.04 未有對工作人員、社會保險單位、稅務單位之逾期未付款  (1) 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部，於目標賽季前年度之 6 月 30 日前，應以證明文件 (依 J 聯盟指定格式) 提出對現在及過去之從業人員 (《球員身分與轉隊相關之 FIFA 規則》中所稱之所有職業球員、包含人事體制・組織營運基準 P.02 至 P.18 規定的人員) 之間、於契約上、法律上的義務均未有從業人員社會保險單位、稅務單位之逾期未付款。惟至目標賽季前年度之 8 月 31 日已完全和解、債權人同意延期清償、或符合向管轄機關提出「明顯無理由紛爭」時，不在此限。

日文	中文
「ない紛争」に該当する場合を除く。	
(2) 従業員に対する期限経過未払金が発生しないための、就業規則と賃金規程の作成、従業員との時間外・休日労働に関する協定（36協定）の締結および勤怠の管理、に関し不足があつてはならない。ただし、2か月以内に改善が行われた場合にはこの限りではない。	(2) 為避免發生對工作人員之逾期應付而未付款項，應訂定工作規則與薪資規章，並不得欠缺與工作人員締結之加班、例假日工作相關協定（36協定）及出缺勤管理；惟於2個月內可改善相關狀況者則不在此限。
F.05 ライセンス交付の決定に先立つ表明書	F.05 俱樂部執照授予決定前之聲明書
(1) J3 ライセンス交付の決定が下される期間（当該期間はJリーグから通知をする）の開始前7日以内に、J3 ライセンス申請クラブはJリーグに対し、当該申請クラブがJ3ライセンスの審査の申請日が属する事業年度の前年度の末日以降、J3 ライセンス申請クラブの財務状況に（好影響か悪影響かを問わず）影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象または状況が生じたか否かを表明する書式（Jリーグ指定書式）を提出しなければならない。	(1) J3 俱樂部執照授予決定之期間（該期間由J聯盟通知）開始前7日以内，申請 J3 俱樂部執照之俱樂部須以書面文件（J聯盟指定格式）說明該俱樂部自提交申請日期之前一事業年度結束日以來，是否有發生可能影響該俱樂部財務狀況之事件或情況（無論正負面）。
(2) 前項に関わらず、J3 ライセンス申請クラブの財務状況に（好影響か悪影響かを問わず）影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象が発生した場合には、J3 ライセンス申請クラブは当該事象の詳細をJリーグに説明しなければならない。	(2) 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部之財務狀況有造成影響（無論影響好壞）經營重大情事發生時，申請 J3 俱樂部執照之俱樂部須向J聯盟詳細說明該事項，不受前項規範限制。
F.06 予算および予算実績、財務状況の見通し	F.06 預算與預算執行、財務狀況預測
(1) J3 ライセンス申請クラブは、J3 ライセンスの審査の申請日が属するJ3ライセンス申請クラブの事業年度の年次の損益予算を、科目ごとの明細とともに、その前事業年度の末日までに提出しなければならない。ただし、提出期日以降にJリーグ百年構想クラブに認定されたクラブにつ	(1) 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部須提出前一事業年度最終日附科目明細之年度損益預算，惟如提出日之後被認證為 J 聯盟百年構想俱樂部者，其該資料提出日由 J 聯盟另定。另該損益預算表應經由理事會或董事會（無董事會則以股東會代為之）同意。

日文	中文
<p>いっては、当該資料の提出期日を J リーグが別途指定するものとする。なお、当該損益予算は、取締役会または理事会（取締役会設置会社でない場合は株主総会）で承認されたものとする。</p>	
<p>(2) J3 ライセンス申請クラブは、J リーグが指定する期日までに、対象シーズンを含む決算期における J3 ライセンス申請クラブの財務状況の見通しを説明する資料を提出しなければならない。なお、J リーグはこの資料に基づき、当該クラブの財務状況について詳細な調査を行うことがある。</p>	<p>(2) 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部，須於 J 聯盟指定日期內，提交說明申請 J3 俱樂部執照之俱樂部包含目標賽季決算期之財務狀況預測說明資料。J 聯盟得依前述資料，詳細調查該俱樂部財務狀況。</p>
<p>(3) J3 ライセンス申請クラブが以下のいずれかの状況である場合は、基準 F.06 は満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 審査の結果、ライセンス申請日の属する事業年度または翌事業年度において、資金不足に陥る可能性または経営の継続が困難となる可能性が高いと判断される場合</li> <li>② 審査の結果、ライセンス申請者の財務状況がすでに基準 F.01 を充足する内容でないと判断される場合</li> </ul>	<p>(3) 申請 J3 俱樂部執照之俱樂部如有下列任一情事，則視為不符合 F.06：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 依審查結果，於俱樂部執照申請日之事業年度或次事業年度，判斷為有及高可能性陷入資金不足或有繼續經營困難</li> <li>② 依審查結果，判斷俱樂部執照申請者之財務狀況已不符基準 F.01 內容</li> </ul>
<p>F.07 ライセンス交付後の重要な後発事象の通知義務</p> <p>J3 ライセンスの交付を受けた後、対象シーズンにおいて、クラブの事業継続に悪影響を及ぼし得る出来事が発生した場合、発生した日から 14 日以内に、J3 ライセンスの交付を受けたクラブは J リーグに対し、その出来事の内容、および当該クラブの事業に与える影響を J リーグに説明しなければならない。</p>	<p>F.07 資格授予後之重要後續事件通知義務</p> <p>經授予 J3 俱樂部執照之目標賽季，如有發生對俱樂部經營維持上造成負面影響情事，於發生日起 14 日內，該俱樂部須向 J 聯盟說明事件內容及對俱樂部經營造成之影響。</p>
<p>F.08 財務状況の見通しの修正義務</p> <p>J3 ライセンス申請クラブが財務状況の見通しの説明に誤りがあり、修正すべきであると</p>	<p>F.08 財務狀況預測之修正義務</p> <p>申請 J3 俱樂部執照之俱樂部財務狀況預測說明如有錯誤，並認為有修改必要時，該俱樂部</p>

日文	中文
認められる場合には、当該クラブはJリーグの指示に従い、財務状況の見通しを修正のうえ、Jリーグに提出しなければならない。	應遵從 J 聯盟指示，修正財務狀況預測，並告知 J 聯盟。
第12条〔本交付規則に定めのない事項〕  本交付規則に規定されていない事項については、Jリーグ理事会がこれを決定する。	第12條〔本授予規則中未規定之事項〕  本授予規則中未規定事項由理事會定之
第13条〔改 正〕  本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。	第13條〔修 正〕  本規則之修正經理事會同意後實施。
〔改 正〕  平成27年4月28日 平成28年1月19日 平成29年1月25日 平成30年1月30日 平成31年1月24日 令和2年1月30日	〔修 正〕  平成27年(2015年)4月28日 平成28年(2016年)1月19日 平成29年(2017年)1月25日 平成30年(2018年)1月30日 平成31年(2019年)1月24日 令和2年(2020年)1月30日

## 29. J 聯盟百年構想規章

### J リーグ百年構想クラブ規程

日文	中文
<p>第1条〔趣 旨〕</p> <p>本規程は、J リーグ規約第 18 条第 1 項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「J リーグ」という）が、将来 J リーグへの入会を目指すクラブを、J リーグ百年構想クラブ（以下「百年構想クラブ」という）として認定する際の事項について定める。</p>	<p>第1條〔目 的〕</p> <p>本規章依《J 聯盟規程》第 18 條第 1 項，公益社團法人日本職業足球聯盟（以下簡稱「J 聯盟」）對擬加入 J 聯盟之俱樂部，作為 J 聯盟百年構想俱樂部（以下稱百年構想俱樂部）之認證事項。</p>
<p>第2条〔百年構想クラブの条件〕</p> <p>(1) 百年構想クラブへの認定を申請するクラブ（以下「申請クラブ」という）は、法人として次の条件を満たしていなければならない。なお、第 8 号および第 9 号に關しては、申請クラブの関連する法人にて条件を満たすことをもって足りるものとする。</p> <p>① J リーグ規約第 1 条〔J リーグの目的〕に賛同していること</p> <p>② 定款が適法かつ適正に整備されていること</p> <p>③ 日本法に基づき設立された株式会社、公益社団法人または特定非営利活動法人であり、1 年以上の運営実績があること</p> <p>④ 将來の J リーグ入会を目指し、J リーグクラブライセンスの取得を念頭に置いた各種基準の体制整備に対して、J リーグの指導を受けながら、準備を行うこと</p> <p>⑤ J リーグ入会までに、J リーグ規約第 24 条に定めるホームタウンを予定または決定していること</p> <p>⑥ サッカークラブ運営が主たる業務とされていること</p> <p>⑦ 現に日本フットボールリーグ（JFL）、9</p>	<p>第2條〔百年構想俱樂部之條件〕</p> <p>(1) 申請百年構想俱樂部認證之俱樂部（下稱「申請俱樂部」）須滿足以下條件，且須滿足有關第 8 款及第 9 款法人申請相關之條件：</p> <p>① 認同《J 聯盟規程》第 1 條〔J 聯盟目的〕</p> <p>② 章程之各項具備適法性與適當性</p> <p>③ 依據日本法所設立之股份有限公司、公益社團法人或特定非營利活動法人，具一年以上營運經驗</p> <p>④ 目標為未來加入 J 聯盟、為取得 J 聯盟俱樂部執照，接受 J 聯盟指導對於各種基準之制度進行準備</p> <p>⑤ 加入 J 聯盟前，須依《J 聯盟規程》第 24 條預定或決定主球場</p> <p>⑥ 以足球俱樂部營運為主要業務</p> <p>⑦ 現屬日本足球聯賽（JFL）、9 區域足球聯盟，或者加盟都縣市足球聯盟，並有活動實績</p> <p>⑧ 無論天候、時間，均有確保一線隊練習活動場地（無論室內或室外）</p> <p>⑨ 登錄於公益財團法人日本足球協會（以下稱協會）第 2 類或第 3 類之球隊，並有一年以上活動實績。如無法符合上述條件，須依第 5 條第 1 項所規定進行申請，從申</p>

日文	中文
<p>地域のサッカーリーグまたは都道府県サッカーリーグに加盟し、活動している実績があること</p> <p>⑧ 天候、日時を問わず、トップチームが練習できる場所を確保できる状態であること（屋内か屋外かを問わない）</p> <p>⑨ 公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）に対し 2 種または 3 種のいずれかで登録したチームがあり、1 年以上活動した実績があること。なお、これに当てはまらない場合は、第 5 条第 1 項に定める申請を行った日の属するシーズンの翌シーズンの最終日までに当該チームを協会に登録し、活動を開始することを申請クラブが文書にて確約することをもって足りる</p> <p>⑩ 普及活動（サッカースクールまたはクリニック）を 1 年以上継続して実施していること</p> <p>⑪ 適法かつ適正に決算が行われ、財務諸表および税務申告書類が作成されるとともに、短期的に資金難に陥る可能性が極めて低いと J リーグが評価できる状態であること</p> <p>⑫ 取締役（理事）に、本項第 5 号にいうホームタウンに居住または勤務している者が 1 名以上含まれていること</p> <p>⑬ 常勤役員（常勤理事）が 1 名以上、その他常勤社員（常勤職員）が 4 名以上いること。なお、常勤社員（常勤職員）のうち 1 名は経理・財務分野に関する実務経験を有する財務担当者とする。また、常勤役員（常勤理事）は複数で、そのうち 1 名以上は代表取締役（代表理事）であることが望ましい</p> <p>⑭ 申請クラブの名称、ロゴ、エンブレムについて、J リーグが指定する商標が取得済みもしくは出願中であることまたは商標登録出願のための準備がすみやかに始</p>	<p>請日開始所屬賽季到隔年賽季最終日於協會登錄，俱樂部須備齊活動文件</p> <p>⑩ 有 1 年以上持續實施推廣活動（足球學校或足球教室）之實績</p> <p>⑪ 完成符合法令之決算，財務報表及稅務申報書，並經 J 聯盟評估短期內無資金困難之可能性</p> <p>⑫ 須有一名以上之董事（理事）居住於本項第 5 款所指稱之主場城市</p> <p>⑬ 須有一名以上專職董事（專職理事），4 名以上正職職員（全職員工）。其中正職職員（全職員工）中須有一名具有經營、財務相關實務經驗。有多名專職董事（專職理事）者，以其中一名為董事長（代表理事）為宜</p> <p>⑭ 關於申請之俱樂部名稱、標誌、徽章，已取得 J 聯盟所指定商標，或已提出商標申請，或已準備提出商標申請並能迅速提出</p>

日文	中文
められる状態であること	
<p>(2) 申請クラブは、申請にあたり、以下に定める協力を得なければならない。</p> <p>① Jリーグ入会を目指すことを、申請クラブの所属する都道府県サッカー協会が承認し、支援していることが、当該サッカー協会により文書で具体的に示されていること</p> <p>② 前項第5号において予定または決定したホームタウンが、申請クラブのJリーグ入会を応援するとともに、Jリーグ入会に向けた取り組みを支援する姿勢を、文書で具体的に示していること</p>	<p>(2) 俱樂部於申請時，應確保得到下列協助：</p> <p>① 擬入會 J聯盟之俱樂部須得到都道府縣足球協會承認與支援，且該足球協會能提出具體文件證明</p> <p>② 前項第5款中所稱之主場城市應支持申請之俱樂部加入 J聯盟，並以具體書面文件表達支持加入 J聯盟之態度</p>
<p>(3) 申請クラブは、Jリーグ規約第32条に定めるスタジアム（ホームスタジアム）について、以下の第1号ないし第3号のいずれか、第4号および第5号の条件を満たしていかなければならない。</p> <p>① ホームスタジアムを決定しており、当該スタジアムについて協会および第1項第4号にいうホームタウンがホームスタジアムであることを承認していること</p> <p>② ホームスタジアムは、理事会が別途定めるJ3クラブライセンス交付規則もしくはJリーグクラブライセンス交付規則に定める基準を満たすものであるかまたは将来当該基準に適合すべく改修可能であり、改修に向けた計画を策定していることをホームスタジアムの所有者が文書で示していること</p> <p>③ 協会および第1項第4号にいうホームタウンが、申請クラブがJリーグに入会するためには、理事会が別途定めるJ3クラブライセンス交付規則またはJリーグクラブライセンス交付規則に定める基準を満たすホームスタジアムの整備が必要であることを認識し、整備に向けて取り組</p>	<p>(3) 申請俱樂部須符合《J聯盟規程》第32條所規定之球場（主球場），且須滿足下列第1款至第3款，及第4款或第5款之任一條件：</p> <p>① 決定主球場時，該球場亦應獲協會以及第1項第4款所稱之城市認可</p> <p>② 主球場須滿足理事會所規定之《J3俱樂部執照授予規則》或《J聯盟俱樂部執照授予規則》資格，或可翻修以滿足未來標準者，主球場所有者須提出相關翻修計畫文件</p> <p>③ 於申請俱樂部加入 J聯盟時，協會以及依本規程第1項第4款所稱之主球場，為滿足理事會另訂之《J3俱樂部執照授予規則》，或《J聯盟俱樂部執照授予辦法》所規定標準之主球場維護之需求，須提出解決維修問題之文件</p> <p>④ 加盟後，可於第1項第5款所稱之主球場舉辦一定數量主場賽事</p> <p>⑤ 為符合 J聯盟規程第34條所定理想之球場條件，加入第三方開始檢討分析</p>

日文	中文
<p>む意向があることを文書で示していること</p> <p>④ 加盟するリーグ戦のホーム試合を、第1項第5号にいうホームタウン内の特定スタジアムで相当数開催できること</p> <p>⑤ ホームスタジアムをJリーグ規約第34条に定める理想のスタジアムの要件を満たすスタジアムとするために、第三者を交えた具体的検討を開始していること</p>	
<p>第3条〔百年構想クラブの権利〕</p> <p>百年構想クラブは、「Jリーグ百年構想クラブ」の表記を用い、広報活動を行うことができる。ただし、Jリーグのロゴ、マーク、マスコット、エンブレム等は使用できない。</p>	<p>第3條〔百年構想俱樂部的權利〕</p> <p>百年構想俱樂部得使用「J聯盟百年構想俱樂部」之圖像，進行宣傳活動，惟不得使用J聯盟商標，象徵物、吉祥物、徽章。</p>
<p>第4条〔百年構想クラブの義務〕</p> <p>(1) Jリーグは百年構想クラブをJリーグ正会員に準じるものとして取り扱い、百年構想クラブはJリーグ規約第3条に定める遵守義務の適用を受けるものとする。</p>	<p>第4條〔百年構想俱樂部義務〕</p> <p>(1) J聯盟應對百年構想俱樂部如J聯盟正式會員待之，百年構想俱樂部則須接受《J聯盟規程》第3條之規定遵守義務。</p>
<p>(2) 百年構想クラブはJリーグからの活動全般に関する指導、助言を受け、また、Jリーグが指定する会議、研修等への出席を通じて、Jリーグの指示に従いながらJリーグ入会に向けた着実な準備を行わなければならない。</p>	<p>(2) 百年構想俱樂部須接受J聯盟全部活動相關指導、建言，出席J聯盟指定會議、研習，並依J聯盟之指示，進行J聯盟入會準備。</p>
<p>(3) 百年構想クラブは、一度予定または決定したホームタウンを、原則としてJリーグ入会までの間に変更することはできない。</p>	<p>(3) 百年構想俱樂部一度預定或決定之主場城市，原則上於J聯盟入會前不得變更。</p>
<p>(4) 百年構想クラブは、Jリーグが定めた期日までに、当該クラブの法人格に対応する法令に基づいた年次財務諸表一式を作成し、Jリーグに提出しなければならない。なお、当該年次財務諸表一式は、監査役または監事の監査を受け、監査報告書が付されていなければならない。また、百年構想クラブが関連する会社等を有して</p>	<p>(4) 百年構想俱樂部於J聯盟決定日期之前，須依俱樂部法人相關之法律，備妥年度財務報表予J聯盟。該年度財務報表，經監察員或監事之監查後，須繳交監察報告書。另百年構想俱樂部如有其他關係企業，除了申請俱樂部之個別財務報表，該關係企業之個別財務報表做成時，亦須向J聯盟提出合併財務報表，且J聯盟指示要</p>

日文	中文
<p>いる場合、当該関連する会社等の個別財務諸表および連結財務諸表を作成している場合は当該連結財務諸表をJリーグに提出しなければならない。また、Jリーグが活動報告等の書類の提出を指示したときには、定められた期日までに提出しなければならない。</p>	<p>提出活動報告等資料時，須於規定時間內提出。</p>
<p>(5) 百年構想クラブは、Jリーグが当該クラブに対して調査が必要と認める場合には、調査に協力しなければならない。ただしJリーグは、当該クラブに対し、調査内容を事前に明らかにするものとする。</p>	<p>(5) 當 J 聯盟認為有必要調查該百年構想俱樂部時，該俱樂部必須要協助調查。惟 J 聯盟須對該俱樂部事前明示調查內容</p>
<p>(6) 百年構想クラブは、Jリーグからの指示に基づき、Jリーグに対し、各事業年度終了時における株主名簿（当該クラブが公益社団法人または特定非営利活動法人である場合には社員名簿）の写しを提出しなければならない。</p>	<p>(6) 百年構想俱樂部依 J 聯盟指示，須對 J 聯盟提出在年度各事業結束時之股東名冊影本（該當俱樂部如為公益社團法人或為特定非營利活動法人須提出會員名單）</p>
<p>(7) 百年構想クラブは、その発行する株式の譲渡（合併等の組織再編に伴い株式が移転される場合を含む。）を行なう場合は、当該株式の譲渡先または新規株式の割当先を決定する前にJリーグに書面にて届け出を行わなければならない。本項において、株式とは、株式のほか、新株予約権、新株予約権付社債その他の株式を取得できる権利を含むものとする。また、公益社団法人または特定非営利活動法人である百年構想クラブが、社員を変更または新たに社員を追加する場合には、変更後の社員または新たな社員を決定する前にJリーグに書面にて届け出を行わなければならない。</p>	<p>(7) 百年構想俱樂部轉讓其發行之股票（包含伴隨合併等的組織再編成股票的移轉）或新發行股票時，決定該股份之受讓人或新股之交割對向，須以書面向 J 聯盟陳報。本項所指股票，除股票外，包含新股預約權、付新股認購權公司債及其他可獲得股份之權利。另公益社團法人或是特定非營利活動法人百年構想俱樂部，擬變更職員或追加新職員時，於決定變更後之職員或新職員前，須以書面向 J 聯盟陳報。</p>
<p>(8) 百年構想クラブは、1月1日からの1年間を対象とする年会費として、当年の4月末日までに120万円をJリーグに納入しなければならない。なお、年の途中で百年構想クラブに認定された場合の当年</p>	<p>(8) 百年構想俱樂部，自 1 月 1 日起一年為年會費收費對象，並須於當年 4 月最後一日前向 J 聯盟繳納 120 萬日圓。若為年中被認證為百年構想俱樂部，年會費則從資格認證日所屬月份開始到 12 月的月數乘以</p>

日文	中文
分の年会費は、資格認定日の属する月から 12 月までの月数に 10 万円を乗じた金額とし、資格認定日から 1 ヶ月以内に納入するものとする。	10 萬元, 於資格認證日開始 1 個月內繳納。
(9) 前項の年会費は、理由の如何を問わず返還しない。	(9) 前項的年會費無論任何理由均不退款。
第 5 条〔百年構想クラブの申請〕  (1) 申請クラブは J リーグが別に指定する書類の提出をもって、隨時申請を行うことができる。  (2) J リーグ規約第 17 条第 2 項に定める入会審査を受けようとする百年構想クラブは、同条第 1 項に定める入会申込日の前年の 11 月 30 日までに前項に定める申請を行い、理事会の承認を受けていなければならぬ。	第 5 条〔百年構想俱樂部申請〕  (1) 申請俱樂部可隨時提出所指定資料，向 J 聯盟進行申請。  (2) 欲接受《J 聯盟規程》第 17 條第 2 項所規定入會審查之百年構想俱樂部，依同條第 1 項所定入會申請日之前一年 11 月 30 日以前，須提出前項規定之申請，並經理事會同意。
第 6 条〔審 査〕  (1) 前条第 1 項に基づき申請クラブが提出した書類は、J リーグが内容の確認を行い、書類を受理した場合には、J リーグはさらに以下の審査を行う。  ① 申請クラブの責任者および第 2 条第 1 項第 5 号にいうホームタウンの行政当局責任者からの聴聞 ② 地域との協力関係およびホームスタジアム、練習場等に関する調査 ③ 申請クラブの経営状態、チームの戦力、観客数、選手育成その他 J リーグが必要と認める事項に関する調査  (2) 理事会は、前項の審査の結果を踏まえ、百年構想クラブ認定の可否を審議し、その結果を原則として申請日の 90 日後までに、申請クラブに書面で通知する。	第 6 条〔審 査〕  (1) 依前條第 1 項申請俱樂部提出之資料，J 聯盟須確認內容，受理資料文件後，J 聯盟再進行以下審查：  ① 申請俱樂部之負責人及依第 2 條第 1 項第 5 款規定之與當地政府合作關係之聽證 ② 地區主球場及練習場之相關調查 ③ 申請俱樂部經營狀態、球隊戰力、觀眾數、選手育成等其他 J 聯盟認為必要事項相關調查  (2) 理事會於前項審查結果之基礎上，得審議百年構想俱樂部認證，原則以申請後 90 日內以書面通知該申請俱樂部。

日文	中文
第7条〔資格の停止および失格〕	第7條〔資格停止與喪失〕
<p>(1) 百年構想クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、当該クラブの百年構想クラブとしての資格を最大1年間停止させまたは失格させることができる。</p> <p>① Jリーグの名誉を傷つけまたはJリーグの目的に反する行為があったとき  ② 第2条に定める条件を満たさなくなったとき  ③ 第4条に定める義務に違反したとき</p>	<p>(1) 百年構想俱樂部有下列情事發生時，得依理事會決議，暫停該俱樂部之百年構想俱樂部資格最長一年，或是取消其資格：</p> <p>① 當發生損害 J 聯盟名聲或違反 J 聯盟目的之行為時  ② 無法滿足本規章第 2 條規定條件時  ③ 違反本規章第 4 條規定義務時</p>
<p>(2) 前項の規定により百年構想クラブとしての資格を停止させまたは失格させようとする場合は、その議決を行う理事会以前に、当該クラブに弁明の機会を与えなければならない。</p>	<p>(2) 依前項規定遭暫停或裁定失去資格之百年構想俱樂部之資格時，理事會於做出決議前須給予該俱樂部說明機會。</p>
<p>(3) 第1項の規定により百年構想クラブの資格を停止させまたは失格させる場合は、Jリーグはその事実と理由を公表する。</p>	<p>(3) 依據第 1 項規定，百年構想俱樂部資格暫停或是失去資格時，J 聯盟應將其事實與理由公布。</p>
第8条〔百年構想クラブからの脱退〕	第8條〔從百年構想俱樂部退出〕
<p>(1) 百年構想クラブは、チアマンに書面で届け出ることにより、いつでも百年構想クラブから脱退することができる。</p>	<p>(1) 百年構想俱樂部向理事長提出書面告知後，可以隨時退出百年構想俱樂部。</p>
<p>(2) 前項の脱退が年の途中である場合、第4条第9項の定めにかかわらずJリーグは受領済みの年会費について、脱退日の属する月の翌月から12月までの月数に10万円を乗じた金額を当該脱退クラブに返金するものとする。</p>	<p>(2) 前項之退出如於年中，則不受第 4 條第 9 項規定限制，J 聯盟須從已收到的年會費中，返還該俱樂部從退出日隔月開始到 12 月之月數乘以 10 萬日圓之金額。</p>
<p>(3) 百年構想クラブが脱退する場合Jリーグはその事実を公表する。また、当該クラブは脱退した日から2年間は百年構想クラブに申請することができない。</p>	<p>(3) 百年構想俱樂部退出時，J 聯盟須公布該事實。該俱樂部脫離日開始 2 年內不得申請百年構想俱樂部。</p>
第9条〔改 正〕	第9條〔修 正〕
本規程の改正は、理事会の承認により、これ	本規章修正經理事會決議後實施。

日文	中文
を行う。	
第10条〔施 行〕	第10條〔實 施〕
本規程は、平成24年4月1日から施行する。	本規章自平成24年（2012年）4月1日起實施。
〔改 正〕	〔修 正〕
平成24年9月1日	平成24年（2012年）9月1日
平成26年1月21日	平成26年（2014年）1月21日
平成28年1月19日	平成28年（2016年）1月19日
平成29年1月25日	平成29年（2017年）1月25日
平成31年1月24日	平成31年（2019年）1月24日
令和2年1月30日	令和2年（2020年）1月30日

## 30. J 聯盟業餘球員誓約書

○○○○○○股份有限公司

理事長○○○○

本人以○○○○○○所屬業餘球員身分，同意並承諾遵守以下事項。

### 第1條〔誠實義務〕

○○○股份有限公司（下稱「俱樂部」），發誓遵守公益財團法人日本足球協會（下稱「協會」）及公益社團法人日本職業足球聯盟（下稱「J聯盟」）各項規定。

### 第2條〔履行義務〕

履行下列各事項：

- (1) 出賽俱樂部指定之所有賽事
- (2) 參加俱樂部指定之訓練、集訓及研習
- (3) 參加俱樂部指定之會議、準備賽事必要事項
- (4) 使用俱樂部發放之球衣及訓練衣
- (5) 參加俱樂部指定之醫學檢查、注射、預防治療、治療處置
- (6) 參加俱樂部指定之公關宣傳活動、粉絲活動、社會公益活動
- (7) 經協會遴選為各年齡層之日本代表隊球員時須參加其訓練、集訓、比賽
- (8) 接受協會、J聯盟指定之禁藥檢測
- (9) 集、移地訓練時使用俱樂部指定交通、住宿
- (10) 關於就業須事先向俱樂部報告
- (11) 其他俱樂部認定必要之事項

### 第3條〔禁止事項〕

禁止下列事項：

- (1) 向外部人士揭露俱樂部、協會及聯盟之內部事項
- (2) 向外部人士揭露比賽訓練之相關事項（賽事戰略、戰術、球員任用、訓練內容）
- (3) 抵觸協會禁藥防治規程之行為
- (4) 接受以足球活動為對價之報酬（利益）等
- (5) 參與影響比賽結果之不正當行為
- (6) 對俱樂部、協會、J聯盟不利之行為

### 第4條〔津貼〕

下列事項為業餘球員得向俱樂部領取之津貼：

- (1) 交通費（訓練、比賽、研習）
- (2) 住宿費（集訓、比賽、研習）
- (3) 裝備補貼

- (4) 餐費補貼
- (5) 保險金
- (6) 其他俱樂部承認之津貼

上述各津貼金額須為經費適當、並符合常識範圍內之水準，各津貼應含所得稅、住宿費、消費稅等其他稅金

#### 第 5 條〔肖像使用〕

承諾下列各事項：

- (1) 本誓約書履行義務有關之本人之肖像、影像、姓名等（下稱「肖像等」）於報導、廣播等得無償使用
- (2) 受到俱樂部指名的場合，原則上無償協助俱樂部、協會及 J 聯盟等的廣告宣傳、公關宣傳、推廣活動（以下稱之「廣告宣傳等」）
- (3) 俱樂部有權利使用本人肖像等，包括商品化的利用，另亦同意協會、J 聯盟等有權使用。
- (4) 如有下列各款情形，須事先得到俱樂部之書面同意：
  - ① 電視、廣播節目、活動演出
  - ② 本人肖像等之使用及其許諾（包含網路）
  - ③ 新聞、雜誌取材之同意
  - ④ 第三方廣告之宣傳參與

#### 第 6 條〔有效期限〕

本誓約書之有效期限為\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日至\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

如球員有轉隊要求，俱樂部必須同意轉會，本誓約書至此結束

以上

OO 年 OO 月 OO 日

地址：

姓名：

※如球員為未成年人，則由父母或監護人簽名

OO 年 OO 月 OO 日

地址：

姓名：

# 31. J 聯盟業餘球員誓約書( J 俱樂部足球學校所屬球員專用 )

○○○○○○股份有限公司

理事長○○○○

本人以○○○○○○所屬業餘球員身分，同意並承諾遵守以下事項。

## 第1條〔誠實義務〕

○○○股份有限公司（下稱「俱樂部」），發誓遵守公益財團法人日本足球協會（下稱「協會」）及公益社團法人日本職業足球聯盟（下稱「J聯盟」）各項規定。

## 第2條〔履行義務〕

履行下列各事項：

- (1) 出賽俱樂部指定之所有賽事
- (2) 參加俱樂部指定之訓練、集訓及研習
- (3) 參加俱樂部指定之會議、準備賽事必要事項
- (4) 使用俱樂部發放之球衣及訓練衣
- (5) 參加俱樂部指定之醫學檢查、注射、預防治療、治療處置
- (6) 參加俱樂部指定之公關宣傳活動、粉絲活動、社會公益活動
- (7) 經協會遴選為各年齡層之日本代表隊球員時須參加其訓練、集訓、比賽
- (8) 接受協會、J聯盟指定之禁藥檢測
- (9) 集、移地訓練時使用俱樂部指定交通、住宿
- (10) 關於就業須事先向俱樂部報告
- (11) 其他俱樂部認定必要之事項

## 第3條〔禁止事項〕

禁止下列事項：

- (1) 向外部人士揭露俱樂部、協會及聯盟之內部事項
- (2) 向外部人士揭露比賽訓練之相關事項（賽事戰略、戰術、球員任用、訓練內容）
- (3) 抵觸協會禁藥防治規程之行為
- (4) 接受以足球活動為對價之報酬（利益）等
- (5) 參與影響比賽結果之不正當行為
- (6) 對俱樂部、協會、J聯盟不利之行為

## 第4條〔津貼〕

下列事項為業餘球員得向俱樂部領取之津貼：

- (1) 交通費（訓練、比賽、研習）
- (2) 住宿費（集訓、比賽、研習）
- (3) 裝備補貼
- (4) 餐費補貼
- (5) 保險金

## (6) 其他俱樂部承認之津貼

上述各津貼金額須為經費適當、並符合常識範圍內之水準，各津貼應含所得稅、住宿費、消費稅等其他稅金

## 第 5 條〔肖像使用〕

承諾下列各事項：

- (1) 本誓約書履行義務有關之本人之肖像、影像、姓名等（下稱「肖像等」）於報導、廣播等得無償使用
- (2) 受到俱樂部指名的場合，原則上無償協助俱樂部、協會及 J 聯盟等之廣告宣傳、公關宣傳、推廣活動（以下稱之「廣告宣傳等」）
- (3) 俱樂部有權利使用本人肖像等，包括商品化利用，另亦同意協會、J 聯盟等有權使用。
- (4) 如有下列各款情形，須事先得到俱樂部之書面同意：
  - ① 電視、廣播節目、活動演出
  - ② 本人肖像等之使用及其許諾（包含網路）
  - ③ 新聞、雜誌取材之同意
  - ④ 第三方廣告之宣傳參與

## 第 6 條〔有效期限〕

本誓約書之有效期限為\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 至 \_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
以上

OO 年 OO 月 OO 日

地址：

姓名：

※如球員是未成年人，則由父母或監護人簽名

OO 年 OO 月 OO 日

地址：

姓名：

## 中華民國足球協會日本職業足球聯賽規章資料翻譯計畫

執行單位：中華民國足球協會

補助單位：教育部體育署

工作小組—

計畫召集人：焦佳弘

計畫指導：張生平教授、蕭永福教授

法律諮詢：趨勢法律事務所

專業諮詢：石明謹先生、台北市女子足球員職業工會、鐘劍武先生、  
詹淳琪律師（依首字筆畫）

編譯團隊：山中鴻齊、李志成、吳悠、林子渝、林欣楷、涂曉蝶、鄭  
宗賢、關睦平（依首字筆畫）